43

桶川都市計画事業
（仮称）桶川北本インターチェンジ周辺東部地区
土地区画整理事業

環境影響評価準備書

概　要　版

令和 8 年 10 月

桶　川　市

目　　次

序章 環境影響評価準備書の目的と経緯 ····· 序-1

第 1 章 都市計画決定権者の名称 ····· 1
1.1 都市計画決定権者の名称及び所在地 ····· 1
1.2 事業者の名称及び所在地 ····· 1

第 2 章 都市計画対象事業の目的及び概要 ····· 3
2.1 都市計画対象事業の名称 ····· 3
2.2 都市計画対象事業の目的 ····· 3
2.3 都市計画対象事業の実施区域 ····· 4
(1) 計画地の位置 ····· 4
(2) 計画地及び周辺の概況 ····· 4
2.4 都市計画対象事業の規模 ····· 9
2.5 都市計画対象事業の実施期間 ····· 9
2.6 都市計画対象事業の実施方法 ····· 10
(1) 土地利用計画 ····· 10
(2) 想定される進出企業の業種及び建築計画 ····· 12
(3) 造成計画 ····· 14
(4) 道路計画 ····· 17
(5) 供給施設計画 ····· 22
(6) 処理施設計画 ····· 22
(7) 廃棄物処理計画 ····· 25
(8) 交通計画 ····· 25
(9) 公園・緑地計画 ····· 27
(10)その他 ····· 30
2.7 工事計画 ····· 31
(1) 工区 ····· 31
(2) 工事工程 ····· 31
(3) 工事の概要 ····· 33
(4) 資材運搬等の車両の計画 ····· 34
(5) 建設機械の計画 ····· 37
(6) 作業時間等 ····· 38
(7) 工事中における環境保全対策 ····· 38

第 3 章 地域の概況 ····· 39
3.1 社会的状況 ····· 41
3.2 自然的状況 ····· 43

第 4 章 関係地域 ····· 46
4.1 環境に影響を及ぼす地域の基準 ····· 46
4.2 環境に影響を及ぼす地域 ····· 46

第 5 章 調査計画書についての環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要 49

第 6 章 調査計画書についての知事の意見 ····· 50

第 7 章 第 5 章及び第 6 章の意見についての都市計画決定権者の見解 ····· 51
7.1 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見についての都市計画決定権者の見解 51
7.2 知事の意見についての都市計画決定権者の見解 ····· 69

第 8 章 環境影響評価の調査項目及び調査方法 ····· 75
8.1 調査項目 ····· 75
(1) 環境影響要因の把握 ····· 75
(2) 調査・予測・評価の項目 ····· 75
(3) 項目選定の理由 ····· 77
8.2 調査方法 ····· 81

第 9 章 第 8 章の選定についての知事の技術的助言の内容 ····· 84

第 10 章　調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果 ····· 85
10.1　大気質 ····· 85
10.2　騒音・低周波音 ····· 92
10.3　振動 ····· 96
10.4　悪臭 ····· 99
10.5　水質 ····· 100
10.6　水象 ····· 105
10.7　土壌 ····· 108
10.8　地盤 ····· 109
10.9　動物 ····· 109
10.10 植物 ····· 111
10.11 生態系 ····· 112
10.12 景観 ····· 114

10.13 自然とのふれあいの場 ····· 115
10.14 史跡・文化財 ····· 117
10.15 日照阻害 ····· 118
10.16 電波障害 ····· 119
10.17 廃棄物等 ····· 120
10.18 温室効果ガス等 ····· 122

第 11 章　環境の保全のための措置 ····· 125
11.1　予測・評価に際して講ずることとした環境の保全のための措置 ····· 125
11.2　低減措置の実施計画 ····· 125

第 12 章　対象事業の実施による影響の総合的な評価 ····· 126

第 13 章　事後調査の計画 ····· 127
13.1　事後調査項目並びに選定項目のうち事後調査項目から除外する項目及びその理由 127
13.2　事後調査の方法等 ····· 133
13.3　事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合
の対応方針 ····· 158
13.4　事後調査の実施体制 ····· 158

第 14 章　環境影響評価の受託者の名称、代表者の氏名及び所在地 ····· 159

序章　環境影響評価準備書の目的と経緯

序章　環境影響評価準備書の目的と経緯

1　環境影響評価準備書の目的

本書は、「埼玉県環境影響評価条例」（平成 6 年 12 月、埼玉県条例第 61 号）に基づき、令和 4 年 9 月 8 日付で知事に提出した「桶川都市計画事業（仮称）桶川北本 IC 周辺東部地区土地区画整理事業環境影響評価調査計画書及び環境に影響を及ぼす地域に関する基準に該当すると認める地域を記載した書類」（以下「調査計画書」という。）の記載事項について、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見及び知事の意見の内容を踏まえて検討を加え、埼玉県環境影響評価条例に基づき、「桶川都市計画事業（仮称）桶川北本インターチェンジ周辺東部地区土地区画整理事業環境影響評価準備書」（以下「準備書」という。）として取りまとめたものである。

2　準備書作成までの経緯

準備書作成までの経緯は、序章表-1(1)～(2)に示すとおりである。

序章表-1(1)　準備書作成までの流れ

項目	年月日	備考
調査計画書の提出	令和4年 9月 8日(木)	都市計画決定権者→知事
関係地域決定の通知	令和4年 9月 9日(金)	知事→都市計画決定権者 関係地域：桶川市、鴻巣市、上尾市、北本市、川島町、吉見町
調査計画書の公告・縦覧	令和4年 9月16日(金)～ 令和4年11月14日(月)注)	公告：令和4年 9月16日(金) 縦覧：令和4年 9月16日(金)～ 令和4年11月14日(月) 縦覧場所： ・埼玉県環境部環境政策課 ・埼玉県中央環境管理事務所 ・埼玉県東松山環境管理事務所 ・桶川市環境経済部環境対策推進課 ・鴻巣市環境経済部環境課 ・上尾市環境経済部環境政策課 ・北本市市民経済部環境課 ・川島町町民生活課 ・吉見町環境課 閲覧場所： ・県立図書館各館（熊谷・久喜） ・県政情報センター ・鴻巣市あたご公民館 その他： ・桶川市ホームページで公開

注)「調査計画書」の内容に訂正があったことから期間を延長し縦覧した。

序章表-1(2)　準備書作成までの流れ

項目		年月日	備考
調査計画書に関する説明会		令和4年 9月28日(水)	桶川市（桶川市役所旧分庁舎） 上尾市（大石公民館）
		令和4年 9月29日(木)	川島町（八ツ保公民館） 吉見町（東公民館）
		令和4年 9月30日(金)	鴻巣市（あたご公民館） 北本市（西部公民館）
		令和4年10月 1日(土)	桶川市（桶川市役所旧分庁舎）
環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の提出		令和4年 9月16日(金)～ 令和4年11月28日(月)	意見書7件
環境影響評価技術審議会		令和4年 9月27日(火)諮問 ～ 令和4年12月20日(火)答申	
	現地視察	令和4年10月 5日(水)	
	第1回小委員会	令和4年10月20日(木)	調査計画書概要説明、質疑応答
	第2回小委員会	令和4年11月18日(金)	
知事の意見受理		令和4年12月22日(木)	
調査計画書記載事項変更に係る手続等免除承認申請		令和8年 9月16日(水)	
同申請承認		令和8年 9月25日(金)	

3　準備書作成の手順

準備書は、「埼玉県環境影響評価条例」、「埼玉県環境影響評価条例施行規則」（平成7年11月、埼玉県規則第98号）及び「埼玉県環境影響評価技術指針」（平成11年12月、埼玉県告示第1588号）に基づき作成した。

具体的には、調査計画書に対する環境の保全の見地からの意見を有する者の意見及び知事の意見を勘案・配慮し、環境影響評価項目や調査方法の内容を検討し直すとともに、事業計画の進捗に伴い事業計画の一部変更を踏まえた上で、環境影響評価に係る調査、予測及び評価を行い、必要に応じて環境保全措置を検討するとともに事後調査計画を策定した。

4　調査計画書の変更

調査計画書の記載内容の変更に伴い、「埼玉県環境影響評価条例」第21条第1項のただし書きの規定に基づき、「調査計画書記載事項変更に係る手続等免除承認申請書」及び「変更内容検討書」を埼玉県知事に提出し、承認を得た。

第１章　都市計画決定権者の名称

第２章　都市計画対象事業の目的及び概要

第１章 都市計画決定権者の名称

1.1 都市計画決定権者の名称及び所在地

名　　称：桶川市

代表者の氏名：桶川市長　小野 克典

所　在　地：埼玉県桶川市泉一丁目 3 番 28 号

1.2 事業者の名称及び所在地

名　　称：株式会社桶川綜合開発

代表者の氏名：代表取締役　柳内 光子

所　在　地：東京都新宿区西新宿一丁目 26 番２号新宿野村ビル 26 階

第 2 章 都市計画対象事業の目的及び概要

2.1 都市計画対象事業の名称

都市計画対象事業の名称：桶川都市計画事業

（仮称）桶川北本インターチェンジ周辺東部地区土地区画整理事業

都市計画対象事業の種類：土地区画整理事業

（埼玉県環境影響評価条例施行規則 別表第一 第 20 号）

2.2 都市計画対象事業の目的

埼玉県では、「埼玉県土地利用基本計画計画書」（令和 6 年 6 月、埼玉県）を定めている。桶川市を含む圏央道ゾーンは、一般国道 468 号首都圏中央連絡自動車道（圏央道）（以下「圏央道」という。）の整備による一層の発展が期待される地域となっている一方で、荒廃農地が占める割合が相対的に高い地域もあり、その対策が課題となっている。圏央道ゾーンでの工業・流通業務施設の新たな土地需要に対しては、高速道路インターチェンジ（以下「IC」という。）や主要幹線道路周辺の地域に誘導することとしており、誘導に当たっては、自然的土地利用への慎重な配慮の下で計画的に行うものとし、市街化調整区域にあっては市街化区域への編入、非線引き都市計画区域にあっては用途地域を定めることを基本としている。

また、「埼玉の持続的成長を支える産業基盤づくり取組方針」（令和 4 年 4 月、埼玉県）は、市町村の産業基盤づくりを県が積極的に支援するため、平成 18 年に策定した「田園都市産業ゾーン基本方針」を継承し定めたものであり、その中で、高速自動車国道や自動車専用道路の IC からおおむね 5km の範囲を新たな産業基盤づくりを検討する地域として挙げている。また、IC の出口からおおむね 1.5km 以内を「産業誘導地区」の選定条件としている。

桶川市では、「桶川市第六次総合計画」（令和 5 年 3 月、桶川市）において、圏央道や上尾道路などによる交通利便性をいかした土地利用の誘導を図るエリアとして、圏央道 IC の周辺地域の一部を複合開発エリアに位置付け、周辺環境との調和を図りながら物流業や製造業などの産業施設の立地誘導を図ることとしている。

本事業は、これらの背景を受け、周辺環境との調和を図りつつ、当地区の持つ立地特性を活かした計画的な土地利用の誘導により、桶川市の更なる発展に寄与することを目的とする。

2.3 都市計画対象事業の実施区域

(1) 計画地の位置

都市計画対象事業の実施区域（以下「計画地」という。）の位置は、図 2.3-1、写真 2.3-1 及び写真 2.3-2 に示すとおりである。

計画地は、埼玉県桶川市の西部に位置している。計画地の北側は圏央道、北西側は圏央道の桶川北本 IC、西側は南北方向に走る一般国道 17 号（以下「上尾道路」という。）に隣接している。また、圏央道を利用した計画地へのアクセスを確保するため、計画地の南側に、既存道路を拡幅整備して、アクセス道路を新設する計画である。

(2) 計画地及び周辺の概況

1) 地形

計画地の地形は、火山灰台地の中央に谷底平野（谷地田）が分布している。谷底平野は東側と北側に上流部があり、計画地南東側で合流し、計画地外の石川川沿いの低地に連続している。計画地内の水路は谷底平野を流れ、計画地南東側で合流し、石川川に注いでいる。

計画地の標高は、台地上が T.P.+20～23m 程度、谷底平野（谷地田）が T.P.+17～18m 程度であり、起伏の少ない平坦な地形を呈している。

2) 土地利用の状況

計画地の土地利用は、台地上では、主として耕作地（水田及び畑地）や温室等の農業施設、住宅地及び屋敷林である。計画地南側の市道 65 号線沿いには、既存工場が存在する。

谷底平野には水路が整備されており、谷底平野の一部は主にヨシ等が生育する湿性高茎草地やヤナギ低木林等となっている。

3) 自然環境

計画地の現存植生は、畑雑草群落、緑の多い住宅地、路傍・空地雑草群落、水田雑草群落及び果樹園で構成されている。動物相は、これらの農耕地を生息環境とする種により構成される。

なお、埼玉県環境部みどり自然課へのヒアリング（令和 4 年 2 月）により、計画地から 1.5km 以内にオオタカの県営巣登録地が 3 か所存在していることから、専門家の指導助言を仰ぎつつ、「埼玉県オオタカ等保護指針」（平成 11 年 3 月、埼玉県）等に準じた調査を実施し、オオタカの営巣を確認した。計画地は、このうち令和 3 年度に確認した営巣地の高利用域に含まれており、調査結果に基づき、第 11 章に示す環境の保全のための措置を講じる計画である。

4) 特に配慮を要する施設

計画地内には、学校、病院、福祉施設等の特に配慮を要する施設は立地していない。

計画地周辺には、計画地の南側約 100m に「いなほ保育園」、南東側約 400m に「桶川市立川田谷小学校」、東側約 600m に「認定こども園ひだまり」及び「桶川市立桶川西中学校」が存在する。また、計画地の東側から南側には農耕地があり、住宅が点在している。

5) 計画地周辺の状況

計画地の北側には圏央道、北西側には圏央道の桶川北本 IC、計画地西側には上尾道路が隣接して存在する。

計画地の西側約 2km には一級河川荒川が南北に、東側約 1km には一級河川江川が南北に流れ、河川沿いの谷底平野は水田を主体とする耕作地となっている。

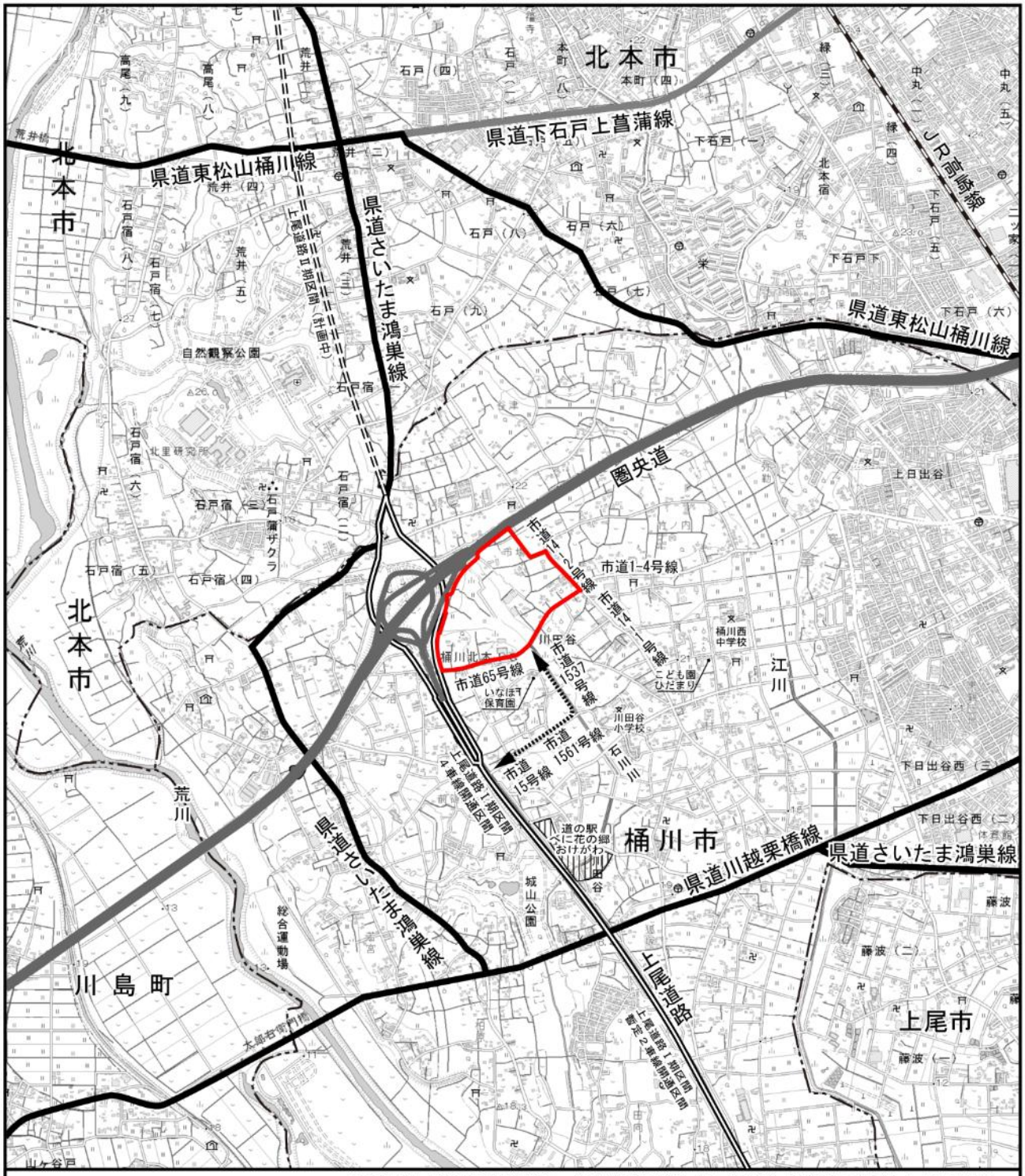
江川より西側の台地上は、耕作地（水田及び畑地）、住宅地及び屋敷林が混在する地域となっている。江川より東側は、市街化が進んだ地域となっており、計画地の東側約 3km には JR 高崎線が南北に走っている。

6) 計画地周辺の開発の状況

計画地の北側に隣接する圏央道は平成 27 年度に開通した。

西側に隣接する上尾道路は、国道 17 号のバイパス道路として、延長 20.1km が計画されている。桶川北本 IC の南側から主要地方道（埼玉県道 12 号）川越栗橋線（以下「県道川越栗橋線」という。）との接続部までは、Ⅰ期区間 4 車線開通区間となっており、平成 28 年度に開通した。県道川越栗橋線との接続部より南側は、Ⅰ期区間暫定 2 車線開通区間となっている。桶川北本 IC の北側は、上尾道路Ⅱ期区間として新設道路が計画されている。現在は、桶川北本 IC の北側で、主要地方道（埼玉県道 57 号）さいたま鴻巣線（以下「県道さいたま鴻巣線」という。）に接続している。将来的には、上尾道路の全区間について、中央部に高架構造の 4 車線自動車専用道路が計画されている。

また、上尾道路と県道川越栗橋線の接続部付近では、道の駅「べに花の郷おけがわ」の開業に伴い石川川の一部暗渠化等の工事が行われた。



この地図は「電子地形図25000」（令和4年2月調製、国土地理院）を使用して作成したものである。

凡　例

- 計画地
- アクセス道路
- 市町界
- ＪＲ線
- 高規格幹線道路
- 一般国道
- 主要地方道
- 一般県道

資料：「桶川市道の駅整備事業説明資料」（令和7年2月版、桶川市）
「北本都市計画図」（平成29年10月、北本市）

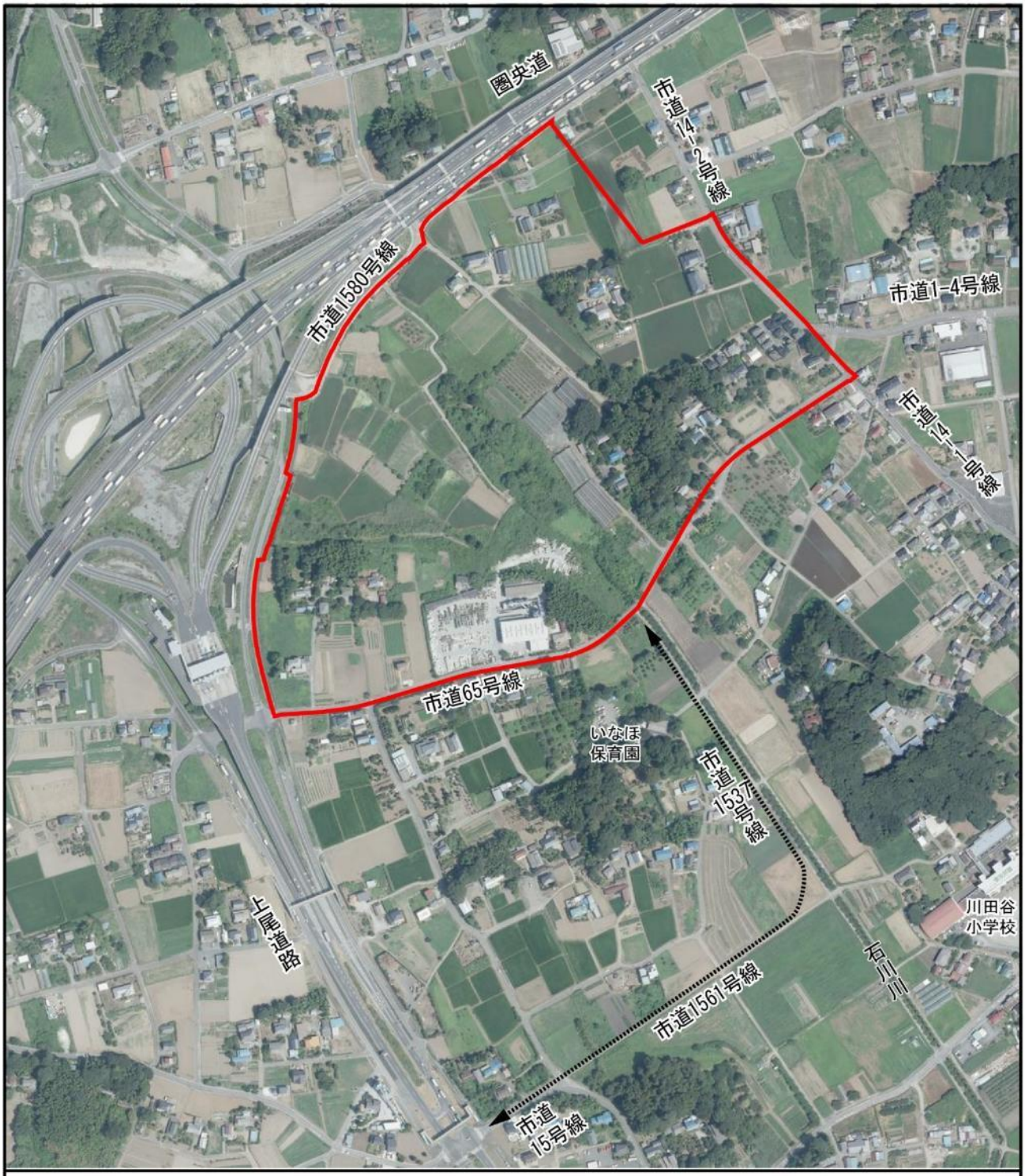
1：25，000
0　250　500　750m

N

図 2.3-1　計画地の位置



写真 2.3-1　計画地の位置（航空写真）



凡　例

計画地

アクセス道路

出典：国土地理院（全国最新写真（シームレス）令和４年６月閲覧、撮影期間:2019年6月～10月）

写真 2.3-2　計画地の位置（航空写真）詳細

1：6，000

0　60　120　180m

N

2.4 都市計画対象事業の規模

計画地の面積は、約 20.33ha である。

2.5 都市計画対象事業の実施期間

対象事業の実施工程は、表 2.5-1 に示すとおりである。

土地区画整理事業における基盤整備工事（移転を含む）は、令和 9 年度から令和 14 年度、進出企業の建築工事は令和 11 年度から令和 15 年度の予定である。

表 2.5-1　対象事業の実施工程

	令和 4 年度 2022 年度	令和 5 年度 2023 年度	令和 6 年度 2024 年度	令和 7 年度 2025 年度	令和 8 年度 2026 年度	令和 9 年度 2027 年度	令和10 年度 2028 年度	令和11 年度 2029 年度	令和12 年度 2030 年度	令和13 年度 2031 年度	令和14 年度 2032 年度	令和15 年度 2033 年度
環境影響評価（評価書までの手続）	■	■	■	■	■	■						
都市計画決定の手続				■	■	■						
土地区画整理事業基盤整備工事							■	■	■	■	■	
進出企業建築工事									■		■	■

備考）実施期間は現在の予定であり、変更する可能性がある。

2.6 都市計画対象事業の実施方法

(1) 土地利用計画

計画地の土地利用計画は、表 2.6-1 及び図 2.6-1 に示すとおりである。

計画地の中央に区画道路（区画道路 13.5-1 号）とその両側に企業用地を配置し、東側に複合工業用地を配置する。

計画地の面積は都市計画事業の範囲である約 20.33ha である。都市計画事業の範囲のうち、事業者が施行する土地区画整理事業の面積が約 20.17ha であり、土地区画整理事業の敷地に接する区画道路 9.5-2 号の車道部分[注)]の面積が約 0.16ha である。

土地利用の内訳は、宅地の合計が約 17.89ha（約 88.0%）、公共用地（区画道路 9.5-2 号の車道部分を含む）が約 2.44ha（約 12.0%）である。

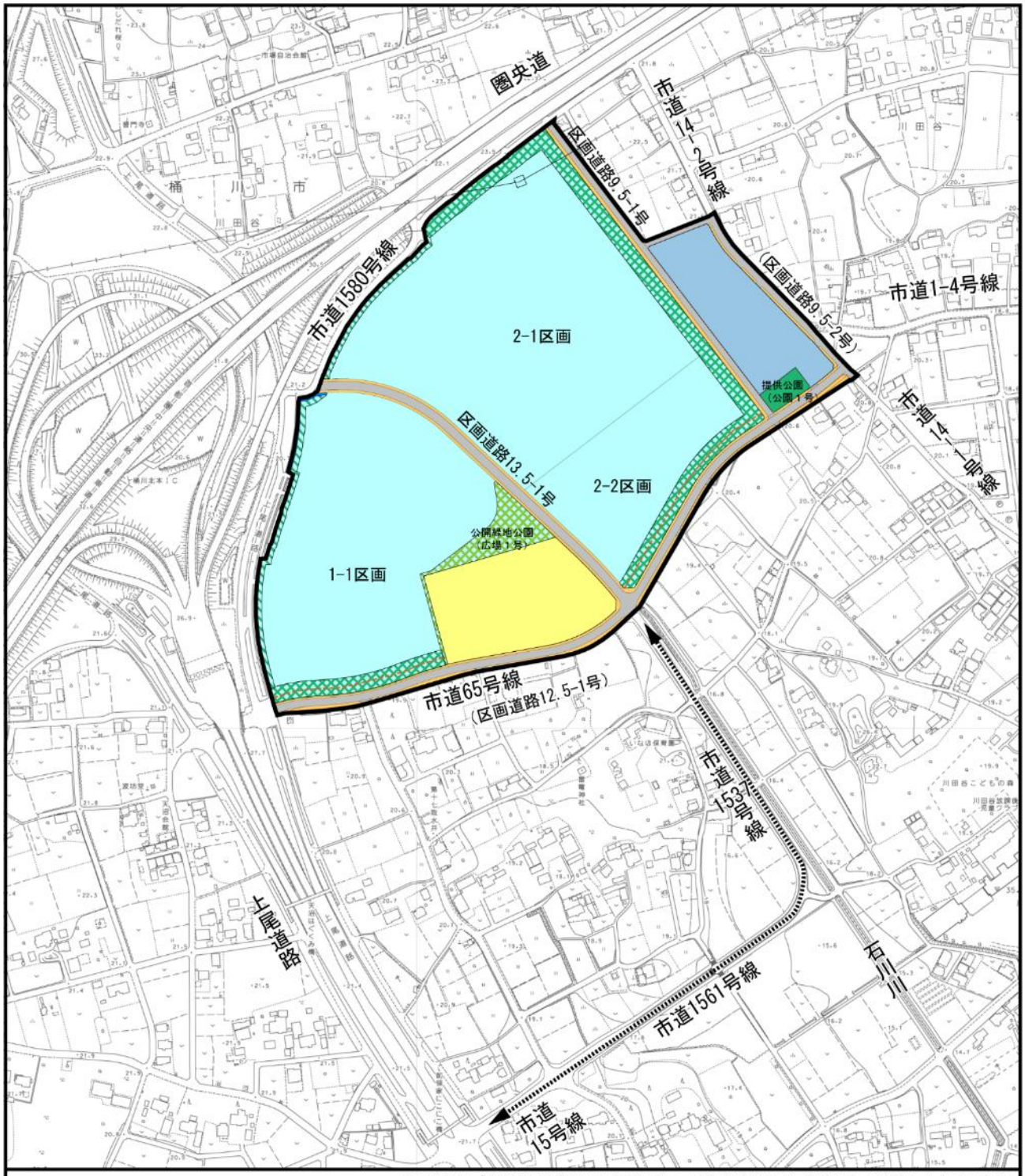
宅地のうち、企業用地は約 15.21ha（約 74.8%）、複合工業用地は 1.08ha（約 5.3%）であり、企業用地内に公開緑地公園（広場 1 号)約 0.38ha（約 1.9%）と、緩衝緑地帯約 1.60ha（約 7.9%）を計画している。

公共用地としては、提供公園用地(公園 1 号)約 0.11ha(約 0.6%)、水路付替用地約 0.05ha（約 0.2%)、道路用地（区画道路 9.5-2 号の車道部分を含む）約 2.28ha（約 11.2%）を計画している。

表 2.6-1　土地利用計画

土地利用の種類				面積（ha）		構成比（%）	
計画地（都市計画事業）	土地区画整理事業	宅地	企業用地 うち公開緑地公園（広場 1 号） うち緩衝緑地帯	15.21 (うち 0.38) (うち 1.60)	20.17	74.8 (うち 1.9) (うち 7.9)	99.2
			既存工場用地	1.60		7.9	
			複合工業用地	1.08		5.3	
			宅地合計	17.89		88.0	
		公共用地	提供公園用地（公園 1 号）	0.11		0.6	
			水路付替用地	0.05		0.2	
			道路用地	2.12		10.4	
	－		道路用地 （区画道路 9.5-2 号の車道部分）	0.16	0.16	0.8	0.8
			公共用地合計	2.44	－	12.0	－
合計				20.33	20.33	100.0	100.0

注）区画道路 9.5-2 号の歩道部分（新設）は、土地区画整理事業の面積に含まれる。



この地図は「2500分の1管内図（桶川市）」（平成29年３月）を使用して作成したものである。

凡　例

- 計画地
- アクセス道路

宅地

- 企業用地
- 公開緑地公園（広場1号）
- 緩衝緑地帯（幅員15m）
- 緩衝緑地帯（幅員5m）
- （遊歩道）
- 既存工場用地
- 複合工業用地

公共用地

- 提供公園用地
- 水路付替用地
- 道路用地（車道）
- 道路用地（歩道）

図 2.6-1　土地利用計画図

1：6，000

0　60　120　180m

N

(2) 想定される進出企業の業種及び建築計画

本事業では、令和9年度を目途に「桶川北本インターチェンジ周辺東部地区地区計画」を都市計画決定し、建築物等の用途制限を定める計画である。

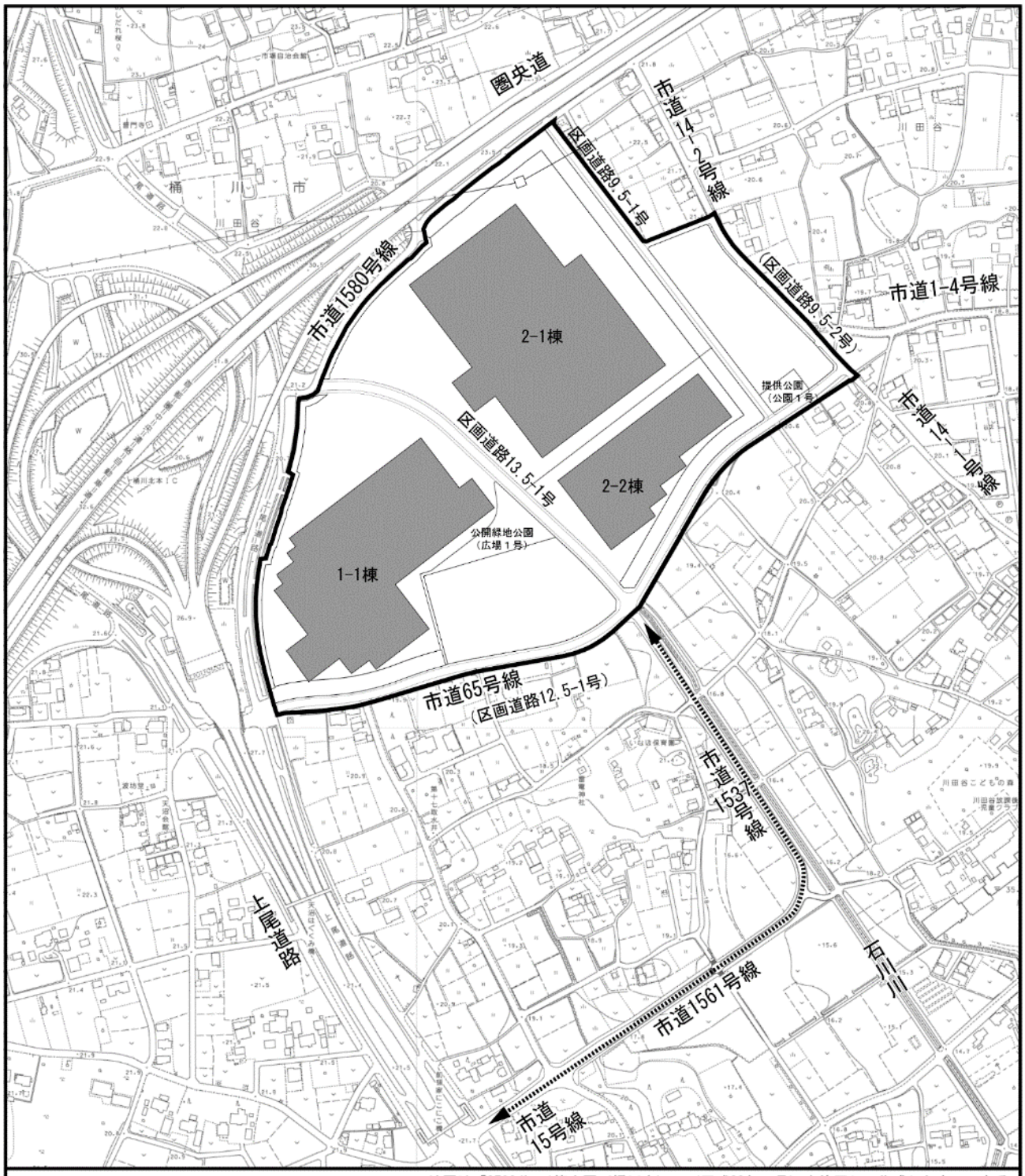
想定される進出企業の業種及び企業用地の区画ごとに想定される計画建築物（以下「想定計画建築物」という。）は、表2.6-2及び図2.6-2に示すとおりである。

進出企業の業種としては、現時点では流通業を中心に想定しており、製造業については、地区計画において、環境負荷の大きい企業の立地を制限する計画である。

表2.6-2　想定される進出企業の業種及び想定計画建築物

区画	業種	敷地面積 (ha)	想定計画建築物			
			建物名称	建築面積 (m^2)	延床面積 (m^2)	最高高さ (m)
1-1	流通業、製造業	約 5.58	1-1棟	約27,100	約108,000	38
2-1		約 7.14	2-1棟	約34,000	約145,100	38
2-2		約 2.49	2-2棟	約12,490	約 48,500	38
合計		約15.21	合計	約73,590	約301,600	—

注）想定計画建築物の最高高さは、地区計画で制限する計画の最高高さにあわせた。



この地図は「2500分の1管内図（桶川市）」（平成29年３月）を使用して作成したものである。

凡　例

- 計画地
- アクセス道路
- 想定計画建築物

図 2.6-2　想定計画建築物図

1：6，000

0　60　120　180m

N

(3) 造成計画

造成計画の概要は表 2.6-3 に、造成計画平面図は図 2.6-3 に、造成計画断面図は図 2.6-4 に示すとおりである。

企業用地の造成高さは T.P.+20.5m、複合工業用地の造成高さは T.P.+20.9m 又は 21.4m、既存工場用地は T.P.+19.5m の計画である。ただし、遺跡の保存範囲及び公開緑地公園の範囲は例外とする。切土面積は約 8.4ha、盛土面積は約 10.6ha であり、切土高は最大約 6.3m、盛土高は最大約 3.8m であるが、局所的であり、法面の高さは切土部で最大約 2.9m、盛土部で最大約2.2mである。勾配は切土、盛土、ともに最大で1:1.8である。切土量は約127,800m^3、盛土量は約 127,400m^3を計画しており、盛土量の不足分は、構造物建設時の残土及び道路掘削残土を利用し、場外からの搬入は行わない計画である。

区画道路は、周囲の道路の高さにあわせ、交通上の支障がないよう計画する。

盛土工法は、計画地内の地質調査結果を踏まえて、プレロード工法（載荷盛土）とし、短期間に沈下を促すとともに、圧密沈下等を十分に考慮したものとする。また、地盤改良が必要な箇所については、基本的に置換工法で良質な材料に置き換える。

雨水排水が速やかに排除できるよう地形、道路勾配を計画する。

なお、公開緑地公園（広場 1 号）は、現況の地形を生かした計画とする。現況の湿地を保全する部分は T.P.+17m 前後とし、企業用地との境界部は、安全性を考慮し必要な箇所についてはＬ型擁壁等で処理する計画である。

工事に際しては、「宅地造成及び特定盛土等規制法」（令和 4 年 5 月、法律第 55 号）に基づく許可申請を行い、周辺住民への事前周知の上、安全対策に関する技術的基準を遵守し施工する。

表 2.6-3　造成計画の概要

区分	造成面積(ha)	土量（m^3）	切盛高(m)	法面高さ(m)	法面勾配
切土	約　8.4	約 127,800	最大　約 6.3	最大　約 2.9	最大
盛土	約 10.6	約 127,400	最大　約 3.8	最大　約 2.2	1：1.8
現況地形を生かして整備する範囲	約　0.4	－	－	－	－

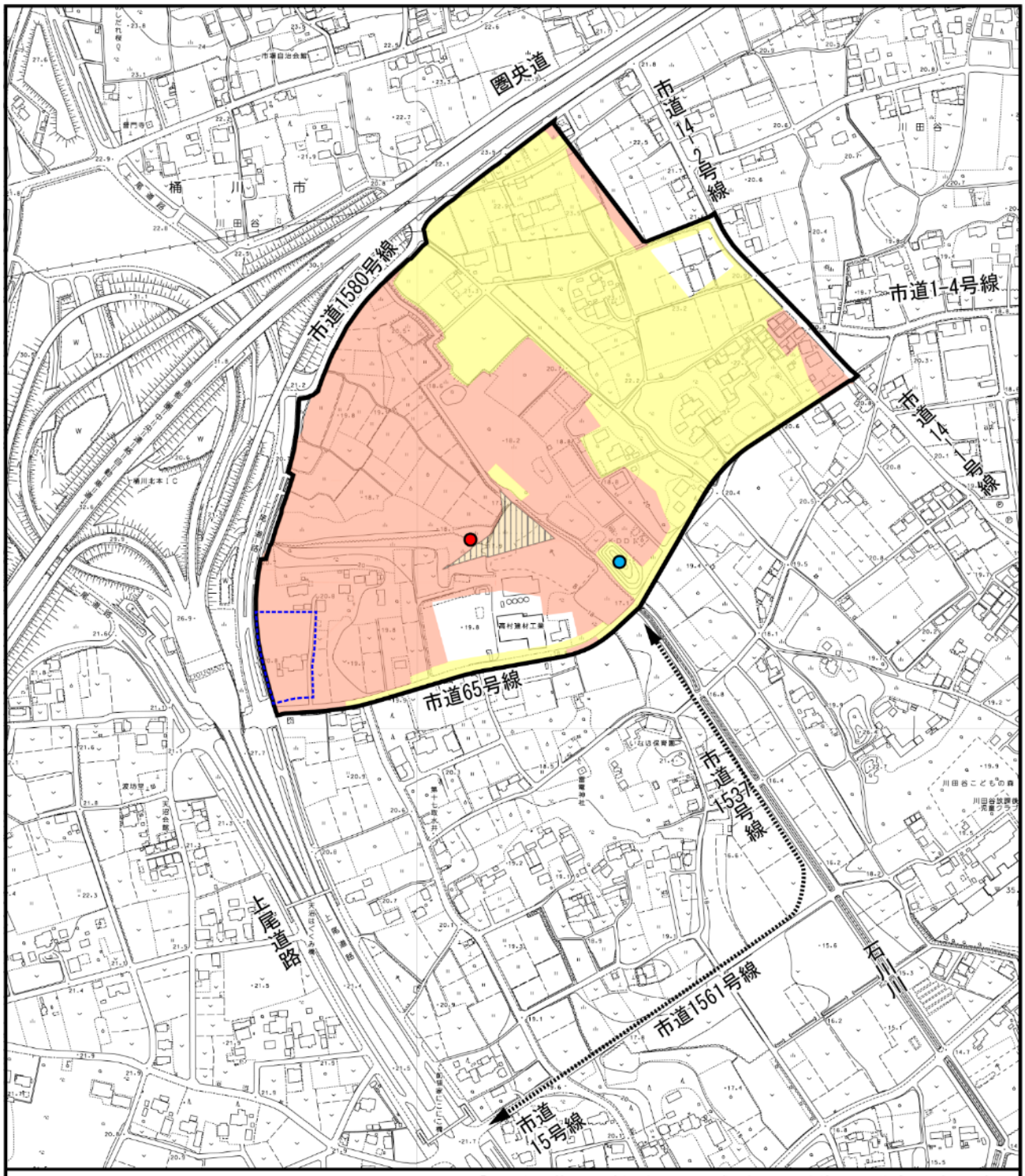


図 2.6-3　造成計画平面図

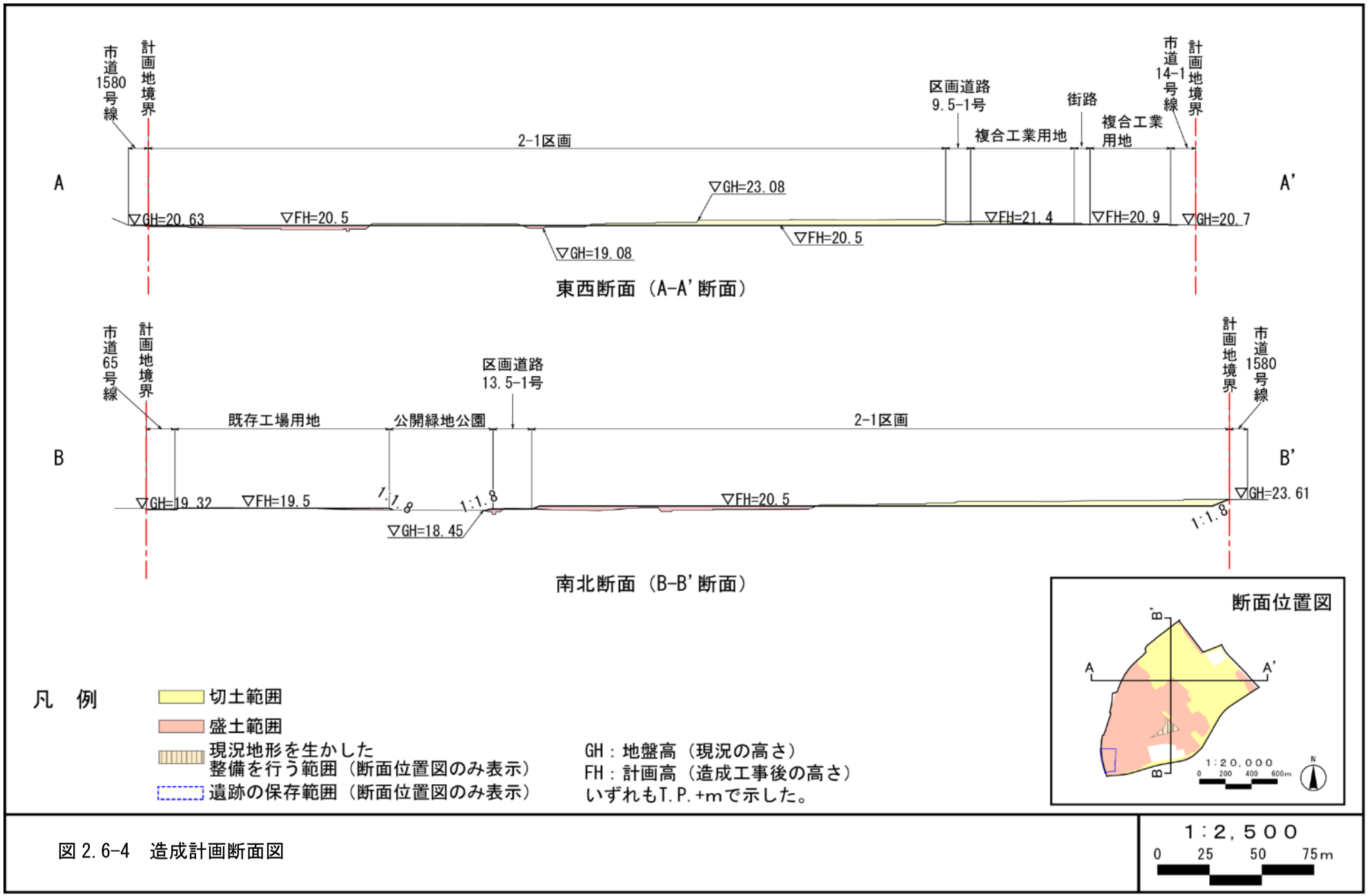


図 2.6-4　造成計画断面図

(4) 道路計画

道路計画は表 2.6-4、表 2.6-5 及び図 2.6-5 に示すとおりである。また、道路計画断面図は、図 2.6-6(1)～(3)に示すとおりである。

新設道路としては、計画地内の企業用地中央部に幅員約 13.5m の区画道路 13.5-1 号、企業用地と複合工業用地の間に幅員約 9.5m の区画道路 9.5-1 号、その他、複合工業用地内に幅員約 6.0m の区画道路（街路）を整備する計画である。

計画地南側の既存の市道 65 号線（現況幅員約 8.2m）は、幅員約 12.5m の区画道路 12.5-1 号として拡幅整備する計画である。また、計画地東側の既存の市道 14-1 号線（現況幅員約 6.5m)、市道 14-2 号線（現況幅員約 7.2m）は、複合工業用地側に歩道を新設し、現況の車道部分と合わせて、幅員約 9.5m の区画道路 9.5-2 号線として整備する計画である。

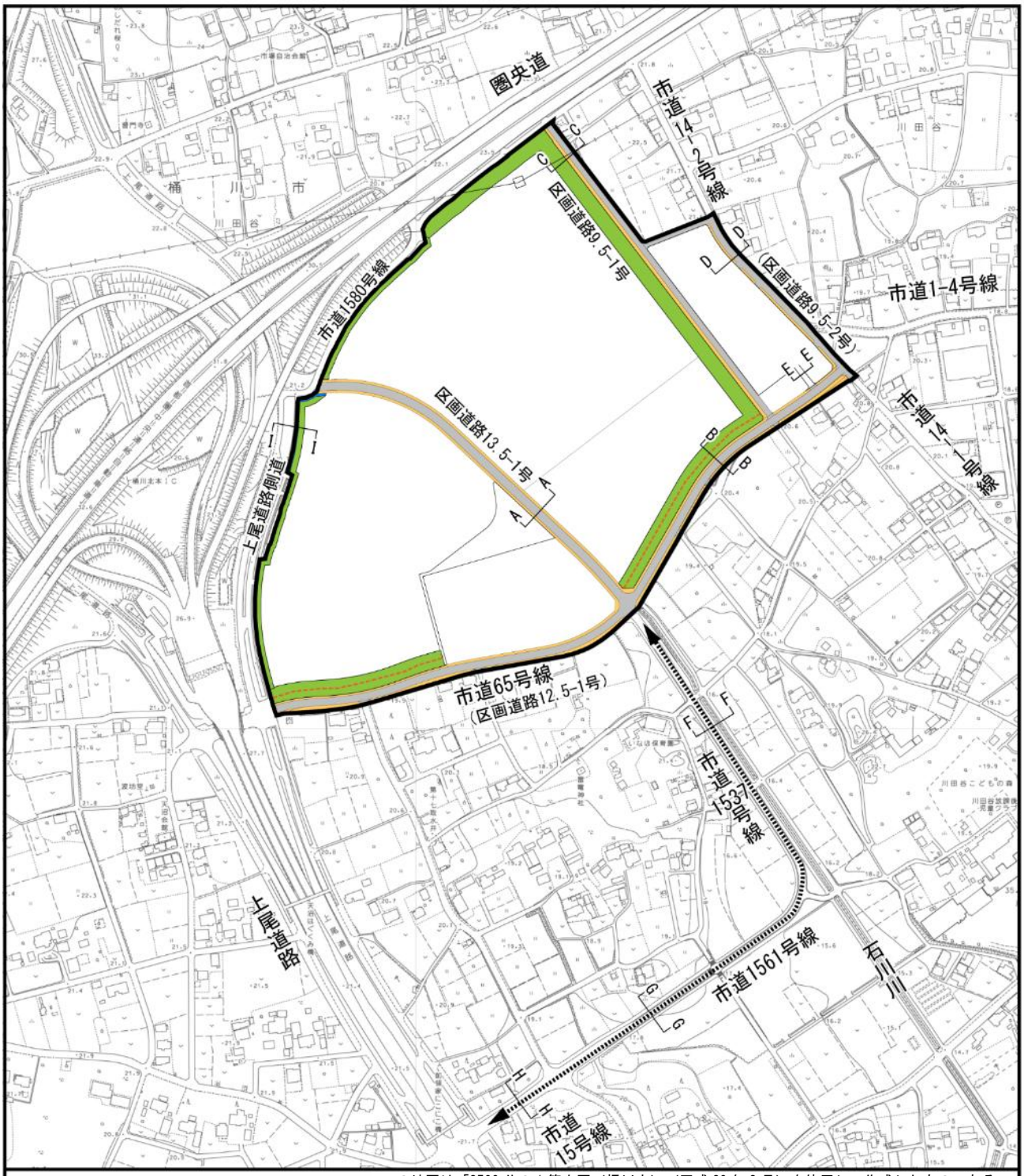
さらに、「(8)交通計画」に示すとおり、圏央道を利用した計画地へのアクセスを確保するため、計画地の南側の、市道 1537 号線（現況幅員約 3.5m（実質))、市道 1561 号線（現況幅員約 4.0m（実質))、市道 15 号線（現況幅員約 12.5m）を拡幅し、幅員 12.5～14.8m のアクセス道路として整備する計画である。

表 2.6-4　区画道路の計画

名称	幅員 (m)	延長 (m)	道路計画断面図	備考
区画道路 13.5-1 号	13.5	約 390	図 2.6-6(1) A-A 断面	企業用地中央に新設
区画道路 12.5-1 号	12.5	約 700	図 2.6-6(1) B-B 断面	市道 65 号線を拡幅
区画道路 9.5-1 号	9.5	約 370	図 2.6-6(1) C-C 断面	企業用地と複合工業用地の間に新設
区画道路 9.5-2 号	9.5	約 230	図 2.6-6(2) D-D 断面	市道 14－1 号線及び市道 14－2 号線に歩道を新設
区画道路（街路）	6.0	約 370	図 2.6-6(2) E-E 断面	複合工業用地内の区画道路として計画

表 2.6-5　アクセス道路の計画

名称	幅員 (m)	延長 (m)	道路計画断面図	備考
アクセス道路（南北方向）	12.5～14.5	約 340	図 2.6-6(2) F-F 断面	市道 1537 号線（現況幅員約 3.5m（実質)）を拡幅
アクセス道路（東西方向）	13.5	約 320	図 2.6-6(3) G-G 断面	市道 1561 号線（現況幅員約 4.0m（実質)）を拡幅
アクセス道路（東西方向）	14.8	約 100	図 2.6-6(3) H-H 断面	市道 15 号線（現況幅員約 14.0m）を拡幅



この地図は「2500 分の 1 管内図（桶川市）」（平成 29 年 3 月）を使用して作成したものである。

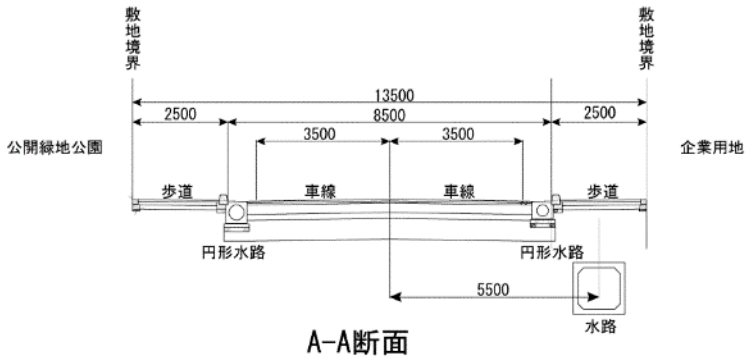
凡　例

- 計画地
- アクセス道路
- 道路用地（車道）
- 道路用地（歩道）
- 水路付替用地
- 緩衝緑地帯
- 遊歩道
- A　A　断面位置

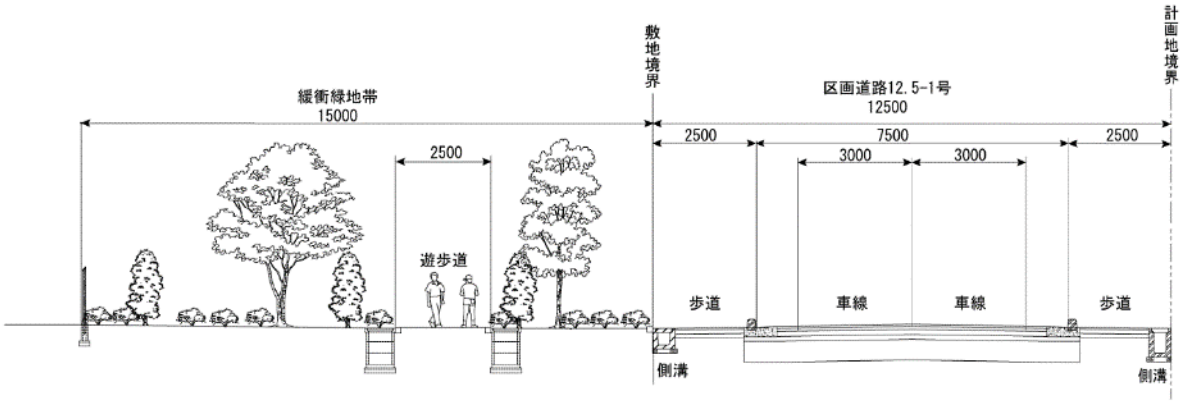
1：6，000
0　60　120　180m

N

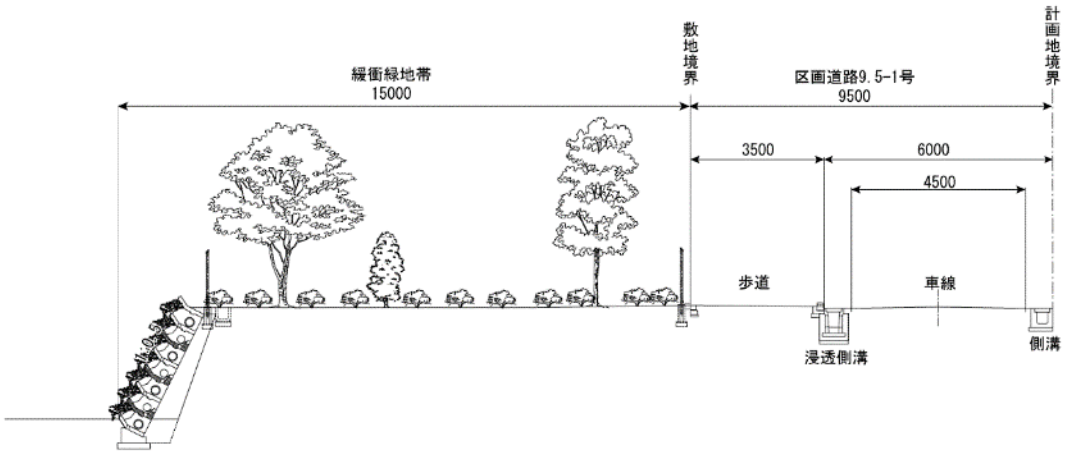
図 2.6-5　道路計画平面図



A-A断面
区画道路13.5-1号（新設）



B-B断面
緩衝緑地帯、区画道路12.5-1号（市道65号線を拡幅）



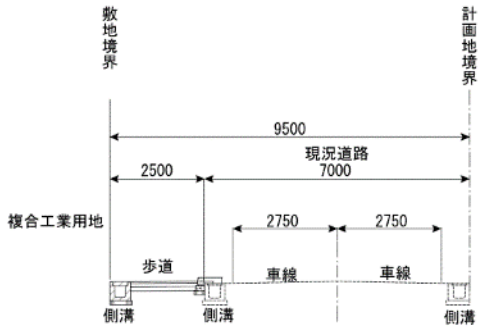
C-C断面
緩衝緑地帯、区画道路9.5-1号（新設）

（単位：mm）

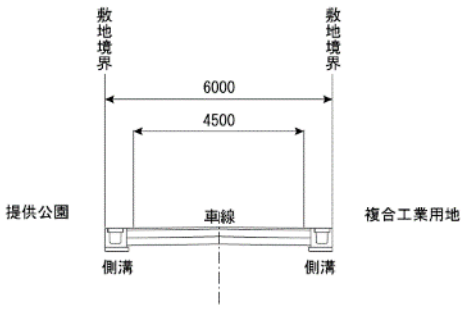
図 2.6-6(1)　道路・緩衝緑地・水路及び側溝の計画断面図

1：200
0　2　4　6m

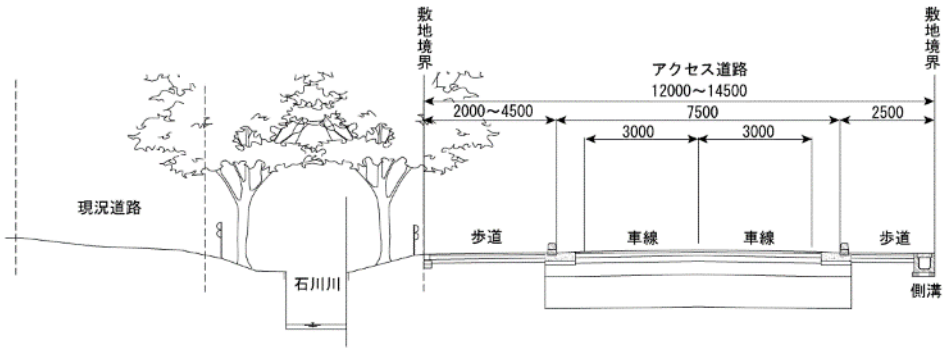
N



D-D断面
区画道路9.5-2号（歩道を新設）



E-E断面
区画道路（複合工業用地内の街路）（新設）



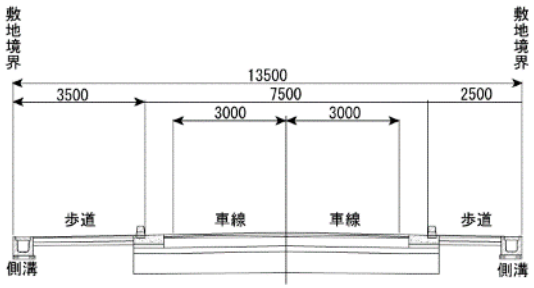
F-F断面
石川川、アクセス道路（市道1537号線を拡幅）

（単位：mm）

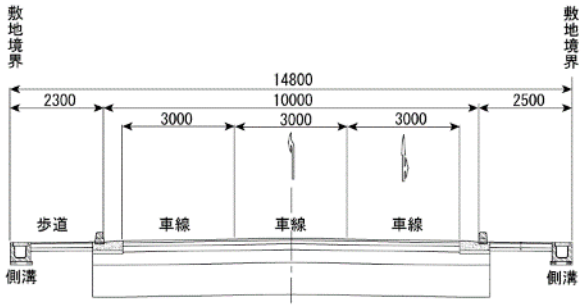
図 2.6-6(2)　道路・緩衝緑地・水路及び側溝の計画断面図

1：200
0　2　4　6m

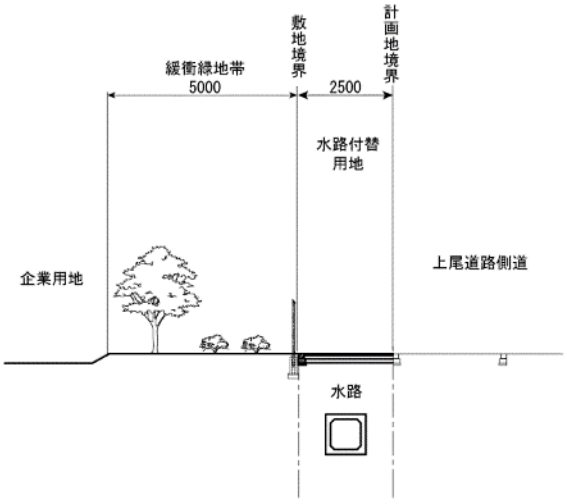
N



G-G断面
アクセス道路（市道1561号線を拡幅）



H-H断面
アクセス道路（市道15号線を拡幅）



I-I断面
水路付替用地・緩衝緑地帯

（単位：mm）

図 2.6-6(3)　道路・緩衝緑地・水路及び側溝の計画断面図

1：200
0　2　4　6m

N

(5) 供給施設計画

1) 給水

桶川北本水道企業団より、計画地全域に給水を受ける計画である。

2) 電力供給

計画地全域に電力の供給を受ける計画である。

3) ガス供給

ガス供給会社と協議し、計画地全域に都市ガスの供給を受ける計画である。

(6) 処理施設計画

1) 汚水排水

汚水排水計画は表 2.6-6 及び図 2.6-7 に示すとおりである。また、水路及び側溝の計画断面図は図 2.6-6(1)～(3)に示したとおりである。

企業用地及び複合工業用地から発生する生活排水は、合併処理浄化槽で処理する計画であるが、製造系の企業が進出した場合の工場排水は、業種等に応じて、合併処理浄化槽又は排水処理施設で処理する計画である。

汚水処理水は、区画道路 13.5-1 号下の付替水路（暗渠）又は側溝を経由し、計画地南側の石川幹線排水路（石川川）に排水する計画である。製造系の企業が進出する場合は、工場排水によって石川川の水質を著しく悪化させることのないよう、「桶川市開発行為等に関する指導要綱」（桶川市）に基づく事前協議において、桶川市の担当部署と協議し、工場排水処理水の水質及び排水量を決定する計画である。

表 2.6-6　汚水排水計画

区分	処理方法	排水方法
生活排水	合併処理浄化槽にて処理	区画道路 13.5-1 号下の付替水路（暗渠）又は側溝を経由し、計画地南側の石川幹線排水路（石川川）に排水。 製造系の企業が進出する場合は、工場排水によって石川川の水質を著しく悪化させることのないよう、「桶川市開発行為等に関する指導要綱」（桶川市）に基づく事前協議において、桶川市の担当部署と協議し、工場排水処理水の水質及び排水量を決定。
工場排水	業種に応じ、合併処理浄化槽又は排水処理施設にて処理	

2) 雨水排水

雨水排水計画は表 2.6-7 及び図 2.6-7 に示すとおりである。また、水路及び側溝の計画断面図は図 2.6-6(1)～(3)に示したとおりである。

企業用地内に降った雨水は、進出企業が建築物地下に設置する雨水地下貯留槽に貯留し、許容放流量まで調整後、区画道路 13.5-1 号下の付替水路（暗渠）を経由し、計画地南側の石川幹線排水路（石川川）に放流する計画である。雨水貯留槽（地下躯体含め深さ約 2.5m、容量合計約 17,000m^3）は、「埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例」（平成 18 年 3 月、埼玉県条例第 20 号）に基づく、必要対策量を確保する計画である。ただし、公開緑地公園は直接放流区域として、区画道路 13.5-1 号下の付替水路（暗渠）を経由し、計画地南側の石川幹線排水路（石川川）に排水する。

複合工業用地については、提供公園用地内に大型貯留浸透槽を設置し、複合工業用地に降った雨水を集水し、貯留及び浸透させる計画である。

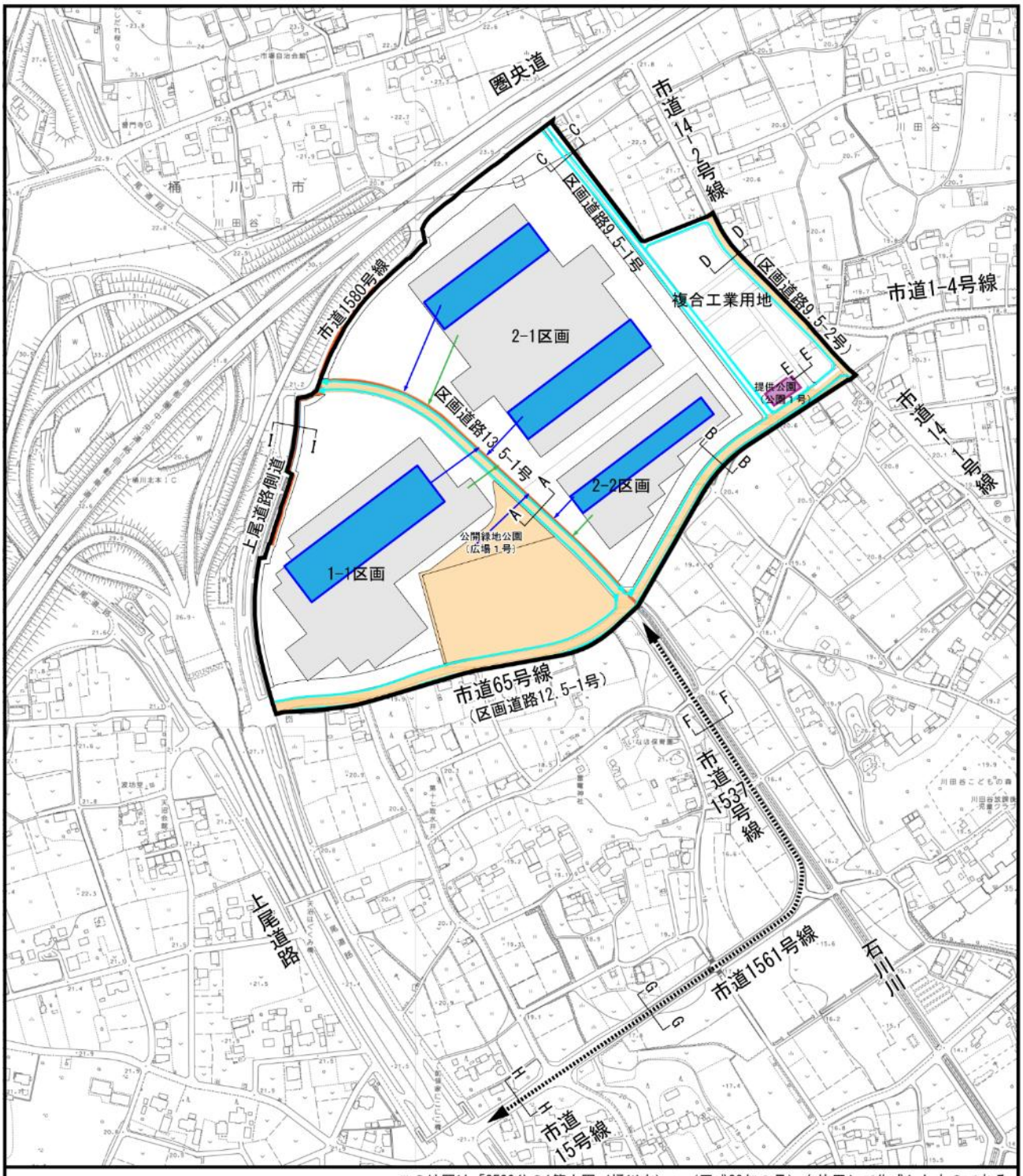
区画道路については、区画道路 9.5-1 号は浸透側溝を設置し雨水浸透の促進を図るが、区画道路 13.5-1 号、市道 65 号線（区画道路 12.5-1 号）、区画道路 9.5-2 号は、直接放流区域として、側溝及び付替水路（暗渠）を経由し、石川幹線排水路（石川川）に排水する計画である。

また、公開緑地公園及び緩衝緑地帯は緑化し、区画道路の歩道部を透水性舗装とすることで、雨水浸透に努める。

なお、基盤整備工事中から建築工事の完了までは、オープン式雨水貯留施設を設けて雨水流出抑制対策を行う計画である。（資料編 p.129～150 参照）

表 2.6-7　雨水排水計画

用地区分		排水方法
企業用地	1-1 区画	建築物地下に設置する雨水地下貯留槽に貯留し、許容放流量まで調整後、区画道路 13.5-1 号下の付替水路（暗渠）を経由し、計画地南側の石川幹線排水路（石川川）に放流。 公開緑地公園及び緩衝緑地帯は緑化し、雨水浸透を促進。
	2-1 区画	
	2-2 区画	
複合工業用地		提供公園用地内に大型貯留浸透槽を設置し、貯留及び浸透。
区画道路		区画道路 9.5-1 号は浸透側溝を設置し雨水浸透を促進。 区画道路 13.5-1 号、市道 65 号線（区画道路 12.5-1 号）、区画道路 9.5-2 号は、側溝等を経由し、計画地南側の石川幹線排水路（石川川）に放流。 区画道路の歩道部は透水性舗装。



この地図は「2500分の1管内図（桶川市）」（平成29年３月）を使用して作成したものである。

凡　例

- 計画地
- アクセス道路
- 想定計画建築物
- 企業用地からの汚水排水の流れ
- 企業用地からの雨水排水の流れ
- 雨水地下貯留槽
- 水路　（暗渠）
- 直接放流区域
- 丸型水路、側溝
- 大型貯留浸透槽
- A　A　断面位置

断面図は図 2.6-6(1)～(3)参照

1：6,000
0　60　120　180m

N

図 2.6-7　排水計画・付替水路の計画図

3) 水路付替計画

水路付替計画は表 2.6-8 及び図 2.6-7 に示すとおりである。付替水路の計画断面図は、図 2.6-6(1)A-A 断面、図 2.6-6(3)I-I 断面に示したとおりである。

計画地内を流下する水路については、水路付替用地及び区画道路 13.5-1 号に、新たに付替水路（暗渠）を整備し、下流の石川幹線排水路（石川川）に接続させる計画である。

表 2.6-8　水路付替計画

水路の位置	延長（m）	水路計画断面図
区画道路 13.5-1 号　下	約 390	図 2.6-6(1)A-A 断面
水路付替用地　内	約 192	図 2.6-6(3)I-I 断面

(7) 廃棄物処理計画

進出企業からの事業系一般廃棄物及び産業廃棄物は、各進出企業が個別に適切な処理を行う。

(8) 交通計画

供用時における関連車両の主要な走行経路は、図 2.6-8 に示すとおりである。

大型車の主要な走行経路は圏央道、上尾道路、県道さいたま鴻巣線及びアクセス道路を計画している。大型車の計画地への出入りは、北側から、県道さいたま鴻巣線を経由して区画道路 13.5-1 号に入るほかは、全てアクセス道路を経由する計画とする。

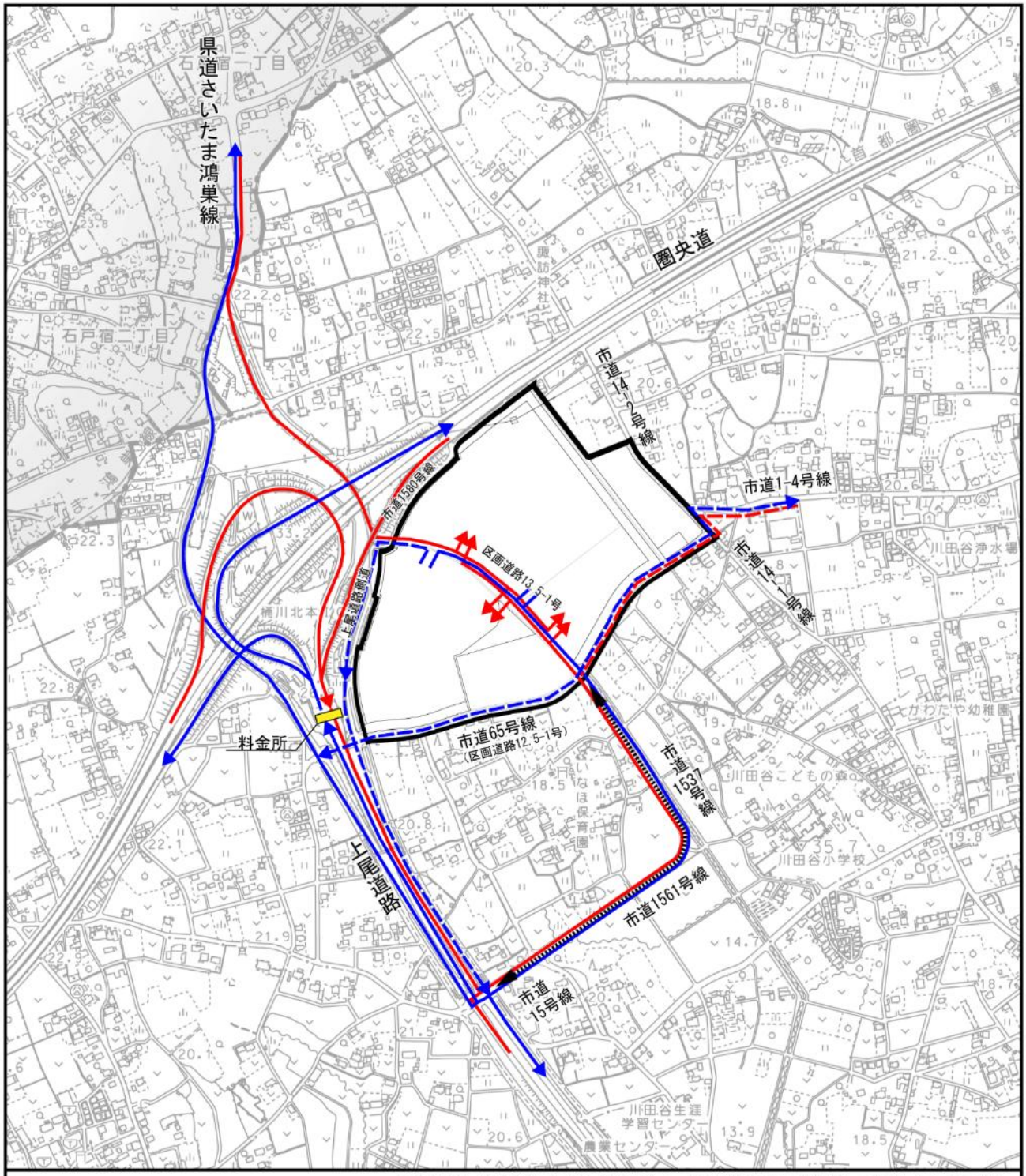
通勤車両等の小型車については、大型車の主要な走行経路に加えて、市道 65 号線、市道 1-4 号線、上尾道路側道等を計画している。

発生集中交通量は、交通量が大きくなる進出企業として流通業を想定し、表 2.6-9 に示すとおり設定した。（資料編 p.12 参照）

表 2.6-9　発生集中交通量

区画	発生集中交通量（台/日）		
	貨物車両	通勤車両等	合計
1-1	936	492	1,428
2-1	1,026	864	1,890
2-2	548	76	624
合計	2,510	1,432	3,942

注 1)貨物車両は全て大型車と想定した。(積載量 5t 未満 80.9%、積載量 5t 以上の車両 19.1%)
注 2)通勤車両等は全て小型車と想定した。



この地図は「10000分の1白図（桶川市）」（平成29年３月）を使用して作成したものである。

凡　例

- 計画地
- アクセス道路
- 市町界

関連車両の主要走行経路

- 入場経路（大型車・小型車）
- 退場経路（大型車・小型車）
- 入場経路（小型車のみ）
- 退場経路（小型車のみ）

1：10，000
0　100　200　300m

N

図 2.6-8　関連車両の主要な走行経路（供用時）

(9) 公園・緑地計画

公園・緑地計画は、表 2.6-10 及び図 2.6-9 に示すとおりである。また、緩衝緑地帯の計画断面図は、図 2.6-6(1)B-B 断面、C-C 断面、図 2.6-6(3)I-I 断面に示したとおりである。公開緑地公園（広場 1 号）のイメージスケッチ及び模式断面図は、図 2.6-10 に示すとおりである。

公共用地としては、複合工業用地に隣接して提供公園（公園 1 号）を計画する。本公園は、整備後に桶川市に移管する。

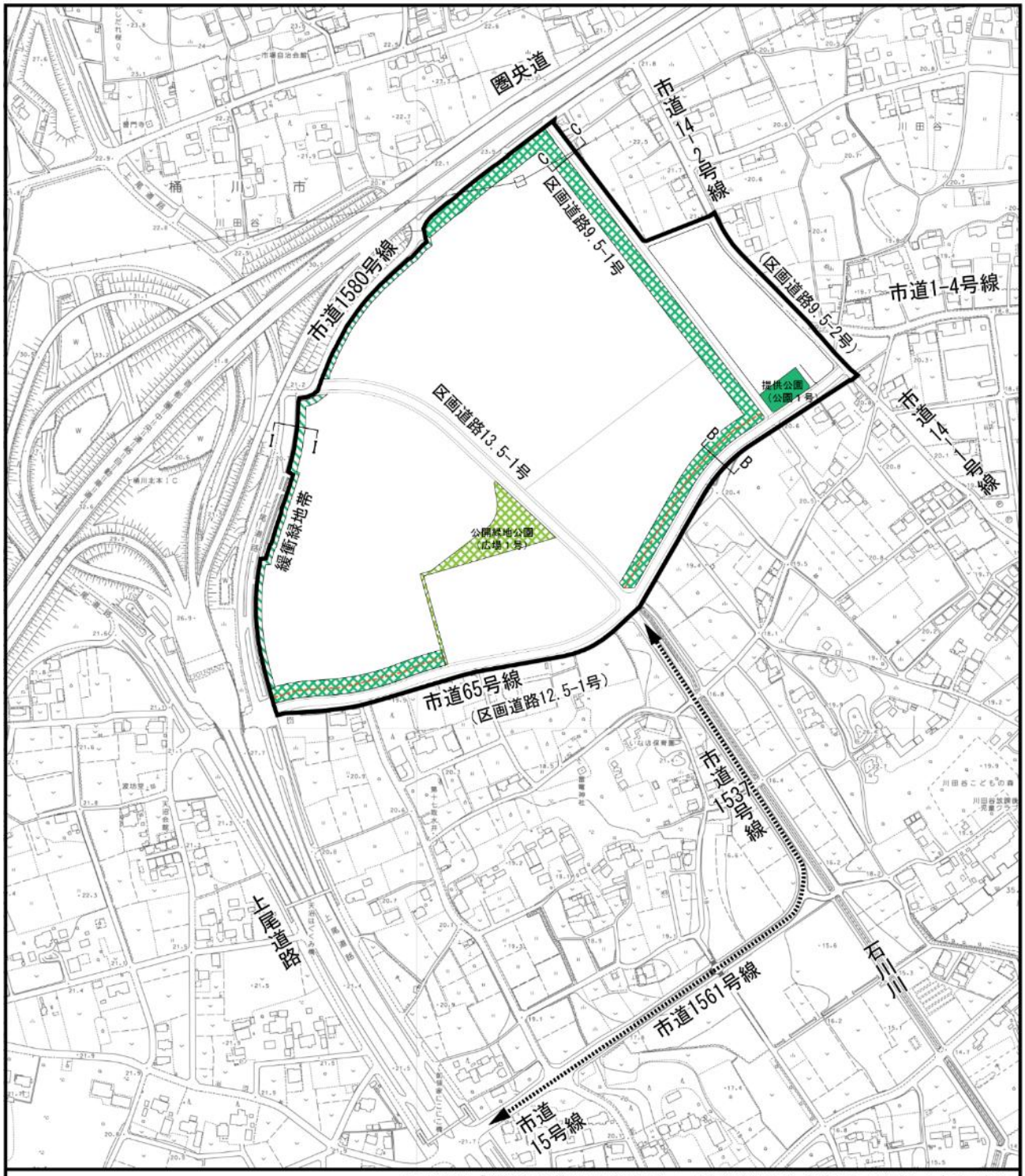
緑地としては、企業用地内に企業緑地を計画する。企業用地の緑化率の最低限度は地区計画において 20%に定めるものとする。企業緑地は、基本的に一般には公開しないが、公開緑地公園（広場 1 号）と市道 65 号線（区画道路 12.5-1 号）沿いの緩衝緑地帯については、内部に遊歩道等を設け、一般の人の利用が可能な計画とする。

公開緑地公園（広場 1 号）は、計画地内にある既存湿地を活用するとともに、造成により失われる保全すべき種の生息・生育環境として水田生態系の復元を目標に整備を行うものとする。植樹については、成木は最小限とし、計画地内の樹林から採集した木本類の実生等を植栽し、緑化する方針である。

緩衝緑地帯については、屋敷林をイメージし、成木時で 4m 以上となるシラカシ、イヌシデ、ケヤキ等の在来種の樹木を植栽し、維持・保全を図るものとする。ただし、遺跡の保存範囲については、遺跡の保存を優先するため、高木ではなく低木植栽とする。また、緩衝緑地帯と現況の屋敷林が重なる範囲については、既存樹木の保全を検討する。

表 2.6-10　公園・緑地計画

土地利用の種類		面積 (ha)	計画断面図	備考
公共用地	提供公園（公園 1 号）	0.11	―	整備後、桶川市に移管。
企業用地	公開緑地公園（広場 1 号）	0.38	図 2.6-10	敷地内にある既存湿地を活用し、水田生態系の復元を目標に整備を行う。 植樹については、成木は最小限とし、計画地内の樹林から採集した木本類の実生等を植栽し、緑化する。
	緩衝緑地帯（幅員 15m）	1.40	図 2.6-6(1)B-B 断面 図 2.6-6(1)C-C 断面	幅員 15m、延長約 900m（市道 65 号線（区画道路 12.5-1 号）沿いの緩衝緑地帯は遊歩道を兼ねる。緩衝緑地帯の幅員の 2 分の 1 以上を高木植栽空間とする。ただし、遺跡の保存範囲については、遺跡の保存を優先するため、高木ではなく低木植栽とする。） 屋敷林をイメージし、成木時で 4m 以上となる在来種の樹木を植栽する。
	緩衝緑地帯（幅員 5m）	0.20	図 2.6-6(3)I-I 断面	幅員 5m、延長約 510m（緩衝緑地帯の幅員の 2 分の 1 以上を、原則、高木植栽空間とする。ただし、遺跡の保存範囲については、この限りではない。） 屋敷林をイメージし、成木時で 4m 以上となる在来種の樹木を植栽する。



この地図は「2500分の1管内図（桶川市）」（平成29年３月）を使用して作成したものである。

凡　例

- 計画地
- アクセス道路

企業用地

- 公開緑地公園（広場1号）
- 緩衝緑地帯（幅員15m）
- 緩衝緑地帯（幅員5m）
- （遊歩道）

公共用地

- 提供公園用地

B　B　断面位置

図 2.6-9　公園・緑地計画図

1：6，000

0　60　120　180m

N

既存湿地の活用



水田生態系の復元



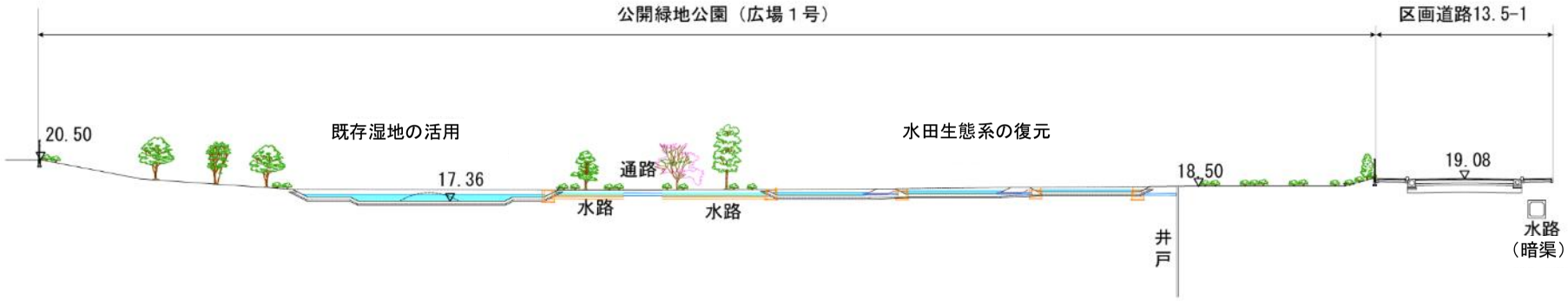


図 2.6-10　公開緑地公園（広場１号）イメージスケッチ及び模式断面図

1：500
0　5　10　15m

(10) その他

計画地内には図 2.6-11 に示すとおり、産業廃棄物の埋設区域が存在する。自主調査として、5 地点のボーリングサンプル調査により廃棄物の有無及び性状を確認したところ、産業廃棄物埋設区域内には、層厚 1～3m 程度の廃棄物若しくは廃棄物混じり土の存在が確認されたが、特別管理産業廃棄物として処理が必要な廃棄物は確認されなかった。

今後、産業廃棄物埋設区域の産業廃棄物は全て撤去する計画であるが、施工にあたっては、周辺への影響が及ばないよう適切な施工方法を検討する。

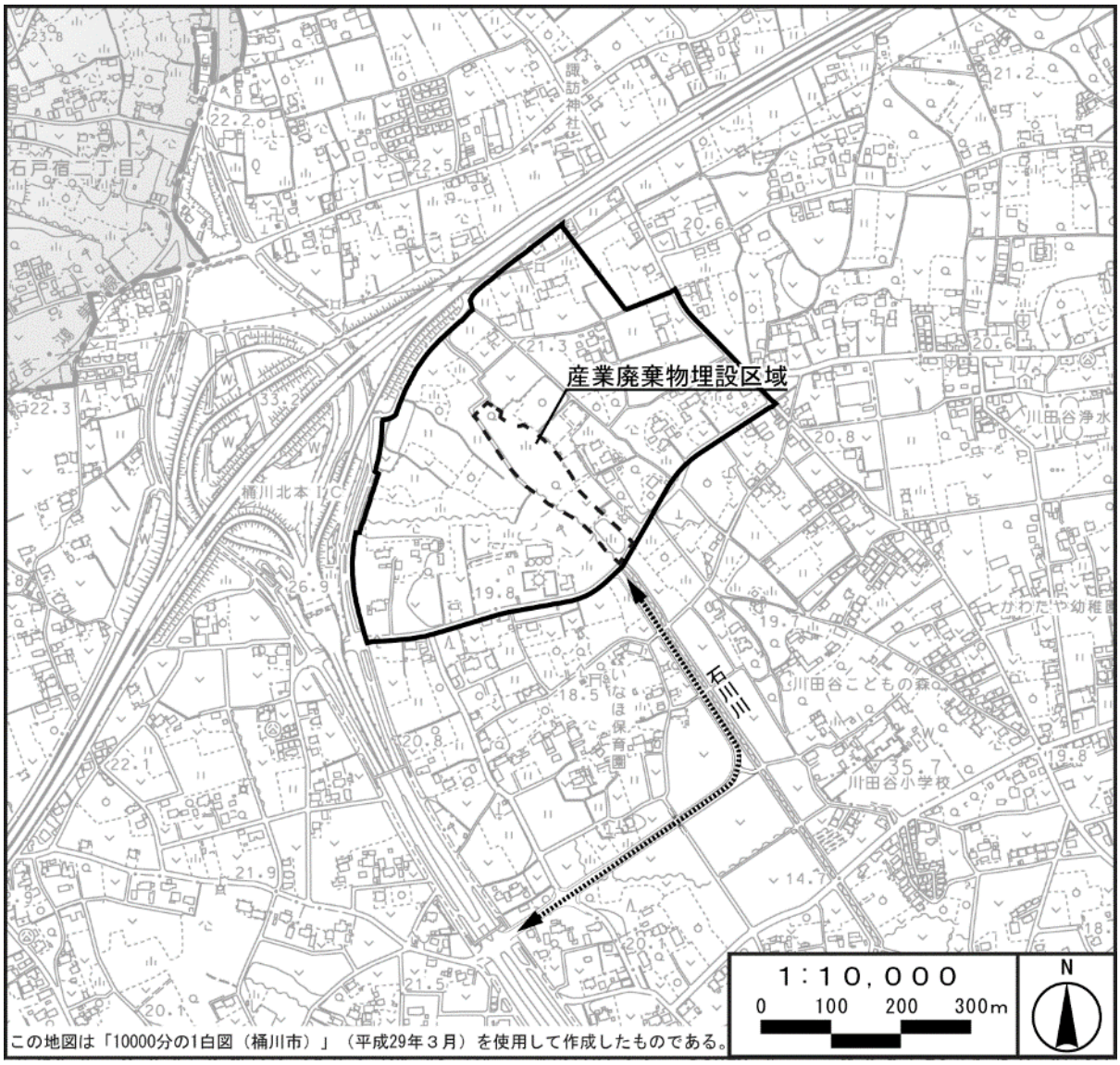


図 2.6-11　産業廃棄物埋設区域の位置

2.7 工事計画

(1) 工区

計画地内は図 2.7-1 に示すとおり 3 つの工区に分割し、施工する計画である。

一工区は複合工業用地、区画道路 9.5-1 号、区画道路 9.5-2 号、アクセス道路との接続部より東側の市道 65 号線（区画道路 12.5-1 号）とする。

二工区は企業用地のうち、2-1 区画及び 2-2 区画と、区画道路 13.5-1 号とする。

三工区は企業用地のうち 1-1 区画、アクセス道路との接続部より西側の市道 65 号線（区画道路 12.5-1 号）とする。

(2) 工事工程

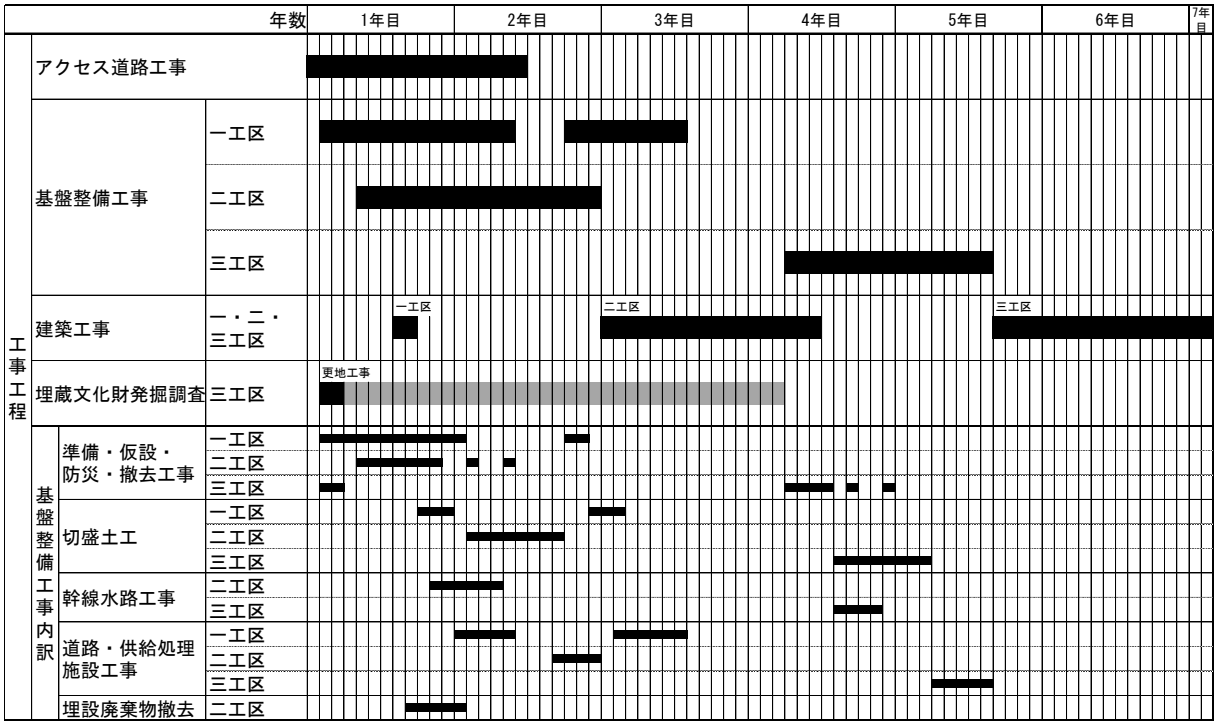
工事工程は、表 2.7-1 に示すとおりである。

アクセス道路工事は工事開始 1 か月目～工事開始 18 か月目にかけての約 18 か月を予定している。

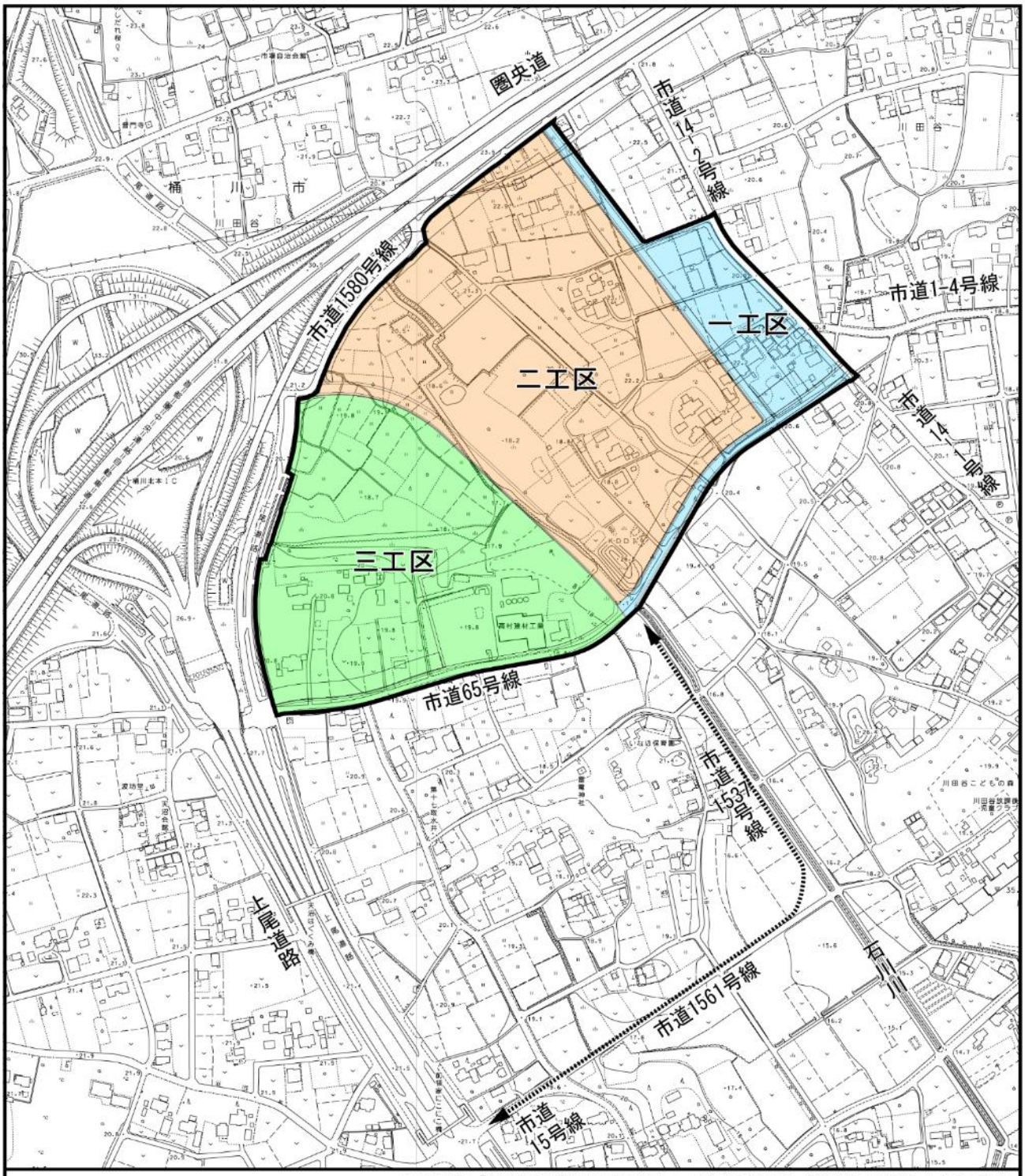
基盤整備工事は一工区、二工区、三工区の順に着工し、一工区、二工区の基盤整備工事は、工事開始 2 か月目～工事開始 31 か月目にかけての 30 か月を予定している。三工区については埋蔵文化財発掘調査を 39 か月目まで予定しており、基盤整備工事は、調査完了後の 40 か月目～56 か月目にかけての 16 か月を予定している。

建築工事については、一・二工区が工事開始 25 か月目～42 か月目の 18 か月、三工区が工事開始 57 か月目～74 か月目にかけての 18 か月を予定している。

表 2.7-1　工事工程



備考）実施期間は現在の予定であり、変更する可能性がある。



この地図は「2500分の1管内図（桶川市）」（平成29年３月）を使用して作成したものである。

凡　例

計画地

アクセス道路

図 2.7-1　工区割

1：6，000

0　60　120　180m

N

(3) 工事の概要

各工事の概要は以下のとおりである。

1) アクセス道路工事

市道 1537 号線、市道 1561 号線、市道 15 号線を拡幅し、幅員 12.5～14.8m の 2 車線道路とする。現道の地下に農業用の暗渠排水管が埋設されていることから、アクセス道路の地下に新設の排水管を設置し既存の排水管に接続させる計画である。

現況地盤の状況と交通量の増加を考慮し、地下 1.5m 程度まで掘削し、置換工法（砕石による置換）により路床の地盤改良を行う。

2) 基盤整備工事

① 準備・仮設・防災・撤去工事

工事用仮設道路及び仮設防災調整池の整備や、既存構造物の撤去を行う。

② 切盛土工事

宅地の造成を行う。掘削土は計画地内の盛土に用いる。一部、擁壁工事も行う。

盛土工法は、計画地内の地質調査結果を踏まえて、プレロード工法（載荷盛土）とし、短期間に沈下を促すとともに、圧密沈下等を十分に考慮したものとする。

また、擁壁を支持するため、小型地盤改良機を用いて中層混合改良（セメントミルクを軟弱土と撹拌混合する工法）により地盤改良を行う。

③ 埋設廃棄物撤去工事

計画地中央部の産業廃棄物埋設区域内の産業廃棄物を掘削して搬出し、産業廃棄物として適切に処理する。なお、特別管理産業廃棄物として処理が必要な廃棄物は確認されていない。

④ 幹線水路付替工事

区画道路 13.5-1 号の地下に水路（暗渠）を整備し、計画地上流で、上流域から流下する水路と接続し、下流の石川幹線排水路（石川川）に接続させる。水路を支持するため、小型地盤改良機を用いて中層混合改良（セメントミルクを軟弱土と撹拌混合する工法）により地盤改良を行う。

⑤ 道路・供給処理施設工事

供給処理施設工事（給水、ガス、電気及び排水）を行う。また、雨水流出抑制工事として、複合工業用地に浸透トレンチを設置する。

道路を新設し、既存道路の拡幅等を行う。現況地盤の状況と交通量の増加を考慮し、必要に応じて置換工法（砕石による置換）により、路床の地盤改良を行う。

3) 建築工事

進出企業により、建築物等の建設工事を行う。掘削工事、基礎工事、地上躯体工事、舗装工事、外構工事等が想定される。

(4) 資材運搬等の車両の計画

1) 資材運搬等の車両の走行経路

資材運搬等の車両の主要な走行経路は、図 2.7-2(1)～(2)に示すとおりである。

アクセス道路工事完了前の期間（着工～工事開始 18 か月目）の大型車の走行経路は、県道さいたま鴻巣線のほか、市道 65 号線、上尾道路側道等を計画しており、通勤車両等の小型車については、大型車の主要な走行経路に加えて、市道 1-4 号線を計画している。

アクセス道路工事完了後の期間（工事開始 19 か月目～83 か月目）の大型車の出入りは、北側から、県道さいたま鴻巣線を経由して入るほかは、全てアクセス道路を経由する計画とする。通勤車両等の小型車については、大型車の主要な走行経路に加えて、市道 65 号線、市道 1-4 号線、上尾道路側道等を計画している。

2) 資材運搬等の車両の走行台数

アクセス道路工事完了前の期間（着工～工事開始 18 か月目）では、資材運搬等の車両の大型車台数が最大となる時期は、工事開始 9 か月目であり、走行台数は大型車 50 台/日、小型車 26 台/日の合計 76 台/日を計画している。大型車及び小型車の合計台数が最大となる時期は、工事開始 14 か月目であり、大型車 24 台/日、小型車 74 台/日の合計 98 台/日を計画している。

アクセス道路工事完了後の期間（工事開始 19 か月目～74 か月目）では、資材運搬等の車両の大型車台数が最大となる時期は、工事開始 25 か月目であり、走行台数は大型車 227 台/日、小型車 56 台/日の合計 283 台/日を計画している。また、大型車及び小型車の合計台数が最大となる時期は、工事開始 35、37、39 か月目であり、大型車 156 台/日、小型車 273 台/日の合計 429 台/日を計画している。（資料編 p. 22～23 参照）

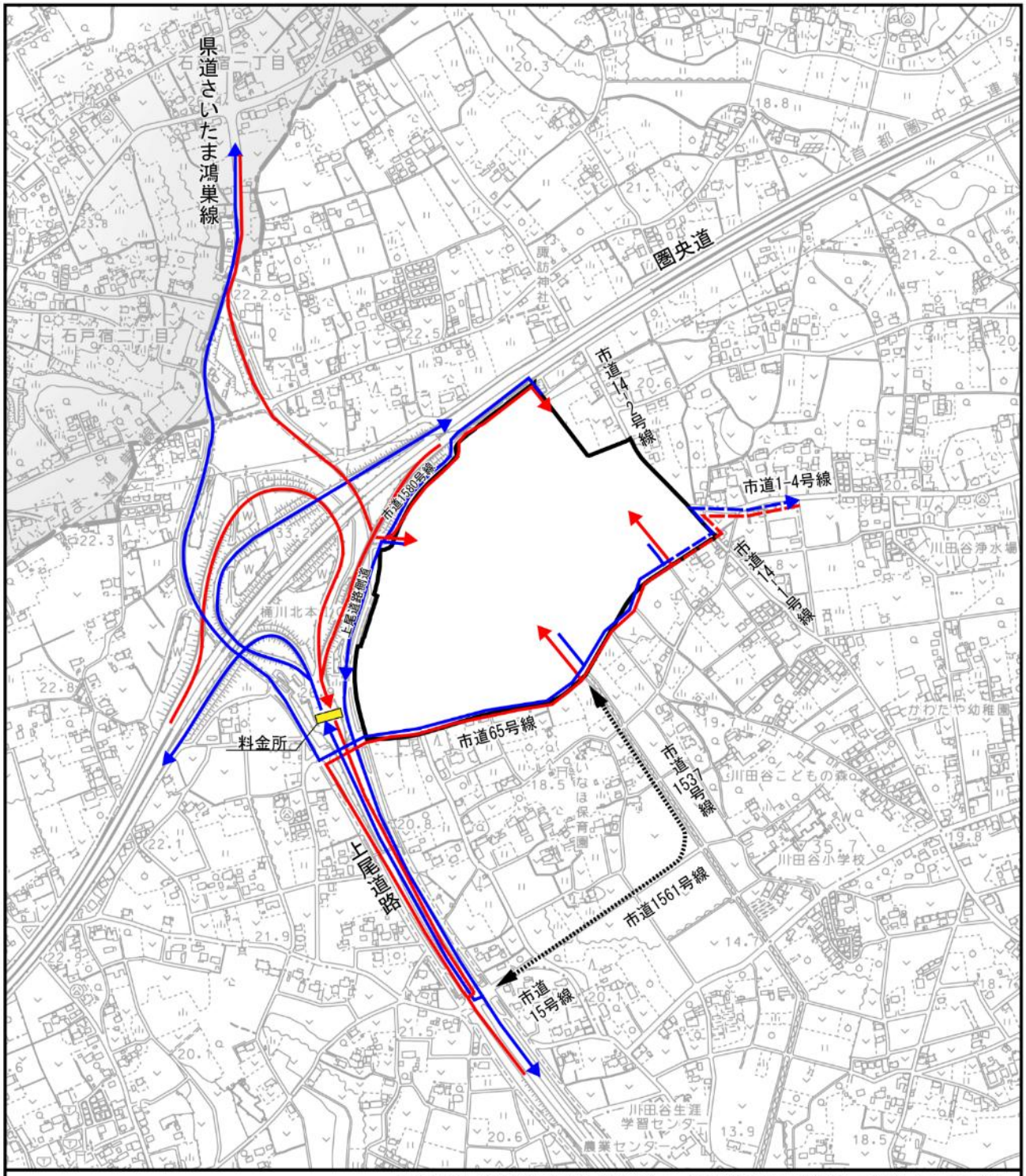


図 2.7-2(1)　資材運搬等の車両の主要な走行経路
（アクセス道路工事完了前）

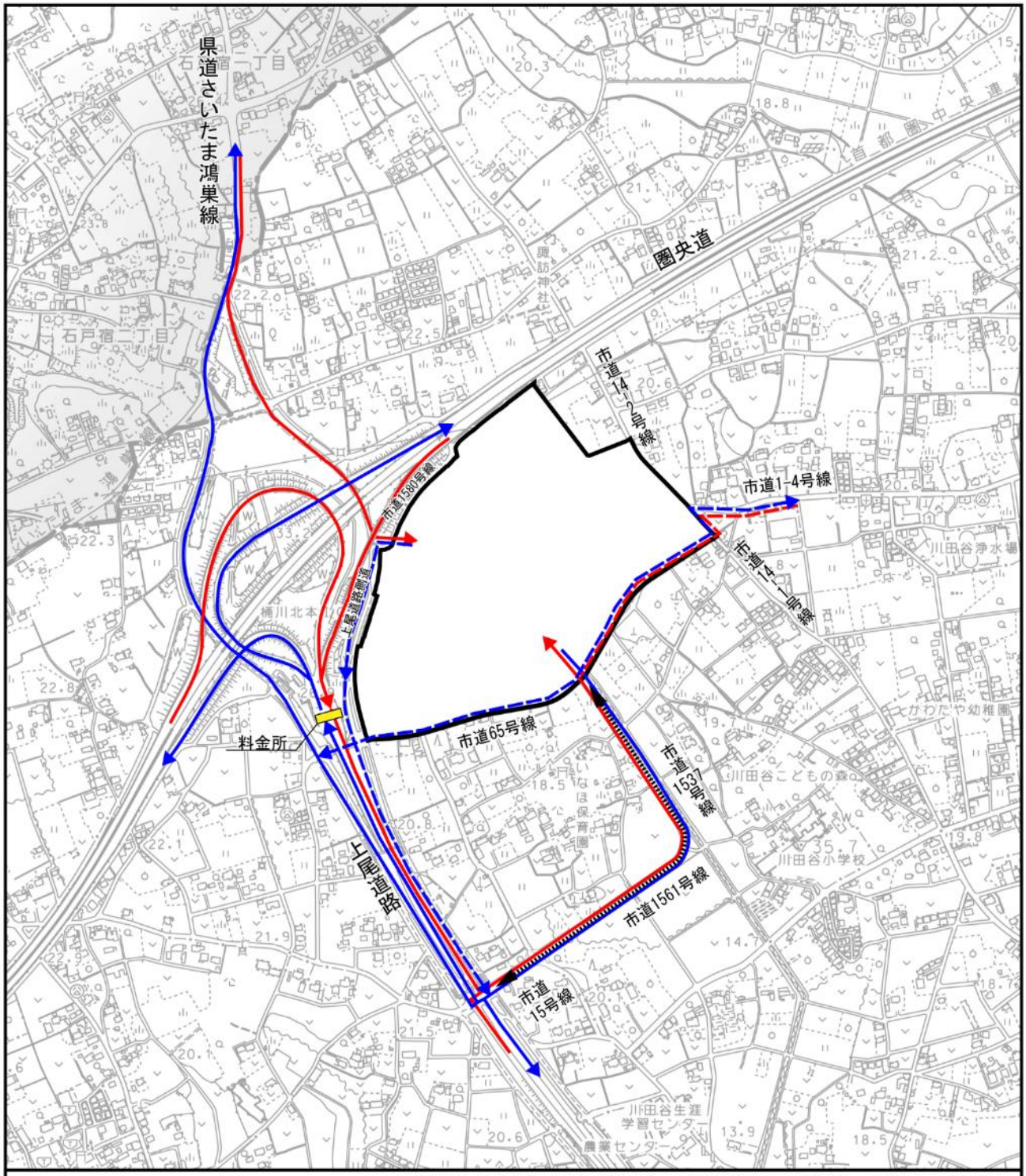


図 2.7-2(2)　資材運搬等の車両の主要な走行経路
（アクセス道路工事完了後）

(5) 建設機械の計画

1) 工種ごとに使用する主な建設機械

工種ごとに使用する主な建設機械は、表 2.7-2 に示すとおりである。

表 2.7-2　工種ごとに使用する主な建設機械

工種		使用する主な建設機械
アクセス道路工事		バックホウ（0.45～0.6m³）、 ブルドーザ（15t）、 トラッククレーン（15～16t）、 アスファルトフィニッシャ（3.0～8.5m）、 ロードローラ（10～12t）、 タイヤローラ（8～20t）、 モータグレーダ（3.1m）、 散水車（5500～6500 ﾘｯﾄﾙ）等
基盤整備工事	準備・仮設・防災・撤去工事	バックホウ（0.45～0.6m³）、 ブルドーザ（21t）、 トラッククレーン（4.8～4.9t）、 アスファルトフィニッシャ（2.3～6.0m）、 ロードローラ（10～12t）、 タイヤローラ（8～20t）、 モータグレーダ（3.1m）、 散水車（5500～6500 ﾘｯﾄﾙ）等
	切盛土工事	ブルドーザ（15～21t）、 バックホウ（0.6～1.0 m³）、 不整地運搬車（10～11t）、 ダンプトラック（場内運搬用）（10t）、 タイヤローラ（8～20t）、 トラッククレーン（15～16t）、 ラフテレーンクレーン（10t 吊）、 小型地盤改良機（40kW）等
	埋設廃棄物撤去工事	バックホウ（0.45m³）等
	幹線水路付替工事	バックホウ（0.45m³）、 トラッククレーン（15～16t）、 ラフテレーンクレーン（25t 吊）、 小型地盤改良機（40kW）等
	道路・供給処理施設工事	バックホウ（0.45～0.6m³）、 ブルドーザ（21t）、 トラッククレーン（15～16t）、 アスファルトフィニッシャ（3.0～8.5m）、 ロードローラ（10～12t）、 タイヤローラ（8～20t）、 モータグレーダ（3.1m）、 散水車（5500～6500 ﾘｯﾄﾙ）等
建築工事		バックホウ（0.45～0.8m³）、 ブルドーザ（21t）、 クローラ式杭打機（アースオーガ中堀機、三点支持）、 クローラクレーン（50～55t）、 レッカー（60t）、 トラッククレーン（4.8～4.9t）、 ラフテレーンクレーン（25t 吊）、 コンクリートミキサー車、 コンクリートポンプ車、 マカダムローラ（10～12t）、 タイヤローラ（8～20t）、 モータグレーダ（3.1m）、 アスファルトフィニッシャ（3.0～8.5m）、 散水車（5500～6500 ﾘｯﾄﾙ）等

2) 建設機械の稼働台数

建設機械の稼働台数が最大となる時期は、工事開始 33、35、37、39 か月目であり、月稼働台数は 42 台/日（840 台/月）を計画している。（資料編 p. 20～23 参照）

(6) 作業時間等

原則として、作業時間帯は 8～18 時（12～13 時を除く）の 9 時間とする計画である。ただし、公道部の工事については 9～17 時とする。

また、原則として、資材運搬等の車両の走行時間帯は 7～19 時（12～13 時を除く）の 11 時間とする。

なお、計画地の周辺に川田谷小学校が存在することから、通学時間帯には児童の通学に十分配慮する。

(7) 工事中における環境保全対策

工事中における環境保全対策は、「第 11 章　環境の保全のための措置」に示すとおりである。

第 3 章　地域の概況

第 4 章　関係地域

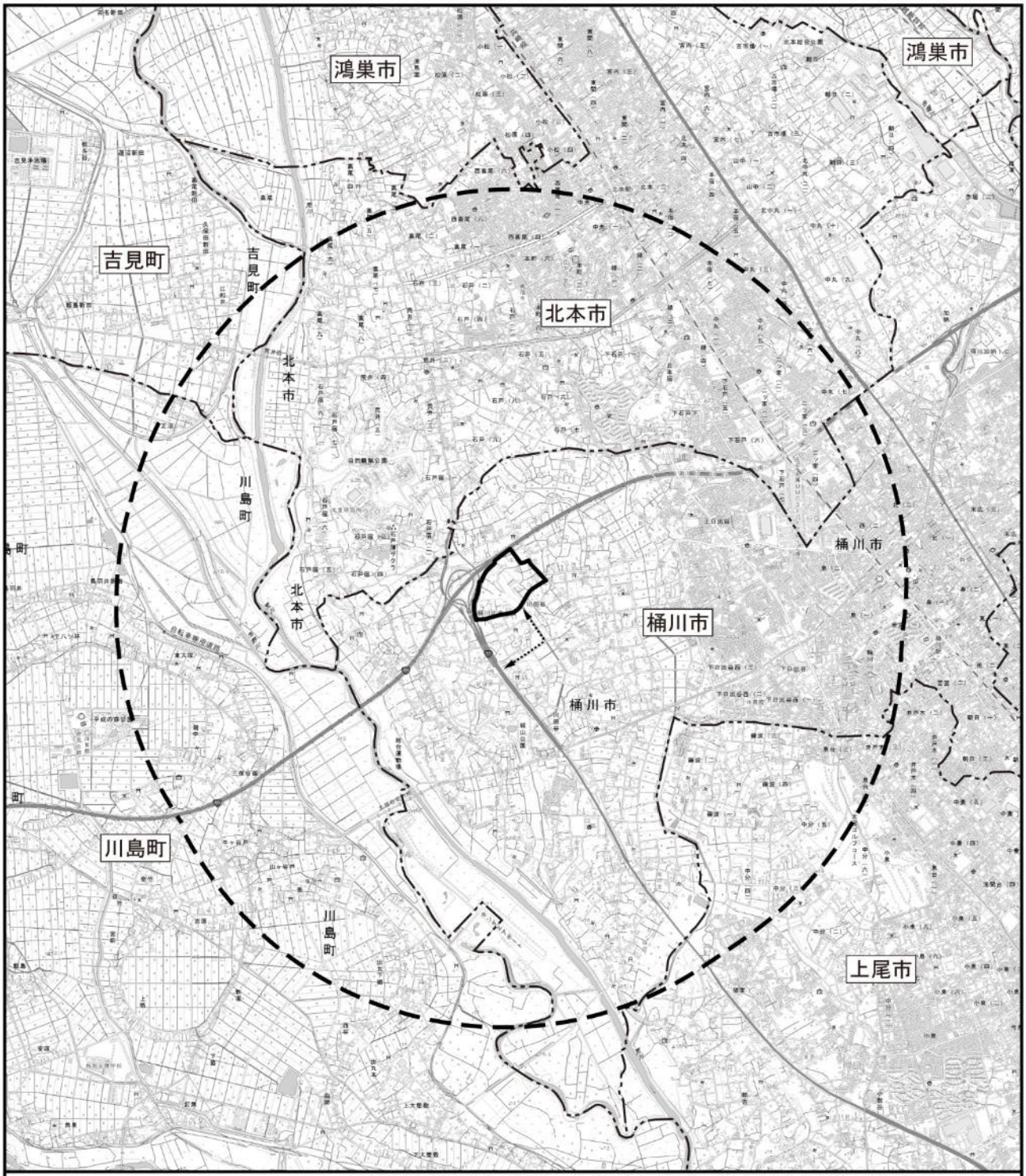
第 3 章　地域の概況

計画地周辺の地域の概況は、令和 8 年 2 月末[注)] までに公表されている既存資料等を収集・整理することにより、地域の特性を把握した。なお、貴重な動物の選定基準については、令和 8 年 3 月 17 日に公表された「環境省第 5 次レッドリスト（鳥類及び爬虫類・両生類)」（令和 8 年 3 月、環境省）も用いた。

既存資料の調査対象範囲は、「埼玉県環境影響評価条例」第 4 条第 3 項の環境に影響を及ぼす地域に関する基準に基づき、計画地及びアクセス道路の外周より 3km 内とし（図 3-1 参照)、既存資料の収集は、桶川市、鴻巣市、上尾市、北本市、川島町及び吉見町の 4 市 2 町（以下「関係市町」という。）を基本とした。

また、項目及び既存資料の内容により、必要に応じて対象範囲を拡大又は縮小した。

注）ホームページの閲覧による資料のうち、ホームページの不具合等により令和 8 年 2 月に該当箇所を閲覧できなかったものについては、それ以前の閲覧資料によった。



この地図は「電子地形図25000」（令和４年２月調製、国土地理院）を使用して作成したものである。

凡　例

- 計画地
- アクセス道路
- 市町界
- 計画地及びアクセス道路の境界から3km

図3-1　地域概況の調査対象範囲

1：50，000
0　500　1000　1500m

N

3.1 社会的状況

社会的状況の概要は表 3.1-1(1)～(2)に示すとおりである。

表 3.1-1(1)　社会的状況の概要

項目		概要
人口及び産業の状況	人口	計画地が位置する桶川市における令和8年2月の住民基本台帳に基づく人口は 73,639 人であり、推計人口の推移は平成 5 年からおおむね横ばい傾向である。そのほかの関係市町における平成5年～令和5年の推計人口の推移は、上尾市は増加傾向であり、鴻巣市、北本市、川島町及び吉見町は横ばい傾向となっている。
	産業	従業者数の構成比をみると、桶川市では卸売業・小売業の割合が最も高く、次いで運輸業・郵便業、製造業となっている。そのほかの関係市町は、上尾市及び北本市は卸売業・小売業の割合が最も高く、鴻巣市、川島町及び吉見町は製造業の割合が最も高い。
土地利用の状況	地目別土地利用	桶川市の地目別土地利用面積は宅地が最も多く、全体の 44.6%を占めている。次いで、畑が 32.3%、雑種地が 11.5%となっている。その他の関係市町は、上尾市及び北本市では宅地、鴻巣市、川島町及び吉見町では田の割合が最も多くなっている。
	土地利用計画の状況	計画地は、全域が市街化調整区域及び農用地区域に指定されている。また、計画地周辺は、東側を除きおおむね市街化調整区域、農用地区域が広がっており、一部に森林地域が点在している。 計画地では、用途地域は指定されていない。
河川及び湖沼の利用並びに地下水の利用状況	河川及び湖沼の分布	計画地及び周辺には、計画地の西側を一級河川荒川が南北に、東側を一級河川江川が南北に流れている。江川は、計画地の南で荒川に合流する。また、計画地内から南東方向には石川川が流れており、計画地の南で荒川に合流している。 また、止水域としては、城山公園、北本自然観察公園、荒川沿い及び江川沿い等に池や沼が存在している。
	上水道	計画地が位置する桶川市の上水普及率は、99.7%である。
	農業用水	計画地及び周辺においては、農業用水として江川をはじめとする荒川の支流の水や地下水揚水を利用している。
	内水面漁業	計画地及び周辺に流れている荒川、市野川、江川等には漁業権が設定されている。なお、石川川には漁業権は設定されておらず、計画地内にも漁業権の設定はない。
	地下水の利用状況	桶川市の用途別の地下水採取量は、水道用がなく、農業用が最も多くなっている。なお、鴻巣市、上尾市、北本市及び川島町における地下水の用途は、水道用が最も多く、吉見町では工業用が最も多い。
交通の状況	主要交通網	計画地及び周辺では、計画地の北側に隣接して圏央道が東西に、計画地の西側に隣接して上尾道路が南北に通っており、圏央道と上尾道路との交差部には、圏央道の桶川北本 IC が設置されている。 このほか、計画地の西側には県道さいたま鴻巣線が、南側には県道川越栗橋線が通っている。
	道路交通量	「令和 3 年度全国道路・街路交通情勢調査」によると、計画地及び周辺の自動車交通量が最も多いのは計画地北側の圏央道であり、昼間 12 時間自動車交通量が合計 43,882 台である。計画地西側の上尾道路は、11,270 台である。
学校、病院その他の環境保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況	環境保全についての配慮が特に必要な施設	計画地から最も近い施設としては、教育系では計画地の南東側約 400m に「桶川市立川田谷小学校」、福祉系では計画地の南側約 100m に「いなほ保育園」、医療系では計画地の東側約 400m に「医療法人孝仁会 鈴木内科医院」がある。
	住宅の分布状況	計画地及び周辺においては、東側を南北に通る JR 高崎線に沿って第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域等に指定された地域が広がっており、主に低層の住宅が分布している。また、市街化調整区域には農村集落等が点在している。

表 3.1-1(2)　社会的状況の概要

項目		概要
下水道、し尿及びごみ処理施設の整備状況	下水道	計画地が位置する桶川市の下水道普及率は、83.0%となっている。なお、計画地は公共下水道事業計画区域には含まれていない。
	し尿処理	桶川市では令和5年度のし尿及び浄化槽汚泥の処理量の合計は6,330kLとなっている。また、桶川市の令和元年度～令和5年度のし尿処理量の推移をみると、令和4年度に上昇したが、令和5年度は減少に転じている。
	ごみ処理	桶川市では、令和 5 年度の事業系及び生活系のごみ処理量の合計は18,102tとなっている。また、桶川市の令和元年～令和5年度のごみ処理量の推移をみると、ごみ排出量の合計、一人一日あたりの排出量ともに、令和元年度から2年度にかけてやや増加したものの、令和3年度以降は減少傾向となっている。
法令等による指定及び規制等の状況	大気汚染	「環境基本法」及び「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく環境基準、「大気汚染防止法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づくばい煙発生施設に係る硫黄酸化物、ばいじん、窒素酸化物、カドミウム及びその化合物、塩素、塩化水素等の排出基準、「工場・事業場に係る窒素酸化物対策指導方針」に基づくばい煙発生施設に係る窒素酸化物の指導基準、「大気汚染防止法」に基づく揮発性有機化合物（VOC）発生施設に係る排出基準、「埼玉県生活環境保全条例」に基づく指定炭化水素類発生施設に係る炭化水素類の規制基準、「自動車NOx・PM法」に基づく排出基準、「埼玉県生活環境保全条例」に基づく粒子状物質の排出基準が適用される。
	水質	「環境基本法」及び「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく環境基準、「水質汚濁防止法」及び「埼玉県生活環境保全条例」基づく排水規制が適用される。
	騒音	「環境基本法」に基づく環境基準、「騒音規制法」に基づく特定建設作業の規制基準、自動車騒音の要請限度、「騒音規制法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づく特定工場等に係る騒音の規制基準が適用される。
	振動	「振動規制法」に基づく特定建設作業の規制基準、道路交通振動の要請限度、「振動規制法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づく特定工場等に係る振動の規制基準が適用される。
	土壌汚染	「環境基本法」及び「ダイオキシン類特別措置法」に基づく環境基準が適用される。土壌の汚染状態については、特定有害物質及び要措置区域又は形質変更時要届出区域の指定に係る土壌溶出量基準、土壌含有量基準が適用される。
	地盤沈下	計画地の位置する桶川市は、「工業用水法」及び「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」の規制地域には指定されていない。 桶川市は、「埼玉県生活環境保全条例」に基づく第一種指定地域（地下水の採取により地盤の沈下が生じている地域）に指定されている。
	悪臭	桶川市は、「悪臭防止法」に基づく臭気指数規制（基準値1）の規制地域に指定されている。関係市町である鴻巣市、北本市及び吉見町は桶川市と同様に臭気指数規制地域、上尾市及び川島町は物質濃度規制地域に指定されている。なお、桶川市は「埼玉県生活環境保全条例」に基づく悪臭規制地域には指定されていない。
	景観	「埼玉県景観計画」では、埼玉県の全域を景観計画区域（景観行政団体である市町村等の区域を除く）に定めている。景観計画区域内においては、一定規模を超える建築や工作物の新築や修繕、物件の堆積等の行為については届出が必要となる。計画地は、特定課題対応区域（圏央道沿線区域）に指定されている。
	廃棄物	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「埼玉県生活環境保全条例」において、発生抑制、適正処分等に関する事業者の責務が定められている。
	地球温暖化	「地球温暖化対策の推進に関する法律」において、特定排出者（温室効果ガスを相当程度多く排出する者）に、自らの温室効果ガスの排出量を算定し、国に報告することが義務付けられている。
	自然関係法令等	計画地は「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づく特定猟具使用禁止区域（銃）、「埼玉県生活環境保全条例」に基づく地下水採取規制地域等に指定されている。

3.2 自然的状況

自然的状況の概要は表 3.1-2(1)～(3)に示すとおりである。

表 3.1-2(1)　自然的状況の概要

項目		概要
気象、大気質、騒音、振動、悪臭の状況	気象	計画地の最寄りの気象観測所は降水量については鴻巣地域気象観測所、気温、日照時間については久喜地域気象観測所である。令和 7 年の年間降水量は 961.5㎜、年平均気温は 16.4℃、最高気温は 39.9℃、最低気温は-5.5℃、年間の日照時間は 2,288.4 時間を記録している。また、過去 10 年間の年間降水量は 936.0～1,392.5㎜、年平均気温は 14.8～16.6℃、年間の日照時間は 2,020.2～2,444.4 時間を記録している。 計画地の最寄りの一般大気常時監視測定局は、上尾局であり、令和 6 年度の年間最多風向は北西、平均風速は 1.5m/s を記録している。また、過去 10 年間においては、年間最多風向は北西、平均風速は 1.3～1.6m/s を記録している。
	大気質	計画地の最寄りの一般大気環境測定局である上尾局及び鴻巣局、自動車排出ガス測定局である川島自排局における令和 5 年度の各項目の測定結果は、二酸化窒素、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質及び微小粒子物質については、いずれも環境基準を達成している。一方、光化学オキシダントについては非達成である。また、非メタン炭化水素については、「炭化水素に係る指針」をいずれも非達成である。 桶川市の令和 5 年度の大気汚染に関する苦情は 16 件（桶川市の公害に関する苦情件数全体の 40.0%）となっている。
	騒音	計画地及び周辺における自動車騒音の面的評価では、県道東松山桶川線において基準値を超過する戸数が多くなっている。点的評価でも、国道 17 号の調査地点において環境基準を超過している。 桶川市の令和 5 年度の騒音に関する苦情は 7 件（全体の 17.5%）となっている。
	振動	計画地及び周辺における道路交通振動の測定結果は、国道 17 号において要請限度を下回っている。 桶川市の令和 2 年度の振動に関する苦情は 6 件（全体の 15.0%）となっている。
	悪臭	計画地及び周辺では、悪臭について公表された調査結果は無い。 桶川市の令和 5 年度の悪臭に関する苦情は 7 件（全体の 17.5%）となっている。
水質、底質、水象の状況	水質	荒川は環境基準の類型が指定されているが、それ以外の河川は類型指定されていない。 桶川市による令和 5 年度の BOD 測定結果は、石川川（石川堀）の 1 地点（石川落し）と江川の 2 地点において、参考とする環境基準（流入する荒川中流の類型指定値）を上回っている。また、上尾市の江川・滝ノ宮橋では BOD が参考とする環境基準(流入する荒川中流の類型指定値)を上回っているが、それ以外の地点及び項目は参考とする環境基準に適合している。 関係市町全域の平成 28 年度～令和 5 年度の地下水の水質の概況調査の結果をみると、砒素について、吉見町において環境基準を超過している地点がある。令和 4・5 年度の継続監視調査結果をみると、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素について、桶川市において環境基準を超過している地点がある。 桶川市の令和 5 年度の水質汚濁に関する苦情は 0 件となっている。
	底質	計画地及び周辺では、底質について公表された調査結果は無い。
	水象	計画地周辺には、計画地の西側を一級河川荒川が南北に、また東側を一級河川江川が南北に流れている。江川は、計画地の南で荒川に合流する。また、計画地内から南東方向には石川川が流れており、計画地の南で荒川に合流している。

表 3.1-2(2)　自然的状況の概要

項目		概要
土壌及び地盤の状況	土壌	埼玉県の農用地の銅、砒素及びカドミウムについて、昭和 54 年度～令和 4 年度までの土壌汚染状況調査結果は、全て土壌の汚染に係る環境基準に適合している。 「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく土壌の常時監視測定（一般環境把握調査及び発生源周辺状況把握調査）において、関係市の調査地点は過去 10 年間、環境基準に適合している。 表層土壌の分布状況については、計画地には、台地部に淡色黒ボク土壌の「川田谷統」、谷低平野に黒ボクグライ土壌の「三ツ木統」が分布している。計画地周辺については、上記の土壌に加え、黒ボク土壌の「青山統」が分布しており、一部に及び黒ボク土壌の「桶川統」や黒ボクグライ土壌の「上尾統」等が点在している。また、荒川沿いには、主に灰色低地土壌の「清水統」が分布している。 桶川市の令和 5 年度の土壌汚染に関する苦情は 0 件となっている。
	地盤	計画地及び周辺では、地盤沈下について公表された調査結果は無い。 計画地及び周辺の東側では国道 17 号に沿って地盤沈下の調査が実施されており、平成 31 年～令和 5 年の地盤標高の変動量は 2.3～7.9㎜ であり、令和 5 年の 1 年間の変動量は-3.0～0.8㎜ となっている。 桶川市の令和 5 年度の地盤沈下に関する苦情は 0 件となっている。
地形及び地質の状況	地形の状況	計画地の地形は、火山灰台地の中央に谷底平野（谷地田）が分布している。 計画地周辺の地形は、火山灰台地が広がっており、江川等の河川沿いに谷底平野（谷地田）が分布している。また、荒川に沿って谷底平地（河川氾濫原）や後背湿地が分布している。
	地質の状況	計画地の地質は、火山性岩石（ローム）の中央に未固結堆積物（泥質堆積物（谷地田の腐植土））が分布している。 計画地周辺の地形は、火山性岩石（ローム）が広がっており、江川等の河川沿いに未固結堆積物（泥質堆積物）が分布している。また、荒川に沿って未固結堆積物（砂泥堆積物・砂質堆積物）が分布している。
動物の生息、植物の生育、植生及び生態系の状況	動物	計画地が位置する桶川市においては、「桶川市史　第八巻　自然地誌編」（昭和 62 年 3 月、桶川市）により 205 種の動物種が確認されている。また、計画地の北側に近接し一連の自然環境を有すると考えられる北本市においては、「北本の動植物誌」（平成 7 年 2 月、北本市）により 2,217 種の動物種が確認されている。このほか、動物の分布調査が行われた「自然環境保全基礎調査」（環境省）により、桶川市が含まれる 2 次メッシュ（533974 上尾及び 543904 鴻巣）においては、136 種の動物種が確認されている。 「第 4 回自然環境保全基礎調査　埼玉県自然環境情報図」（平成 7 年、環境庁）において川島町内のサギ類の集団ねぐらが確認されている。埼玉県環境部みどり自然課へのヒアリング（令和 4 年 2 月）によると、計画地から 1.5㎞ 以内にオオタカの県営巣登録地が 3 か所存在している。
	植物	計画地の現存植生は、主に畑雑草群落、緑の多い住宅地、路傍・空地雑草群落、水田雑草群落及び果樹園で構成されている。また、計画地周辺には、上記のほかクヌギーコナラ群集や市街地等が分布している。 計画地が位置する桶川市においては、「桶川市史　第八巻　自然地誌編」及び「桶川市史　第九巻　補遺編」（平成 2 年 12 月、桶川市）により 936 種の植物種が確認されている。また、計画地の北側に近接し一連の自然環境を有すると考えられる北本市においては、「北本の動植物誌」により 682 種の植物種が確認されている。 また、「埼玉県レッドデータブック植物編（第 4 版）2024」によると、桶川市には希少な植物群落として、コツブヌマハリイ群落、サクラソウ群落、チョウジソウ群落、ノカラマツ群落、コウホネ群落、ノウルシ群落等 19 群落が存在する。また、群落複合として、江川下流域湿性植物群落及び荒川旧流路の水生植物群落が存在する。 計画地に近接している巨樹としては、圏央道を挟んで北側に樹高 20ｍのケヤキが生育している。なお、計画地及び周辺に巨木林は無い。

表 3.1-2(3)　自然的状況の概要

項目		概要
動物の生息、植物の生育、植生及び生態系の状況	生態系	計画地は平坦な地形で、主に畑や果樹園、水田からなる農地と一部の集落や工場で構成されており、北側には圏央道、西側には上尾道路が通過している。計画地内から南東方向には石川川が南方向に流れている。計画地周辺も畑を中心に同様の土地利用となっている。 哺乳類のホンドギツネ、大型鳥類のオオタカ、サギ類、カラス類、爬虫類のシマヘビ、アオダイショウ等が計画地における上位種として分布している可能性がある。 生態系の典型性としては、ミミズ類、クモ類、ムカデ類、昆虫類などの畑雑草群落に生息する土壌動物と、それらを採餌する小型鳥類などの小動物、水路に生息するカエル類等が考えられる。 計画地において、特殊な自然環境は見当たらないが、土壌動物や水生生物の中に注目すべき種が分布している可能性があり、種によっては特殊性の面からの配慮が考えられる。
景観、自然とのふれあいの場の状況	景観	計画地が位置する桶川市は、埼玉県東部に広がる大宮台地北部の一角を占め、市域の東側には元荒川、西側には荒川が流れており、豊かな自然環境を保っている。 計画地及び周辺の地形はおおむね平坦であり、主として畑や水田が広がっており、集落や樹林が点在している。計画地の北側には圏央道が、西側には上尾道路が隣接している。また、計画地の南側には城山公園や石川川の河津桜、北側には城ヶ谷堤や北本自然観察公園を中心とする緑地が存在する。 このように計画地及び周辺の景観は、農地や緑地、河川などの自然的要素と、高規格道路の構造物や集落といった人工的要素が混在している。 計画地の最寄りの景観資源としては、計画地の南方約 1km に埼玉県の景観資源データベースシステムに登録されている「城山公園」や地元住民に親しまれている「石川川の河津桜」等がある。 計画地及び周辺は、地表の起伏が少なくおおむね平坦であることから、自然の地形をいかした眺望点は少ない。
	人と自然とのふれあいの場	計画地周辺の人と自然とのふれあいの場としては、計画地の南側に「石川川の河津桜」、計画地の東南約 100mに「川田谷栗原市民緑地」、東南約 400mに「川田谷こどもの森」が存在する。また、計画地及び周辺には多くのウォーキングコースがあり、桶川市では、西側版 A コースと西側版 B コースが設定されている。 自然再生地・ビオトープとしては、桶川市と川島町にまたがって「荒川太郎右衛門地区自然再生地」、上尾市と桶川市にまたがって「江川サクラソウトラスト活動地」等がある。
景観、自然とのふれあいの場の状況	指定文化財	計画地の最寄りの指定文化財としては、計画地の北方約 150m に桶川市指定の建造物である「諏訪神社本殿」が存在する。また、計画地の北西約 900m には、国指定天然記念物である「石戸蒲ザクラ」が存在する。 計画地に係る埋蔵文化財包蔵地としては、計画地西側を含む「大平遺跡」及び計画地南側を含む集落跡（遺跡名なし）、計画地北東側を含む「諏訪北Ⅰ遺跡」がある。また、「諏訪南遺跡」、「諏訪北Ⅱ遺跡」等が近接している。
一般環境中の放射性物質に係る環境の状況	空間放射線量の状況	計画地及び周辺における空間放射線量は、0.030～0.11μSv/h である（環境省が示す基準値：0.23μSv/h）。

第 4 章　関係地域

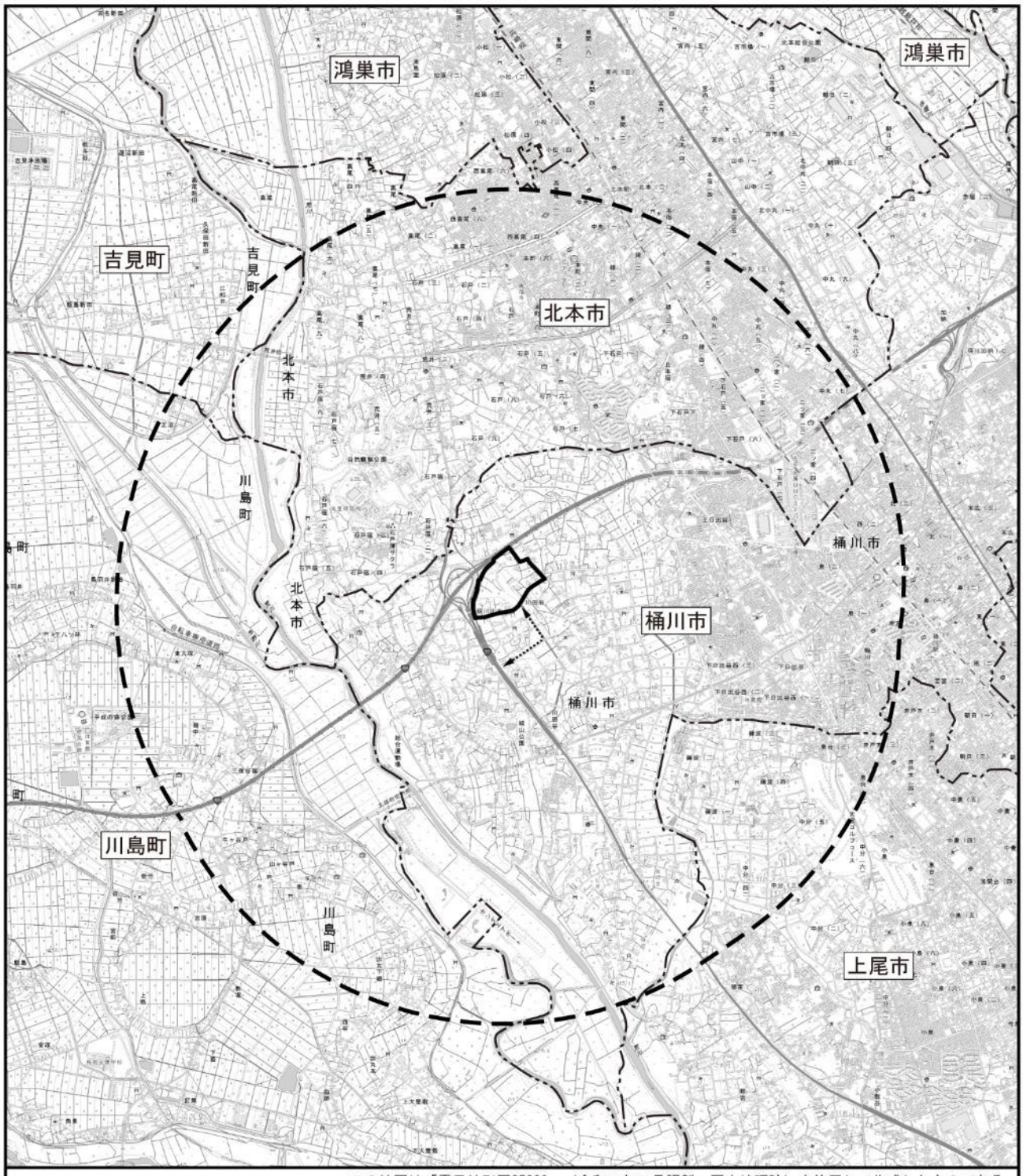
4.1 環境に影響を及ぼす地域の基準

本事業に係る環境に影響を及ぼす地域は、埼玉県環境影響評価条例施行規則別表第二に基づき、「対象事業が実施される区域の周囲 3km 以内の地域」を基準として設定するものとする。

4.2 環境に影響を及ぼす地域

前項の基準に基づき設定した、本事業に係る環境に影響を及ぼす地域は、図 4-1 に示すとおりであり、以下の 4 市 2 町の一部が含まれる。

・桶川市
・鴻巣市
・上尾市
・北本市
・川島町
・吉見町



この地図は「電子地形図25000」（令和４年２月調製、国土地理院）を使用して作成したものである。

凡　例

- 計画地
- アクセス道路
- 市町界
- 環境に影響を及ぼす地域
 （計画地及びアクセス道路の境界から 3km）

図 4-1　環境に影響を及ぼす地域

1：50，000
0　500　1000　1500m

N

第 5 章　調査計画書についての環境の保全の
　　見地からの意見を有する者の意見の概要
第 6 章　調査計画書についての知事の意見
第 7 章　第 5 章及び第 6 章の意見についての
　　都市計画決定権者の見解

第5章　調査計画書について環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要

「埼玉県環境影響評価条例」（平成 6 年 12 月、埼玉県条例第 61 号）第 6 条の規定により、「桶川都市計画事業（仮称）桶川北本ＩＣ周辺東部地区土地区画整理事業　環境影響評価調査計画書」の縦覧が以下の期間及び場所で行われた。

また「埼玉県環境影響評価条例」第 7 条第 1 項の規定により、環境影響評価調査計画書に関し、都市計画決定権者が、環境の保全の見地からの意見を以下の期間で受け付けた。

縦覧期間：令和 4 年 9 月 16 日（金）～令和 4 年 11 月 14 日（月）（延長後[注)]）

縦覧場所：・埼玉県環境部環境政策課
・埼玉県中央環境管理事務所
・埼玉県東松山環境管理事務所
・桶川市環境対策推進課
・鴻巣市環境課
・上尾市環境政策課
・北本市環境課
・川島町町民生活課
・吉見町環境課

意見提出期間：令和 4 年 9 月 16 日（金）～令和 4 年 11 月 28 日（月）（延長後[注)]）

その結果、関係住民等からの意見を 7 件受理した。環境の保全の見地からの意見を有する者からの意見の概要については、表 7.1-1(1)～(18)（p.51～68 参照）に示すとおりである。

注）調査計画書の記載内容に訂正があったことから、当初の「埼玉県環境影響評価条例」の規定による縦覧期間及び意見提出期間を延長した。
縦覧期間　【当　初】令和 4 年 9 月 16 日（金）～10 月 17 日（月）
　　【延長後】令和 4 年 9 月 16 日（金）～11 月 14 日（月）
意見提出期間【当　初】令和 4 年 9 月 16 日（金）～10 月 17 日（月）
　　【延長後】令和 4 年 9 月 16 日（金）～11 月 28 日（月）

第6章 調査計画書についての知事の意見

「埼玉県環境影響評価条例」(平成 6 年 12 月、埼玉県条例第 61 号) 第 8 条の規定により、「桶川都市計画事業（仮称）桶川北本 IC 周辺東部地区土地区画整理事業　環境影響評価調査計画書」に対し、埼玉県知事から意見が提出された。

知事の意見は、表 7.2-1(1)～(6) (p.69～74 参照)に示すとおりである。

第 7 章　第 5 章及び第 6 章の意見についての都市計画決定権者の見解

7.1 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見についての都市計画決定権者の見解

「環境の保全の見地からの意見を有する者の意見」についての都市計画決定権者の見解は、表 7.1-1(1)～(18)に示すとおりである。

表 7.1-1(1)　環境の保全の見地からの意見を有する者の意見についての都市計画決定権者の見解

項目		環境の保全の見地からの意見を有する者の意見	都市計画決定権者の見解
都市計画対象事業の目的	事業全般	今回の事業計画では、立地の特性を活かし秩序ある都市的土地利用を実施し、田園環境との調和を図り、桶川市の発展に寄与するなかで地域の声をしっかりと捉え、事業計画に反映できるよう求める。	秩序ある都市的土地利用を実施するため、計画地は、圏央道の IC に近接する位置にあることから、計画的に市街化区域に編入し、土地区画整理事業により公共施設（道路、提供公園等）を整備し宅地の利用増進を図ります。また、企業（流通業、製造業）を誘致することは雇用の確保にもつながり、桶川市の発展に寄与すると考えます。 また、田園環境との調和を図るため、緩衝緑地帯、遊歩道及び公開緑地公園等の整備により、周辺の田園環境との調和を図る計画です。(p. 10～11 参照) さらに、地域の声をしっかりと捉えるために、本事業の進捗に応じて、地権者及び近隣を対象とした説明会を開催しています。また、「埼玉県環境影響評価条例」（平成 6 年 12 月、埼玉県条例第 61 号）に基づく環境影響評価手続に則り、調査計画書説明会の開催、意見書の受付を行いました。いただいた意見を踏まえ、事業計画に反映するよう努めました。(序章参照)
都市計画対象事業の実施区域	計画地及び周辺の概況	地形では、石川川の事が一切触れられていないが、記述を求める。この地域は石川川の源流に近く、湧水も一緒になって清らかな水が流れている。このような地形が残るのは、市内でも当該地域だけであり、貴重な自然の地形ともなっている。	準備書では、現地調査結果を踏まえ、石川川の記述を追加しました。(「第 2 章　都市計画対象事業の目的及び概要 2.3（2）1）地形」（p. 4)、「本編第 10 章　10.9　動物　(1) 5)③(ｱ) ｱ) b　b)計画地及び周辺の変遷の状況」（本編 p. 537～538）参照)

表 7.1-1(2) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見についての都市計画決定権者の見解

項目		環境の保全の見地からの意見を有する者の意見	都市計画決定権者の見解
都市計画対象事業の実施方法	計画地及び周辺の概況	自然環境でも、石川川とその周辺の湿地が存在し、ミソハギ、カヤ、アザミ、カヤツリグサ類等の在来種が比較的多くみられ、貴重な自然環境となっている。また、近年減少している黄菖蒲の群生地もある。当然、キツネや狸なども生息している地域であり、オオタカだけでなく、生態系が豊な地域であることを記述していただきたい。	準備書では、現地調査結果を踏まえ、計画地内の湿地や確認種について記述を追加しました。(「本編第 10 章 10.10 植物 (1) 5) ①植物相の状況、②植生の状況、④保全すべき種及び保全すべき群落の状況」(本編 p.580～591)、「本編第 10 章 10.11 生態系 (1) 5)調査結果」(本編 p.608～627) 参照) なお、キショウブは重点対策外来種に指定されており、防除対象となっています。
	土地利用計画(公園緑地等)	計画地内には、石川川に由来する水路が存在し、歴史的には米を積んだ船が行き来していたという。説明会では、湿地や水路を残した公園の計画①の考えが示されたが、計画内容としては、載っていない。また、牧野家陣屋跡や 2 か所の縄文遺跡②をつぶすことになる当該計画では、できる限りの発掘調査と歴史的由来を調査し、調査結果は、公園や施設などで、後世に残すようにしていただきたい。	①湿地や水路を残した公園の計画 湿地等を保全する公開緑地公園の計画については、調査計画書作成時点では事業者が作成する土地利用計画が未確定であったため掲載していませんでした。 準備書では、現地調査結果を踏まえ、公開緑地公園は水田生態系の復元を目標に整備・管理を行うことを記載しました。(「第 2 章 都市計画対象事業の目的及び概要 2.6 (9)公園・緑地計画」(p.27～29)、「本編第 11 章 環境の保全のための措置 11.1 (9)植物、(10)動物、(11)生態系」(本編 p.823～827) 参照) ②川田谷陣屋跡や 2 か所の縄文遺跡 試掘調査により、川田谷陣屋の本丸跡が存在する可能性のある範囲は、地下部の改変を制限し現状保存する計画としています。その他の埋蔵文化財包蔵地は発掘調査を実施し、遺跡を記録保存します。本遺構は、縄文時代と中近世時代の複合遺跡であり、調査結果はそれぞれの遺構の状況を重ねて表記した図面として、発掘調査報告書に掲載し、公表します。また、遺跡の概要を記した案内板の設置を検討します。 (「本編第 11 章 環境の保全のための措置 11.1 (14)史跡・文化財」(本編 p.831) 参照)
	交通計画	計画地内に存する市道 1584 号は川田谷小学校児童が通学路にしているようです。工事中や完成後での配慮すべき事項があるのではないか。車両の走行経路も検討が必要ではないか。	現在、通学路として利用されている市道 1584 号線については、歩道を設けた代替路線(区画道路 9.5-1 号線) を整備し、安全に利用できるよう配慮する計画です。 また、工事中及び完成後とも、現況より交通量は増加することが考えられるため、走行ルートを定め、交通安全に十分注意した運転を行うよう指導します。(「第 2 章 都市計画対象事業の目的及び概要 2.6 (4)道路計画、(8)交通計画、2.7 (4) 資材運搬等の車両の計画、(6)作業時間等」(p.17～21、25～26、34～36、38)、「本編第 11 章 環境の保全のための措置 11.1 (13)自然とのふれあいの場」(本編 p.829～830) 参照)

表 7.1-1(3) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見についての都市計画決定権者の見解

項目		環境の保全の見地からの意見を有する者の意見	都市計画決定権者の見解
都市計画対象事業の実施方法	交通計画	上尾道路からのアクセス道路は、一部通学路となっています。市道 15 号線における児童生徒の通学路に対しての安全対策と、市民が通る生活道路としての安全対策を講じてください。	アクセス道路の設計にあたっては、交通管理者や道路管理者等の関係機関との協議を踏まえ、交通安全と市民や農業従事者のための道路としての利用に配慮した道路計画となるよう検討しました。 また、工事中、完成後とも、現況より交通量は増加することが考えられるため、交通安全に十分注意した運転を行うよう指導します。(「第 2 章 都市計画対象事業の目的及び概要 2.6 (4)道路計画、(8) 交通計画、2.7 (4) 資材運搬等の車両の計画、(6)作業時間等」(p.17～21、25～26、34～36、38)、「本編第 11 章 環境の保全のための措置 11.1 (13)自然とのふれあいの場」 (本編 p.829～830) 参照)
		アクセス道路へは、歩道の設置及び、耕作する農作機械や車両が出入りできる場所と、通行帯を確保してください。	
		市道 1 号線から市道 14 号線に抜ける変則的な丁字路は、見通しが悪く危険です。市道 65 号線を通って市道 1 号線へ抜ける新たな道路整備と、交差点へ信号機の設置を要望します。	市道 1 号線から市道 14 号線に抜ける丁字路等、周辺の道路整備については、計画地外であるため、本事業とは別に検討が行われています。市道 1 号線から市道 14 号線に抜ける丁字路については、交差点改良により計画地内の市道 65 号線との接続部を検討する必要があることから、適切な道路線形を検討します。 また、本事業に起因する計画地周辺の道路については、児童生徒を含めた道路利用者への安全に配慮した道路計画となるよう検討します。(「第 2 章 都市計画対象事業の目的及び概要 2.6 (4)道路計画、(8) 交通計画、2.7 (4) 資材運搬等の車両の計画、(6)作業時間等」(p.17～21、25～26、34～36、38)、「本編第 11 章 環境の保全のための措置 11.1 (13)自然とのふれあいの場」 (本編 p.829～830) 参照)
		事業を進めるうえでは、周辺地域の道路整備(65 号線と 1 号線の交差部、15 号線と 1561 号線の交差部など)の課題や児童生徒を含めた道路利用者への安全に配慮した事業の実施を強く求める。	
	その他	開発エリアと、アクセス道路は夜になると暗く見通しの悪い場所です。安全対策として、街路灯や防犯灯の設置を要望します。	安全対策として、街路灯を検討します。なお、設置にあたっては、安全性を考慮したうえで光漏れを少なくする設計や機器を採用します。
工事中の環境保全対策	水質、土壌、地盤	当該地域は湿地による軟弱地盤であり、地盤凝固剤を使用する可能性が高いが、記述がない。	交通量の多い道路については置換工法 (砕石による置換) により路床の地盤改良を行う計画です。また、幹線水路付替工事における水路 (暗渠) の支持、擁壁工事における擁壁の支持のため、中層混合改良 (セメントミルクを軟弱土と攪拌混合する工法) による地盤改良を行う計画です。(「第 2 章 都市計画対象事業の目的及び概要 2.7 (3) 1)アクセス道路工事、2) ②切盛土工事、④幹線水路付替工事、⑤道路・供給処理施設工事」(p.33) 参照) また、地盤改良時の配慮を、環境保全措置として、準備書に記載しました。(「本編第 11 章 環境の保全のための措置 11.1 (8) 地盤」 (本編 p.822) 参照)

表 7.1-1(4) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見についての都市計画決定権者の見解

項目		環境の保全の見地からの意見を有する者の意見	都市計画決定権者の見解
工事中の環境保全対策	水質、土壌、地盤	調整池が必要との説明もあり、その場合の地下水位のレベルも触れていない。工事の概要が分からない状態だが、水質、土壌、地盤は、丁寧に記述すべきである。	本事業では、「埼玉県雨水流出抑制施設の設置に関する条例」（平成 18 年 3 月、埼玉県条例第 20 号）に基づく雨水流出増加行為の許可が必要となる行為に該当することから、雨水流出抑制対策として、条例に基づき算定される必要容量以上の雨水地下調整槽を設ける計画です。（「第 2 章 都市計画対象事業の目的及び概要 2.6 (6) 2)雨水排水」(p.23～24)、「資料編 第 6 章 水象 6.1 雨水流出抑制施設の計画」（資料編 p.129～150）参照） また、地下水位については現地調査を実施し、その結果は「本編第 10 章 10.6 水象(1) 5) ②(ｲ) ｱ)既存井戸調査、 ｲ)ボーリング調査」（本編 p.459～461）に示しました。 水質に関しては「本編 10.5 水質」（本編 p.397～442）に、土壌に関しては「本編 10.7 土壌」（本編 p.477～487）に、地盤に関しては「本編 10.8 地盤」（本編 p.489～504）に取りまとめました。 なお、調査計画書時点では、雨水流出抑制対策について、関係機関と協議中であり、詳細が決定していなかったため、記載していませんでした。
	植物	生物について、植物種の移植を必要に応じてとあるが、上尾道路江川地区環境保全対策検討委員会において、移植が難しい種などが調査されている。工事ありきで単純な移植は控えていただきたい。	現況調査の結果を踏まえ、環境の保全のための措置を検討し、準備書に記載しました。 計画地内で確認された保全すべき植物種は、耕作中の水田や耕作放棄地、三面護岸の水路に生育しており、保全のためには水田と同様の適切な管理により生育環境を維持することが重要と考えます。このため、水田生態系の復元を目標に整備・管理を行う公開緑地公園に、移植する方針としました。（「本編第 10 章 10.10 植物 (1) 5) ④保全すべき種及び保全すべき群落の状況」（本編 p.583～591)、「本編第 11 章 環境の保全のための措置 11.1 (10) 植物」（本編 p.825）参照）

表 7.1-1(5) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見についての都市計画決定権者の見解

項目		環境の保全の見地からの意見を有する者の意見	都市計画決定権者の見解
工事中の環境保全対策	動物	オオタカについて、圏央道の環境保全措置を参考にするとあるが、オオタカ検討委員会での調査やモニタリングの中で、繁殖に失敗している。また、環境アセスメント（1998 年 2 月）では、「周辺に失われる面積は、周辺の同様な生息環境のうちのわずかで、同様な環境が多く存在するので影響は少ない」と評価している。しかし、その後圏央道と上尾道路とのジャンクション（評価の対象とはならず）や周辺開発が進み、記述の残された生育環境であった当該計画地が失われることにより、生息環境は大きく損なわれる。従って、圏央道の環境保全措置は参考にはならない。新たな検討委員会なども検討いただきたい。	「埼玉圏央道オオタカ等保護対策会議」は議事録が公開されていることから、その内容を整理しましたが、繁殖に失敗していると結論づける結果にはなっていないと考えます。また、本事業の環境調査において、簡易調査を含めた 3 繁殖期の調査の結果、各年とも 2 営巣地で繁殖し、少なくとも 1 営巣地で 2 羽の巣立ちに成功していることから、圏央道の建設により環境が損なわれたとは言えず、圏央道での保全措置の事例は参考になると考えます。計画地の近く（400m 以内）で営巣が確認された場合は、工事の影響を把握するため、繁殖期にカメラ監視等の手法により工事の影響を把握し、工事による影響が確認された場合は、工事の一時停止を含め、営巣地への影響の低減に努めます。委員会を設置するのではなく、専門家の指導助言を仰ぎつつ保全措置を実施する計画です。 また、現地調査により、計画地は計画地近くの営巣地で繁殖するオオタカの採食地として利用されていることが分かりました。本事業により採食地は減少しますが、高利用域とする範囲には、ある程度、流動性があると考えられ、現在の高利用域周辺の同様の環境を採食地として利用することは可能と考えられると予測します。 供用時には、計画地内に公園・緑地として、高木を植栽した緩衝緑地帯や、水田生態系の復元を目標に整備を行う公開緑地公園を整備する計画であり、オオタカの狩猟対象となる鳥類の生息環境を創出することで、餌資源の減少を軽減できると予測します。また、オオタカがとまりとして利用していた携帯アンテナ塔及び送電線鉄塔は残置することから、将来もとまり場として利用可能と考えます。 （「本編第 10 章 10.9 動物 (1) 5) ② 保全すべき種の状況、③ (ｲ)オオタカの繁殖状況、(2) 1) ⑥ (ｲ) 表 10.9-21(4)」（本編 p.525～527、541～543、553～555）、「本編第 11 章 環境の保全のための措置 11.1 (9) 動物」（本編 p.823～824）参照）

表 7.1-1(6) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見についての都市計画決定権者の見解

項目		環境の保全の見地からの意見を有する者の意見	都市計画決定権者の見解
調査項目	水質	地下水についての「存在・供用時」を入れる。地盤凝固剤やコンクリートなどを使用した場合、地下水に影響は残る。また軟弱地盤を調整池のための掘削や、道路整備などにより、地下水位が変化することが考えられ、公開緑地公園は湿地であり、生態系に大きな影響がある。	地盤改良やコンクリートの使用については、工事中の影響要因であることから、「工事中」の項目として予測・評価しました。(「本編第 10 章 10.5 水質 (2) 2) 造成等の工事に伴う底質及び地下水の水質の変化の程度、(3) 2) 造成等の工事に伴う底質及び地下水の水質の変化の程度」(本編 p.426、437～438) 参照) また、調整池や道路整備による地下水位への影響については、水象の「存在・供用時」の項目として予測・評価しました。(「本編第 10 章 10.6 水象 (2) 2) 造成地の存在による地下水の水位及び水脈の変化の程度、(3) 2) 造成地の存在による地下水の水位及び水脈の変化の程度」(本編 p.470～471、474～475) 参照)
	水象	水象について、「河川等の流量、流速及び水位」、「地下水の水位及び水脈」は存在・供用時だけでなく、工事中の影響を入れる。当該地域には石川川源流に近く、湧水も流入していることから、工事による水脈の分断や埋め立ては、慎重にしなければならない。地下水涵養機能と地下水位及び地下水流動の変化は生じるので、調査は必要である。	水象の「河川等の流量、流速及び水位」、「地下水の水位及び水脈」については、「埼玉県環境影響評価技術指針 手引 (平成 30 年改正対応版)」(平成 31 年 3 月、埼玉県) の p.160 に基づき、「造成地の存在」による影響を「存在・供用時」の項目として選定し、予測・評価しました。(「本編第 10 章 10.6 水象 (2) 1) 造成地及び施設の存在による河川等の流量、流速及び水位の変化の程度、2) 造成地の存在による地下水の水位及び水脈の変化の程度、(3) 1) 造成地及び施設の存在による河川等の流量、流速及び水位の変化の程度、2) 造成地の存在による地下水の水位及び水脈の変化の程度」(本編 p.466～475) 参照)

表 7.1-1(7) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見についての都市計画決定権者の見解

項目		環境の保全の見地からの意見を有する者の意見	都市計画決定権者の見解
調査項目	地象	「土地の安定性」について、項目として選定しない理由を「計画地は平坦な地形を呈する水田及び畑地等であり、地盤の法面安定計算を必要とするような長大な盛土の設置は行わないことから調査・予測項目として選定しない。」とあるが、石川川とその周辺の工事次第では、土地の安定性は必ずしも確実ではないことから、項目に追加する。	本事業での造成計画では、最大切土高約 6.3m、最大盛土高約 3.8m です。また、切土法面は最大で約 2.9m、盛土法面は最大で約 2.2m で、勾配は切土、盛土、ともに最大で 1:1.8 であり、「道路土工-切土工・斜面安定工指針（平成 21 年度版）」（平成 21 年 7 月、社団法人日本道路協会）、「道路土工-盛土工指針(平成 22 年度版)」（平成 22 年 4 月、財団法人日本道路協会）の高さ 5m 以下の標準勾配以下で計画しています。擁壁で支える場合は、擁壁を支持するため中層混合改良により地盤改良を行います。また、盛土内の地下水位が上昇しないよう、適切に排水工を施します。「埼玉県環境影響評価技術指針 手引（平成 30 年改正対応版）」（平成 31 年 3 月、埼玉県）の p.174 には、「土地の安定性」の項目では、「地すべり地形、不安定土砂、崩壊地、災害履歴等から土地の不安定な箇所を把握し、対象事業等の実施による安定性への影響」を予測評価するとあり、本事業において、該当する斜面等はないことから、項目として選定していません。 なお、石川川沿いにアクセス道路を整備しますが、地盤面高さを大きく変更するような工事はなく、石川川の工事は行わないことから、土地の安定性に影響するものではないと考えます。
		「地形及び地質」について、「計画地には重要な地形及び地質は存在しない」とあるが、谷地田や市内で唯一残された清水の流れる石川川と、希少動植物も生息する谷地田は重要である。ホテイアオイの大きな群落も複数存在している。	計画地には、「日本の地形レッドデータブック」（平成 12 年 12 月、日本の地形レッドデータブック作成委員会）や、「第 1 回自然環境保全基礎調査」（昭和 51 年、環境省）のすぐれた自然調査（地形・地質・自然現象）に掲載された地形及び地質は存在しないことから、「地形及び地質」の項目は選定しませんでした。 なお、重点対策外来種であるホテイアオイは現地調査で確認されていません。現地調査で群落が確認されたヒメホテイアオイは、平成 8 年（1996 年）に国内で初めて確認された外来種です。

表 7.1-1(8) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見についての都市計画決定権者の見解

項目		環境の保全の見地からの意見を有する者の意見	都市計画決定権者の見解
調査項目	史跡・文化財	当該計画地は、重層的な遺産がある地域である。開発によって失われるものを入れるべきである。未知の領域や調査不足がゆえに、人類の貴重な遺産を破壊することは許されない。従って、史跡・文化財の項目は、工事中の影響も調査項目に入れる。	埋蔵文化財包蔵地への影響については、「埼玉県環境影響評価技術指針 手引(平成 30 年改正対応版)」(平成 31 年 3 月、埼玉県) の p.237～238 に基づき、「造成地の存在」による影響を、「存在・供用時」の項目として選定し、予測・評価しました。
		史跡・文化財について、指定文化財が存在しないことを理由に、項目を選定しないのは合理的でない。大平遺跡と遺跡№7 の縄文集落跡は、全容が解明されておらず、今後発掘作業によって解明されるものである。また、圏央道の工事の際に一部発掘された牧野家陣屋跡の全容も解明されていない。これらは計画地の半数近くを占めており、貴重な文化財を抹殺することは許されない。	計画地内の遺跡については、史跡・文化財の「埋蔵文化財」として項目選定しました。 計画地内の埋蔵文化財については、桶川市の担当部署と協議の上、試掘調査を行いました。試掘調査により、川田谷陣屋の本丸跡が存在する可能性が極めて高い範囲は、桶川市の担当部署の指導及び助言を踏まえ、地下部の改変を制限し現状保存する計画としています。その他の埋蔵文化財包蔵地は発掘調査を実施し、遺跡を記録保存します。本遺構は、縄文時代と中近世時代の複合遺跡であり、調査結果はそれぞれの遺構の状況を重ねて表記した図面として、発掘調査報告書に掲載し、公表します。また、遺跡の概要を記した案内板の設置を検討します。(「本編第 11 章 環境の保全のための措置 11.1 (14)史跡・文化財」(本編 p.831) 参照)

表 7.1-1(9)環境の保全の見地からの意見を有する者の意見についての都市計画決定権者の見解

項目		環境の保全の見地からの意見を有する者の意見	都市計画決定権者の見解
調査方法	調査全般	住民への安心安全が確保される工事計画となるよう事前の調査をしっかり行ってください。	住民の皆様の安全を確保し、安心いただけるよう、事前に大気質、騒音・低周波音、振動、悪臭、水質、水象、土壌（産業廃棄物埋設区域の廃棄物の調査を含む）、地盤、動物、植物、生態系、景観、自然とのふれあいの場、史跡・文化財、日照阻害及び電波障害の調査により環境の現況を把握し、本事業の工事中及び供用時の影響が著しいものとならないよう、環境影響評価の結果を踏まえ、事業計画及び環境の保全のための措置に反映するよう努めました。
		事業地建設が終わってから、環境に影響があるという事で追加工事がなされることがないよう、十分な事前調査をお願いいたします。	
	大気質、騒音、振動	大気質、騒音、振動の測定地点に、もう一か所、圏央道に近い住宅予定地を加える。圏央道に加え、施設の稼働、供用時の自動車交通の発生に伴う環境負荷について、生活環境の予測・評価が必要である。	大気質については、予測条件として、計画地の周辺の大気汚染常時監視測定局のデータを用い、現地調査は本地域のバックグラウンド濃度把握の観点から行います。このため地点は追加せず調査を行いました。 騒音、振動については、予測条件として現地調査結果を用いることから、圏央道に近い住宅地（環境騒音・低周波音、振動の調査地点Ａ）、上尾道路に近い住宅地(同Ｂ)、その他の住宅地(同Ｃ)の 3 地点を計画しました。このため、地点は追加せず調査を行いました。(「本編第 10 章 10.2 騒音・低周波音 (1) 3)調査地域・地点、(2) 3)⑤(ｲ) ｳ)暗騒音」(本編 p.302～304、331～332) 参照)
	水質	その他の土壌の性状は最低 2 季とする。1 回では客観性に欠ける。	土壌の性状については、土壌沈降試験用の試料採取を行ったものであり、季節変化は無いことから 1 回としました。
	水象	地下水の水位及び水脈について、既存資料と既存井戸では実態がつかめない。湧水は多数あり、石川川に流入していると考えられ、図 4.5-1 の 4 ヶ所に加え、石川川の合流周辺に一か所加える。湿性植物が生育していると考えられる地域である。	湿性植物の生育地点では、地下水面が地表に現れていることから、調査地点として溜池跡の湿地を追加し、水位を調査しました。(「本編第 10 章 10.6 水象(1) 3)④(ｲ)現地調査、5) ④(ｲ) ｱ) 溜池跡の湿地の水位」(本編 p.445～446、465) 参照)
		計画地は、過去に池が存在して湧水があったと地元の方は言っています。埋め立てられているようですが、湧水や地下水脈の調査をしっかり行う必要がある。	過去に池が存在した場所は、湿地となっており、地下水面が地表に現れていることから、湿地の水位を調査しました。 調査の結果、湧水地点は確認できませんでしたが、降水によって不圧地下水の水位が上昇すると、その浸み出し等により、湿地の水位が上昇することが示唆されました。(「本編第 10 章 10.6 水象(1) 3)④(ｲ)現地調査、5) ④(ｲ) ｱ) 溜池跡の湿地の水位」(本編 p.445～446、465) 参照)

表 7.1-1(10)環境の保全の見地からの意見を有する者の意見についての都市計画決定権者の見解

項目		環境の保全の見地からの意見を有する者の意見	都市計画決定権者の見解
調査方法	水象	石川川の水量が増えると考えられ、下流への影響も検討すべきではないか。	石川川の水量の変化等については、「水象」の「存在・供用時」の「河川等の流量、流速及び水位」において予測・評価しました。(「本編第 10 章 10.6 水象 (2) 1) 造成地及び施設の存在による河川等の流量、流速及び水位の変化の程度、 (3) 1) 造成地及び施設の存在による河川等の流量、流速及び水位の変化の程度」(本編 p.466～469、472～473) 参照)
	水象、動物、植物、生態系	高村建材工業(株)北側の湧き水のある湿地の環境影響評価について環境影響評価調査計画書にきちんと計画されていません。この湿地は石川川の生態系の一部であり、石川川流域全体の生態系に影響を及ぼすものであります。この湿地を含めた石川川全域の生態系調査および環境影響評価を実施することで湿地および石川川の水棲動植物は元より流域周辺を生活圏にしている動物を含めた生態系の保全につながります。 さらに川田谷全体の生態系に影響いたします。川田谷の各地において鳥類の頂点に君臨する大鷹を含めた猛禽類の生息が確認されています。その猛禽類の生息にも影響を与える事になります。 水源のある湿地及び石川川の生態系の調査、水質に与える影響をしっかり調査しないと川田谷の未来、桶川の未来にとって禍根を残すものとなります。 水源のある湿地及び石川川全域の環境影響評価調査を確実に実施いただきたい。	高村建材工業(株)埼玉工場北側の湿地については、水象において湿地の水位調査、動物においてトラップ調査地点とし、植物では植物相、植生の調査を行いました。また、溜池を含む計画地及び周辺の変遷の状況について、調査しました。その結果、希少な種や湧水地点及び湧水のある環境を生育・生息環境とする種は確認されませんでしたが、生態系としての重要性を鑑み、湿地の一部を動植物の保全エリアとする計画です。 また、本地域で確認されているオオタカについては、これまでの知見を踏まえ、繁殖期間中は注意深く工事を実施するとともに、供用時の餌資源の供給のため、計画地内に緑地等を整備する計画です。(「第 2 章 2.6 (9)公園・緑地計画」(p.27～29)、「本編第 10 章 10.6 水象 (1) 5) ④(ｲ) ｱ) 溜池跡の湿地の水位」(本編 p.465)、「本編第 10 章 10.9 動物 (1)調査」(本編 p.505～545)「第 10 章 10.10 植物 (1) 調査」(本編 p.573～592)、「本編第 10 章 10.11 生態系 (1)調査」(本編 p.607～627)「本編第 11 章 環境の保全のための措置 (9)動物、(10) 植物、(11) 生態系」(本編 p.823～827) 参照)

表 7.1-1(11)環境の保全の見地からの意見を有する者の意見についての都市計画決定権者の見解

項目		環境の保全の見地からの意見を有する者の意見	都市計画決定権者の見解
調査方法	土壌、地盤	土壌及び地盤の予測について、産業廃棄物埋設区域だけでなく、工事の範囲に広げる。造成工事や地盤改良剤投入などの工事は、広く周辺環境に影響を与える。	土壌の影響については、計画地内に産業廃棄物埋設区域が存在することから、産業廃棄物埋設区域の土壌汚染状況について調査しました。また、本事業は「土壌汚染対策法」（平成 14 年 5 月、法律第 53 号）第 4 条第 1 項及び「埼玉県生活環境保全条例」（平成 13 年 7 月、埼玉県条例第 57 号)第 80 条第 1 項に定める一定規模以上の土地の形質の変更に該当するため、今後、法令に則り必要な調査及び届出を行うことから、それらを踏まえ予測を行いました。(「本編第 10 章 10.7 土壌(1)調査、(2)1) ⑤予測結果、(3)1) ②評価結果」（本編 p.477～487）参照) また、地盤改良による影響については、水質、地盤の項目で予測・評価しました。計画地内の造成工事では、軟弱地盤への盛土はプレロード工法（盛土載荷重工法）により地盤の強度を向上させ、道路工事で地盤改良が必要な場合は置換工法（砕石による置換）により路床の地盤改良を行うことから、地盤改良材は使用しません。水路付替工事及び擁壁工事については、必要な地盤強度を確保するため、中層混合改良（セメントミルクを軟弱土と攪拌混合する工法）による地盤改良材を用いた地盤改良を行いますが、地盤改良工事の前に事前試験を行い環境負荷の少ない適切な配合設計を把握し、施工します。また、必要に応じて工事排水の pH 調整を行い、排水基準値以下にして排水します。(「本編第 10 章 10.5 水質 (2) 1) ⑤ (ｲ)pH、(ｳ)健康項目、 2)⑤予測結果、(3) 1)造成等の工事に伴う公共用水域の水質の変化の程度、 2)造成等の工事に伴う底質及び地下水の変化の程度」（本編 p.426～428、435～438)、「本編第 10 章 10.8 地盤 (2) 1) ⑥予測結果、(3) 1) 造成地の存在に伴う地盤沈下の範囲及び程度」（本編 p.502～504）

表 7.1-1(12)環境の保全の見地からの意見を有する者の意見についての都市計画決定権者の見解

項目		環境の保全の見地からの意見を有する者の意見	都市計画決定権者の見解
調査方法	動物	動物について、環境の保全に関する配慮方針で、「保全すべき動物種については、改変区域外への移動を容易にするなどの環境保全措置を検討する」とあるが、当該計画地が周辺でも最も自然環境の良い地域となっており、区域外の移動とは、どこの地域を指すのか、そこで生育が可能なのかも含めて評価し、配慮の内容を具体的に示すよう求める。また、植物の直接的改変を予測するとあるが、動物にも影響があるため、間接的改変も可能な限り予測すべきである。	本事業において、計画地は流通系・製造系の土地利用を計画していることから、地域全体として、動物の生息環境が減少すると考えられます。しかし、計画地の周辺には、現在の計画地と同様の、耕作地や屋敷林、水路等からなる田園環境が存在していることから、それらを利用する動物種の生息が可能であると考えます。 また、計画地には緩衝緑地帯と公開緑地公園を計画しており、緩衝緑地帯に高木を植栽し、公開緑地公園は水田生態系の復元を目標に整備・管理を行うことで、影響の軽減に努めます。(「第 2 章 2.6 (9)公園・緑地計画」(p.27～29)、「本編第 11 章 環境の保全のための措置 (9)動物、(10) 植物、(11) 生態系」(本編 p.823～827) 参照)。 影響予測に関しては、事業計画との重ね合わせによる直接的改変のほか、他項目における予測結果、類似事例及び既存知見等により、間接的な影響も予測しました。(「本編第 10 章 10.9 動物 (2) 1)④予測方法、⑥(ｱ) 動物の生息地の改変の程度及びその他の生息環境の変化」(本編 p.546、549～550)

表 7.1-1(13)環境の保全の見地からの意見を有する者の意見についての都市計画決定権者の見解

項目		環境の保全の見地からの意見を有する者の意見	都市計画決定権者の見解
調査方法	植物	植物の植生調査の頻度が年 2 回となっているが、植物相調査と同様、年 4 回の実施とする。生態系の予測・評価に際し、基本的データとして重要である。	「埼玉県環境影響評価技術指針 手引（平成 30 年改正対応版）」（平成 31 年 3 月、埼玉県）の p.201 において、植生調査は「植物の生育が盛んで、かつ種の確認率が高い夏季を中心に実施する。ただし、確認可能な時期が限られる群落、十分な調査資料が得られていない群落等について、春又は秋季に補足調査を行う。」と記載されています。調査計画書では、夏季と秋季の調査で、植生図の作成と植生の代表的な地点における植物群落調査を計画しました。調査計画にかかわらず、植物相調査で、確認可能な時期が限られる群落を見つけた場合や、十分な調査資料が得られていない群落について資料が得られた場合は記録しました。 なお、動物の項目において、オオタカの営巣が確認されたことから、猛禽類の営巣環境の調査を、非繁殖期である 12 月に追加で実施しました。（「本編第 10 章 10.9 動物(1) 5) ③ (ｲ) ｲ) b オオタカの営巣環境」（本編 p.544～545)参照）
	生態系	生態系の予測として、計画地のわかりやすい生態系ピラミッドの現状と、工事と造成地、工場の稼働の際それぞれに予測していただきたい。また、工事中の騒音、振動が生態系に及ぼす影響について、加えていただきたい。	本地域の生態系については、食物連鎖のイメージ図として示しました。 生態系の予測については、工事、造成地の存在、工場の稼働を含めた一連の影響を予測しました。また、生育・生息環境の変化については、騒音、振動等、ほかの項目の予測結果も踏まえ予測しました。（「本編第 10 章 10.11 生態系 (1) 5) ① (ｲ) 地域を特徴づける生態系を基盤とする環境単位の区分の設定 図 10.11-2 食物連鎖のイメージ、(2) 1) ⑥ (ｲ) 造成等の工事又は造成地の存在により想定される影響の種類と時期」(本編 p.615､631～632)参照）
	景観	田園風景を壊されることがないよう、十分に配慮した計画となるよう、事前調査をしっかり行ってください。	田園風景との調和が保たれた計画となるよう、調査結果を踏まえ、緩衝緑地帯、公開緑地公園を計画しました。(「第 2 章 都市計画対象事業の目的及び概要 2.6 (1)土地利用計画」(p.10～11)参照）

表 7.1-1(14)環境の保全の見地からの意見を有する者の意見についての都市計画決定権者の見解

項目		環境の保全の見地からの意見を有する者の意見	都市計画決定権者の見解
環境の保全に関する配慮方針	大気質	資材運搬等の車両または、関連車両の主要走行経路を定め調査を行い、調査結果の詳細、建設機械の台数、工事中の交通量の数値等を明らかにして、周辺地域への影響を最小限に抑えるように対策を求める。	資材運搬等の車両、関連車両の走行、建設機械の稼働については、台数や走行経路等を明らかにし、その影響を予測しました。また、環境の保全のための措置を講じることにより、周辺地域への影響を抑えるよう努めます。(「第2章 都市計画対象事業の目的及び概要 2.6 (8)交通計画、2.7 (4)資材運搬等車両の計画、(5)建設機械の計画」(p.25～26、34～38)参照)
	騒音・低周波音、振動	工事中や物流倉庫が稼働した後は、多くの車両の往来が見込まれます。調査にあたり、現在の状況をよく調査するとともに、近隣住民への丁寧な説明と、理解を求めること。また、関係車両の通行に際しては、制限速度と通行時間帯を設けて遵守してください。	計画地及び周辺の道路の現状と交通量の調査を実施しました。(「本編第10章 10.2騒音・低周波音(1) 5) ③ (ｲ) ｱ) 自動車交通量、ｲ)道路の構造」(本編 p.308～309)参照) また、交通管理者や道路管理者等の関係機関との協議、近隣のご理解をいただくための説明会の開催や、個別のご説明等の結果を踏まえ、道路設計に反映しました。 また、資材運搬等の車両には走行時間帯と制限速度・規制速度の遵守を徹底させます。供用時については、制限速度・規制速度の遵守と安全運転を指導します。(「本編第 11 章 環境の保全のための措置 (2)騒音・低周波音」(本編 p.815～816) 参照)

表 7.1-1(15)環境の保全の見地からの意見を有する者の意見についての都市計画決定権者の見解

項目		環境の保全の見地からの意見を有する者の意見	都市計画決定権者の見解
環境の保全に関する配慮方針	水質、水象	計画エリアを流れる石川川の源流を保全し、水質汚濁対策を行ってください。	石川川の複数ある上流の谷戸のうち、計画地内にある湿地の一部を、公開緑地公園内として保全する方針です。(「第2章 都市計画対象事業の目的及び概要 2.6 (9)公園・緑地計画」(p.27～29) 参照)。水質汚濁対策として、工事中は沈砂池を兼ねる仮設調整池を設け、濁水が流入しないよう計画します。必要に応じてpHの調整を行い、排水基準値以下にして排水します。 供用時の生活排水は、合併処理浄化槽又は排水処理施設により浄化し、基準値以下の濃度として、石川川に放流します。また、製造系の企業が進出する場合は、石川川の水質を著しく悪化させることのないよう、事前に、排水先である石川川を管轄する桶川市の担当部署と協議し、企業ごとに工場排水処理水の放流量及び水質を決定します。(「本編第 10章 10.5 水質(2) 1) 造成等の工事に伴う公共用水域の水質の変化の程度、3) 施設の稼働に伴う公共用水域の水質の変化の程度」(本編 p.426～427、429～433)、「本編第 11 章 環境の保全のための措置 11.1 (5)水質」(本編 p.819) 参照)
	動物、植物、生態系	開発エリアは動植物や、昆虫類が多く生息しています。環境調査により確認できたものに対しては、移植等適切な対応をお願いします。また、湿地帯の場所へは、ビオトープによる昆虫が生息できる場所の整備をお願いします。	計画地内に、動植物や昆虫類の生育・生息環境として、湿地の一部を公開緑地公園内に保全し、公開緑地公園は、水田生態系の復元を目標に整備・管理を行う方針です。(「第 2 章 都市計画対象事業の目的及び概要 2.6 (9)公園・緑地計画」(p.27～29)、「本編第 11 章 環境の保全のための措置 (9) 動物、(10) 植物、(11) 生態系」(本編 p.823～827 参照)

表 7.1-1(16)環境の保全の見地からの意見を有する者の意見についての都市計画決定権者の見解

項目		環境の保全の見地からの意見を有する者の意見	都市計画決定権者の見解
環境の保全に関する配慮方針	植物	植物の環境の保全に関する配慮方針で、「必要に応じて移植などの環境保全措置を検討する」とあるが、移植に適さない植物などもあり、希少種や地域の固有種に対しては慎重な検討が必要である。計画地は湿性植物が多いことから、公園の面積や地形など、場合によっては計画変更も視野に入れた対策が望ましい。	計画地内で確認された保全すべき植物種は、耕作中の水田や耕作放棄地、三面護岸の水路に生育しており、保全のためには水田と同様の適切な管理により生育環境を維持することが重要と考えます。このため、水田生態系の復元を目標に整備・管理を行う公開緑地公園に、移植する方針としました。(「本編第 10 章 10.10 植物 (1) 5) ④保全すべき種及び保全すべき群落の状況」(本編 p.583～591)、「本編第 11 章　環境の保全のための措置　11.1 (10) 植物」(本編 p.825) 参照)
	生態系	生態系の保全ための配慮方針として「植栽植樹は、現存植生の構成種を考慮し選定する」とあるが、有識者や NPO などの意見と検討を交え、科学的に検討した過程を明らかにしていただきたい。また、緩衝緑地帯に、湿地を確保することも視野に入れていただきたい。	公開緑地公園の植樹については、成木は最小限とし、計画地内の樹林から採集した木本類の実生等を用いて、時間をかけて緑化する方針です。 緩衝緑地帯の植栽樹種は、計画地及び周辺の屋敷林の調査結果を基に、シラカシ、イヌシデ、ケヤキ等を選定しました。 また、緩衝緑地帯の範囲に生育する既存樹木は、緩衝緑地に取り込んで保全することを検討します。 緩衝緑地帯に湿地を確保することは、造成計画上、難しいため、公開緑地公園内に保全する方針としました。なお、植栽樹種については、専門家の指導助言を仰ぎつつ検討する計画です。 (「第 2 章 都市計画対象事業の目的及び概要 2.6 (9)公園・緑地計画」(p.27～29)、「本編第 11 章 環境の保全のための措置 (10) 植物、(11) 生態系」(本編 p.826～827 参照)

表 7.1-1(17)環境の保全の見地からの意見を有する者の意見についての都市計画決定権者の見解

項目		環境の保全の見地からの 意見を有する者の意見	都市計画決定権者の見解
環境の保全に関する配慮方針	史跡・文化財	史跡・文化財について、計画地は古墳跡と、江戸時代の牧野家の跡地であり、桶川市の歴史上、貴重かつ重要な文化財が存在する。「地下部の改変を極力回避した造成とする」だけでなく、全容を明らかにした地上部との重ね図をていねいに作成し、後世に残していただきたい。	試掘調査により、川田谷陣屋の本丸跡が存在する可能性のある範囲は、桶川市の担当部署の指導及び助言を踏まえ、地下部の改変を制限し現状保存する計画としています。その他の埋蔵文化財包蔵地は発掘調査を実施し、遺跡を記録保存します。 本掘調査は都市計画決定後に実施します。本遺構は、縄文時代と中近世時代の複合遺跡であり、調査結果はそれぞれの遺構の状況を重ねて表記した図面として、発掘調査報告書に掲載し公表します。また、遺跡の概要の概要を記した案内板の設置を検討します。本事業の地上部との重ね図は、事後調査報告書で報告します。(「本編第11章 環境の保全のための措置 11.1 (14)史跡・文化財」(本編 p.831 参照)
		(仮称)桶川北本 IC 周辺東部地区土地区画整理事業計画地に隣接する上尾道路の工事を行った際、埋蔵文化財の発掘調査を行ったと聞いています。この度の計画地内にも埋蔵文化財が残っている可能性が考えられます。埋蔵文化財は、地域の歴史や文化を知るうえで大切な財産であることから、それを適切に保護するよう関係機関との協議及び実施を求める。	
		今回の上記対象事業の史跡・文化財(90、91 頁)について、前回牧野家陣屋跡、見樹院(牧野薬師寺堂)大平遺跡の調査は桶川ジャンクション建設前に一部調査済みですが、陣屋跡地については、大部分残り未調査部分が今回の事業地に該当致しますので、当計画書の該当地を調査発掘する事が必要です。 天正 18 年秀吉が小田原北条を制した(1590)徳川家康は関東の地を与えられ江戸を中心とした地域支配のシステムの中で桶川を中心とした上尾、北本の西部地区を家康の譜代の家臣である「牧野康成(マキノ　ヤスシゲ)」が所領としてこの地を陣屋とした。(伝ると牧野家は初代「家康」～15 代「慶喜」)までこの地を所領している大変珍しい家柄だった。)又この地は以前より荒川の舟運により繁栄した所領内の石戸宿に近く経済的に重要な拠点だったところを利用して陣屋としたのではないか。今回の計画用地には石川川の水源地も含まれた湿地帯が北東部にあり昔は自然の要害があり江戸時代以前、戦国時代の出城を陣屋として利用したのではないか？ 前回桶川ジャンクションの建設前に調査したおり、15 世紀の陶器等が出土しています。又ジャンクション調査では牧野家の家紋入(三つ柏)の漆器が出土しています。牧野陣屋の少しを調査しただけでも貴重な出土品が有りました。未だ重要な部分が多く残って未だ未調査部分が多く桶川の戦国時代～江戸時代の歴史的貴重な資料が発見されると期待致します！ぜひ入念な調査をお願い致します！！	

表 7.1-1(18)環境の保全の見地からの意見を有する者の意見についての都市計画決定権者の見解

項目		環境の保全の見地からの意見を有する者の意見	都市計画決定権者の見解
その他	手続きについて	環境アセスメントの手続きは、埼玉県環境影響評価条例第31条に基づき、市都市計画課が実施している。これに対する意見の募集を同課で行うのは客観性に欠ける。埼玉県が環境政策課で所管しているように、事業者と一線を画した組織(例;環境対策推進課)などで行うべき。	埼玉県環境影響評価条例において、環境影響評価の手続きは事業者が実施することとされており、対象事業が都市計画事業の場合は、事業者に代わって都市計画決定権者が行うこととされています。このため、環境影響評価手続を実施している桶川市都市計画課が、意見書の募集も行いました。

7.2 知事の意見についての都市計画決定権者の見解

「知事の意見」についての都市計画決定権者の見解は、表 7.2-1(1)～(6)に示すとおりである。

表 7.2-1(1) 知事の意見についての都市計画決定権者の見解

項目	知事の意見	都市計画決定権者の見解
1 事業計画について	(1) 事業計画については、計画地内及びその周辺地域の環境保全に十分に配慮した内容とし、環境負荷が低減される工事工程を検討の上、周辺の田園環境と調和するような土地利用計画を定めること。	計画地内及びその周辺地域の環境保全に十分配慮し、工事計画については環境負荷が低減される工事工程を検討します。 また、供用後は、周辺の田園環境と調和するよう、緩衝緑地帯、遊歩道及び公開緑地公園等の整備を行う計画とします。(「第 2 章 都市計画対象事業の目的及び概要 2.6 (1) 土地利用計画」(p.10～11) 参照)
	(2) 窒素酸化物は自動車が集積すると濃度が高くなることから、トラックが滞留せず、スムーズに交通を流すような道路計画の策定に努めること。	大宮国道事務所等の関係部署との協議を踏まえ、スムーズな交通流の確保と交通安全に留意した交通計画の策定に努めました。
	(3) 水路付替及び雨水貯留に伴う水流の変化による下流域や近隣農地の水利用への影響及び地下水への影響について言及し、状況を明らかにすること。 なお、計画地における雨水については石川川に排水する計画であるが、特に企業予定地内における地下雨水貯留槽からの排水については、排水先下流の浸水が想定される区域を考慮した排水計画とすること。	水路付替及び雨水貯留に伴う水流の変化については、水象の項目で予測しています。雨水浸透施設及び雨水貯留施設により雨水流出抑制対策を講じる計画であり、企業予定地内における雨水貯留施設からの放流量については、石川川の許容放流量以下として排水する計画です。(「本編第 10 章 10.6 水象 (2) 1) ⑥ (ｲ) 河川等の流量、流速及び水位の変化の程度」(本編 p.468～469) 参照) また、下流域や近隣農地の水利用については、地下水の利用が、雨水浸透に努める計画であることや、地下水の流向から、計画地周辺への影響は小さいと予測ました。(「本編第 10 章 10.6 水象 (2) 2) ⑤ (ｱ) 造成地の存在に伴う地下水涵養量の減少による地下水の水位の変化の程度、(ｲ)水路の付替及び雨水地下貯留槽の造成に伴う地下水の流向の変化」(本編 p.470～471) 参照)

表 7.2-1(2) 知事の意見についての都市計画決定権者の見解

項目	知事の意見	都市計画決定権者の見解
1 事業計画について	(4) 計画地内の緑地の配置については、既存樹や屋敷林を出来る限り活用しながら、周辺緑地との連続性を確保できるよう検討すること。	緩衝緑地帯は、企業用地と計画地周辺との調和を図るため、企業用地の外周に計画しました。既存樹木のうち、緩衝緑地と位置的に重なるものについては、緩衝緑地に取り込み活用するとことを検討しています。 また、公開緑地公園として、計画地内の湿地の一部に保全する計画としました。(「第 2 章 都市計画対象事業の目的及び概要 2.6 (9)公園・緑地計画」(p.27～29) 参照)
	(5) 計画地内で湿地の造成を計画する場合は、生態系の保全の観点、計画地内の雨水貯留機能の観点、計画地から石川川への自然な排水の観点から出来る限り既存の湿地を活用するようにすること。	計画地内の湿地の一部については、公開緑地公園に保全する計画としました。(「第 2 章 都市計画対象事業の目的及び概要 2.6 (9)公園・緑地計画」(p.27～29) 参照)
	(6) 既存樹や屋敷林はその土地の文化的資産であるという観点を念頭に、当該樹木の植生の状況を記録し、これを元に保全計画を立て、伐採の低減に努めること。	計画地内の既存樹木や屋敷林については、植生調査等により記録しました。 また、緩衝緑地帯と位置的に重なるものについては、緩衝緑地に取り込み活用することを検討しています。(「本編第 10 章 10.9 動物(1) 5) ③ (ｲ) ｲ) b オオタカの営巣環境」(本編 p.544～545)、「本編第 10 章 10.10 植物 (1) 5) ①植物相の状況、②植生の状況」(本編 p.580～582)、「本編第 11 章 環境の保全のための措置 (10) 植物」(本編 p.825) 参照)
	(7) 進出予定企業の業種のうち流通業については、その物流施設稼働に伴う夜間の照明による生態系、景観への影響が想定される。 搬入口などからの光のもれや建物自体のライトアップ、また設置される街路灯の位置等については、これら環境要素に配慮した事業計画となるよう努めること。	進出予定企業の夜間照明等については、生態系及び景観への影響に配慮した照明とするよう、働きかけます。 また、計画地及びアクセス道路の街路灯については、利用者の安全性を確保した上で光漏れを少なくする機器を採用し、生態系及び景観への影響をできる限り抑えるよう配慮し、計画します。(「第 11 章 環境の保全のための措置 (10) 植物、(12) 景観」(本編 p.825、828) 参照)

表 7.2-1(3) 知事の意見についての都市計画決定権者の見解

項目		知事の意見	都市計画決定権者の見解
2 調査、予測及び評価について	(1) 全般的事項	進出予定企業の業種を流通業、製造業としているが、事業内容並びに周辺環境への影響（保育園などの要配慮施設及び交通流への影響）を具体的に把握した上で、調査、予測及び評価を行うこと。 なお、事業内容に不明確な部分が残る場合には、最大の負荷が見込まれる業種や想定される交通量などを元に調査、予測及び評価を行うこと。	計画地周辺には要配慮施設として保育園、小学校及び住宅等が分布しています。また、供用時の交通量の増加を想定し、上尾道路とのアクセスをスムーズにするため、アクセス道路を計画しています。これらを踏まえ、調査地点及び予測地点を選定しました。（「本編第 10 章 10.2 騒音・低周波音（1）3)調査地域・地点」（本編 p.302～304）参照） 進出予定企業の業種として、流通業、製造業を想定していますが、予測を行う上では、最大負荷が見込まれる業種として、施設の供用による影響については製造業を、車両の走行による影響については流通業を想定して予測及び評価を行いました。（「本編第 10 章 10.1 大気質（2）4）⑤（ｱ）ｱ）a 業種の設定、5）⑤（ｱ）将来交通量」（本編 p.260、281）、「本編第 10 章 10.2 騒音・低周波音（2）3）⑤（ｱ）ｱ）a 業種の設定、 4）⑤（ｲ）将来交通量」（本編 p.328、339）、「本編第 10 章 10.3 振動（2）3）⑤（ｱ）ｱ）a 業種の設定、 4）⑤（ｲ）将来交通量」（本編 p.370、375）、「本編第 10 章 10.4 悪臭（2）1）⑤（ｱ）ｱ）業種の設定」（本編 p.392）、「本編第 10 章 10.18 温室効果ガス等(2) 4) ⑤ 予測条件、 5) ⑤ 予測条件」（本編 p.798、801）参照）

表 7.2-1(4) 知事の意見についての都市計画決定権者の見解

項目		知事の意見	都市計画決定権者の見解
2 調査、予測及び評価について	(2) 水質	供用後に設置される合併浄化槽の規模について検討し、想定される規模に基づく負荷量を元に予測評価を行うこと。	供用後に企業用地に設置される合併処理浄化槽の規模については、雇用人数として約 716 人を設定し、想定される負荷量を基に、石川川の水質の予測評価を行いました。(「本編第 10 章 10.5 水質 (2) 3) ④ (ｱ) ｲ)予測条件」(本編 p.430～431) 参照)
	(3) 水象	ア 河川等の流量、流速及び水位に係る現地調査における降雨時の調査については、ゲリラ豪雨等の予期せぬ雨量時の状況を考慮する必要があるため、台風もしくは集中豪雨後における調査とすること。	河川等の流量、流速及び水位にかかる現地調査における降雨時の調査については、通常の雨量時の調査だけでなく、集中豪雨時の調査も実施しました。(「本編第 10 章 10.6 水象(1) 5) ①(ｲ) ｲ) 降雨時」(本編 p.451～453) 参照)
		イ 地下水位の予測評価にあっては、湿地からの影響や、企業による貯水槽設置及び石川川の暗渠化による地下水浸透量の変化も考慮すること。	地下水位の予測評価にあたっては、湿地からの影響や、企業による貯水槽設置及び石川川の暗渠化による地下水浸透量の変化も考慮し、定性的に予測しました。(「本編第 10 章 10.6 水象(2) 2) ⑤ 予測結果 (本編 p.470～471) 参照)
	(4) 地盤	3 か所の既存ボーリング調査地点はいずれも計画地周縁部の地盤が比較的強固な地点である一方、計画地中央は石川川上流の谷地(低湿地)であり、地盤が軟弱である。ついては、計画地中央部に新規ボーリング調査地点を選定し、圧密試験を実施した上で調査、予測及び評価を行うこと。 なお、周辺のボーリング結果を踏まえると、掘削深については 40m以深が妥当である。	既存の 3 か所のボーリング調査地点に加え、計画地内に新規に 6 か所の地点でボーリング調査を実施し、圧密試験を含む物理・力学試験を実施しました。掘削深は、いずれも 50m 以上です。 なお、アクセス道路沿いについては、物理・力学試験は行わず、2 地点で掘削深約 25mのボーリング調査を行いました。(「本編第 10 章 10.8 地盤(1) 3)調査地域・地点」(本編 p.489、491)、「資料編 第 7 章 地盤」(資料編 p.151～180) 参照)
	(5) 植物	植物の調査に当たっては、計画内にある樹高の高い屋敷林をオオタカが利用している可能性も考慮に入れて行うこと。	計画地周辺でオオタカの営巣が確認されたことから、計画地内の屋敷林についても、オオタカの営巣環境の観点から調査を行いました。(「本編第 10 章 10.9 動物(1) 2) ③ (ｲ) ｲ)現地調査、3) ③ (ｲ) ｲ)現地調査、 4) ③ (ｱ) ｱ)現地調査、 5) ③ (ｲ) ｲ) b オオタカの営巣環境」(本編 p.508、514、516～517、544～545)参照)

表 7.2-1(5) 知事の意見についての都市計画決定権者の見解

項目		知事の意見	都市計画決定権者の見解
2 調査、予測及び評価について	(6) 景観	進出予定企業の業種のうち流通業について、物流施設は長大な建物であり、屋敷林の保護もあまりできないようなので、景観の変化が著しくなる懸念がある。また、公開緑地はあるが、周辺緑地との連続性は確保されていない。 以上の前提から、近景を積極的に予測評価すべきであり、少なくとも次のとおり計画地の東西南北各地点の近景を調査予測評価すること。 ア 東及び西側 計画地南側を東西に走る市道 65 号線沿いとし、川田谷陣屋などの景観ポイントを考慮し地点を選定すること。 イ 南側 川田谷こどもの森またはそれに近い計画地が視認できる道路上、雷電神社及び市道 1537 号線上などを検討すること。 ウ 北側 計画地に隣接する首都圏中央連絡自動車道(圏央道)からの視点とすること。	計画地近傍の調査・予測地点として、市道 65 号線沿いの東側に 1 地点（提供公園用地付近)、西側に 1 地点（牧野薬師堂（川田谷陣屋))、北側に 1 地点（圏央道）を追加しました。 南側については、計画地を視認できる地点として、いなほ保育園前の 1 地点と、石川川沿いの市道 1537 号線上の 1 地点を計画しています。(「本編第 10 章 10.12 景観(1) 2)③(ｱ)現地調査」（本編 p.646、648～652）参照)
3 環境保全措置について	(1) 水質	桶川・北本水道企業団では、深層地下水を水道水源としていることから、当該水道水源への影響が大きいと予想される場合には、水質モニタリングを行うなどの環境保全措置を実施すること。	本事業では、工事中において、計画地内に埋設されている産業廃棄物はすべて撤去する計画であり、埋設された廃棄物や廃棄物混じり土も、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年 12 月、法律第 137 号）に定める特別管理廃棄物の判定基準及び「環境基本法」(平成 5 年 11 月、法律第 91 号）及び「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年 7 月、法律第 105 号）に定める土壌の汚染に係る環境基準以下であることを確認しており、地下水汚染の要因となることはないと予測します。 なお、埋設廃棄物の撤去工事中は、工事排水の水質調査を実施する計画です。(「本編第 10 章 10.7 土壌 (1)調査、(2) 1) ⑤予測結果、(3) 1)②評価結果」（本編 p.477～487)、「本編第 13 章 13.2 (3) 1)造成等の工事に伴う水質への影響」（本編 p.883～884）参照)

表 7.2-1(6) 知事の意見についての都市計画決定権者の見解

項目		知事の意見	都市計画決定権者の見解
3 環境保全措置について	(2) 動物	計画地の周辺において、オオタカの営巣の情報があることから、工事による営巣放棄のリスクを出来る限り低減できるような環境保全措置を講じること。	現地調査において、計画地の周辺でオオタカの営巣を確認しましたが、計画地からは一定の距離があり、計画地は営巣中心域には含まれていないこと等から、著しい影響は及ぼさないと考えます。ただし、計画地を高利用域に含む営巣地において営巣が確認された場合は、工事の影響を把握するため、繁殖期にカメラ監視等の手法により、工事の影響を把握し、工事による影響が確認された場合は、工事の一時停止を含め、営巣地への影響の低減に努めます。(「本編第 11 章 環境の保全のための措置 11.1 (9) 動物」(本編 p.823) 参照)。
	(3) 史跡・文化財	計画地周辺に多数の埋蔵文化財包蔵地が確認されていることや、計画地内にも一部埋蔵文化財包蔵地が含まれていることから、関係機関とよく協議の上調査を実施することとし、埋蔵文化財が確認された場合は必要な環境保全措置を講じること。	試掘調査により、川田谷陣屋の本丸跡が存在する可能性のある範囲は、桶川市の担当部署指導及び助言を踏まえ、地下部の改変を制限し現状保存する計画としています。その他の埋蔵文化財包蔵地は発掘調査を実施し、遺跡を記録保存します。 本掘調査は都市計画決定後に実施します。本遺構は、縄文時代と中近世時代の複合遺跡であり、調査結果はそれぞれの遺構の状況を重ねて表記した図面として、発掘調査報告書に掲載し公表します。また、遺跡の概要の概要を記した案内板の設置を検討します。本事業の地上部との重ね図は、事後調査報告書で報告します。(「本編第 11 章 環境の保全のための措置 11.1 (14) 史跡・文化財」(本編 p.831) 参照)
	(4) 廃棄物等	計画地中央に埋設している産業廃棄物については、道路管理者や進出企業と協議し、関係法令に則り、適切に対処すること。	計画地内に埋設されている産業廃棄物は、全て撤去する計画であり、法令に則り、適切に処理する計画です。(「第 2 章 都市計画対象事業の目的及び概要 2.6 (10) その他」(p.30) 参照) なお、埋設区域の一部が区画道路 13.5-1 号の敷地にかかることから、将来の道路管理者となる桶川市の担当部署と協議を行っており、全て撤去する計画で了承をいただいています。

第 8 章　環境影響評価の調査項目及び調査方法

第 9 章　第 8 章の選定についての知事の技術的助言の内容

第 8 章　環境影響評価の調査項目及び調査方法

8.1 調査項目

(1) 環境影響要因の把握

「第 2 章　都市計画対象事業の目的及び概要」において示した事業内容に基づき、環境に影響を及ぼすおそれのある要因（以下「環境影響要因」という。）を抽出した。

工事中における環境影響要因としては、建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行、造成等の工事が挙げられる。

また、供用時における環境影響要因としては、造成地の存在、施設の存在、施設の稼働、自動車交通の発生が挙げられる。

本事業の実施に伴う環境影響要因は、表 8.1-1 に示すとおりである。

表 8.1-1　本事業の実施に伴う環境影響要因

影響を及ぼす時期	影響要因の区分	環境影響要因
工事中	工事	建設機械の稼働 資材運搬等の車両の走行 造成等の工事
供用時	存在・供用	造成地の存在 施設の存在 施設の稼働 自動車交通の発生

(2) 調査・予測・評価の項目

調査・予測・評価の項目は、対象事業の特性と周囲の自然的、社会的状況を勘案し、「埼玉県環境影響評価技術指針 手引（平成 30 年改正対応版）」（平成 31 年 3 月、埼玉県）に示す「工業団地・流通業務施設」の環境影響要因と調査・予測・評価の項目との関連表に準拠して選定した。

本事業においては、表 8.1-2 に示すとおり、大気質、騒音・低周波音、振動、悪臭、水質、水象、土壌、地盤、動物、植物、生態系、景観、自然とのふれあいの場、史跡・文化財、日照阻害、電波障害、廃棄物等及び温室効果ガス等の 18 項目を選定した。

表 8.1-2　環境影響要因及び調査・予測・評価の項目との関連表

影響要因の区分				工事			存在・供用					
環境影響要因 / 調査・予測・評価の項目				建設機械の稼働	資材運搬等の車両の走行	造成等の工事	造成地の存在	施設の存在	施設の稼働		自動車交通の発生	
									工業団地	流通業務施設	工業団地	流通業務施設
環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	大気質	二酸化窒素又は窒素酸化物		●	●				●		●	●
		二酸化硫黄又は硫黄酸化物							●			
		浮遊粒子状物質		◎	◎				●		●	●
		微小粒子状物質			◎				●		●	●
		炭化水素			◎				◎		●	●
		粉じん		●	●	●						
		水銀等（水銀及びその化合物）							×			
		その他の大気質に係る有害物質等							●			
	騒音・低周波音	騒音		●	●				●		●	●
		低周波音							●			
	振動	振動		●	●				●		●	●
	悪臭	臭気指数又は臭気の濃度							●			
		特定悪臭物質										
	水質	公共用水域の水質	生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量						●	○		
			浮遊物質量			●						
			窒素及び燐						●			
			水温									
			水素イオン濃度			◎						
			溶存酸素量									
			その他の生活環境項目									
			健康項目等			◎			●			
		底質	強熱減量									
			過マンガン酸カリウムによる酸素消費量									
			底質に係る有害物質等			◎			●			
		地下水の水質	地下水の水質に係る有害項目			◎			×			
	水象	河川等の流量、流速及び水位					●					
		地下水の水位及び水脈					○					
		温泉及び鉱泉										
		堤防、水門、ダム等の施設										
	土壌	土壌に係る有害項目				◎			×			
	地盤	地盤沈下					○					
	地象	土地の安定性				×	×					
		地形及び地質（重要な地形及び地質を含む）					×					
		表土の状況及び生産性					×					
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	動物	保全すべき種			●		●					
	植物	保全すべき種				●	●					
		植生及び保全すべき群落				●	●					
		緑の量					×					
	生態系	地域を特徴づける生態系			●		●					
人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	景観	景観資源（自然的景観資源及び歴史的景観資源）					●	●				
		眺望景観						●				
	自然とのふれあいの場	自然とのふれあいの場			●		●	●	○	○	◎	◎
	史跡・文化財	指定文化財等					×					
		埋蔵文化財					●					
	日照阻害	日影の状況						●				
	電波障害	電波受信状況						●				
	風害	局所的な風の発生状況										
	光害	人工光又は工作物による反射光										
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき項目	廃棄物等	廃棄物				●			●	●		
		残土				×						
		雨水及び処理水							●	●		
	温室効果ガス等	温室効果ガス		●	●	●			●	●	●	●
		オゾン層破壊物質							×			
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき項目	放射線の量	放射線の量		×	×	×						

備考　●：標準的に選定する項目
◎：標準外項目であるが事業特性、地域特性等を考慮して選定する項目
○：事業特性、地域特性等を考慮して選定する項目
×：標準的に選定する項目及び事業特性、地域特性等を考慮して選定する項目のうち、今回選定しない項目

(3) 項目選定の理由

本事業における調査・予測・評価の項目として選定した理由は表 8.1-3(1)～(3)に、選定しない理由は表 8.1-4 に示すとおりである。

表 8.1-3(1)　調査・予測・評価の項目及びその選定理由

調査・予測・評価の項目		選定した理由
大気質	二酸化窒素又は窒素酸化物	工事中において、建設機械の稼働及び資材運搬等の車両の走行に伴う二酸化窒素又は窒素酸化物の発生が考えられるため、調査・予測・評価の項目として選定する。
		供用時において、進出企業の施設の稼働及び自動車交通の発生に伴う二酸化窒素又は窒素酸化物の発生が考えられるため、調査・予測・評価の項目として選定する。
	二酸化硫黄又は硫黄酸化物	供用時において、進出企業の施設の稼働に伴う二酸化硫黄又は硫黄酸化物の発生が考えられるため、調査・予測・評価の項目として選定する。
	浮遊粒子状物質	工事中において、建設機械の稼働及び資材運搬等の車両の走行に伴う浮遊粒子状物質の発生が考えられるため、調査・予測・評価の項目として選定する。
		供用時において、進出企業の施設の稼働及び自動車交通の発生に伴う浮遊粒子状物質の発生が考えられるため、調査・予測・評価の項目として選定する。
	微小粒子状物質[注)]	工事中において、資材運搬等の車両の走行に伴う微小粒子状物質の発生が考えられるため、調査・予測・評価の項目として選定する。
		供用時において、進出企業の施設の稼働及び自動車交通の発生に伴う微小粒子状物質の発生が考えられるため、調査・予測・評価の項目として選定する。
	炭化水素	工事中において、資材運搬等の車両の走行に伴う炭化水素の発生が考えられるため、調査・予測・評価の項目として選定する。
		供用時において、進出企業の施設の稼働及び自動車交通の発生に伴う炭化水素の発生が考えられるため、調査・予測・評価の項目として選定する。
	粉じん	工事中において、建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行及び造成等の工事に伴う粉じんの発生が考えられるため、調査・予測・評価の項目として選定する。
	その他の大気質に係る有害物質等	供用時において、進出企業の施設の稼働に伴うその他の大気質に係る有害物質等を含む排ガスの発生が考えられるため、調査・予測・評価の項目として選定する。 なお、大気質に係る有害物質のうち、カドミウム及びその化合物、塩素及び塩化水素、フッ素、フッ化水素及びフッ化珪素、鉛及びその化合物、ダイオキシン類を排出する企業の進出は、地区計画において制限する予定であることから、調査・予測・評価の項目として選定しない。
騒音・低周波音	騒音	工事中において、建設機械の稼働及び資材運搬等の車両の走行に伴う騒音の発生が考えられるため、調査・予測・評価の項目として選定する。
		供用時において、進出企業の施設の稼働及び自動車交通の発生に伴う騒音の発生が考えられるため、調査・予測・評価の項目として選定する。
	低周波音	供用時において、進出企業の施設の稼働に伴う低周波音の発生が考えられるため、調査・予測・評価の項目として選定する。

注）微小粒子状物質については、発生源からの寄与を定量化する手法が確立されていないため、予測対象物質から除外する。ただし、現況を把握するため現地調査を行うこととする。

表 8.1-3(2)　調査・予測・評価の項目及びその選定理由

調査・予測・評価の項目			選定した理由
振動		振動	工事中において、建設機械の稼働及び資材運搬等の車両の走行に伴う振動の発生が考えられるため、調査・予測・評価の項目として選定する。
			供用時において、進出企業の施設の稼働及び自動車交通の発生に伴う振動の発生が考えられるため、調査・予測・評価の項目として選定する。
悪臭		臭気指数又は臭気の濃度注)	供用時において、進出企業の施設の稼働に伴う悪臭の発生が考えられることから、調査・予測・評価の項目として選定する。
水質	公共用水域の水質	生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量	供用時において、進出企業の施設の稼働に伴う汚水排水は排水処理施設又は合併処理浄化槽等で処理し、公共用水域に放流する計画であるため、調査・予測・評価の項目として選定する。
		浮遊物質量	工事中において、造成工事の際の降雨等による濁水の発生が考えられるため、調査・予測・評価の項目として選定する。
		窒素及び燐	供用時において、進出企業の施設の稼働に伴う汚水排水は排水処理施設又は合併処理浄化槽等で処理し、公共用水域に放流する計画であるため、調査・予測・評価の項目として選定する。
		水素イオン濃度	工事中において、コンクリート打設によるアルカリ排水の発生が考えられるため、調査・予測・評価の項目として選定する。
		健康項目等	工事中において、計画地内に埋設されている産業廃棄物を処理する計画であるため、調査・予測・評価の項目として選定する。
			供用時において、進出企業の施設の稼働に伴う汚水排水は排水処理施設又は合併処理浄化槽等で処理し、公共用水域に放流する計画であるため、調査・予測・評価の項目として選定する。
	底質	底質に係る有害物質等	工事中において、計画地内に埋設されている産業廃棄物を処理する計画であるため、調査・予測・評価の項目として選定する。
			供用時において、進出企業の施設の稼働に伴う汚水排水は排水処理施設又は合併処理浄化槽等で処理し、公共用水域に放流する計画であるため、調査・予測・評価の項目として選定する。
	地下水の水質	地下水の水質に係る有害項目	工事中において、計画地内に埋設されている産業廃棄物を処理する計画であるため、調査・予測・評価の項目として選定する。
水象		河川等の流量、流速及び水位	供用時において、水田及び畑地等が造成地となり、雨水流出の変化が考えられるため、調査・予測・評価の項目として選定する。
		地下水の水位及び水脈	供用時において、水田及び畑地等が造成地となり、地下水涵養機能が変化することから、地下水位及び地下水流動の変化が考えられるため、調査・予測・評価の項目として選定する。
土壌		土壌に係る有害項目	工事中において、計画地内に埋設されている産業廃棄物を処理する計画であるため、調査・予測・評価の項目として選定する。
地盤		地盤沈下	供用時において、水田及び畑地等が造成地となり、軟弱地盤上の盛土等に伴う地盤沈下の発生が考えられるため、調査・予測・評価の項目として選定する。

注)「埼玉県環境影響評価条例」第4条第3項の環境に影響を及ぼす地域に関する基準に基づき、関係市町となる桶川市、鴻巣市、上尾市、北本市、川島町及び吉見町の4市2町のうち、上尾市及び川島町は物質濃度規制地域であることから、特定悪臭物質についても、現況を把握するため現地調査を行うこととする。

表 8.1-3(3)　調査・予測・評価の項目及びその選定理由

調査・予測・評価の項目		選定した理由
動物	保全すべき種	工事中において、建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行及び造成等の工事に伴う生息環境の変化による保全すべき種への影響が考えられるため、調査・予測・評価の項目として選定する。
		供用時において、造成地の存在に伴う生息環境の変化による保全すべき種への影響が考えられるため、調査・予測・評価の項目として選定する。
植物	保全すべき種、植生及び保全すべき群落	工事中において、造成等の工事に伴う生育環境の変化による保全すべき種、植生及び保全すべき群落への影響が考えられるため、調査・予測・評価の項目として選定する。
		供用時において、造成地の存在に伴う生育環境の変化による保全すべき種及び保全すべき群落への影響が考えられるため、調査・予測・評価の項目として選定する。
生態系	地域を特徴づける生態系	工事中において、建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行及び造成等の工事に伴う地域を特徴づける生態系への影響が考えられるため、調査・予測・評価の項目として選定する。
		供用時において、造成地の存在による地域を特徴づける生態系への影響が考えられるため、調査・予測・評価の項目として選定する。
景観	景観資源（自然的景観資源及び歴史的景観資源）、眺望景観	供用時において、造成地の存在及び施設の存在による景観資源への影響、並びに、周辺地域からの眺望景観の変化が考えられるため、調査・予測・評価の項目として選定する。
自然とのふれあいの場	自然とのふれあいの場	工事中において、建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行及び造成等の工事に伴う自然とのふれあいの場の利用環境の変化、並びに、自然とのふれあいの場への利用経路への影響が考えられるため、調査・予測・評価の項目として選定する。
		供用時において、造成地の存在、進出企業の施設の存在、進出企業の施設の稼働及び自動車交通の発生に伴う自然とのふれあいの場の利用環境の変化、並びに、自然とのふれあいの場への利用経路への影響が考えられるため、調査・予測・評価の項目として選定する。
史跡・文化財	埋蔵文化財	供用時において、造成地の存在による埋蔵文化財包蔵地への影響が考えられるため、調査・予測・評価の項目として選定する。
日照阻害	日影の影響	供用時において、進出企業の施設の存在に伴う日照阻害の発生が考えられるため、調査・予測・評価の項目として選定する。
電波障害	電波受信状況	供用時において、進出企業の施設の存在に伴う電波受信障害の発生が考えられるため、調査・予測・評価の項目として選定する。
廃棄物等	廃棄物、雨水及び処理水	工事中において、造成等の工事に伴う建設廃材等の廃棄物の発生、並びに、雨水及び処理水の発生が考えられるため、調査・予測・評価の項目として選定する。
		供用時において、進出企業の施設の稼働による廃棄物の発生、並びに、雨水及び処理水の発生が考えられるため、調査・予測・評価の項目として選定する。
温室効果ガス等	温室効果ガス	工事中において、建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行及び造成等の工事に伴う温室効果ガスの発生が考えられるため、調査・予測・評価の項目として選定する。
		供用時において、進出企業の施設の稼働及び自動車交通の発生による温室効果ガスの発生が考えられるため、調査・予測・評価の項目として選定する。

表 8.1-4　調査・予測・評価の項目として選定しない理由

調査・予測・評価の項目			選定しない理由
大気質		水銀等（水銀及びその化合物）	供用時において、製造系の業種の進出の可能性は考えられるものの、水銀等を排出する廃棄物焼却施設等の企業の進出は、地区計画において制限する予定であることから、調査・予測・評価の項目として選定しない。
水質	地下水の水質	地下水の水質に係る有害項目	供用時において、地下水汚染は不適切な管理や事故等による漏えいにより生じるものであり、進出企業には、適切な管理や事故防止を徹底させることから、調査・予測・評価の項目として選定しない。
土壌		土壌に係る有害物質	供用時において、土壌汚染は不適切な管理や事故等による漏えいにより生じるものであり、進出企業には、適切な管理や事故防止を徹底させることから、調査・予測・評価の項目として選定しない。
地象		土地の安定性	計画地は平坦な地形を呈する水田及び畑地等であり、地盤の法面安定計算を必要とするような長大な盛土の設置は行わないことから、調査・予測・評価の項目として選定しない。
		地形及び地質（重要な地形及び地質）	計画地内には重要な地形及び地質は存在しないため、調査・予測・評価の項目として選定しない。
		表土の状況及び生産性	計画地は流通業務施設・工業団地としての土地利用を計画しており、農地等の利用は想定しないことから、調査・予測・評価の項目として選定しない。
植物		緑の量	計画地は主に水田及び畑地等であり、都市的地域には該当しないことから、調査・予測・評価の項目として選定しない。
史跡・文化財		指定文化財等	計画地内には指定文化財等は存在しないため、調査・予測・評価の項目として選定しない。
廃棄物等		残土	計画地は起伏の少ない平坦な地形を呈しており、主として盛土により造成を行い、残土は発生させない計画のため、調査・予測・評価の項目として選定しない。
温室効果ガス		オゾン層破壊物質	供用時において、オゾン層破壊物質の排出は、不適切な管理や事故等による漏えいにより生じるものであり、進出企業には、適切な管理や事故防止を徹底させることから、調査・予測・評価の項目として選定しない。
放射線の量		放射線の量	計画地周辺における空間線量率の測定結果は低い値を示しており、工事中において、粉じん等の飛散防止対策、土砂等の流出防止対策を実施し、周辺地域への拡散・流出による影響は軽微であると考えられるため、調査・予測・評価の項目として選定しない。

8.2 調査方法

環境影響評価項目として選定した項目のうち、現地調査を実施した項目は、大気質、騒音・低周波音、振動、悪臭、水質、水象、地盤、動物、植物、生態系、景観、自然とのふれあいの場、日照阻害及び電波障害の 14 項目である。土壌、史跡・文化財、廃棄物等及び温室効果ガス等については、届出資料の整理又は既存資料に基づく調査とし、現地調査は実施しない。

各項目の現地調査の概要は表 8.2-1(1)～(3)に示すとおりである。

なお、調査方法の詳細については、「第 10 章　調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果」に記載した。

表 8.2-1(1)　各項目の現地調査の概要

環境影響評価の項目		調査項目	調査期間・頻度	調査地域・地点
大気質	一般環境大気質	二酸化窒素 二酸化硫黄 浮遊粒子状物質 微小粒子状物質（PM2.5） 炭化水素（非メタン炭化水素）	4 季各 1 回×7 日間	計画地内 1 地点
		粉じん（降下ばいじん）	4 季各 1 回×1 か月間	計画地内 1 地点
		大気質に係る有害物質等（ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン）	4 季各 1 回×24 時間	計画地内 1 地点
	沿道環境大気質	二酸化窒素 浮遊粒子状物質 微小粒子状物質（PM2.5） 炭化水素（非メタン炭化水素）	4 季各 1 回×7 日間	走行経路の沿道 5 地点
	気象	風向、風速、気温、湿度	4 季各 1 回×7 日間 （一般環境大気質と同期間）	計画地内 1 地点 （一般環境大気質と同地点）
騒音・低周波音	騒音	環境騒音の騒音レベル （L_{A5}、L_{A50}、L_{A95}、L_{Aeq}）	平日・休日　各 1 回 ×24 時間	計画地内 3 地点
		道路交通騒音の騒音レベル （L_{A5}、L_{A50}、L_{A95}、L_{Aeq}）	平日・休日　各 1 回 ×24 時間	走行経路の沿道 5 地点
	低周波音	低周波音	平日・休日　各 1 回 ×24 時間	計画地内 3 地点 （環境騒音と同地点）
	道路交通	自動車交通量（大型車、小型車、自動二輪車）	平日・休日　各 1 回 ×24 時間	走行経路の沿道 5 地点 （道路交通騒音と同地点）
振動	振動	環境振動の振動レベル （L_{10}、L_{50}、L_{90}）	平日・休日　各 1 回 ×24 時間	計画地内 3 地点（環境騒音と同地点）
		道路交通振動の振動レベル （L_{10}、L_{50}、L_{90}）	平日・休日　各 1 回 ×24 時間	走行経路の沿道 5 地点 （道路交通騒音と同地点）
		地盤卓越振動数	1 回	走行経路の沿道 5 地点 （道路交通騒音と同地点）
悪臭	悪臭	臭気指数（臭気濃度） 特定悪臭物質	2 季（夏季・冬季） 各 1 回	計画地内 4 地点

表 8.2-1(2)　各項目の現地調査の概要

環境影響評価の項目		調査項目	調査期間・頻度	調査地域・地点
水質	公共用水域の水質	生物化学的酸素要求量 窒素及び燐	4 季各 1 回	水路 4 地点（上流 2 地点、下流 2 地点）
		浮遊物質量 水素イオン濃度	通常時：4 季各 1 回 降雨時：1 回	
		健康項目等	2 季（夏季・冬季）各 1 回	
	底質	底質に係る有害物質等		
	地下水の水質	地下水の水質に係る有害項目	2 季（夏季・冬季）各 1 回	計画地及び周辺の既存井戸（6 地点）
	その他	土壌の性状（土壌沈降試験）	1 回	計画地内 3 地点で採取
水象	河川等の流量、流速及び水位	流量、流速、水位	通常時：4 季各 1 回 降雨時：2 回 （集中豪雨時及び通常降雨時に各 1 回）	水路 4 地点（上流 2 地点、下流 2 地点） （水質と同地点）
	地下水の水位及び水脈	地下水位	4 季各 1 回	計画地及び周辺の既存井戸（6 地点）
	その他の予測・評価に必要な事項	溜池跡の湿地の水位	1 季（冬季）1 回	計画地内 1 地点
地盤	地質の状況	ボーリング調査、 土質試験	1 回	計画地内 6 地点 アクセス道路沿道 2 地点
動物	動物	哺乳類、魚類、底生動物	春季・夏季・秋季・冬季 各 1 回	計画地及びアクセス道路の境界から約 200m の範囲 （哺乳類のトラップ調査：計画地内外の 3 地点） （魚類・底生動物の採捕調査：水路 4 地点（公共用水域の水質と同地点））
		鳥類（全般）	春季・初夏季（繁殖期）・夏季・秋季・冬季 各 1 回	計画地及びアクセス道路の境界から約 200m の範囲 （ラインセンサスルート 4 ルート）
		鳥類（猛禽類）	繁殖期：月 2 回 非繁殖期：月 1 回	定点観察調査：計画地及びアクセス道路の境界から約 1.5km の範囲
		爬虫類、両生類、昆虫類	春季・初夏・夏季・秋季 各 1 回	計画地及びアクセス道路の境界から約 200m の範囲 （昆虫類のトラップ調査：計画地内外の 6 地点）

表 8.2-1(3)　各項目の現地調査の概要

環境影響評価の項目		調査項目	調査期間・頻度	調査地域・地点
植物	植物	植物相	早春季・春季・夏季・秋季 各1回	計画地及びアクセス道路の境界から約200mの範囲
		植物群落（植生）	夏季・秋季 各1回	
生態系	生態系	生態系、着目種等	動物、植物と同様	
景観	景観	景観資源の状況 主要な眺望景観の状況	4季各1回	計画地及びアクセス道路の境界から約1kmの範囲（14地点）
自然とのふれあいの場	自然とのふれあいの場	自然とのふれあいの場の資源、周辺環境、利用状況、交通手段	4季各1回	計画地及びアクセス道路の境界から約1kmの範囲
日照阻害	日照阻害	地形、工作物の状況	1回	計画地及び周辺
電波障害	電波障害	電波受信状況	1回	計画地周辺

第 9 章　第 8 章の選定についての知事の技術的助言の内容

「第 8 章　環境影響評価の調査項目及び調査手法」の選定についての知事の技術的な助言は特に受けていない。

第 10 章　調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果

第 11 章　環境の保全のための措置

第 12 章　対象事業の実施による影響の総合的な評価

第10章　調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果

10.1 大気質

大気質の調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果は、表 10-1(1)～(7)に示すとおりである。

表10-1(1)　調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果（大気質）

項目	調査結果の概要
大気質	**①　大気質の状況** **ｱ)一般環境大気質** 二酸化窒素の日平均値の最高値は 0.007～0.013ppm であり、全ての調査時期で環境基準に適合していた。 二酸化硫黄の日平均値の最高値は 0.000～0.001ppm、1 時間値の最高値は 0.001～0.003ppm であり、全ての調査時期で環境基準の長期的評価及び短期的評価に適合していた。 浮遊粒子状物質の日平均値の最高値は 0.016～0.028mg/m^3、1 時間値の最高値は 0.031～0.044mg/m^3 であり、全ての調査時期で環境基準の長期的評価及び短期的評価に適合していた。 微小粒子状物質の四季の期間平均値は 10μg/m^3、日平均値の最高値は 13～21μg/m^3 であり、全ての調査時期で環境基準の長期的評価及び短期的評価に適合していた。 炭化水素（メタン炭化水素）の 6～9 時の 3 時間平均値の最高値は 0.15～0.26ppmC であり、全ての調査時期で指針値に適合していた。 降下ばいじん量は 0.92～2.45t/km^2/月であり、全ての調査時期で参考値に適合していた。 有害物質等（ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン） ベンゼンの四季の期間平均値は 0.00066mg/m^3、トリクロロエチレンの四季の期間平均値は 0.00075mg/m^3、テトラクロロエチレンの四季の期間平均値は 0.000053mg/m^3、ジクロロメタンの四季の期間平均値は 0.0019mg/m^3 であり、全ての物質で環境基準に適合していた。 **ｲ)沿道環境大気質** 二酸化窒素の日平均値の最高値は 0.008～0.017ppm であり、全ての調査地点及び調査時期で環境基準に適合していた。 浮遊粒子状物質の日平均値の最高値は 0.012～0.029mg/m^3 であり、1 時間値の最高値は 0.021～0.065mg/m^3 であり、全ての調査地点及び調査時期で環境基準の長期的評価及び短期的評価に適合していた。 微小粒子状物質（PM2.5）の四季の期間平均値は 9μg/m^3、日平均値の最高値は 7～22μg/m^3 であり、全ての調査地点及び調査時期で環境基準の長期的評価及び短期的評価に適合していた。 炭化水素（非メタン炭化水素）の 6～9 時の 3 時間平均値の最高値は 0.17～0.29ppmC であり、全ての調査地点及び調査時期で指針値に適合していた。 **②気象の状況** 風向は、年間では NW（北西）の出現率が最も高く、秋季、冬季及び春季では北寄りの風、夏季では南寄りの風の出現率が高かった。 風速は、年間の平均風速は 1.7m/s であり、静穏出現率は 23.8%であった。 気温の年平均値は 15.0℃であり、四季の平均値は 4.9～26.2℃、湿度の年平均値は 69%、四季の平均値は 54～80%であった。

表 10-1(2)　調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果（大気質）

<table>
<tr><th>項目</th><th>要因</th><th>予測・評価結果の概要</th><th>環境の保全のための措置</th></tr>
<tr><td>大気質</td><td>建設機械の稼働</td><td>
1）建設機械の稼働に伴う大気質への影響

【影響の回避・低減の観点】

本事業では、建設機械の稼働に伴う大気質の影響が考えられるが、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、大気質の影響の低減に努める。

以上のことから、建設機械の稼働に伴う大気質の影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減されていると評価する。

【基準、目標等との整合の観点】

建設機械の稼働に伴う大気質の予測結果は、環境基準（整合を図るべき基準等）に適合すると予測する。

以上のことから、整合を図るべき基準等と予測結果の間に整合が図られていると評価する。

建設機械の稼働に伴う二酸化窒素の評価結果

単位：ppm
<table>
<tr><th rowspan="2">予測地点</th><th colspan="2">将来予測濃度</th><th rowspan="2">整合を図るべき基準等</th></tr>
<tr><th>年平均値</th><th>日平均値の年間 98%値</th></tr>
<tr><td>最大着地濃度出現地点（計画地敷地境界南側）</td><td>0.01529</td><td>0.031</td><td rowspan="5">日平均値の年間 98%値が 0.04～0.06ppm までのゾーン内、又はそれ以下</td></tr>
<tr><td>a</td><td>0.01098</td><td>0.023</td></tr>
<tr><td>b</td><td>0.01300</td><td>0.027</td></tr>
<tr><td>c</td><td>0.01154</td><td>0.024</td></tr>
<tr><td>d</td><td>0.01183</td><td>0.025</td></tr>
</table>
建設機械の稼働に伴う浮遊粒子状物質の評価結果

単位：mg/m³
<table>
<tr><th rowspan="2">予測地点（最大着地濃度出現地点）</th><th colspan="2">将来予測濃度</th><th rowspan="2">整合を図るべき基準等</th></tr>
<tr><th>年平均値</th><th>日平均値の 2%除外値</th></tr>
<tr><td>最大着地濃度出現地点（計画地敷地境界南側）</td><td>0.01385</td><td>0.032</td><td rowspan="5">日平均値の 2%除外値が 0.10 mg/m³以下</td></tr>
<tr><td>a</td><td>0.01330</td><td>0.031</td></tr>
<tr><td>b</td><td>0.01353</td><td>0.031</td></tr>
<tr><td>c</td><td>0.01336</td><td>0.031</td></tr>
<tr><td>d</td><td>0.01340</td><td>0.031</td></tr>
</table>
予測地点（以下、大気質、騒音・低周波音、振動で共通）

a：計画地北東側市道 14-2 号線沿い住宅付近

b：計画地南西側市道 65 号線沿い住宅付近

c：計画地南東側市道 65 号線沿い住宅付近

d：計画地南側いなほ保育園付近
</td><td>
・建設機械は、排出ガス対策型の使用に努める。

・建設機械のアイドリングストップを徹底する。

・計画的かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械の集中稼働を避ける。

・建設機械の整備・点検を徹底する。
</td></tr>
</table>

表 10-1(3)　調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果（大気質）

<table>
<tr><th>項目</th><th>要因</th><th>予測・評価結果の概要</th><th>環境の保全のための措置</th></tr>
<tr><td>大気質</td><td>資材運搬等の車両の走行</td><td>
2）資材運搬等の車両の走行に伴う大気質への影響

【影響の回避・低減の観点】

本事業では、資材運搬等の車両の走行に伴う大気質の影響が考えられるが、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、大気質の影響の低減に努める。

以上のことから、資材運搬等の車両の走行に伴う大気質の影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減されていると評価する。

【基準、目標等との整合の観点】

資材運搬等の車両の走行に伴う大気質の予測結果は、環境基準（整合を図るべき基準等）に適合すると予測する。

以上のことから、整合を図るべき基準等と予測結果の間に整合が図られていると評価する。

資材運搬等の車両の走行に伴う二酸化窒素の評価結果
（アクセス道路工事完了前：工事開始 9 か月目）

単位：ppm
<table>
<tr><th rowspan="2">予測地点</th><th rowspan="2">予測方向</th><th colspan="2">将来予測濃度</th><th rowspan="2">整合を図るべき基準等</th></tr>
<tr><th>年平均値</th><th>日平均値の年間 98%値</th></tr>
<tr><td rowspan="2">No.3</td><td>東</td><td>0.00916</td><td>0.020</td><td rowspan="6">日平均値の年間 98%値が 0.04～0.06ppm までのゾーン内、又はそれ以下</td></tr>
<tr><td>西</td><td>0.00878</td><td>0.020</td></tr>
<tr><td rowspan="2">No.4</td><td>北</td><td>0.00804</td><td>0.019</td></tr>
<tr><td>南</td><td>0.00805</td><td>0.019</td></tr>
<tr><td rowspan="2">No.5</td><td>北</td><td>0.00805</td><td>0.019</td></tr>
<tr><td>南</td><td>0.00805</td><td>0.019</td></tr>
</table>
資材運搬等の車両の走行に伴う浮遊粒子状物質の評価結果
（アクセス道路工事完了前：工事開始 9 か月目）

単位：mg/m^3
<table>
<tr><th rowspan="2">予測地点</th><th rowspan="2">予測方向</th><th colspan="2">将来予測濃度</th><th rowspan="2">整合を図るべき基準等</th></tr>
<tr><th>年平均値</th><th>日平均値の2%除外値</th></tr>
<tr><td rowspan="2">No.3</td><td>東</td><td>0.01309</td><td>0.030</td><td rowspan="6">日平均値の 2%除外値が 0.10 mg/m^3 以下</td></tr>
<tr><td>西</td><td>0.01306</td><td>0.030</td></tr>
<tr><td rowspan="2">No.4</td><td>北</td><td>0.01300</td><td>0.030</td></tr>
<tr><td>南</td><td>0.01300</td><td>0.030</td></tr>
<tr><td rowspan="2">No.5</td><td>北</td><td>0.01300</td><td>0.030</td></tr>
<tr><td>南</td><td>0.01300</td><td>0.030</td></tr>
</table>
資材運搬等の車両の走行に伴う炭化水素（非メタン炭化水素）
の評価結果（アクセス道路工事完了前：工事開始 9 か月目）

単位：ppmC
<table>
<tr><th rowspan="2">予測地点</th><th rowspan="2">予測方向</th><th colspan="2">将来予測濃度</th><th rowspan="2">整合を図るべき基準等</th></tr>
<tr><th>全炭化水素の年平均値</th><th>非メタン炭化水素の6～9 時の年平均値</th></tr>
<tr><td rowspan="2">No.3</td><td>東</td><td>0.13040</td><td>0.133</td><td rowspan="6">非メタン炭化水素の 6～9 時までの年平均値が 0.20～0.31ppmC の範囲内、又はそれ以下</td></tr>
<tr><td>西</td><td>0.13029</td><td>0.133</td></tr>
<tr><td rowspan="2">No.4</td><td>北</td><td>0.13003</td><td>0.133</td></tr>
<tr><td>南</td><td>0.13003</td><td>0.133</td></tr>
<tr><td rowspan="2">No.5</td><td>北</td><td>0.13003</td><td>0.133</td></tr>
<tr><td>南</td><td>0.13003</td><td>0.133</td></tr>
</table>
予測地点（以下、大気質、騒音・低周波音、振動のアクセス道路工事完了前で共通）

No.3：計画地北側　県道さいたま鴻巣線

No.4：計画地南西側　市道 65 号線（西側）

No.5：計画地南東側　市道 65 号線（東側）
</td><td>
・資材運搬等の車両は、最新排出ガス規制適合車の使用に努める。

・資材運搬等の車両のアイドリングストップを徹底する。

・資材運搬等の車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。

・資材運搬等の車両の整備、点検を徹底する。
</td></tr>
</table>

表 10-1(4)　調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果（大気質）

<table>
<tr><th>項目</th><th>要因</th><th>予測・評価結果の概要</th><th>環境の保全のための措置</th></tr>
<tr><td>大気質</td><td>資材運搬等の車両の走行</td><td>
資材運搬等の車両の走行に伴う二酸化窒素の評価結果
（アクセス道路工事完了後：工事開始 25 か月目）

単位：ppm
<table>
<tr><th rowspan="2">予測地点</th><th rowspan="2">予測方向</th><th colspan="2">将来予測濃度</th><th rowspan="2">整合を図るべき基準等</th></tr>
<tr><th>年平均値</th><th>日平均値の年間 98%値</th></tr>
<tr><td>No.1</td><td>北</td><td>0.00807</td><td>0.019</td><td rowspan="10">日平均値の年間 98%値が 0.04～0.06ppm までのゾーン内、又はそれ以下</td></tr>
<tr><td></td><td>南</td><td>0.00810</td><td>0.019</td></tr>
<tr><td>No.2</td><td>東</td><td>0.00807</td><td>0.019</td></tr>
<tr><td></td><td>西</td><td>0.00808</td><td>0.019</td></tr>
<tr><td>No.3</td><td>東</td><td>0.00920</td><td>0.020</td></tr>
<tr><td></td><td>西</td><td>0.00880</td><td>0.020</td></tr>
<tr><td>No.4</td><td>北</td><td>0.00803</td><td>0.019</td></tr>
<tr><td></td><td>南</td><td>0.00804</td><td>0.019</td></tr>
<tr><td>No.5</td><td>北</td><td>0.00803</td><td>0.019</td></tr>
<tr><td></td><td>南</td><td>0.00803</td><td>0.019</td></tr>
</table>
資材運搬等の車両の走行に伴う浮遊粒子状物質の評価結果
（アクセス道路工事完了後：工事開始 25 か月目）

単位：mg/m^3
<table>
<tr><th rowspan="2">予測地点</th><th rowspan="2">予測方向</th><th colspan="2">将来予測濃度</th><th rowspan="2">整合を図るべき基準等</th></tr>
<tr><th>年平均値</th><th>日平均値の2%除外値</th></tr>
<tr><td>No.1</td><td>北</td><td>0.01301</td><td>0.030</td><td rowspan="10">日平均値の 2%除外値が 0.10 mg/m^3 以下</td></tr>
<tr><td></td><td>南</td><td>0.01301</td><td>0.030</td></tr>
<tr><td>No.2</td><td>東</td><td>0.01301</td><td>0.030</td></tr>
<tr><td></td><td>西</td><td>0.01301</td><td>0.030</td></tr>
<tr><td>No.3</td><td>東</td><td>0.01309</td><td>0.030</td></tr>
<tr><td></td><td>西</td><td>0.01307</td><td>0.030</td></tr>
<tr><td>No.4</td><td>北</td><td>0.01300</td><td>0.030</td></tr>
<tr><td></td><td>南</td><td>0.01300</td><td>0.030</td></tr>
<tr><td>No.5</td><td>北</td><td>0.01300</td><td>0.030</td></tr>
<tr><td></td><td>南</td><td>0.01300</td><td>0.030</td></tr>
</table>
資材運搬等の車両の走行に伴う炭化水素（非メタン炭化水素）
の評価結果（アクセス道路工事完了後：工事開始 25 か月目）

単位：ppmC
<table>
<tr><th rowspan="2">予測地点</th><th rowspan="2">予測方向</th><th colspan="2">将来予測濃度</th><th rowspan="2">整合を図るべき基準等</th></tr>
<tr><th>全炭化水素の年平均値</th><th>非メタン炭化水素の6～9 時の年平均値</th></tr>
<tr><td>No.1</td><td>北</td><td>0.13003</td><td>0.133</td><td rowspan="10">非メタン炭化水素の 6～9 時までの年平均値が 0.20～0.31ppmC の範囲内、又はそれ以下</td></tr>
<tr><td></td><td>南</td><td>0.13003</td><td>0.133</td></tr>
<tr><td>No.2</td><td>東</td><td>0.13001</td><td>0.133</td></tr>
<tr><td></td><td>西</td><td>0.13001</td><td>0.133</td></tr>
<tr><td>No.3</td><td>東</td><td>0.13041</td><td>0.133</td></tr>
<tr><td></td><td>西</td><td>0.13030</td><td>0.133</td></tr>
<tr><td>No.4</td><td>北</td><td>0.13002</td><td>0.133</td></tr>
<tr><td></td><td>南</td><td>0.13003</td><td>0.133</td></tr>
<tr><td>No.5</td><td>北</td><td>0.13002</td><td>0.133</td></tr>
<tr><td></td><td>南</td><td>0.13002</td><td>0.133</td></tr>
</table>
予測地点（以下、大気質、騒音・低周波音、振動のアクセス道路工事完了後で共通）

No.1：市道 15 号線（アクセス道路）

No.2：市道 1537 号線（アクセス道路）

No.3：県道さいたま鴻巣線

No.4：市道 65 号線（西側）

No.5：市道 65 号線（東側）（区画道路 12.5-1 号線）
</td><td></td></tr>
</table>

表 10-1(5)　調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果（大気質）

<table>
<tr><th>項目</th><th>要因</th><th>予測・評価結果の概要</th><th>環境の保全のための措置</th></tr>
<tr><td>大気質</td><td>造成等の工事</td><td>
3）造成等の工事に伴う大気質への影響

【影響の回避・低減の観点】

本事業では、造成等の工事に伴う大気質の影響が考えられるが、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、大気質の影響の低減に努める。

以上のことから、造成等の工事に伴う大気質の影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減されていると評価する。

【基準、目標等との整合の観点】

造成等の工事に伴う降下ばいじん量の予測結果は、参考値（整合を図るべき基準等）に適合すると予測する。

以上のことから、整合を図るべき基準等と予測結果の間に整合が図られていると評価する。

造成等の工事に伴う降下ばいじん量の評価結果

単位：t/km²/月
<table>
<tr><th rowspan="2">予測地点
(周辺住宅等)</th><th rowspan="2">季節</th><th colspan="4">降下ばいじん量</th><th rowspan="2">整合を図るべき基準等</th></tr>
<tr><th>土砂掘削</th><th>盛土工</th><th>資材運搬車両</th><th>合計</th></tr>
<tr><td rowspan="4">a</td><td>春季</td><td>0.832</td><td>0.099</td><td>0.000</td><td>0.931</td><td rowspan="16">10t/km²/月
以下</td></tr>
<tr><td>夏季</td><td>1.107</td><td>0.143</td><td>0.001</td><td>1.251</td></tr>
<tr><td>秋季</td><td>0.456</td><td>0.067</td><td>0.000</td><td>0.523</td></tr>
<tr><td>冬季</td><td>0.432</td><td>0.063</td><td>0.000</td><td>0.495</td></tr>
<tr><td rowspan="4">b</td><td>春季</td><td>0.399</td><td>0.111</td><td>0.001</td><td>0.511</td></tr>
<tr><td>夏季</td><td>0.406</td><td>0.098</td><td>0.001</td><td>0.505</td></tr>
<tr><td>秋季</td><td>0.619</td><td>0.206</td><td>0.002</td><td>0.827</td></tr>
<tr><td>冬季</td><td>0.587</td><td>0.144</td><td>0.001</td><td>0.732</td></tr>
<tr><td rowspan="4">c</td><td>春季</td><td>0.878</td><td>0.030</td><td>0.000</td><td>0.908</td></tr>
<tr><td>夏季</td><td>0.975</td><td>0.045</td><td>0.000</td><td>1.020</td></tr>
<tr><td>秋季</td><td>0.951</td><td>0.017</td><td>0.000</td><td>0.968</td></tr>
<tr><td>冬季</td><td>1.259</td><td>0.035</td><td>0.000</td><td>1.294</td></tr>
<tr><td rowspan="4">d</td><td>春季</td><td>0.241</td><td>0.243</td><td>0.002</td><td>0.486</td></tr>
<tr><td>夏季</td><td>0.196</td><td>0.115</td><td>0.001</td><td>0.312</td></tr>
<tr><td>秋季</td><td>0.437</td><td>0.235</td><td>0.002</td><td>0.674</td></tr>
<tr><td>冬季</td><td>0.339</td><td>0.435</td><td>0.003</td><td>0.777</td></tr>
</table>
</td><td>・造成箇所、資材運搬等の車両の仮設道路には適宜散水を行い、粉じんの飛散防止を行う。
・計画地内の土砂等の運搬時には、必要に応じてシートで被覆する。
・工事区域出口に洗浄用ホース等を設置し、資材運搬等の車両のタイヤに付着した土砂の払落しや場内清掃等を徹底する。</td></tr>
<tr><td>大気質</td><td>施設の稼働</td><td>
4）施設の稼働に伴う大気質への影響

【影響の回避・低減の観点】

本事業では、施設の稼働に伴う大気質の影響が考えられるが、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、大気質の影響の低減に努める。

以上のことから、施設の稼働に伴う大気質の影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減されていると評価する。

【基準、目標等との整合の観点】

二酸化窒素、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質及び炭化水素

長期平均濃度

施設の稼働に伴う大気質の予測結果は、環境基準及び指針値（整合を図るべき基準等）に適合すると予測する。

以上のことから、整合を図るべき基準等と予測結果の間に整合が図られていると評価する。

施設の稼働に伴う二酸化窒素の評価結果

単位：ppm
<table>
<tr><th rowspan="2">予測地点</th><th colspan="2">将来予測濃度</th><th rowspan="2">整合を図るべき基準等</th></tr>
<tr><th>年平均値</th><th>日平均値の年間 98%値</th></tr>
<tr><td>最大着地濃度出現地点
(計画地北東側敷地境界)</td><td>0.00814</td><td>0.019</td><td rowspan="5">日平均値の年間 98%値が 0.04～0.06ppm までのゾーン内、又はそれ以下</td></tr>
<tr><td>a</td><td>0.00807</td><td>0.019</td></tr>
<tr><td>b</td><td>0.00804</td><td>0.019</td></tr>
<tr><td>c</td><td>0.00805</td><td>0.019</td></tr>
<tr><td>d</td><td>0.00806</td><td>0.019</td></tr>
</table>
</td><td>・進出企業に対して、「大気汚染防止法」(昭和43年6月、法律第97号）及び「埼玉県生活環境保全条例」(平成13年7月、埼玉県条例第 57 号)に定める規制基準を遵守させるとともに、必要に応じて排ガス処理施設の設置等による未然の公害発生防止に努めるよう指導する。</td></tr>
</table>

表 10-1(6)　調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果（大気質）

項目	要因	予測・評価結果の概要	環境の保全のための措置
大気質	施設の稼働	**施設の稼働に伴う二酸化硫黄の評価結果** 単位：ppm （下表）	

予測地点	将来予測濃度		整合を図るべき基準等
	年平均値	日平均値の2%除外値	
最大着地濃度出現地点（計画地敷地境界から北側約 130m）	0.00146	0.002	日平均値の 2%除外値が 0.04ppm 以下
a	0.00133	0.002	
b	0.00130	0.002	
c	0.00130	0.002	
d	0.00142	0.002	

施設の稼働に伴う浮遊粒子状物質の評価結果

単位：mg/m^3

予測地点	将来予測濃度		整合を図るべき基準等
	年平均値	日平均値の2%除外値	
最大着地濃度出現地点（計画地北側敷地境界）	0.01322	0.030	日平均値の2%除外値が 0.10 mg/m^3 以下
a	0.01316	0.030	
b	0.01312	0.030	
c	0.01313	0.030	
d	0.01318	0.030	

施設の稼働に伴う炭化水素（非メタン炭化水素）の評価結果

単位：ppmC

予測地点	将来予測濃度		整合を図るべき基準等
	全炭化水素の年平均値	非メタン炭化水素の 6～9 時の年平均値	
最大着地濃度出現地点（計画地敷地境界から北側約 50m）	0.13400	0.137	年平均値が 0.20～0.31ppmC の範囲内、又はそれ以下
a	0.13289	0.136	
b	0.13260	0.135	
c	0.13256	0.135	
d	0.13348	0.136	

短期平均濃度

施設の稼働に伴う大気質の予測結果は、環境基準に適合すると予測する。

以上のことから、整合を図るべき基準等と予測結果の間に整合が図られていると評価する。

施設の稼働に伴う二酸化窒素の評価結果

単位：ppm

大気安定度	風向	将来予測濃度	整合を図るべき基準等
		1時間値	
A（強不安定）	WNW	0.06083	1時間値が 0.1～0.2ppm 以下

施設の稼働に伴う二酸化硫黄の評価結果

単位：ppm

大気安定度	風向	将来予測濃度	整合を図るべき基準等
		1時間値	
A（強不安定）	WNW	0.01293	1時間値が 0.1ppm 以下

施設の稼働に伴う浮遊粒子状物質の評価結果

単位：mg/m^3

大気安定度	風向	将来予測濃度	整合を図るべき基準等
		1時間値	
A（強不安定）	WNW	0.07957	1時間値が 0.20 mg/m^3 以下

有害物質（ﾍﾞﾝｾﾞﾝ、ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ、ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ、ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ）

ベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンは、「大気汚染防止法」において、排出口から大気中に排出される排出ガスに含まれる許容限度（抑制基準）が定められており、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンについては、「埼玉県生活環境保全条例」に工場又は事業場の敷地の境界線上、地上 1.5m における濃度の許容限度が定められている。「大気汚染防止法」及び「埼玉県生活環境保全条例」を遵守することにより、ベンゼン類が環境基準を上回ることはないと予測する。

以上のことから、整合を図るべき基準等と予測結果の間に整合が図られていると評価する。

表 10-1(7)　調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果（大気質）

<table>
<tr><th>項目</th><th>要因</th><th>予測・評価結果の概要</th><th>環境の保全のための措置</th></tr>
<tr><td>大気質</td><td>供用時の自動車交通の発生</td><td>
5）供用時の自動車交通の発生に伴う大気質への影響

【影響の回避・低減の観点】

本事業では、供用時の自動車交通の発生に伴う大気質の影響が考えられるが、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、大気質の影響の低減に努める。

以上のことから、供用時の自動車交通の発生に伴う大気質の影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減されていると評価する。

【基準、目標等との整合の観点】

供用時の自動車交通の発生に伴う大気質の予測結果は、環境基準（整合を図るべき基準等）に適合すると予測する。

以上のことから、整合を図るべき基準等と予測結果の間に整合が図られていると評価する。

供用時の自動車交通の発生に伴う二酸化窒素の評価結果

単位：ppm
<table>
<tr><th rowspan="2">予測地点</th><th rowspan="2">予測方向</th><th colspan="2">将来予測濃度</th><th rowspan="2">整合を図るべき基準等</th></tr>
<tr><th>年平均値</th><th>日平均値の年間 98%値</th></tr>
<tr><td rowspan="2">No.1</td><td>北</td><td>0.00854</td><td>0.019</td><td rowspan="10">日平均値の年間 98%値が 0.04～0.06ppm までのゾーン内、又はそれ以下</td></tr>
<tr><td>南</td><td>0.00873</td><td>0.020</td></tr>
<tr><td rowspan="2">No.2</td><td>東</td><td>0.00881</td><td>0.020</td></tr>
<tr><td>西</td><td>0.00884</td><td>0.020</td></tr>
<tr><td rowspan="2">No.3</td><td>東</td><td>0.00910</td><td>0.020</td></tr>
<tr><td>西</td><td>0.00874</td><td>0.020</td></tr>
<tr><td rowspan="2">No.4</td><td>北</td><td>0.00802</td><td>0.019</td></tr>
<tr><td>南</td><td>0.00803</td><td>0.019</td></tr>
<tr><td rowspan="2">No.5</td><td>北</td><td>0.00803</td><td>0.019</td></tr>
<tr><td>南</td><td>0.00803</td><td>0.019</td></tr>
</table>
供用時の自動車交通の発生に伴う浮遊粒子状物質の評価結果

単位：mg/m^3
<table>
<tr><th rowspan="2">予測地点</th><th rowspan="2">予測方向</th><th colspan="2">将来予測濃度</th><th rowspan="2">整合を図るべき基準等</th></tr>
<tr><th>年平均値</th><th>日平均値の2%除外値</th></tr>
<tr><td rowspan="2">No.1</td><td>北</td><td>0.01305</td><td>0.030</td><td rowspan="10">日平均値の 2%除外値が 0.10 mg/m^3以下</td></tr>
<tr><td>南</td><td>0.01306</td><td>0.030</td></tr>
<tr><td rowspan="2">No.2</td><td>東</td><td>0.01305</td><td>0.030</td></tr>
<tr><td>西</td><td>0.01306</td><td>0.030</td></tr>
<tr><td rowspan="2">No.3</td><td>東</td><td>0.01310</td><td>0.030</td></tr>
<tr><td>西</td><td>0.01307</td><td>0.030</td></tr>
<tr><td rowspan="2">No.4</td><td>北</td><td>0.01300</td><td>0.030</td></tr>
<tr><td>南</td><td>0.01300</td><td>0.030</td></tr>
<tr><td rowspan="2">No.5</td><td>北</td><td>0.01300</td><td>0.030</td></tr>
<tr><td>南</td><td>0.01300</td><td>0.030</td></tr>
</table>
供用時の自動車交通の発生に伴う炭化水素（非メタン炭化水素）の評価結果

単位：ppmC
<table>
<tr><th rowspan="2">予測地点</th><th rowspan="2">予測方向</th><th colspan="2">将来予測濃度</th><th rowspan="2">整合を図るべき基準等</th></tr>
<tr><th>全炭化水素の年平均値</th><th>非メタン炭化水素の6～9 時の年平均値</th></tr>
<tr><td rowspan="2">No.1</td><td>北</td><td>0.13007</td><td>0.133</td><td rowspan="10">非メタン炭化水素の 6～9 時までの年平均値が0.20～0.31ppmCの範囲内、又はそれ以下</td></tr>
<tr><td>南</td><td>0.13008</td><td>0.133</td></tr>
<tr><td rowspan="2">No.2</td><td>東</td><td>0.13006</td><td>0.133</td></tr>
<tr><td>西</td><td>0.13006</td><td>0.133</td></tr>
<tr><td rowspan="2">No.3</td><td>東</td><td>0.13037</td><td>0.133</td></tr>
<tr><td>西</td><td>0.13027</td><td>0.133</td></tr>
<tr><td rowspan="2">No.4</td><td>北</td><td>0.13002</td><td>0.133</td></tr>
<tr><td>南</td><td>0.13002</td><td>0.133</td></tr>
<tr><td rowspan="2">No.5</td><td>北</td><td>0.13003</td><td>0.133</td></tr>
<tr><td>南</td><td>0.13003</td><td>0.133</td></tr>
</table>
予測地点（以下、大気質、騒音・低周波音、振動の供用時で共通）

No.1：市道 15 号線（アクセス道路）

No.2：市道 1537 号線（アクセス道路）

No.3：県道さいたま鴻巣線

No.4：市道 65 号線（西側）（区画道路 12.5-1 号線）

No.5：市道 65 号線（東側）（区画道路 12.5-1 号線）
</td><td>
・進出企業に対して、関連車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努めるよう指導する。

・進出企業に対して、関連車両のアイドリングストップを徹底するよう指導する。

・進出企業に対して、関連車両の整備、点検を徹底するよう指導する。
</td></tr>
</table>

10.2 騒音・低周波音

騒音・低周波音の調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果は、表 10-2(1)～(5)に示すとおりである。

表 10-2(1)　調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果（騒音・低周波音）

項目	調査結果の概要
騒音・低周波音	**①　騒音の状況** **ｱ)環境騒音** 平日の環境騒音の調査結果は昼間が 48～54dB、夜間が 44～50dB であり、夜間の一部の地点を除き、環境基準に適合していた。休日の環境騒音の調査結果は昼間が 42～48dB、夜間が 38～44dB であり、全ての調査地点及び時間区分で環境基準に適合していた。 **ｲ)道路交通騒音** 道路交通騒音の調査結果は平日の昼間が 51～66dB、夜間が 48～62dB、休日の昼間が 45～63dB、夜間が 42～58dB であり、平日及び休日ともに、全ての調査地点及び時間区分で環境基準に適合していた。 **②　低周波音の状況** 低周波音の調査結果は最大で 76dB であり、平日及び休日ともに、全ての調査地点で超低周波音を知覚するとされている音圧レベルの閾値を下回っていた。 **③　道路交通の状況** **ｱ)自動車交通量** 自動車交通量は平日が 14～10,808 台/日、休日が 12～8,285 台/日であった。また、大型車混入率は平日が 5.2～21.4%、休日が 0.0～4.0%であった。

表 10-2(2)　調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果（騒音・低周波音）

項目	要因	予測・評価結果の概要	環境の保全のための措置
騒音・低周波音	建設機械の稼働	**1) 建設機械の稼働に伴う騒音への影響** **【影響の回避・低減の観点】** 本事業では、建設機械の稼働に伴う騒音の影響が考えられるが、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、騒音の影響の低減に努める。 以上のことから、建設機械の稼働に伴う騒音の影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減されていると評価する。 **【基準、目標等との整合の観点】** 建設機械の稼働に伴う騒音の予測結果は、規制基準（整合を図るべき基準等）に適合すると予測する。 以上のことから、整合を図るべき基準等と予測結果の間に整合が図られていると評価する。 **建設機械の稼働に伴う騒音の評価結果（L_{A5}）** 単位：dB 予測地点（敷地境界）／将来予測騒音レベル／整合を図るべき基準等 A-1：82（82.4）／85 A-2：82（81.5） B-1：82（81.9） C-1：80（79.9） D-1：83（83.0） 予測地点（以下、騒音・低周波音、振動の建設機械の稼働に伴う影響で共通） A-1：計画地北東側敷地境界 A-2：計画地北東側敷地境界 B-1：計画地南西側敷地境界 C-1：計画地南東側敷地境界 D-1：アクセス道路敷地境界	・低騒音型の建設機械の使用に努める。 ・建設機械のアイドリングストップを徹底する。 ・計画的かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械の集中稼働を避ける。 ・建設機械の整備、点検を徹底する。 ・住宅等に近い箇所での工事では、必要に応じて仮囲い等の防音対策を講じる。

表 10-2(3)　調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果（騒音・低周波音）

<table>
<tr><th>項目</th><th>要因</th><th>予測・評価結果の概要</th><th>環境の保全のための措置</th></tr>
<tr><td>騒音・低周波音</td><td>資材運搬等の車両の走行</td><td>
2）資材運搬等の車両の走行に伴う騒音への影響

【影響の回避・低減の観点】

本事業では、資材運搬等の車両の走行に伴う騒音の影響が考えられるが、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、騒音の影響の低減に努める。

以上のことから、資材運搬等の車両の走行に伴う騒音の影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減されていると評価する。

【基準、目標等との整合の観点】

資材運搬等の車両の走行に伴う騒音の予測結果は、環境基準（整合を図るべき基準等）に適合すると予測する。

以上のことから、整合を図るべき基準等と予測結果の間に整合が図られていると評価する。

資材運搬等の車両の走行に伴う騒音の評価結果（L_{Aeq}）
（アクセス道路工事完了前：工事開始 9 か月目）

単位：dB
<table>
<tr><th>予測地点</th><th>予測方向</th><th>将来予測騒音レベル</th><th>整合を図るべき基準等</th></tr>
<tr><td rowspan="2">No.3</td><td>東※</td><td>66（66.1）</td><td>70</td></tr>
<tr><td>西</td><td>66（66.1）</td><td>70</td></tr>
<tr><td rowspan="2">No.4</td><td>北※</td><td>58（58.2）</td><td>65</td></tr>
<tr><td>南</td><td>58（58.1）</td><td>65</td></tr>
<tr><td rowspan="2">No.5</td><td>北※</td><td>59（58.9）</td><td>65</td></tr>
<tr><td>南</td><td>59（58.9）</td><td>65</td></tr>
</table>
注）予測方向の「※」は、道路交通騒音の現地調査を実施した方向を示す。

資材運搬等の車両の走行に伴う騒音の評価結果（L_{Aeq}）
（アクセス道路工事完了後：工事開始 25 か月目）

単位：dB
<table>
<tr><th>予測地点</th><th>予測方向</th><th>将来予測騒音レベル</th><th>整合を図るべき基準等</th></tr>
<tr><td rowspan="2">No.1</td><td>南※</td><td>57（57.3）</td><td>65</td></tr>
<tr><td>北</td><td>58（57.6）</td><td>65</td></tr>
<tr><td rowspan="2">No.2</td><td>西※</td><td>54（54.1）</td><td>65</td></tr>
<tr><td>東</td><td>55（54.6）</td><td>65</td></tr>
<tr><td rowspan="2">No.3</td><td>東※</td><td>66（66.4）</td><td>70</td></tr>
<tr><td>西</td><td>66（66.3）</td><td>70</td></tr>
<tr><td rowspan="2">No.4</td><td>北※</td><td>57（57.0）</td><td>65</td></tr>
<tr><td>南</td><td>57（57.1）</td><td>65</td></tr>
<tr><td rowspan="2">No.5</td><td>北※</td><td>58（57.9）</td><td>65</td></tr>
<tr><td>南</td><td>58（57.9）</td><td>65</td></tr>
</table>
注）予測方向の「※」は、道路交通騒音の現地調査を実施した方向を示す。
</td><td>
・アクセス道路は低騒音型舗装(排水性舗装）を採用する。

・資材運搬等の車両は制限速度･規制速度の遵守を徹底する。

・資材運搬等の車両の走行時間帯及び走行経路を設定し、徹底する。

・資材運搬等の車両のアイドリングストップを徹底する。

・資材運搬等の車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。

・資材運搬等の車両の整備、点検を徹底する。

・資材運搬等の車両の待機場所は、住宅等から離れた位置に設ける。
</td></tr>
</table>

表 10-2(4)　調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果（騒音・低周波音）

<table>
<tr><th>項目</th><th>要因</th><th>予測・評価結果の概要</th><th>環境の保全のための措置</th></tr>
<tr><td>騒音・低周波音</td><td>施設の稼働</td><td>
3）施設の稼働に伴う騒音・低周波音への影響

騒音

【影響の回避・低減の観点】

本事業では、施設の稼働に伴う騒音の影響が考えられるが、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、騒音の影響の低減に努める。

以上のことから、施設の稼働に伴う騒音の影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減されていると評価する。

【基準、目標等との整合の観点】

施設の稼働に伴う騒音の予測結果は、敷地境界では規制基準（整合を図るべき基準等）に、周辺住宅等のａ～ｃとｄの昼間は、環境基準（整合を図るべき基準等）に適合すると予測する。ｄの夜間は環境基準（整合を図るべき基準等）を上回るが、暗騒音レベルが 48dB ですでに環境基準を上回っている。将来予測騒音レベルによる増加分は 2.2dB である。

本予測結果を踏まえ、夜間は大きな騒音を発生する作業を行わないよう企業に配慮を求めることとする。

以上のことから、整合を図るべき基準等と予測結果の間におおむね整合が図られていると評価する。

施設の稼働に伴う騒音の評価結果（L_{A5}）（敷地境界）

単位：dB
<table>
<tr><th>予測地点
（最大値出現地点）</th><th>時間区分</th><th>将来予測騒音レベル</th><th>整合を図るべき基準等</th></tr>
<tr><td rowspan="4">計画地西側
敷地境界</td><td>朝</td><td rowspan="4">60（59.6）</td><td>65</td></tr>
<tr><td>昼間</td><td>70</td></tr>
<tr><td>夕</td><td>65</td></tr>
<tr><td>夜間</td><td>60</td></tr>
</table>
注）時間区分　朝：6～8時　昼間：8～19時　夕：19～22時　夜間：22～翌6時

施設の稼働に伴う騒音の評価結果（L_{Aeq}）（周辺住宅等）

単位：dB
<table>
<tr><th rowspan="2">予測地点</th><th colspan="2">暗騒音レベル</th><th colspan="2">将来予測騒音レベル</th><th colspan="2">将来予測騒音レベルによる増加分</th><th colspan="2">整合を図るべき基準等</th></tr>
<tr><th>昼間</th><th>夜間</th><th>昼間</th><th>夜間</th><th>昼間</th><th>夜間</th><th>昼間</th><th>夜間</th></tr>
<tr><td>a</td><td>53</td><td>49</td><td>56（56.3）</td><td>55（54.9）</td><td>3.3</td><td>5.9</td><td rowspan="3">65</td><td rowspan="3">60</td></tr>
<tr><td>b</td><td>54</td><td>50</td><td>55（54.9）</td><td>52（51.9）</td><td>0.9</td><td>1.9</td></tr>
<tr><td>c</td><td>48</td><td>44</td><td>52（51.9）</td><td>51（50.7）</td><td>3.9</td><td>6.7</td></tr>
<tr><td>d</td><td>51</td><td>48</td><td>52（52.3）</td><td>50（50.2）</td><td>1.3</td><td>2.2</td><td>55</td><td>45</td></tr>
</table>
注）時間区分　昼間：6～22 時　夜間：22～翌 6 時
</td><td>
・進出企業に対して、「騒音規制法」（昭和 43 年 6 月、法律第 98 号）及び「埼玉県生活環境保全条例」（平成 13 年 7 月、埼玉県条例第 57 号）に定める規制基準を遵守させるとともに、必要に応じて防音対策の徹底等による未然の公害発生防止に努めるよう指導する。

・進出企業に対して、周辺住宅等に配慮し、特に夜間は大きな騒音を発生する作業を行わないよう要請する。
</td></tr>
</table>

表 10-2(5)　調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果（騒音・低周波音）

<table>
<tr><th>項目</th><th>要因</th><th>予測・評価結果の概要</th><th>環境の保全のための措置</th></tr>
<tr><td>騒音・低周波音</td><td>施設の稼働</td><td>
低周波音

【影響の回避・低減の観点】

本事業では、施設の稼働に伴う低周波音の影響が考えられるが、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、騒音の影響の低減に努める。

以上のことから、施設の稼働に伴う低周波音の影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減されていると評価する。

【基準、目標等との整合の観点】

施設の稼働に伴う低周波音の予測結果は、ISO-7196 において規定されている超低周波音を知覚する（閾値）とされている音圧レベル（整合を図るべき基準等）に適合すると予測する。

以上のことから、整合を図るべき基準等と予測結果の間に整合が図られていると評価する。

施設の稼働に伴う低周波音の評価結果（L_{G5}）（敷地境界）

単位：dB
<table>
<tr><th>予測地点
（最大値出現地点）</th><th>将来予測低周波音音圧レベル</th><th>整合を図るべき基準等</th></tr>
<tr><td>計画地北西側敷地境界</td><td>76（76.0）</td><td>100</td></tr>
</table>
施設の稼働に伴う低周波音の評価結果（L_{G5}）（周辺住宅等）

単位：dB
<table>
<tr><th>予測地点</th><th>将来予測低周波音音圧レベル</th><th>整合を図るべき基準等</th></tr>
<tr><td>a</td><td>76（76.0）</td><td rowspan="4">100</td></tr>
<tr><td>b</td><td>76（76.0）</td></tr>
<tr><td>c</td><td>76（76.0）</td></tr>
<tr><td>d</td><td>76（76.0）</td></tr>
</table>
</td><td>・進出企業に対して、各設備機器の堅固な取付、適正な維持・管理を行い、低周波音の発生防止に努めるよう指導する。</td></tr>
<tr><td>騒音・低周波音</td><td>供用時の自動車交通の発生</td><td>
4）供用時の自動車交通の発生に伴う騒音への影響

【影響の回避・低減の観点】

本事業では、供用時の自動車交通の発生に伴う騒音の影響が考えられるが、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、騒音の影響の低減に努める。

以上のことから、供用時の自動車交通の発生に伴う騒音の影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減されていると評価する。

【基準、目標等との整合の観点】

供用時の自動車交通の発生に伴う騒音の予測結果は、環境基準（整合を図るべき基準等）に適合すると予測する。

以上のことから、整合を図るべき基準等と予測結果の間に整合が図られていると評価する。

供用時の自動車交通の発生に伴う騒音の評価結果（L_{Aeq}）

単位：dB
<table>
<tr><th>予測地点</th><th>予測方向</th><th>時間区分</th><th>将来予測騒音レベル</th><th>整合を図るべき基準等</th></tr>
<tr><td rowspan="4">No.1</td><td rowspan="2">南※</td><td>昼間</td><td>61（60.7）</td><td>65</td></tr>
<tr><td>夜間</td><td>58（57.9）</td><td>60</td></tr>
<tr><td rowspan="2">北</td><td>昼間</td><td>61（61.3）</td><td>65</td></tr>
<tr><td>夜間</td><td>59（58.8）</td><td>60</td></tr>
<tr><td rowspan="4">No.2</td><td rowspan="2">西※</td><td>昼間</td><td>61（60.8）</td><td>65</td></tr>
<tr><td>夜間</td><td>59（58.9）</td><td>60</td></tr>
<tr><td rowspan="2">東</td><td>昼間</td><td>61（61.1）</td><td>65</td></tr>
<tr><td>夜間</td><td>59（58.8）</td><td>60</td></tr>
<tr><td rowspan="4">No.3</td><td rowspan="2">東※</td><td>昼間</td><td>67（66.5）</td><td>70</td></tr>
<tr><td>夜間</td><td>63（63.3）</td><td>65</td></tr>
<tr><td rowspan="2">西</td><td>昼間</td><td>67（66.5）</td><td>70</td></tr>
<tr><td>夜間</td><td>63（63.3）</td><td>65</td></tr>
<tr><td rowspan="4">No.4</td><td rowspan="2">北※</td><td>昼間</td><td>58（57.6）</td><td>65</td></tr>
<tr><td>夜間</td><td>53（52.7）</td><td>60</td></tr>
<tr><td rowspan="2">南</td><td>昼間</td><td>58（57.8）</td><td>65</td></tr>
<tr><td>夜間</td><td>53（53.2）</td><td>60</td></tr>
<tr><td rowspan="4">No.5</td><td rowspan="2">北※</td><td>昼間</td><td>59（58.6）</td><td>65</td></tr>
<tr><td>夜間</td><td>53（52.5）</td><td>60</td></tr>
<tr><td rowspan="2">南</td><td>昼間</td><td>59（58.6）</td><td>65</td></tr>
<tr><td>夜間</td><td>53（52.5）</td><td>60</td></tr>
</table>
注1)予測方向の「※」は、道路交通騒音の現地調査を実施した方向を示す。

注2)時間区分　昼間：6～22時、夜間：22～翌6時
</td><td>・アクセス道路は低騒音型舗装(排水性舗装）を採用する。
・進出企業に対して、関連車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努めるよう指導する。
・進出企業に対して、関連車両のアイドリングストップを徹底するよう指導する。
・進出企業に対して、関連車両の整備、点検を徹底するよう指導する。</td></tr>
</table>

10.3 振動

振動の調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果は、表 10-3(1)～(4)に示すとおりである。

表 10-3(1)　調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果（振動）

項目	調査結果の概要
振動	**①　振動の状況** **ｱ)環境振動** 環境振動の調査結果は平日の昼間が 29～37dB、夜間が 25～35dB であり、休日の昼間が 25～32dB、夜間が 23～30dB であった。 **ｲ)道路交通振動** 道路交通振動の調査結果は平日の昼間が 33～48dB、夜間が 24～40dB、休日の昼間が 29～41dB、夜間が 19～37dB であり、平日及び休日ともに、全ての調査地点及び時間区分で要請限度を下回っていた。

表 10-3(2)　調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果（振動）

<table>
<tr><th>項目</th><th>要因</th><th>予測・評価結果の概要</th><th>環境の保全のための措置</th></tr>
<tr><td>振動</td><td>建設機械の稼働</td><td>1）建設機械の稼働に伴う振動への影響
【影響の回避・低減の観点】
本事業では、建設機械の稼働に伴う振動の影響が考えられるが、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、振動の影響の低減に努める。
以上のことから、建設機械の稼働に伴う振動の影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減されていると評価する。

【基準、目標等との整合の観点】
建設機械の稼働に伴う振動の予測結果は、規制基準（整合を図るべき基準等）に適合すると予測する。
以上のことから、整合を図るべき基準等と予測結果の間に整合が図られていると評価する。

建設機械の稼働に伴う振動の評価結果（L_{10}）
単位：dB
<table><tr><th>予測地点
（敷地境界）</th><th>将来予測振動レベル</th><th>整合を図るべき基準等</th></tr><tr><td>A-1</td><td>54（53.5）</td><td rowspan="5">75</td></tr><tr><td>A-2</td><td>53（52.7）</td></tr><tr><td>B-1</td><td>53（53.1）</td></tr><tr><td>C-1</td><td>51（51.3）</td></tr><tr><td>D-1</td><td>54（54.1）</td></tr></table></td><td>・建設機械のアイドリングストップを徹底する。
・計画的かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械の集中稼働を避ける。
・建設機械の整備・点検を適切に実施する。</td></tr>
</table>

表 10-3(3)　調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果（振動）

<table>
<tr><th>項目</th><th>要因</th><th>予測・評価結果の概要</th><th>環境の保全のための措置</th></tr>
<tr><td>振動</td><td>資材運搬等の車両の走行</td><td>
2）資材運搬等の車両の走行に伴う振動への影響

【影響の回避・低減の観点】

本事業では、資材運搬等の車両の走行に伴う振動の影響が考えられるが、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、振動の影響の低減に努める。

以上のことから、資材運搬等の車両の走行に伴う振動の影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減されていると評価する。

【基準、目標等との整合の観点】

資材運搬等の車両の走行に伴う振動の予測結果は、要請限度（整合を図るべき基準等）に適合すると予測する。

以上のことから、整合を図るべき基準等と予測結果の間に整合が図られていると評価する。

資材運搬等の車両の走行に伴う振動の評価結果（L_{10}）
（アクセス道路工事完了前：工事開始 9 か月目）

単位：dB
<table>
<tr><th>予測地点</th><th>予測方向</th><th>時間区分</th><th>時間帯</th><th>将来予測振動レベル</th><th>整合を図るべき基準等</th></tr>
<tr><td rowspan="2">No.3</td><td rowspan="2">東※</td><td>昼間</td><td>11 時台</td><td>53（53.0）</td><td>65</td></tr>
<tr><td>夜間</td><td>7 時台</td><td>48（48.3）</td><td>60</td></tr>
<tr><td rowspan="2">西</td><td>昼間</td><td>11 時台</td><td>54（54.3）</td><td>65</td></tr>
<tr><td>夜間</td><td>7 時台</td><td>50（49.5）</td><td>60</td></tr>
<tr><td rowspan="2">No.4</td><td rowspan="2">北※</td><td>昼間</td><td>10 時台</td><td>46（46.2）</td><td>65</td></tr>
<tr><td>夜間</td><td>7 時台</td><td>43（42.8）</td><td>60</td></tr>
<tr><td rowspan="2">南</td><td>昼間</td><td>10 時台</td><td>46（46.2）</td><td>65</td></tr>
<tr><td>夜間</td><td>7 時台</td><td>43（42.8）</td><td>60</td></tr>
<tr><td rowspan="2">No.5</td><td rowspan="2">北※</td><td>昼間</td><td>8 時台</td><td>46（46.2）</td><td>65</td></tr>
<tr><td>夜間</td><td>7 時台</td><td>38（37.6）</td><td>60</td></tr>
<tr><td rowspan="2">南</td><td>昼間</td><td>8 時台</td><td>46（46.2）</td><td>65</td></tr>
<tr><td>夜間</td><td>7 時台</td><td>38（37.6）</td><td>60</td></tr>
</table>
注1)予測方向の「※」は、道路交通振動の現地調査を実施した方向を示す。

注2)時間区分　昼間：8～19時　夜間：19～翌8時

資材運搬等の車両の走行に伴う振動の評価結果（L_{10}）
（アクセス道路工事完了後：工事開始 25 か月目）

単位：dB
<table>
<tr><th>予測地点</th><th>予測方向</th><th>時間区分</th><th>時間帯</th><th>将来予測振動レベル</th><th>整合を図るべき基準等</th></tr>
<tr><td rowspan="2">No.1</td><td rowspan="2">南※</td><td>昼間</td><td>8 時台</td><td>48（48.0）</td><td>65</td></tr>
<tr><td>夜間</td><td>7 時台</td><td>44（43.5）</td><td>60</td></tr>
<tr><td rowspan="2">北</td><td>昼間</td><td>8 時台</td><td>48（48.3）</td><td>65</td></tr>
<tr><td>夜間</td><td>7 時台</td><td>44（43.8）</td><td>60</td></tr>
<tr><td rowspan="2">No.2</td><td rowspan="2">西※</td><td>昼間</td><td>8 時台</td><td>42（42.1）</td><td>65</td></tr>
<tr><td>夜間</td><td>7 時台</td><td>37（37.4）</td><td>60</td></tr>
<tr><td rowspan="2">東</td><td>昼間</td><td>8 時台</td><td>42（42.1）</td><td>65</td></tr>
<tr><td>夜間</td><td>7 時台</td><td>37（37.4）</td><td>60</td></tr>
<tr><td rowspan="2">No.3</td><td rowspan="2">東※</td><td>昼間</td><td>11 時台</td><td>53（53.2）</td><td>65</td></tr>
<tr><td>夜間</td><td>7 時台</td><td>49（48.5）</td><td>60</td></tr>
<tr><td rowspan="2">西</td><td>昼間</td><td>11 時台</td><td>55（54.6）</td><td>65</td></tr>
<tr><td>夜間</td><td>7 時台</td><td>50（49.7）</td><td>60</td></tr>
<tr><td rowspan="2">No.4</td><td>北※</td><td>昼間</td><td>10 時台</td><td>43（43.0）</td><td>65</td></tr>
<tr><td>南</td><td>昼間</td><td>10 時台</td><td>43（43.0）</td><td>65</td></tr>
<tr><td rowspan="2">No.5</td><td rowspan="2">北※</td><td>昼間</td><td>8 時台</td><td>43（43.3）</td><td>65</td></tr>
<tr><td>夜間</td><td>7 時台</td><td>38（37.6）</td><td>60</td></tr>
<tr><td rowspan="2">南</td><td>昼間</td><td>8 時台</td><td>43（43.3）</td><td>65</td></tr>
<tr><td>夜間</td><td>7 時台</td><td>38（37.6）</td><td>60</td></tr>
</table>
注1)予測方向の「※」は、道路交通振動の現地調査を実施した方向を示す。

注2)時間区分　昼間：8～19時　夜間：19～翌8時
</td><td>
・資材運搬等の車両は制限速度･規制速度の遵守を徹底する。

・資材運搬等の車両の走行時間帯及び走行経路を設定し、徹底する。

・資材運搬等の車両のアイドリングストップを徹底する。

・資材運搬等の車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。

・資材運搬等の車両の整備、点検を徹底する。
</td></tr>
</table>

表 10-3(4)　調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果（振動）

<table>
<tr><th>項目</th><th>要因</th><th>予測・評価結果の概要</th><th>環境の保全のための措置</th></tr>
<tr><td>振動</td><td>施設の稼働</td><td>
3）施設の稼働に伴う振動への影響

【影響の回避・低減の観点】

本事業では、施設の稼働に伴う振動の影響が考えられるが、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、振動の影響の低減に努める。

以上のことから、施設の稼働に伴う振動の影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減されていると評価する。

【基準、目標等との整合の観点】

施設の稼働に伴う振動の予測結果は、規制基準（整合を図るべき基準等）に適合すると予測する。

以上のことから、整合を図るべき基準等と予測結果の間に整合が図られていると評価する。

施設の稼働に伴う振動の評価結果（L_{10}）

単位：dB
<table>
<tr><th>予測地点
（最大値出現地点）</th><th>時間区分</th><th>将来予測振動レベル</th><th>整合を図るべき基準等</th></tr>
<tr><td rowspan="2">計画地南東側
敷地境界</td><td>昼間</td><td rowspan="2">53（53.4）</td><td>60</td></tr>
<tr><td>夜間</td><td>55</td></tr>
</table>
注）時間区分　昼間：8～19時　夜間：19～翌8時
</td><td>・進出企業に対して、「振動規制法」（昭和 51 年 6 月、法律第 64 号）及び「埼玉県生活環境保全条例」（平成 13 年 7 月、埼玉県条例第 57 号）に定める規制基準を遵守させるとともに、必要に応じて防振対策の徹底等による未然の公害発生防止に努めるよう指導する。</td></tr>
<tr><td>振動</td><td>供用時の自動車交通の発生</td><td>
4）供用時の自動車交通の発生に伴う振動への影響

【影響の回避・低減の観点】

本事業では、供用時の自動車交通の発生に伴う振動の影響が考えられるが、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、振動の影響の低減に努める。

以上のことから、供用時の自動車交通の発生に伴う振動の影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減されていると評価する。

【基準、目標等との整合の観点】

供用時の自動車交通の発生に伴う振動の予測結果は、要請限度（整合を図るべき基準等）に適合すると予測する。

以上のことから、整合を図るべき基準等と予測結果の間に整合が図られていると評価する。

供用時の自動車交通の発生に伴う振動の評価結果（L_{10}）

単位：dB
<table>
<tr><th>予測地点</th><th>予測方向</th><th>時間区分</th><th>時間帯</th><th>将来予測振動レベル</th><th>整合を図るべき基準等</th></tr>
<tr><td rowspan="4">No.1</td><td rowspan="2">南※</td><td>昼間</td><td>8 時台</td><td>53　(53.4)</td><td>65</td></tr>
<tr><td>夜間</td><td>7 時台</td><td>51　(51.3)</td><td>60</td></tr>
<tr><td rowspan="2">北</td><td>昼間</td><td>8 時台</td><td>54　(53.8)</td><td>65</td></tr>
<tr><td>夜間</td><td>7 時台</td><td>52　(51.7)</td><td>60</td></tr>
<tr><td rowspan="4">No.2</td><td rowspan="2">西※</td><td>昼間</td><td>9 時台</td><td>49　(49.1)</td><td>65</td></tr>
<tr><td>夜間</td><td>7 時台</td><td>49　(49.4)</td><td>60</td></tr>
<tr><td rowspan="2">東</td><td>昼間</td><td>9 時台</td><td>49　(49.1)</td><td>65</td></tr>
<tr><td>夜間</td><td>7 時台</td><td>49　(49.4)</td><td>60</td></tr>
<tr><td rowspan="4">No.3</td><td rowspan="2">東※</td><td>昼間</td><td>11 時台</td><td>53　(53.3)</td><td>65</td></tr>
<tr><td>夜間</td><td>7 時台</td><td>49　(48.8)</td><td>60</td></tr>
<tr><td rowspan="2">西</td><td>昼間</td><td>11 時台</td><td>55　(54.6)</td><td>65</td></tr>
<tr><td>夜間</td><td>7 時台</td><td>50　(50.1)</td><td>60</td></tr>
<tr><td rowspan="4">No.4</td><td rowspan="2">北※</td><td>昼間</td><td>9 時台</td><td>45　(44.5)</td><td>65</td></tr>
<tr><td>夜間</td><td>1 時台</td><td>38　(37.7)</td><td>60</td></tr>
<tr><td rowspan="2">南</td><td>昼間</td><td>9 時台</td><td>45　(44.5)</td><td>65</td></tr>
<tr><td>夜間</td><td>1 時台</td><td>38　(37.7)</td><td>60</td></tr>
<tr><td rowspan="4">No.5</td><td rowspan="2">北※</td><td>昼間</td><td>17 時台</td><td>42　(42.3)</td><td>65</td></tr>
<tr><td>夜間</td><td>7 時台</td><td>38　(37.6)</td><td>60</td></tr>
<tr><td rowspan="2">南</td><td>昼間</td><td>17 時台</td><td>42　(42.3)</td><td>65</td></tr>
<tr><td>夜間</td><td>7 時台</td><td>38　(37.6)</td><td>60</td></tr>
</table>
注1)予測方向の「※」は、道路交通振動の現地調査を実施した方向を示す。

注2)時間区分　昼間：8～19時、夜間：19～翌8時
</td><td>・進出企業に対して、関連車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努めるよう指導する。
・進出企業に対して、関連車両のアイドリングストップを徹底するよう指導する。
・進出企業に対して、関連車両の整備、点検を徹底するよう指導する。</td></tr>
</table>

10.4 悪臭

悪臭の調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果は、表 10-4(1)～(2)に示すとおりである。

表 10-4(1)　調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果（悪臭）

項目	調査結果の概要
悪臭	**①　悪臭の状況** **ｱ)臭気指数（濃度）** 臭気指数（濃度）は全ての調査時期及び調査地点で 10 未満であり、規制基準に適合していた。 **ｲ)特定悪臭物質** 特定悪臭物質は夏季及び冬季ともに、全ての調査地点及び調査物質で定量下限値未満であった。

表 10-4(2)　調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果（悪臭）

項目	要因	予測・評価結果の概要	環境の保全のための措置
悪臭	施設の稼働	**1）施設の稼働に伴う臭気指数（濃度）の変化の程度** **【影響の回避・低減の観点】** 本事業では、施設の稼働に伴う悪臭の影響が考えられるが、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、悪臭の影響の低減に努める。 以上のことから、施設の稼働に伴う悪臭の影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減されていると評価する。 **【基準、目標等との整合の観点】** 施設の稼働に伴う悪臭の予測結果は、最大着地濃度出現地点で 10 未満であることから、敷地境界線上の臭気指数も 10 未満と予測され、「悪臭防止法」（昭和 46 年 6 月、法律第 91 号）に基づく敷地境界線における規制基準（整合を図るべき基準等）に適合すると予測する。 以上のことから、整合を図るべき基準等と予測結果の間に整合が図られていると評価する。 **施設の稼働に伴う悪臭の評価結果** 予測項目：臭気指数／将来予測臭気指数：10 未満／整合を図るべき基準等：18 以下（C 区域（工業地域・工業専用地域））	・進出企業に対して、「悪臭防止法」（昭和 46 年 6 月、法律第 91 号）に定める規制基準を遵守するとともに、必要に応じて脱臭設備を設置する等の未然の公害発生防止対策の徹底に努めるよう指導する。

10.5 水質

水質の調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果は、表 10-5(1)～(5)に示すとおりである。

表 10-5(1)　調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果（水質）

項目	調査結果の概要
水質	**①　公共用水域の水質** **ｱ)通常時** pH は、すべての地点において参考とする環境基準を満足していた。 SS は、地点Ａ、地点Ｃ、地点Ｄでは四季を通して環境基準を満足していたが、地点Ｂでは冬季に 32mg/L を示し、参考とする A 類型の環境基準を満足していなかった。 BOD は、地点Ｂ及び地点Ｃは四季を通して参考とする環境基準を満足していたが、地点Ａでは、冬季及び春季に 12～21mg/L を示し、参考とする A 類型及び D 類型の環境基準を満足していなかった。地点Ｄでは、冬季及び春季に 3.5～9.2mg/L を示し、冬季は A 類型の環境基準を満足しておらず、春季は A 類型及び D 類型の環境基準を満足していなかった。 T-N は、地点Ｂ、地点Ｄでは四季の変動が少なく、地点Ａ、地点Ｃでは夏季、春季に低く、秋季、冬季に高くなる傾向が見られた。 T-P は、夏季、秋季に低く、冬季、春季に高くなる傾向が見られた。 健康項目は、いずれの地点も環境基準を満足していた。また、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素以外はいずれも定量下限値未満であった。 流量は、秋季に多く、冬季に少ない傾向が見られた。計画地に流入する地点Ａ及び地点Ｂの流量は 0.0001～0.0076m^3/s であり、計画地下流の地点Ｃ及び地点Ｄでは 0.0013～0.0321m^3/s であった。 ｲ)降雨時 降雨時において、pH は全ての地点で環境基準を満足していた。 SS は上昇したが、地点Ａでは 15mg/L であり、通常時の SS（2.2～24mg/L）と比べて、顕著な上昇は見られず、参考とする A 類型及び D 類型の環境基準も下回っていた。地点Ｂ、地点Ｃ，地点Ｄでの上昇は顕著であり、通常時の SS（地点Ｂ：1.7～32mg/L、地点Ｃ：1.0～3.2mg/L、地点Ｄ：1.3～5.2mg/L）と比べると、地点Ｂで通常時の約 7～123 倍の 210mg/L、地点Ｃで約 37～120 倍の 120mg/L、地点Ｄで約 23～92 倍の 120mg/L で、A 類型及び D 類型の環境基準を満足していなかった。 河川流量も増加し、通常時の流量（地点Ａ：0.0001～0.0076m^3/s、地点Ｂ：0.0001～0.0052m^3/s、地点Ｃ：0.0013～0.0321m^3/s、地点Ｄ：0.0019～0.028m^3/s）と比べると、地点Ａで約 7～563 倍の 0.0563m^3/s、地点Ｂで約 4～195 倍の 0.0195m^3/s、地点Ｃで約 5～118 倍の 0.1528m^3/s、地点Ｄで約 6～95 倍の 0.1801m^3/s であった。 調査地点（以下、水質、水象で共通） 地点Ａ：計画地内西側水路 地点Ｂ：計画地内北側水路 地点Ｃ：石川川（市道 65 号線付近） 地点Ｄ：石川川（川田谷小学校付近） **②　底質** 全ての地点において定量下限値を下回っていた。 **③　地下水の水質** 全ての地点で環境基準を下回っていた。 **④　その他（土壌の性状）** 土壌沈降試験の結果、盛土材料となる切土部の土壌については、初期濃度約 2,000mg/L の SS 濃度が、10 分後に 50%以下、30 分後に 25%以下、480 分（8 時間）後に 10%以下となった。盛土部の土壌は沈降速度がやや遅く、初期濃度約 2,000mg/L の SS 濃度が、10 分後に 50%以下、60 分（1 時間）後に 25%以下、1440 分（24 時間）後に 10%以下となった。

表 10-5(2)　調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果（水質）

<table>
<tr><th>項目</th><th>要因</th><th>予測・評価結果の概要</th><th>環境の保全のための措置</th></tr>
<tr><td>水質</td><td>造成等の工事</td><td>
1）造成等の工事に伴う公共用水域の水質の変化の程度

【影響の回避・低減の観点】

本事業では、造成等の工事に伴う工事中の降雨による濁水や、セメント系固化材を使用した地盤改良工事等によるアルカリ排水の排出による公共用水域の水質への影響が考えられるが右に示す環境の保全のための措置を講じることで、濁水及びアルカリ排水による影響の低減に努める。

また、計画地内の産業廃棄物埋設区域の廃棄物及び廃棄物混じり土は、特別管理廃棄物の判定基準及び土壌汚染に係る環境基準以下であることを確認しており、さらに、計画地内の土地の改変や形質の変更を行うにあたっては、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、仮に土壌の汚染が確認された場合においても、土壌汚染が拡散したり、地下水を汚染したりすることのないよう、関係法令に基づき適切に対策を講じる計画である。

したがって、本事業の造成等の工事が公共用水域の水質に与える影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減されていると評価する。

【基準、目標等との整合の観点】

造成等の工事に伴う排水については、環境の保全のための措置を講じることにより、公共用水域に排水する排水の pH 及び SS を、整合を図るべき基準等の範囲内に低減する計画である。したがって、整合を図るべき基準等と予測結果との間に整合が図られるものと評価する。

また、計画地内の産業廃棄物埋設区域の廃棄物及び廃棄物混じり土は、特別管理廃棄物の判定基準及び土壌の汚染に係る環境基準以下であることを確認しており、さらに、計画地内の土地の改変や形質の変更を行うにあたっては、環境の保全のための措置を講じることで、仮に土壌の汚染が確認された場合においても、土壌汚染が拡散したり、地下水を汚染したりすることのないよう、関係法令に基づき適切に対策を講じる計画である。したがって、造成等の工事に伴い、計画地周辺に環境基準を超える土壌汚染が拡散することはないため、公共用水域の水質（健康項目）に影響を及ぼすことはなく、整合を図るべき基準等と予測結果との間に整合が図られるものと評価する。

整合を図るべき基準等
<table>
<tr><th>項目</th><th>関係法令、計画等</th><th>整合を図るべき基準等</th></tr>
<tr><td>水素イオン濃度（pH）</td><td rowspan="2">「埼玉県生活環境保全条例」（平成 13 年 7 月、埼玉県条例第 57 号）</td><td>指定土木建設作業に係る排水基準:5.8 以上 8.6 以下</td></tr>
<tr><td>浮遊物質量(SS)</td><td>指定土木建設作業に係る排水基準：180mg/L（日間平均 150mg/L）</td></tr>
<tr><td>公共用水域の水質（健康項目）</td><td>「水質汚濁に係る環境基準」（昭和 46 年 12 月、環境庁告示第 59 号）</td><td>人の健康の保護に関する水質汚濁に係る環境基準</td></tr>
</table>
</td><td>
・工事中に発生する濁水については、仮設水路にてオープン式雨水貯留施設等に導き、濁水を一旦貯留し、土粒子を十分に沈殿させた後、排水基準値以下の上澄み水を排水する。

・必要に応じて仮土堤、板柵等を設置し、計画地外への土砂流出を防止する。

・盛土箇所は、速やかに転圧等を行い、降雨による流出を防止する。

・コンクリート製品はできる限り二次製品を使用し、現場でのコンクリート打設を最小限に抑える。

・必要に応じて工事排水の pH 調整を行い、排水基準値以下にして排水する。

・地盤改良が必要な箇所については、基本的に置換工法で良質な材料に置き換える。

・水路及び擁壁の支持に中層混合改良を行う際に用いるセメント系固化剤については、地盤改良工事の前に、改良対象土を用いた事前試験を行い環境負荷の少ない適切な配合設計を把握する。また、施工後にアルカリ分が溶出した場合は、必要に応じて工事排水の pH 調整を行い、排水基準値以下にして排水する。

・土地の改変や形質の変更を行うにあたっては、事前に「土壌汚染対策法」（平成 14 年 5 月、法律第 53 号）及び「埼玉県生活環境保全条例」（平成 13 年 7 月、埼玉県条例第 57 号）に基づく必要な調査及び届出を行う。仮に土壌の汚染が確認された場合においても、土壌汚染が拡散したり、公共用水域を汚染したりすることのないよう、関係法令に基づき適切に対策を講じる。
</td></tr>
</table>

表 10-5(3)　調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果（水質）

<table>
<tr><th>項目</th><th>要因</th><th>予測・評価結果の概要</th><th>環境の保全のための措置</th></tr>
<tr><td>水質</td><td>造成等の工事</td><td>
2）造成等の工事に伴う底質及び地下水の変化の程度

【影響の回避・低減の観点】

計画地内の産業廃棄物埋設区域の廃棄物及び廃棄物混じり土は、特別管理廃棄物の判定基準及び土壌の汚染に係る環境基準以下であることを確認しており、さらに、計画地内の土地の改変や形質の変更を行うにあたっては、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、仮に土壌の汚染が確認された場合においても、土壌汚染が拡散したり、地下水を汚染したりすることのないよう、関係法令に基づき適切に対策を講じる計画である。

したがって、本事業の造成等の工事に伴い、計画地周辺に環境基準を超える土壌汚染が拡散することはないことから、本事業の造成等の工事が底質(底質に係る有害物質等)及び地下水の水質（地下水の水質に係る有害項目）にあたえる影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減されていると評価する。

【基準、目標等との整合の観点】

計画地内の産業廃棄物埋設区域の廃棄物及び廃棄物混じり土は、特別管理廃棄物の判定基準及び土壌汚染に係る環境基準以下であることを確認しており、さらに、計画地内の土地の改変や形質の変更を行うにあたっては、環境の保全のための措置を講じることで、仮に土壌の汚染が確認された場合においても、土壌汚染が拡散したり、地下水を汚染したりすることのないよう、関係法令に基づき適切に対策を講じる計画である。

したがって、造成等の工事に伴い、計画地周辺に環境基準を超える土壌汚染が拡散することはないため、底質(底質に係る有害物質等)及び地下水の水質（地下水の水質に係る有害項目）に影響を及ぼすことはなく、整合を図るべき基準等（底質暫定除去基準、地下水の水質汚濁に係る環境基準）と予測結果との間に整合が図られるものと評価する。

整合を図るべき基準等
<table>
<tr><th>項目</th><th>関係法令、計画等</th><th>整合を図るべき基準等</th></tr>
<tr><td>底質</td><td>「底質の処理・処分等に関する暫定指針」（昭和 49 年 5 月 30 日付け環水管第 113 号）</td><td>底質暫定除去基準
水銀：25ppm 以上
PCB：10ppm 以上</td></tr>
<tr><td>地下水の水質</td><td>「地下水の水質汚濁に係る環境基準」（平成 9 年 3 月、環境庁告示　第 10102号）</td><td>地下水の水質汚濁に係る環境基準</td></tr>
</table>
</td><td>・土地の改変や形質の変更を行うにあたっては、事前に「土壌汚染対策法」（平成 14 年 5 月、法律第 53 号）及び「埼玉県生活環境保全条例」（平成 13 年 7 月、埼玉県条例第 57 号）に基づく必要な調査及び届出を行う。仮に土壌の汚染が確認された場合においても、土壌汚染が拡散したり、底質及び地下水を汚染したりすることのないよう、関係法令に基づき適切に対策を講じる。</td></tr>
</table>

表 10-5(4)　調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果（水質）

<table>
<tr><th>項目</th><th>要因</th><th>予測・評価結果の概要</th><th>環境の保全のための措置</th></tr>
<tr><td>水質</td><td>施設の稼働</td><td>
3）施設の稼働に伴う公共用水域の水質の変化の程度

【影響の回避・低減の観点】

本事業では、施設の稼働に伴う進出企業からの排水により、公共用水域の水質への影響が考えられるが、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、石川川に排水される生活排水処理水のBOD、SS、T-N、T-Pの濃度を低減するとともに、製造系企業が進出する場合の工場排水処理水による石川川の水質への影響を低減する計画である。

したがって、本事業の施設の稼働に伴う企業排水による公共用水域の水質への影響は、実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されていると評価する。

【基準、目標等との整合の観点】

施設の稼働に伴う水質への影響については、生活排水は、公共用水域に排水する生活排水処理水のBOD、SS、T-N、T-Pの濃度を、「水質汚濁防止法」、「水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づき、排水基準を定める条例」及び「埼玉県生活環境保全条例」に定める排水基準、「工場又は事業場に係る窒素及びりん削減対策指導指針」に定める水質管理目標値の排水濃度以下に低減する計画である。したがって、整合を図るべき基準等と予測結果との間に整合が図られるものと評価する。

また、製造系企業が進出する場合の工場排水についても同様に、「水質汚濁防止法」、「水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づき、排水基準を定める条例」及び「埼玉県生活環境保全条例」に定める排水基準、「工場又は事業場に係る窒素及びりん削減対策指導指針」に定める水質管理目標値の排水濃度以下に低減する計画である。さらに、石川川の水質を著しく悪化させることのないよう、「桶川市開発行為等に関する指導要綱」に基づく事前協議において、桶川市の担当部署と協議し、工場排水処理水の水質及び排水量を決定する計画である。したがって、公共用水域の水質（健康項目）に著しい影響を与えることはなく、整合を図るべき基準等と予測結果との間に整合が図られるものと評価する。

整合を図るべき基準等
<table>
<tr><th>項目</th><th>関係法令、計画等</th><th>整合を図るべき基準等</th></tr>
<tr><td>生活排水
（BOD、SS、T-N、T-P）</td><td>「水質汚濁防止法」（昭和45年12月、法律第138号）
「水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づき、排水基準を定める条例」（昭和46年10月、埼玉県条例第61号）
「埼玉県生活環境保全条例」（平成13年7月、埼玉県条例第57号）</td><td>工場及び事業場からの公共用水域への生活環境項目の排水基準</td></tr>
<tr><td>公共用水域の水質
（健康項目）</td><td>「水質汚濁に係る環境基準」（昭和46年12月、環境庁告示第59号）</td><td>人の健康の保護に関する水質汚濁に係る環境基準</td></tr>
</table>
</td><td>
・進出企業に対して、「水質汚濁防止法」（昭和45年12月、法律第138号）及び「埼玉県生活環境保全条例」に定める排水基準を遵守するよう指導する。

・進出企業に対して、「工場又は事業場に係る窒素及びりん削減対策指導指針」（平成16年４月、埼玉県）の水質管理目標値の排水濃度以下で排水するよう奨励する。

・製造系企業が進出する場合、進出企業からの排水により石川川の水質を著しく悪化させることのないよう、「桶川市開発行為等に関する指導要綱」に基づく事前協議において、桶川市の担当部署と協議し、工場排水処理水の水質及び排水量を決定する。
</td></tr>
</table>

表 10-5(5)　調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果（水質）

<table>
<tr><th>項目</th><th>要因</th><th>予測・評価結果の概要</th><th>環境の保全のための措置</th></tr>
<tr><td>水質</td><td>施設の稼働</td><td>
4）施設の稼働に伴う公共用水域の底質の変化の程度

【影響の回避・低減の観点】

本事業では、施設の稼働に伴う進出企業からの排水により、底質(底質に係る有害物質等)への影響が考えられるが、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、製造系企業が進出する場合の工場排水処理水による石川川の水質への影響を低減する計画である。

したがって、本事業の施設の稼働に伴う企業排水による、底質(底質に係る有害物質等)への影響は、実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されていると評価する。

【基準、目標等との整合の観点】

施設の稼働に伴う底質(底質に係る有害物質等)への影響については、製造系企業が進出する場合は、石川川の水質を著しく悪化させることのないよう、「桶川市開発行為等に関する指導要綱」に基づく事前協議において、桶川市の担当部署と協議し、工場排水処理水の水質及び排水量を決定する計画である。

したがって、底質(底質に係る有害物質等)に著しい影響を与えることはなく、整合を図るべき基準等と予測結果との間に整合が図られるものと評価する。

整合を図るべき基準等
<table>
<tr><th>項目</th><th>関係法令、計画等</th><th>整合を図るべき基準等</th></tr>
<tr><td>底質</td><td>「底質の処理・処分等に関する暫定指針」(昭和 49 年 5 月 30 日付け環水管第 113 号)</td><td>底質暫定除去基準
水銀：25ppm 以上
PCB：10ppm 以上</td></tr>
</table>
</td><td>・製造系企業が進出する場合、進出企業からの排水により石川川の底質を著しく悪化させることのないよう、「桶川市開発行為等に関する指導要綱」に基づく事前協議において、桶川市の担当部署と協議し、工場排水処理水の水質及び排水量を決定する。</td></tr>
</table>

10.6 水象

水象の調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果は、表 10-6(1)～(3)に示すとおりである。

表 10-6(1)　調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果（水象）

項目	調査結果の概要
水象	**①　公共用水域の水質** **ｱ)通常時（非降雨時）** 河川の流量は 0.0001～0.0321m³/s、流速は 0.002～0.275m/s、水深は 0.01～0.15m であり、秋季において流量が多い傾向にあった。 **ｲ)降雨時** 集中豪雨時の河川の流量は 0.0351～0.3228m³/s、流速は 0.272～0.990m/s、水深は 0.20～0.30m であった。通常降雨時の河川の流量は 0.0195～0.1801m³/s、流速は 0.136～0.561m/s、水深は 0.12～0.29m であった。 **②　地下水の水位及び水脈** **ｱ)既存井戸調査** 地下水位は T.P.+16.41～+21.02m であった。各井戸の年間の水位差は 0.54～2.31m であり、豊水期（秋季）には水位が高く、渇水期（冬季）には低下する傾向があり、地下水の変動要因として降水量が影響していると考えられる。 地下水位は、北側の地盤標高が高く、水路から離れた位置にある井戸で高く、地盤標高が低く水路に近い位置にある井戸で低かった。一般に地下水位は地形に沿ったものとなる傾向が見られるが、本地域においても、地下水の流向はおおむね地形に沿って最寄りの水路に向かっており、広域的には水路の流れと同様に北から南東方向であると考えられる。 **ｲ)ボーリング調査** ボーリング調査の孔内水位等の標高は T.P.+13.09～+18.86m であった。なお、自然水位までの無水掘りにより、自然水位が測定できたものは自然水位を示していると考えられる。 孔内水位等が確認された地層は、低地部では主に盛土、台地及び傾斜部はローム層及びローム質粘土層であった。 孔口標高が高く、水路からの距離がある地点で地下水位が高く、水路に近い地点の中では、南東側の地点ほど地下水位標高が低い傾向が見られた。したがって、既存井戸調査の結果と同様に、地下水の流向はおおむね地形に沿って最寄りの水路に向かっており、広域的には水路の流れと同様に北から南東方向であると考えられる。 **ｳ)溜池跡の湿地の水位** 計画地内の南西部には昭和 30 年代ごろまで溜池が確認されていた。「桶川市史　第八巻　自然地誌編」（昭和 62 年 3 月、桶川市）によると、川田谷領主牧野家館跡の東と西に「じょうだめ」という 2 つの池があり、用水として利用され、昭和 45 年頃まで手入れされていたという。東の池が計画地内の溜池に相当すると考えられる。昭和 49 年の航空写真では水面を確認できるが、以降はヨシ等が繁茂したためか水面は確認できない。平成 10 年頃には溜池の上流部は埋立てられ、平成 18 年には工場が立地している。 現在は溜池の下流側の一部がヨシの繁茂する湿地として残されており、まとまった降雨の後、一定期間湛水が確認されている。このため、湿地の水位を連続調査し、降水量との関係を確認した。調査地点の標高は T.P.+17.36m であり、計画地内上流側の井戸の地下水の水位標高とほぼ同じ又はやや低い高さにある。 水位は 0cm～4.5cm で変動し、水位が 4.5cm を超えることはなかった。これは水位が 4.5cm 以上に上昇する場合は、湿地の下流側に残っている素掘りの水路に越流するためと考えられる。流下後は最終的に石川川に合流する。 水位は降雨直後から上昇するが、降雨が続く場合は、降雨の数日後にも上昇していることから、降雨によって不圧地下水の水位が上昇し、その浸み出し等により、湿地の水位が上昇する場合があることが示唆された。

表 10-6(2)　調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果（水象）

<table>
<tr><th>項目</th><th>要因</th><th>予測・評価結果の概要</th><th>環境の保全のための措置</th></tr>
<tr><td>水象</td><td>造成地及び施設の存在</td><td>
1）造成地及び施設の存在による河川等の流量、流速及び水位の変化の程度

【影響の回避・低減の観点】

造成地及び施設の存在に伴う平均流出係数の変化により、雨水流出量が増加し、流出先の河川である石川幹線排水路（石川川）の許容放流量を上回る可能性が予測されることから、右に示す環境の保全のための措置を講ずることで、排水量を許容放流量以下に低減させる計画である。また、本事業は「埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例」第 3 条に定める「雨水流出増加行為の許可」の対象事業であり、あらかじめ、雨水流出抑制施設の設置に関する工事の計画等を記載した申請書を提出し、知事の許可を受けている。

これにより、造成地及び施設の存在による河川等の流量、流速及び水位への影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減が図られているものと評価する。

【基準、目標等との整合の観点】

事業区域からの雨水排水量は、雨水貯留施設からの放流量を調整することで、排水先の河川である石川幹線排水路（石川川）の計画単位排水量から計算される許容放流量を下回る計画であり、雨水流出抑制対策については、「埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例」に従って、事前に知事の許可を受けている。

したがって、造成地及び施設の存在による河川等の流量、流速及び水位への影響は、整合を図るべき基準等と予測結果との間に整合が図られているものと評価する。

整合を図るべき基準等
<table>
<tr><th>関係法令、計画等</th><th>整合を図るべき基準等</th></tr>
<tr><td>「石川改修事業全体計画書」（昭和 59 年 11 月、埼玉県桶川市）</td><td>計画単位排水量
（確率年 1/10）0.02793㎥/ha・s</td></tr>
<tr><td>「埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例」（平成 18 年 3 月、埼玉県条例第 20 号）</td><td>［雨水流出増加行為の許可］
第三条　次に掲げる行為であって雨水流出抑制施設を設置しないと雨水流出量を増加させるおそれのあるもの（以下「雨水流出増加行為）」という。）をしようとする者は、あらかじめ、知事の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める行為及び非常災害のための必要な応急措置等して行う行為についてはこの限りでない。
一　開発区域の面積が 1ha 以上の開発行為
二　前号に掲げるもののほか、規則で定める行為でその規模が 1ha 以上のもの</td></tr>
</table>
</td><td>
・「埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例」（平成 18 年 3 月、埼玉県条例第 20 号）に基づく雨水流出抑制施設を計画し、事業区域からの雨水排水量が、「石川改修事業全体計画書」（昭和 59 年 11 月、埼玉県桶川市）における計画単位排水量(0.02793㎥/s･ha)以下（確率年 1/10）となるように、以下の措置を講じる。

［企業用地］

・雨水貯留施設に雨水を貯留し、直接放流区域からの計画排水量を合計した量が、石川川の許容放流量を上回らないよう、放流量を調整後、石川幹線排水路（石川川）に放流。

・公開緑地公園及び緩衝緑地帯は緑化し、雨水浸透を促進。

［複合工業用地］

・大型貯留浸透槽を設置し雨水浸透を促進。

［区画道路］

・区画道路 9.5-1 号線に雨水浸透施設（浸透側溝）を設置し、雨水浸透を促進。

・区画道路の歩道部は透水性舗装。

・進出企業に対して、汚水処理水及び雨水の再利用を奨励し、放流量の軽減を図る。

・敷地内の緑化や雨水浸透施設の設置を奨励し、地下水涵養を促進し、放流量の軽減を図る。
</td></tr>
</table>

表 10-6(3)　調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果（水象）

項目	要因	予測・評価結果の概要	環境の保全のための措置
水象	造成地及び施設の存在	**2）造成地及び施設の存在による地下水の水位及び水脈の変化の程度** **【影響の回避・低減の観点】** 本事業により平均流出係数が増加すると予測されるため、地下水涵養量は減少し、不圧地下水の水位が低下する可能性が考えられるが、右に示す環境の保全のための措置を講ずることで、地下水涵養を図り、影響を緩和できると考えられる。 これにより、造成地及び施設の存在による地下水の水位及び水脈への影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減が図られているものと評価する。 なお、本事業では、水路の付替及び雨水地下貯留槽の造成を行う計画であり、不圧地下水の流動が妨げられる可能性はあるものの、建物の周囲を回り込んで流れることができると考えられることや、不圧地下水の流向から、影響は計画地内にとどまり、計画地周辺の地下水の流向を変化させるものではないと予測する。 **【基準、目標等との整合の観点】** 本事業による土地利用の変化により、地下水涵養量は減少すると予測されるが、企業用地、複合工業用地、区画道路のそれぞれで、地下水涵養に努める計画であることから、造成地及び施設の存在による地下水の水位及び水脈への影響の予測結果は、整合を図るべき基準等（地下水の涵養に努めること）との整合が図られていると評価する。	・地下水涵養を図るため、以下の措置を講じる。 ［企業用地］ ・公開緑地公園及び緩衝緑地帯は緑化し、雨水浸透を促進。 ［複合工業用地］ ・大型貯留浸透槽を設置し浸透を促進。 ［区画道路］ ・区画道路9.5-1号線に雨水浸透施設（浸透側溝）を設置し、雨水浸透を促進。 ・区画道路の歩道部は透水性舗装。 ・進出企業に対して、敷地内の緑化や雨水浸透施設の設置を奨励し、地下水の涵養を図る。

10.7 土壌

土壌の調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果は、表 10-7(1)～(2)に示すとおりである。

表 10-7(1)　調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果（土壌）

項目	調査結果の概要
土壌	**①　土壌の状況** **ｱ)土壌ガス調査** 土壌ガス調査の調査地点は、産業廃棄物埋設区域内の 5 地点とし、現地表面下おおむね 1ｍ (0.8～1.0m) から採取した。 すべての地点において、「土壌汚染対策法」（平成 14 年 5 月、法律第 53 号）に定める第一種特定有害物質 12 項目はいずれも不検出であった。 **ｲ)土壌調査** 廃棄物混じり土については、産業廃棄物埋設区域内の 4 地点のそれぞれから採取した試料の混合試料を分析試料とした。「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 3 年 8 月、環境庁告示第 46 号）に定める 29 項目及びダイオキシン類は、いずれの項目についても土壌環境基準を満たしていた。

表 10-7(2)　調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果（土壌）

項目	要因	予測・評価結果の概要	環境の保全のための措置
土壌	造成等の工事	**1）造成等の工事に伴う土壌汚染の影響** **【影響の回避・低減の観点】** 造成等の工事に伴う土壌への影響については、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、実行可能な範囲内で回避できるものと評価する。 **【基準、目標等との整合の観点】** 計画地内の産業廃棄物埋設区域における土壌の状況の調査結果は「環境基本法」並びに「ダイオキシン類対策特別措置法」に定める土壌の汚染に係る環境基準を満足することを確認している。 さらに、計画地内の土地の改変や形質の変更を行うにあたっては、事前に「土壌汚染対策法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づく必要な調査及び届出を行い、調査の結果、仮に土壌の汚染が確認された場合においても、土壌汚染が拡散したり、地下水を汚染したりすることのないよう、関係法令に基づき、適切に対策を講じる計画である。 したがって、造成等の工事に伴い、計画地周辺に土壌汚染の発生や拡散することはないと予測する。 以上のことから、整合を図るべき基準等と予測結果との間に整合が図られていると評価する。 **整合を図るべき基準等** 関係法令、計画等：「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 3 年 8 月、環境庁告示 46 号） 「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む）及び土壌の汚染に係る環境基準」（平成 11 年 12 月、環境庁告示第 68 号） 整合を図るべき基準等：土壌の汚染に係る環境基準	・土地の改変や形質の変更を行うにあたっては、事前に「土壌汚染対策法」（平成 14 年 5 月、法律第 53 号）及び「埼玉県生活環境保全条例」（平成 13 年 7 月、埼玉県条例第 57 号）に基づく必要な調査及び届出を行う。仮に土壌の汚染が確認された場合においても、土壌汚染が拡散したり、地下水を汚染したりすることのないよう、関係法令に基づき適切に対策を講じる。

10.8 地盤

地盤の調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果は、表 10-8(1)～(2)に示すとおりである。

表 10-8(1)　調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果（地盤）

項目	調査結果の概要
地盤	①　地形・地質の状況 計画地内のボーリング調査により求めた計画地の地質層序表は、上層から、盛土・表土、沖積粘性土層、ローム層、ローム質粘土層、洪積第 1 粘性土層、洪積第 1 砂質土層、洪積砂質土・粘性土互層、洪積第 2 粘性土層、洪積第 2 砂質土層である。 「宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に当たっての留意事項について（技術的助言）別添 5　盛土等防災マニュアル」（令和 5 年 5 月、国官参宅第 12 号、5 農振第 650 号、5 林整治第 244 号）による軟弱地盤の判定の目安注)を参考にすると、盛土・表土、沖積粘性土層が軟弱地盤に相当する。その他の層でも N 値にバラつきがあり小さい値も確認されている。

表 10-8(2)　調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果（地盤）

項目	要因	予測・評価結果の概要	環境の保全のための措置
地盤	造成等の工事	**1）造成地の存在に伴う地盤沈下の範囲及び程度** **【影響の回避・低減の観点】** 計画地内の地質の特性上、盛土の存在により地盤沈下が生じるが、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、計画地周辺の地盤への影響の回避・低減に努める。 したがって、造成地の存在による地盤沈下の影響は、実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られていると評価する。 **【基準、目標等との整合の観点】** 計画地内の地質の特性上、盛土の存在により地盤沈下が生じるが、環境の保全のための措置を講じることで、計画地周辺に地盤沈下の影響を及ぼすことはないと予測される。 したがって、造成地の存在による地盤沈下の影響は、整合を図るべき基準等（計画地の周辺に地盤沈下の影響を及ぼさないこと）との整合が図られていると評価する。	・盛土は、地質調査結果を踏まえて、プレロード工法（載荷盛土）とする。 ・必要に応じ、置換工法で良質な材料に置き換え、地盤改良を施す。水路及び擁壁の支持に必要な場合は、中層混合改良により土壌改良を行う。 ・工事着工前から工事中にかけて、盛土に伴う圧密沈下量、変形等を観測する。

10.9 動物

動物の調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果は、表 10-9(1)～(2)に示すとおりである。

表 10-9(1)　調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果（動物）

項目	調査結果の概要
動物	**①　動物相の状況** 現地調査の結果、調査範囲内において 1,031 種の動物種が確認された。 **②　保全すべき種の状況** 現地調査の結果、5 分類群 27 種の保全すべき種が確認された。 内訳は、哺乳類が 0 種、鳥類が 13 種（ハチクマ、ツミ、ハイタカ、オオタカ、サシバ、ノスリ、カワセミ、チョウゲンボウ、ハヤブサ、オナガ、オオヨシキリ、ホオジロ、カシラダカ）、爬虫類 4 種（ヒガシニホントカゲ、ニホンカナヘビ、アオダイショウ、ヒバカリ）、両生類 1 種（トウキョウダルマガエル）、昆虫類 6 種（ヒナバッタ、ハネナガイナゴ、アリヅカウンカ、リンゴクロカスミカメ、コガムシ、コチャバネセセリ）、底生動物 3 種（コシダカヒメモノアラガイ、ヒラマキミズマイマイ、ドブシジミ）であった。

表 10-9(2)　調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果（動物）

項目	要因	予測・評価結果の概要	環境の保全のための措置
動物	建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行、造成等の工事並びに造成地の存在	**1）工事の実施並びに造成地の存在による保全すべき種の生息地の改変の程度及びその他の生息環境への影響の程度** **【影響の回避・低減の観点】** 工事中は、計画地内の動物種の生息地は改変され、建設機械の稼働による騒音・振動等の発生がある。また、造成工事による濁水の発生や、コンクリート打設工事等によるアルカリ排水等による水質への影響が考えられる。 供用時は土地利用の転換により、工事中に消失した環境を現況と同様に回復することは難しいと予測する。計画地内の水路は暗渠化され、企業用地からの生活排水処理水や工業排水処理水が流入する。また、地表面の被覆により雨水流出量が増加し、下流の石川川の流量の変動が大きくなると予測する。 また、アクセス道路の整備により、動物の移動障害が生じる可能性が考えられる。 このため、右に示す環境の保全のための措置を講ずることで、環境への影響の低減・代償に努める計画である。したがって、動物への影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減・代償されていると評価する。 **【基準、目標等との整合の観点】** 本事業の実施により、保全すべき種によっては、生息環境の減少や移動障害等による影響が予測されるものの、環境保全のための措置を講じることで、保全すべき種の生息環境の保全・創出に努め、生物多様性の保全を図っていると考える。 したがって、整合を図るべき基準等（緑の保全と創出により、生物多様性の保全を図ること）と予測結果との間に整合が図られていると評価する。	・低騒音型の建設機械の使用に努める。 ・低振動の工法を採用する。 ・計画地を高利用域に含むオオタカの営巣地（A 営巣地）で営巣が確認された場合は、専門家の指導助言を仰ぎつつ、繁殖期にカメラ監視等の手法により工事の影響を把握し、工事による影響が確認された場合は、工事の一時停止を含め、営巣地への影響の低減に努める。 ・工事中に発生する濁水については、仮設水路にてオープン式雨水貯留施設等に導き、濁水を一旦貯留し、土粒子を十分に沈殿させた後、排水基準値以下の上澄み水を排水し、下流の水域に生息・生育する生物への影響を軽減する。 ・盛土箇所は速やかに転圧等を行い、降雨による流出を防止する。 ・アクセス道路のうち、現況の市道 1561 号線の拡幅部分の道路下の水路を、現況と同様の管径で、小動物が移動路として利用可能な構造として計画する。 ・緩衝緑地帯の範囲に生育する既存樹木は、緩衝緑地帯に取込んで保全することを検討する。また、湿地の一部を公開緑地公園内に取込み保全する。 ・計画地内には緩衝緑地帯と公開緑地公園を計画する。緩衝緑地帯には高木を植栽し（ただし遺跡の保存範囲は遺跡の保存を優先し低木を植栽）、公開緑地公園は水田生態系の復元を目標に整備・管理を行う。 ・緩衝緑地帯と公開緑地公園の植栽樹種は、現存植生の構成種を考慮し、専門家の指導助言を仰ぎつつ選定する。 ・公開緑地公園の植樹については、成木は最小限とし、計画地内の樹林から採集した木本類の実生等を用いて、時間をかけて緑化する。 ・進出企業に対し、在来種を使用した敷地内の緑化を奨励する。 ・公開緑地公園の水路等に、ヒラマキミズマイマイ及びドブシジミを移設する。 ・「埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例」（平成 18 年 3 月、埼玉県条例第 20 号）に基づく雨水流出抑制施設（雨水貯留槽、大型貯留浸透槽、浸透側溝）を設置する。 ・雨水浸透を促進するため、公開緑地公園及び緩衝緑地帯の緑化、区画道路歩道部の透水性舗装を行う。 ・進出企業に対して、「水質汚濁防止法」（昭和 45 年 12 月、法律第 138 号）及び「埼玉県生活環境保全条例」（平成 13 年 7 月、埼玉県条例第 57 号）に定める排水基準の遵守、「工場又は事業場に係る窒素及びりん削減対策指導指針」（平成 16 年４月、埼玉県）の水質管理目標値の排水濃度以下での排水を指導・奨励する。 ・製造系企業が進出する場合は、石川川の流量及び水質に著しい影響を与えることのないよう、「桶川市開発行為等に関する指導要綱」（桶川市）に基づく事前協議において、桶川市の担当部署と協議し、工場排水処理水の水質及び排水量を決定する。 ・街路灯は安全性を考慮した上で光漏れを少なくする機器を採用する。 ・進出企業に対し、夜間照明は安全性を考慮した上で光漏れを少なくする機器の採用を奨励する。

10.10 植物

植物の調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果は、表 10-10(1)～(2)に示すとおりである。

表 10-10(1)　調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果（植物）

項目	調査結果の概要
植物	**①　植物相の状況** 現地調査の結果、111 科 462 種類（亜種、変種等を含む）の植物が確認された。 **②　植生の状況** 計画地及び周辺の植生等は、樹林（ヤナギ低木群落、エノキ・ムクノキ屋敷林、コナラ群落、スギ・ヒノキ植林及び竹林）、ササ群落（メダケ群落及びアズマネザサ群落）、冠水草本植物群落（ヨシ群落及びオギ群落）、つる植物群落（クズ群落）、耕作地等（畑雑草群落、水田雑草群落、放棄畑雑草群落、放棄水田雑草群落、果樹園、樹園地・種苗地及び路傍・空地雑草群落）、市街地等（法面・人工草地、緑の多い住宅地、住宅地・人工構造物、工場、造成地、道路及び植栽帯）、その他（開放水域）に分類された。 **③　保全すべき種及び保全すべき群落の状況** 現地調査の結果、6 科 9 種の保全すべき種が確認された。 確認された保全すべき種のうち、アブノメ、ミズオオバコ、サガミトリゲモ及びイトトリゲモは計画地のみの確認であり、ウスゲチョウジタデ及びウリカワは計画地及び周辺の両方で、カワヂシャ、ササバギンラン及びシュンランは周辺のみで確認された。 保全すべき種の多くは水田等の湿地環境や水辺に生育する種であり、ササバギンランとシュンランの 2 種のみが森林性であった。

表 10-10(2)　調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果（植物）

項目	要因	予測・評価結果の概要	環境の保全のための措置
植物	造成等の工事並びに造成地の存在	**1）造成等の工事並びに造成地の存在による植生の改変の内容及び程度並びに保全すべき種・保全すべき群落の生育地の改変の程度及びその他の生育環境への影響の程度** **【影響の回避・低減の観点】** 計画地内及びアクセス道路を合計した区域については、工事中は 91.79%が造成地となり、供用時は 98.23%が市街地等となると予測される。また、計画地内で確認された保全すべき種の生育環境である水田や水路等も消失すると予測される。計画地は、「桶川市第六次総合計画」（令和 5 年 3 月、桶川市）において、交通利便性をいかした土地利用の誘導を図る「複合開発エリア」と位置付けられており、将来、計画地が企業用地等の市街地等となることは上位計画の方針に沿ったものであり、事業の性質としても、現況の植生が大きく改変されることとなる。 このため、右に示す環境の保全のための措置を講ずることで、環境への影響の低減・代償に努める計画である。したがって、植生の改変の影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減・代償されていると評価する。 **【基準、目標等との整合の観点】** 本事業の実施により、保全すべき種の生育環境の減少による影響が予測されるものの、環境保全のための措置を講じることで、保全すべき種の生育環境の保全・創出に努め、生物多様性の保全を図っていると考える。 したがって、整合を図るべき基準等（緑の保全と創出により、生物多様性の保全を図ること）と予測結果との間に整合が図られていると評価する。	・緩衝緑地帯の範囲に生育する既存樹木は、緩衝緑地帯に取込んで保全することを検討する。また、湿地の一部を公開緑地公園内に取込み保全する。 ・計画地内には緩衝緑地帯と公開緑地公園を計画する。緩衝緑地帯には高木を植栽し、公開緑地公園は水田生態系の復元を目標に整備・管理を行う。 ・緩衝緑地帯と公開緑地公園の植栽樹種は、現存植生の構成種を考慮し、専門家の指導助言を仰ぎつつ選定する。 ・公開緑地公園の植樹については、成木は最小限とし、計画地内の樹林から採集した木本類の実生等を用いて、時間をかけて緑化する。 ・進出企業に対し、在来種を使用した敷地内の緑化を奨励する。 ・水田生態系を目標に整備・管理を行う公開緑地公園に、ウスゲチョウジタデ、アブノメ、カワヂシャ、ウリカワ、ミズオオバコ、サガミトリゲモ及びイトトリゲモを移植する。 ・街路灯は安全性を考慮した上で光漏れを少なくする機器を採用する。 ・進出企業に対し、夜間照明は安全性を考慮した上で光漏れを少なくする機器の採用を奨励する。

10.11 生態系

生態系の調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果は、表 10-11(1)～(3)に示すとおりである。

表 10-11(1)　調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果（生態系）

項目	調査結果の概要
生態系	**①　地域を特徴づける生態系を基盤とする環境単位の区分の設定** 計画地及び周辺における動植物の生息・生育基盤としての環境単位は、植生区分を基に、「畑環境」、「水田環境」、「樹林環境」、「市街地等」の 4 つに区分した。 計画地及び周辺における食物連鎖のイメージは、オオタカ等の猛禽類、キツネやタヌキ等の中型哺乳類が高次消費者として生態系の頂点に位置し、中間消費者としてはキジやムクドリ等の中小型鳥類、ヒバカリ等の爬虫類、ニホンアマガエル等の両生類、昆虫類が挙げられる。また、植物を摂食する一次消費者としては、植物食の昆虫類や藻類等を食べる底生動物等が挙げられる。生産者は生態系の基盤を形成する植物種や藻類、植物プランクトン等である。 ②　地域を特徴づける生態系の指標となる着目種の抽出 上位性の着目種として哺乳類のキツネ、鳥類のオオタカを、畑環境の典型性の着目種として鳥類のキジ、水田環境の典型性の着目種として両生類のニホンアマガエルを選定した。

表 10-11(2)　調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果（生態系）

項目	要因	予測・評価結果の概要	環境の保全のための措置
生態系	建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行、造成等の工事並びに造成地の存在	**1) 工事の実施並びに造成地の存在による着目種と関係種との関係への影響の程度、着目種及び関係種の生息・生育環境への影響の程度** **【影響の回避・低減の観点】** 計画地及びアクセス道路の範囲については、現況では、畑環境、水田環境、樹林環境の合計が約 70%を占めているが、工事中は、造成等の工事によって市街地等が 100.00%となる。また、建設機械の稼働による騒音・振動等の発生がある。また、造成工事による濁水の発生や、コンクリート打設工事等によるアルカリ排水等による水質への影響が考えられる。また、アクセス道路工事完了後は、資材運搬等の車両が走行することにより、動物の移動障害が生じる可能性が考えられる。 供用時は土地利用の転換により、工事中に消失した環境を現況と同様に回復することは難しく、企業緑地として整備する公開緑地公園が、水田環境と畑環境に該当すると考えられるほかは、市街地等となると予測する。計画地内の水路は暗渠化され、企業用地からの生活排水処理水や工業排水処理水が流入する。地表面の被覆により雨水流出量が増加し、下流の石川川の流量の変動が大きくなると予測する。また、アクセス道路の整備により動物の移動障害が生じる可能性が考えられる。 このため、右に示す環境の保全のための措置を講ずることで、生態系への影響の低減・代償に努める計画である。したがって、生態系への影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減・代償されていると評価する。	・低騒音型の建設機械の使用に努める。 ・低振動の工法を採用する。 ・計画地を高利用域に含むオオタカの営巣地（A 営巣地）で営巣が確認された場合は、専門家の指導助言を仰ぎつつ、繁殖期にカメラ監視等の手法により工事の影響を把握し、工事による影響が確認された場合は、工事の一時停止を含め、営巣地への影響の低減に努める。 ・工事中に発生する濁水については、仮設水路にてオープン式雨水貯留施設等に導き、濁水を一旦貯留し、土粒子を十分に沈殿させた後、排水基準値以下の上澄み水を排水し、下流の水域に生息・生育する生物への影響を軽減する。 ・盛土箇所は速やかに転圧等を行い、降雨による流出を防止する。 ・アクセス道路のうち、現況の市道 1561 号線の拡幅部分の道路下に、小動物が移動路として利用できるよう、現況と同様の管径で横断水路を整備する。 ・緩衝緑地帯の範囲に生育する既存樹木は、緩衝緑地帯に取込んで保全することを検討する。また、湿地の一部を公開緑地公園内に取込み保全する。 ・計画地内には緩衝緑地帯と公開緑地公園を計画する。緩衝緑地帯には高木を植栽し（ただし遺跡の保存範囲は遺跡の保存を優先し低木を植栽）、公開緑地公園は水田生態系の復元を目標に整備・管理を行う。 ・緩衝緑地帯と公開緑地公園の植栽樹種は、現存植生の構成種を考慮し、専門家の指導助言を仰ぎつつ選定する。 ・公開緑地公園の植樹については、成木は最小限とし、計画地内の樹林から採集した木本類の実生等を用いて、時間をかけて緑化する。 ・進出企業に対し、在来種を使用した敷地内の緑化を奨励する。

表 10-11(3)　調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果（生態系）

項目	要因	予測・評価結果の概要	環境の保全のための措置
生態系	建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行、造成等の工事並びに造成地の存在	**【基準、目標等との整合の観点】** 本事業の実施により、着目種及び関係種の生息・生育環境の減少や移動障害等による影響が予測されるものの、環境の保全のための措置を講じることで、着目種及び関係種の生息・生育環境の保全・創出に努め、生物多様性の保全を図っていると考える。 したがって、整合を図るべき基準等（緑の保全と創出により、生物多様性の保全を図ること）と予測結果との間に整合が図られていると評価する。	・水田生態系を目標に整備・管理を行う公開緑地公園に、造成により消失する水田の土壌の撒き出しを行う。 ・消失する屋敷林等から木本の実生個体等を採集し、緑化材料として活用する。 ・「埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例」（平成 18 年 3 月、埼玉県条例第 20 号）に基づく雨水流出抑制施設（雨水貯留槽、大型貯留浸透槽、浸透側溝）を設置する。 ・雨水浸透を促進するため、公開緑地公園及び緩衝緑地帯の緑化、区画道路歩道部の透水性舗装を行う。 ・進出企業に対して、「水質汚濁防止法」（昭和 45 年 12 月、法律第 138 号）及び「埼玉県生活環境保全条例」（平成 13 年 7 月、埼玉県条例第 57 号）に定める排水基準の遵守、「工場又は事業場に係る窒素及びりん削減対策指導指針」（平成 16 年４月、埼玉県）の水質管理目標値の排水濃度以下での排水を指導・奨励する。 ・製造系企業が進出する場合は、石川川の流量及び水質に著しい影響を与えることのないよう、「桶川市開発行為等に関する指導要綱」（桶川市）に基づく事前協議において、桶川市の担当部署と協議し、工場排水処理水の水質及び排水量を決定する。 ・街路灯は安全性を考慮した上で光漏れを少なくする機器を採用する。 ・進出企業に対し、夜間照明は安全性を考慮した上で光漏れを少なくする機器の採用を奨励する。

10.12 景観

景観の調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果は、表 10-12(1)～(2)に示すとおりである。

表 10-12(1)　調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果（景観）

項目	調査結果の概要
景観	**①　主要な眺望地点の状況** 近景域（計画地境界から～460m）として、いなほ保育園前、諏訪神社、氷川大明神、川田谷（市場）東交差点、石川川、天沼はぐくみ橋（歩道橋）の 6 地点、中景域（460～2,800m）として、原区ふれあい広場、城山公園、石戸蒲ザクラ、日出谷小入口交差点、北本自然観察公園の 5 地点、計画地近傍（計画地境界から 0～20m）として、牧野薬師堂（川田谷陣屋）、市道 65 号線（提供公園用地付近）、圏央道の 3 地点を選定した。 **②　主要な眺望景観** 計画地近傍と圏央道より南側の近景域の地点からは、各季節ともに計画地内の既存の樹木等を視認することができる。また、圏央道より北側の近景域の地点と中景域の地点からは、各季節ともに計画地より手前にある建築物や樹木等によって計画地は視認することができない。 近景域のいなほ保育園前と石川川の地点からはアクセス道路敷地の一部を視認することができる。 主要な眺望景観の主な景観構成要素としては、住宅、樹木、畑、高架道路等が挙げられる。また、計画地の景観構成要素は住宅及び樹木となっている。

表 10-12(2)　調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果（景観）

項目	要因	予測・評価結果の概要	環境の保全のための措置
景観	造成地の存在、施設の存在	**1）主要な眺望地点の状況及び主要な眺望景観** **【影響の回避・低減の観点】** 造成地の存在及び施設の存在に伴い主要な眺望景観の変化が考えられるが、右に示す環境の保全のための措置を講ずることで、周辺環境への影響の低減に努める。 以上のことから、主要な眺望景観への影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減されていると評価する。 **【基準、目標等との整合の観点】** 中景域の眺望景観と、圏央道北側の近景域の眺望景観については、想定計画建築物は視認できないか、もしくは一部を視認することができるもののその面積は小さく、本地点における眺望景観の変化はほとんどないと予測する。 圏央道より南側の近景域の眺望景観については、想定計画建築物やアクセス道路を視認することができ、想定計画建築物は既存の工作物等に比べて大きいため、眺望景観に影響すると考えられるものの、計画建築物は「景観法」（平成 16 年 6 月、法律第 110 号）に基づく届出対象となることから、進出企業に対して、「埼玉県景観計画」の景観形成基準に則ってデザインや色彩等による配慮を検討するよう指導助言を行うことにより、周辺環境への影響は低減できるものと予測する。 計画地近傍の眺望景観については、視野の正面全体に想定計画建築物を大きく視認することができることから、眺望景観は変化すると予測する。想定計画建築物によって圧迫感を生じる可能性も考えられるが、敷地外周に沿って緩衝緑地帯を設けることや、計画建築物は「景観法」に基づく届出対象となることから、進出企業に対して、「埼玉県景観計画」の景観形成基準に遵守しデザインや色彩等による配慮を検討するよう指導助言を行うことにより、周辺環境への影響は低減できるものと予測する。 なお、夜間には街路灯や進出企業の建築物からの照明の影響が考えられるが、現状で民家等があり圏央道及び上尾道路も存在することから、本事業による著しい影響は生じないと予測する。また、街路灯については、光漏れを少なくする機器を採用する。進出企業に対しては、光漏れを少なくする機器の採用を奨励する。 以上のことから、整合を図るべき基準等（景観上の特性を踏まえ、地域景観に与える影響に留意し、視点場からの眺望の保全に配慮すること）と予測結果との間に整合が図られていると評価する。	・企業用地の敷地の外周に緩衝緑地帯を配することにより、建築物を敷地境界からセットバックさせ、圧迫感の軽減を図る。 ・進出企業に対して、事前指導制度の中で、想定計画建築物のデザインや色彩は「埼玉県景観計画」（令和 7 年 7 月改正、埼玉県）の景観形成基準を遵守し、周辺環境に配慮した色彩を採用し、周辺との調和に配慮するよう指導助言する。なお、計画地は圏央道沿線区域に該当し、「景観法」（平成 16 年 6 月、法律第 110 号）に基づく届出対象となる。 ・街路灯は安全性を考慮した上で光漏れを少なくする機器を採用する。 ・進出企業に対し、夜間照明は安全性を考慮した上で光漏れを少なくする機器の採用を奨励する。

10.13 自然とのふれあいの場

自然とのふれあいの場の調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果は、表 10-13(1)～(3)に示すとおりである。

表 10-13(1)　調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果（自然とのふれあいの場）

項目	調査結果の概要
自然とのふれあいの場	**①　自然とのふれあいの場の資源状況、周辺環境の状況等** 計画地周辺の自然とのふれあいの場の資源状況、周辺環境の状況については樹木の並木（石川川の河津桜）、ウォーキングコース（西側版 A コースの一部）、市民緑地（川田谷こどもの森・川田谷栗原市民緑地）及び公園（城山公園）が存在する。自然とのふれあいの場の利用範囲については、主に桶川市域である。 いずれの地点も周辺環境としては畑、空地、民家及び樹木が分布している。 **②　自然とのふれあいの場の利用状況** 利用者は四季を通して「城山公園」が最も多く、「ウォーキングコース（西側版 A コース）の一部」「川田谷こどもの森・川田谷栗原市民緑地」は四季を通して少なかった。 「石川川の河津桜」は春になると河津桜の名所となり、秋、冬、夏に比べて利用者が増加していた。

表 10-13(2)　調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果（自然とのふれあいの場）

項目	要因	予測・評価結果の概要	環境の保全のための措置
自然とのふれあいの場	建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行、造成等の工事	**1）工事の実施による自然とのふれあいの場への影響** **【影響の回避・低減の観点】** 建設機械の稼働、造成等の工事、資材運搬等の車両の走行に伴い、自然とのふれあいの場への影響が考えられるが、右に示す環境の保全のための措置を講ずることで、周辺環境への影響の低減に努める。 以上のことから、自然とのふれあいの場への影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減されていると考える。 **【基準、目標等との整合の観点】** 建設機械の稼働、造成等の工事に伴う自然とのふれあいの場への影響については、4 つの自然とのふれあいの場のうち「石川川の河津桜」がアクセス道路（現道：市道 1537 号線～市道 1561 号線～市道 15 号線）と現道部分の一部が重なる位置に立地しているため、建設機械の稼働及び資材運搬等の車両に伴う大気質、騒音及び振動による影響が考えられる。このため環境の保全のための措置を講ずることで、その影響を低減させる計画である。その他の 3 つの自然とのふれあい活動の場への影響は著しいものではないと予測する。 資材運搬等の車両の走行に伴う自然とのふれあいの場への交通手段の阻害について、資材運搬等の車両の走行経路は、アクセス道路を利用する計画であるが、アクセス道路は歩道を整備する計画であるため、歩車分離が徹底される。このことから、アクセス道路の資材運搬等の車両の走行によって、「石川川の河津桜」、「川田谷こどもの森・川田谷栗原市民緑地」への交通手段を著しく悪化させるものではないと考えられる。 また、資材運搬等の車両の走行経路は、「城山公園」の東側の上尾道路を利用する計画となっているが、上尾道路を走行する車両台数に対して資材運搬等の車両は少ないため、交通量への影響は小さく、上尾道路は歩車分離が徹底されていることから、自然とのふれあいの場への交通手段（車やバスの利用者及び歩行者）に影響はないと考えられる。 「ウォーキングコース（西側版 A コース）の一部」については、資材運搬等の車両が付近を走行する計画はないことから、影響はないと予測する。 以上のことから、整合を図るべき基準等（自然とのふれあいの場の利用に支障を及ぼさないこと）と予測結果との間に整合が図られていると考える。	・排出ガス対策型、低騒音型の建設機械の使用に努める。 ・建設機械のアイドリングストップを徹底する。 ・計画的かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械の集中稼働を避ける。 ・建設機械の整備・点検を徹底する。 ・資材運搬等の車両は、最新排出ガス規制適合車の使用に努める。 ・アクセス道路は低騒音型舗装（排水性舗装）を採用する。 ・資材運搬等の車両のアイドリングストップを徹底する。 ・資材運搬等の車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。 ・資材運搬等の車両の整備、点検を徹底する。 ・アクセス道路は歩者分離された整備を行う。 ・資材運搬等の車両は、交通法規を遵守し、安全運転を徹底する。特に、通学時間帯には児童の通学に十分配慮する。

表 10-13(3)　調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果（自然とのふれあいの場）

項目	要因	予測・評価結果の概要	環境の保全のための措置
自然とのふれあいの場	造成地の存在、施設の存在、施設の稼働及び自動車交通の発生	**2）造成地の存在、施設の存在、施設の稼働及び自動車交通の発生による自然とのふれあいの場への影響** **【影響の回避・低減の観点】** 造成地の存在、施設の存在、施設の稼働及び関連車両の走行に伴う自然とのふれあいの場への影響が考えられるが、右に示す環境の保全のための措置を講ずることで、周辺環境への影響の低減に努める。 以上のことから、自然とのふれあいの場への影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減されていると考える。 **【基準、目標等との整合の観点】** 施設の存在、施設の稼働に伴う自然とのふれあいの場への影響については、4 つの自然とのふれあいの場のうち「石川川の河津桜」がアクセス道路（現道：市道 1537 号線～市道 1561 号線～市道 15 号線）と現道部分の一部が重なる位置に立地しているため、関連車両の走行に伴う大気質、騒音及び振動による影響が考えられる。このため環境の保全のための措置を講ずることで、その影響を低減させる計画である。 関連車両の走行に伴う自然とのふれあいの場への交通手段の阻害について、関連車両の走行経路は、アクセス道路を利用する計画であるが、アクセス道路は歩道を整備する計画であるため、歩車分離が徹底される。このことから、アクセス道路の関連車両の走行によって、「石川川の河津桜」、「川田谷こどもの森・川田谷栗原市民緑地」への交通手段を著しく悪化させるものではないと考えられる。 また、関連車両の走行経路は、「城山公園」の東側の上尾道路を利用する計画となっているが、上尾道路を走行する車両台数に対して関連車両は少ないため、交通量への影響は小さく、上尾道路は歩車分離が徹底されていることから、自然とのふれあいの場への交通手段（車やバスの利用者及び歩行者）に影響はないと考えられる。 「ウォーキングコース（西側版 A コース）の一部」については、関連車両が付近を走行する計画はないことから、影響はないと予測する。 以上のことから、整合を図るべき基準等（自然とのふれあいの場の利用に支障を及ぼさないこと）と予測結果との間に整合が図られていると考える。	・企業用地の敷地の外周に緩衝緑地帯を配することにより、建築物を敷地境界からセットバックさせ、圧迫感の軽減を図る。 ・進出企業に対して、事前指導制度の中で、想定計画建築物のデザインや色彩は「埼玉県景観計画」（令和 7 年 7 月改正、埼玉県）の景観形成基準を遵守し、周辺環境に配慮した色彩を採用し、周辺との調和に配慮するよう指導助言する。なお、計画地は圏央道沿線区域に該当し、景観法に基づく届出対象となる。 ・アクセス道路は歩者分離された整備を行う。 ・進出企業に対して、「騒音規制法」（昭和 43 年 6 月、法律第 98 号）及び「埼玉県生活環境保全条例」（平成 13 年 7 月、埼玉県条例第 57 号）に定める規制基準を遵守させるとともに、必要に応じて防音対策の徹底等による未然の公害発生防止に努めるよう指導する。 ・進出企業に対して、特に夜間は大きな騒音を発生する作業を行わないよう要請する。 ・アクセス道路は低騒音型舗装（排水性舗装）を採用する。 ・進出企業に対して、関連車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努めるよう指導する。 ・進出企業に対して、関連車両のアイドリングストップを徹底するよう指導する。 ・進出企業に対して、関連車両の整備及び点検を徹底するよう指導する。 ・アクセス道路は歩者分離された整備を行う。 ・進出企業に対して、関連車両は、交通法規を遵守し、安全運転を徹底するよう指導する。特に、通学時間帯には児童の通学に十分配慮するよう指導する。 ・進出企業に対して、「水質汚濁防止法」（昭和 45 年 12 月、法律第 138 号）及び「埼玉県生活環境保全条例」（平成 13 年 7 月、埼玉県条例第 57 号）に定める排水基準の遵守、「工場又は事業場に係る窒素及びりん削減対策指導指針」（平成 16 年 4 月、埼玉県）の水質管理目標値の排水濃度以下での排水を指導・奨励する。 ・製造系企業が進出する場合は、石川川の流量及び水質に著しい影響を与えることのないよう、「桶川市開発行為等に関する指導要綱」に基づく事前協議において、桶川市の担当部署と協議し、工場排水処理水の水質及び排水量を決定する。

10.14 史跡・文化財

史跡・文化財の調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果は、表 10-4(1)～(2)に示すとおりである。

表 10-14(1)　調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果（史跡・文化財）

項目	調査結果の概要
史跡・文化財	**①　埋蔵文化財の分布状況** 平成 19～21 年にかけて、公益財団法人埼玉県埋蔵文化財調査事業団によって、「一般国道 17 号上尾道路新設工事」に伴う大平遺跡の発掘調査が実施された。その際に川田谷陣屋跡の区画溝と付属する寺院施設等が検出されたほか、牧野氏の家紋である「丸に三ツ柏」が描かれた漆器が出土したことは特筆される。「一般国道 17 号上尾道路新設区域」の遺構は記録保存され、その報告書は『埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書第 424 集 桶川市大平遺跡 一般国道 17 号上尾道路新設工事に伴う埋蔵文化財発掘調査報告』（平成 28 年 7 月、国土交通省関東地方整備局・公益財団法人埼玉県埋蔵文化財調査事業団）として取りまとめられている。 「一般国道 17 号上尾道路新設工事」に伴う発掘調査及び令和 6 年度に桶川市が実施した計画地内の試掘調査の結果、大平遺跡のほぼ中央、計画地の南西隅に伝承どおり川田谷陣屋の本丸跡が所在する可能性が極めて高いことが分かった。その結果を受けて、「川田谷陣屋の本丸跡として現状保存が望まれる範囲」が、桶川市の担当部署により提示された（図 2.6-3（p.15）参照）。

表 10-4(2)　調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果（史跡・文化財）

項目	要因	予測・評価結果の概要	環境の保全のための措置
史跡・文化財	造成地の存在	**1）造成地の存在による埋蔵文化財包蔵地の改変の程度** **【影響の回避・低減の観点】** 造成地の存在による史跡・文化財への影響が予想されるが、右に示す環境の保全のための措置を講じることによって、史跡・文化財への影響低減に努める。 以上のことから、造成地の存在による史跡・文化財への影響は、実行可能な範囲内で回避・低減が図られていると評価する。 **【基準、目標等との整合の観点】** 計画地内には周知の埋蔵文化財包蔵地である大平遺跡が存在し、試掘調査の結果、川田谷陣屋の本丸跡が存在する可能性が極めて高いことが確認された。このため、桶川市の担当部署により提示された「川田谷陣屋の本丸跡として現状保存が望まれる範囲」については、指導及び助言を踏まえ、地下部の改変を制限する計画とする。 また、工事中に未周知の埋蔵文化財が発見された場合は、速やかに工事を中断するとともに、「文化財保護法」等に基づき、埼玉県及び桶川市の担当部署との協議の上、適正に対応する。 以上のことから、整合を図るべき基準等（文化財保護法の手続に則り届出を行うとともに、関係行政機関の指導及び助言を踏まえ適切に対処する）と予測結果との間に整合が図られていると評価する。	・埼玉県及び桶川市の担当部署と連携しつつ、文化財の保護上必要な措置を講じるものとする。また遺跡の概要を記した案内板の設置等を検討する。 ・桶川市の担当部署により提示された「川田谷陣屋の本丸跡として現状保存が望まれる範囲」については、指導及び助言を踏まえ、地下部の改変を制限する計画とする。

10.15 日照阻害

日照阻害の調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果は、表 10-15(1)～(2)に示すとおりである。

表 10-15(1)　調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果（日照阻害）

項目	調査結果の概要
日照阻害	**①　日影の状況** 計画地及び周辺には、計画地に日影を及ぼす可能性のある高低差のある地形や高層の建築物は存在しない。圏央道及び桶川北本 IC は高架構造であるが、計画地の北側にあるため計画地に日影は生じさせない。また、計画地は大部分が農耕地であり、日当たりは良好である。

表 10-15(2)　調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果（日照阻害）

項目	要因	予測・評価結果の概要	環境の保全のための措置
日照阻害	施設の存在	**1）日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化及び日影の影響の程度の変化** **【影響の回避・低減の観点】** 施設の存在に伴う日影の影響が予想されるが右に示す環境の保全のための措置を講じることによって、周辺環境への影響低減に努める。 以上のことから、施設の存在に伴う日影への影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減が図られていると評価する。 **【基準、目標等との整合の観点】** 冬至による等時間日影図によると計画建築物による日影が及ぶ範囲は、計画地北東側、北側及び北西側の一部に生じる。計画地北東側の範囲は、建築敷地が新設の区画道路に接していることから、「建築基準法」に基づき、みなし境界線が適用される。3 時間日影が及ぶ範囲はみなし境界線よりも内側の範囲に収まり、日影規制値を満足すると予測する。また、計画地北側及び北西側の日影が及ぶ範囲についても、計画地敷地境界が、道路敷地に接していることから、みなし境界線が適用され、道路敷地内に 3 時間日影及び 5 時間日影が収まっているため日影規制値を満足すると予測する。 また、法令に則り、事前に近隣住民に対し建築計画の説明等を行うよう指導する。 以上のことから、整合を図るべき基準等（「建築基準法」に基づく日影規制、「桶川市中高層建築物の建築に係る紛争の防止及び調整に関する条例」に定める当事者の責務等）と予測結果との間に整合が図られていると評価する。	・進出企業に対し、日影の影響に配慮した建物配置、形状にするよう依頼する。 ・進出企業に対し、「桶川市中高層建築物の建築に係る紛争の防止及び調整に関する条例」（平成 9 年 9 月、桶川市条例第 14 号）に定められる中高層建築物を建設する場合には、適切な対応を行うよう指導する。

10.16 電波障害

電波障害の調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果は、表 10-16(1)～(2)に示すとおりである。

表 10-16(1)　調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果（電波障害）

項目	調査結果の概要
電波障害	**①　テレビ電波の受信状況** 「建造物によるテレビ受信障害調査要領（地上デジタル放送）改訂版」（平成 30 年 6 月改訂、一般社団法人日本 CATV 技術協会）に定める測定方法に準拠し、調査地域で受信されている地上デジタル放送のテレビ電波の受信画質及び強度の状況について、路上調査を行った結果、調査地点における各放送局の画像評価は、全て「○（正常に受信）」であった。品質評価については、全て「A（きわめて良好）」であった。

表 10-16(2)　調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果（電波障害）

項目	要因	予測・評価結果の概要	環境の保全のための措置
電波障害	施設の存在	**1）テレビ電波の電波障害の範囲、電波受信状況の変化の程度** **【影響の回避・低減の観点】** 施設の存在に伴うテレビ電波受信状況への影響は、地上デジタル放送については電波障害予測範囲内に住宅等が存在せず、衛星放送の遮へい障害予測範囲は計画地内に収まることから、受信障害は発生しないと予測する。ただし、建設中については、工事の進捗により躯体の鉄骨やクレーン等によるテレビ電波受信状況への影響が生じる可能性もあることから、右に示す環境の保全のための措置を講じる。また、予測結果にかかわらず、本事業に起因して住宅等に新たな受信障害が発生した場合には、「桶川市指定建造物等によるテレビ電波障害に関する指導要綱」（平成 11 年 4 月、桶川市）等に基づき、受信状況に応じて適切に障害対策を講じる。 以上のことから、電波受信への影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減されていると評価する。 **【基準、目標等との整合の観点】** 施設の存在に伴うテレビ電波受信状況への影響は、地上デジタル放送については電波障害予測範囲内に住宅等が存在せず、衛星放送の遮へい障害予測範囲は計画地内に収まることから、受信障害は発生しないと予測する。ただし、建設中には、工事の進捗により躯体の鉄骨やクレーン等によるテレビ電波受信状況への影響が生じる可能性もあるが、本工事に起因する障害が発生した場合には、適切な対策を講じることから、テレビ電波の受信障害が発生することはない。また、予測結果にかかわらず、本事業に起因して住宅等に新たな受信障害が発生した場合には、「桶川市指定建造物等によるテレビ電波障害に関する指導要綱」等に基づき、受信状況に応じて適切に障害対策を講じる。 以上のことから、整合を図るべき基準等（テレビ電波の受信障害を起こさないこと）と予測結果との間に整合が図られていると評価する。	・クレーン未使用時にブームを電波到来方向に向ける等、電波障害の発生防止に配慮する。 ・本事業に起因して住宅等に新たな受信障害が発生した場合には、「桶川市指定建造物等によるテレビ電波障害に関する指導要綱」（平成 11 年 4 月、桶川市）等に基づき、受信状況に応じて適切に障害対策を講じる。

10.17 廃棄物等

廃棄物等の予測及び評価の結果は、表 10-17(1)～(2)に示すとおりである。

表 10-17(1)　予測及び評価の結果（廃棄物等）

項目	要因	予測・評価結果の概要	環境の保全のための措置
廃棄物等	造成地の存在	**1）造成等の工事に伴う廃棄物の排出及び排出抑制の状況** **【影響の回避・低減の観点】** 造成等の工事に伴う廃棄物の排出による影響が予想されるが、右に示す環境の保全のための措置を講じることによって、周辺環境への影響低減に努める。 以上のことから、造成等の工事に伴う廃棄物の排出による影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減が図られているものと評価する。 **【基準、目標等との整合の観点】** 既存施設の撤去に伴う廃棄物の排出量は約 3,690t、樹木伐採等に伴う廃棄物の発生量は約 597t、撤去する埋設廃棄物の量は約 25,000m^3、建設工事に伴う廃棄物発生量は約 7,299t と予測する。 さらに「建設リサイクル推進計画 2020」（令和 2 年 9 月、国土交通省）に示した達成基準値を目標として、リサイクルの推進を図ることから、整合を図るべき基準等（廃棄物の適正処理、発生抑制、再資源化、並びに再生資源等の利用）と予測結果との間に整合が図られていると評価する。	・既存施設の撤去、樹木等の伐採に伴い発生する廃棄物は、分別を徹底し、再資源化及び再利用の促進を図る。再利用できないものは専門業者に委託し適切に処理する。 ・建築工事に伴い発生する廃棄物は、工事手法等の工夫による排出抑制に努めるとともに、分別を徹底し、再資源化及び再利用の促進を図る。再利用できないものは専門業者に委託し適切に処理する。 ・埋設産業廃棄物の撤去に伴い発生する廃棄物は、法令に基づいて産業廃棄物として適正に処分する。
廃棄物等	施設の稼働	**2）施設の稼働に伴う廃棄物の排出及び排出抑制の状況** **【影響の回避・低減の観点】** 施設の稼働に伴い、廃棄物の排出による影響が予想されるが、右に示す環境の保全のための措置を講じることによって、周辺環境への影響の低減に努める。 以上のことから、廃棄物の排出による影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減が図られているものと評価する。 **【基準、目標等との整合の観点】** 施設の稼働に伴う廃棄物の排出量は約 9,363t/年、再生利用率は約 31.6%、事業系一般廃棄物の排出量は約 12.67t/日と予測する。 施設の稼働に伴う廃棄物については、発生抑制に努めるとともに、分別を徹底して再利用・再資源化の促進を図り、再利用できない廃棄物に関しては適切に処理するよう進出企業に周知・啓発する。 以上のことから、整合を図るべき基準等（廃棄物の適正処理、発生抑制、再資源化、並びに再生資源等の利用）等と予測結果との間に整合が図られていると評価する。	・進出企業に対し、発生抑制や分別、リサイクルの推進等の適正な処理に努めるよう周知・啓発する。処理できないものは専門業者に委託し適切に処理するよう指導する。

表 10-17(2)　予測及び評価の結果（廃棄物等）

項目	要因	予測・評価結果の概要	環境の保全のための措置
廃棄物等	施設の稼働	**3）施設の稼働に伴う雨水及び処理水の影響** **【影響の回避・低減の観点】** 施設の稼働に伴い、生活排水及び工場排水の発生が予想されるが、右に示す環境の保全のための措置を講じることによって、周辺環境への影響の低減に努める。 以上のことから、施設の稼働に伴う雨水及び処理水による影響は、事業者の実行可能な範囲内でできる限り低減が図られているものと評価する。 **【基準、目標等との整合の観点】** 施設の稼働に伴う生活排水及び工場排水の処理水の発生、雨水の発生が考えられる。 雨水については、雨水浸透施設の設置により雨水浸透を図るとともに、雨水貯留施設に一時貯留し、石川川の許容放流量を上回ることのないように放流量を調整する。 また、貯留した雨水の有効利用の検討等を進出企業に働きかけることで、上水等の利用の軽減を図るものとする。以上のことから、整合を図るべき基準等（雨水・再生水の活用）と予測結果との間に整合が図られていると評価する。	・進出企業に対し、計画地内に流入する雨水については、雨水貯留槽に貯留し、貯留した雨水の有効利用による上水使用量の削減の取組を奨励する。施設の稼働に伴い発生する処理水の再利用を奨励する。

10.18 温室効果ガス等

温室効果ガス等の予測及び評価の結果は、表 10-18(1)～(3)に示すとおりである。

表 10-18(1)　予測及び評価の結果（温室効果ガス等）

項目	要因	予測・評価結果の概要	環境の保全のための措置
温室効果ガス等	建設機械の稼働	**1）建設機械の稼働に伴う温室効果ガスの排出及び排出削減の状況** **【影響の回避・低減の観点】** 本事業では、建設機械の稼働に伴う温室効果ガスの排出の影響が考えられるが、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、温室効果ガスの排出量の削減に努める。 以上のことから、建設機械の稼働に伴う温室効果ガスの影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減されていると評価する。 **【基準、目標等との整合の観点】** 建設機械の稼働に伴い排出される温室効果ガスについては、燃費基準達成建設機械の採用に努めることにより、「地球温暖化対策計画」（令和 7 年 2 月、閣議決定）に示されるバックホウ及びブルドーザの 2025 年度対策評価指標を満足すると考えられる。また、アイドリングストップの徹底や建設機械の省燃費運転の周知・普及に努める等の環境の保全のための措置の実施により、さらなる排出量の削減に努める。 以上のことから、整合を図るべき基準等（温室効果ガスの排出抑制を図ること）と予測結果との間に整合が図られていると評価する。	・燃費基準達成建設機械、低炭素型建設機械、GX 建設機械の採用に努める。（「地球温暖化対策計画」（令和 7 年 2 月、閣議決定）に示されるバックホウの 2020 年度燃費基準達成建設機械の採用率 49.4%以上、ブルドーザの 2020 年度燃費基準達成建設機械の採用率 33.2%以上を目標とする。） ・建設機械のアイドリングストップを徹底する。 ・建設機械の省燃費運転の周知・普及に努める。 ・計画的かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械の集中稼働を避ける。 ・建設機械の整備、点検を徹底する。
温室効果ガス等	資材運搬等の車両の走行	**2）資材運搬等の車両の走行に伴う温室効果ガスの排出及び排出削減の状況** **【影響の回避・低減の観点】** 本事業では、資材運搬等の車両の走行に伴う温室効果ガスの排出の影響が考えられるが、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、温室効果ガスの排出量の低減に努める。 以上のことから、資材運搬等の車両の走行に伴う温室効果ガスの影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減されていると評価する。 **【基準、目標等との整合の観点】** 資材運搬等の車両の走行に伴い排出される温室効果ガスについては、ドライバーにエコドライブを周知徹底することにより、排出量の削減を図る。また、低燃費車の採用や効率的な運行管理に努める等の環境の保全のための措置の実施により、さらなる排出量の削減に努める。 以上のことから、整合を図るべき基準等（温室効果ガスの排出抑制を図ること）と予測結果の間に整合が図られていると評価する。	・資材運搬等の車両のエコドライブ、アイドリングストップを徹底する。 ・低燃費車の採用に努める。 ・資材運搬等の車両の整備、点検を徹底する。

表 10-18(2)　予測及び評価の結果（温室効果ガス等）

項目	要因	予測・評価結果の概要	環境の保全のための措置
温室効果ガス等	造成等の工事	**3）造成等の工事に伴う温室効果ガスの吸収源及び吸収量削減の状況** **【影響の回避・低減の観点】** 本事業では、造成等の工事に伴う温室効果ガス吸収源の減少の影響が考えられるが、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、温室効果ガスの吸収量の減少の緩和に努める。 以上のことから、造成等の工事に伴う温室効果ガス吸収源の減少の影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減されていると評価する。 **【基準、目標等との整合の観点】** 造成等の工事に伴い温室効果ガス吸収源が減少するが、緩衝緑地帯の高木植栽や企業用地内の緑化等の環境の保全のための措置の実施により、温室効果ガス吸収源の創出に努める。 以上のことから、整合を図るべき基準等（温室効果ガス（二酸化炭素）吸収量の増大を図ること）と予測結果の間に整合が図られていると評価する。	・計画地内には緩衝緑地帯を計画し、緩衝緑地帯に高木を植栽する（ただし遺跡の保存範囲は遺跡の保存を優先し低木を植栽）。 ・進出企業に対し、企業用地内は 20%以上の緑化率で緑化（緩衝緑地、公開緑地公園を含む）するよう指導する。
温室効果ガス等	施設の稼働	**4）施設の稼働に伴う温室効果ガスの排出及び排出削減の状況** **【影響の回避・低減の観点】** 本事業では、施設の稼働に伴う温室効果ガスの排出の影響が考えられるが、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、温室効果ガスの影響の低減に努める。 以上のことから、施設の稼働に伴う温室効果ガスの影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減されていると評価する。 **【基準、目標等との整合の観点】** 施設の稼働に伴い排出される温室効果ガスについては、省エネ型照明や省エネ型設備を積極的に採用する等の省エネ対策を講じること、中長期的な温室効果ガス削減の目標を定め温室効果ガスの排出量の削減に努める等の環境保全のための措置の実施により、温室効果ガスの排出量の削減に努める。 以上のことから、整合を図るべき基準等（温室効果ガスの排出抑制を図ること）と予測結果との間に整合が図られていると評価する。	・進出企業に対し、省エネ型照明や省エネ型設備を積極的に採用する等の省エネ対策を奨励する。 ・進出企業に対し、法令に基づき、温室効果ガスの排出量を算定し、中長期的な温室効果ガス削減の目標を定め、目標達成のための計画を作成し、温室効果ガスの排出量の削減に努めるよう要請する。

表 10-18(3)　予測及び評価の結果（温室効果ガス等）

項目	要因	予測・評価結果の概要	環境の保全のための措置
温室効果ガス等	自動車交通の発生	**5）自動車交通の発生に伴う温室効果ガスの排出及び排出削減の状況** **【影響の回避・低減の観点】** 本事業では、自動車交通の発生に伴う温室効果ガスの排出の影響が考えられるが、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、温室効果ガスの影響の低減に努める。 以上のことから、自動車交通の発生に伴う温室効果ガスの影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減されていると評価する。 **【基準、目標等との整合の観点】** 自動車交通の発生に伴い排出される温室効果ガスについては、ドライバーにエコドライブを周知徹底することにより、排出量の削減を図る。また、低燃費車の採用や効率的な運行管理に努める等の環境保全のための措置の実施により、さらなる排出量の削減に努める。 以上のことから、整合を図るべき基準等（温室効果ガスの排出抑制を図ること）と予測結果との間に整合が図られていると評価する。	・進出企業に対し、関連車両のエコドライブ、アイドリングストップを徹底するよう指導する。 ・進出企業に対し、低燃費車の採用に努めるよう指導する。 ・進出企業に対し、関連車両の整備、点検を徹底するよう指導する。

第11章　環境の保全のための措置

11.1　予測・評価に際して講ずることとした環境の保全のための措置

予測・評価に際して講ずることとした、環境影響評価の項目ごとの環境の保全のための措置は、表 10-1～表 10-18 の「環境の保全のための措置」の欄に示したとおりである。

全ての項目において、事業者により実行可能な範囲内で事業実施による環境への影響は回避、低減又は代償されていると考える。

11.2 低減措置の実施計画

基盤整備として整備する宅地、道路、緩衝緑地帯、公開緑地公園及びアクセス道路の工事に係る建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行、造成等の工事に関する環境の保全のための措置、供用時の存在に関する環境の保全のための措置については、事業者が実施する。

進出企業の施設等の建築工事に係る建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行、造成等の工事に関する環境保全のための措置、供用時の施設の稼働、自動車交通量の発生に関する環境の保全のための措置については、実質的に、進出企業が実施するものである。

企業誘致時には、事業者から、環境に関する基本方針や、環境影響評価図書において講じるものとした環境の保全のための措置の説明を行い、措置の内容に応じ、桶川市が指導を行う。また、製造系の進出企業が進出する場合は、進出企業からの排水により石川川の水質を著しく悪化させることのないよう、「桶川市開発行為等に関する指導要綱」に基づく事前協議において、桶川市の担当部署と協議し、工場排水処理水の水質及び排水量を決定する。

進出企業の建築工事時及び供用時にも各段階においても、桶川市の担当部署から、適宜、指導、助言等を行うものとする。

第12章　対象事業の実施による影響の総合的な評価

環境影響評価の結果、全ての環境影響評価項目において、本事業による工事中及び供用時における周辺環境への影響は、環境の保全のための措置を講じることで、実行可能は範囲内でできる限り低減されており、整合を図るべき基準等と予測結果の間の整合もおおむね図られていると評価する。

第 13 章　事後調査の計画

第13章 事後調査の計画

13.1 事後調査項目並びに選定項目のうち事後調査項目から除外する項目及びその理由

(1) 事後調査項目の選定

環境影響評価項目に選定した項目のうち、事後調査を実施する項目の選定結果は表13.1-1(1)～(2)に示すとおりである。

表 13.1-1(1) 事後調査項目の選定結果

環境影響評価項目	影響要因の区分	影響要因	事後調査項目選定結果
大気質	工事	建設機械の稼働	×
		資材運搬等の車両の走行	×
		造成等の工事	×
	存在・供用	施設の稼働	(○)
		自動車交通の発生	×
騒音・低周波音	工事	建設機械の稼働	×
		資材運搬等の車両の走行	×
	存在・供用	施設の稼働	○
		自動車交通の発生	○
振動	工事	建設機械の稼働	×
		資材運搬等の車両の走行	×
	存在・供用	施設の稼働	×
		自動車交通の発生	×
悪臭	存在・供用	施設の稼働	×
水質	工事	造成等の工事	○
	存在・供用	施設の稼働	○
水象	存在・供用	造成地の存在	×
		施設の存在	×
土壌	工事	造成等の工事	×
地盤	存在・供用	造成地の存在	○
動物	工事	建設機械の稼働	○
		資材運搬等の車両の走行	
		造成等の工事	
	存在・供用	造成地の存在	○
植物	工事	造成等の工事	○
	存在・供用	造成地の存在	○
生態系	工事	建設機械の稼働	○
		資材運搬等の車両の走行	
		造成等の工事	
	存在・供用	造成地の存在	○
景観	存在・供用	造成地の存在	○
		施設の存在	
自然とのふれあいの場	工事	建設機械の稼働	×
		資材運搬等の車両の走行	
		造成等の工事	
	存在・供用	造成地の存在	○
		施設の存在	
		施設の稼働	
		自動車交通の発生	

注）○：事後調査項目として選定する項目
(○)：進出企業の業種に応じて事後調査項目として選定する項目
×：事後調査項目から除外する項目

表 13.1-1(2)　事後調査項目の選定結果

環境影響評価項目	影響要因の区分	影響要因	事後調査項目選定結果
史跡・文化財	存在・供用	造成地の存在	×
日照阻害	存在・供用	施設の存在	×
電波障害	存在・供用	施設の存在	×
廃棄物等	工事	造成等の工事	×
	存在・供用	施設の稼働	×
温室効果ガス等	工事	建設機械の稼働	×
		資材運搬等の車両の走行	×
		造成等の工事	×
	存在・供用	施設の稼働	×
		自動車交通の発生	×

注）○：事後調査項目として選定する項目
（○）：進出企業の業種に応じて事後調査項目として選定する項目
×：事後調査項目から除外する項目

(2) 事後調査項目から除外する項目及びその理由

環境影響評価項目に選定した項目のうち事後調査項目から除外する項目及びその理由については、表 13.1-2(1)～(4)に示すとおりである。

表 13.1-2(1)　事後調査項目から除外する項目及びその理由

環境影響評価項目	影響要因の区分	影響要因	除外する理由
大気質	工事	建設機械の稼働	予測の精度が確保されているとともに、建設機械の稼働に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の濃度は、最大着地濃度出現地点において環境基準を満足するものと予測され、かつ、工事期間中の一時的な影響であることから、影響は軽微であると考える。 したがって、事後調査項目から除外する。
		資材運搬等の車両の走行	予測の精度が確保されているとともに、資材運搬等の車両の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の濃度は、道路端において環境基準を満足し、炭化水素（非メタン炭化水素）の濃度は、道路端において「光化学オキシダント生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針について（答申）」（昭和 51 年 8 月、中央公害対策審議会）に基づく指針値に適合すると予測され、かつ、工事期間中の一時的な影響であることから、影響は軽微であると考える。 したがって、事後調査項目から除外する。
		造成等の工事	予測の精度が確保されているとともに、造成等の工事に伴う降下ばいじん量は、計画地の敷地境界において「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（昭和 51 年 8 月、中央公害対策審議会）に示される参考値に適合すると予測され、かつ、工事期間中の一時的な影響であることから、影響は軽微であると考える。 したがって、事後調査項目から除外する。
	存在・供用	自動車交通の発生	進出企業の業種については不確実性を伴うものの、本事業において、負荷が大きくなると見込まれる業種を想定して予測を行っており、自動車交通の発生に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の濃度は、道路端において環境基準を満足し、炭化水素（非メタン炭化水素）の濃度は、道路端において「光化学オキシダント生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針について（答申）」に基づく指針値に適合すると予測されることから、影響は軽微であると考える。 したがって、事後調査項目から除外する。
騒音・低周波音	工事	建設機械の稼働	予測の精度が確保されているとともに、建設機械の稼働に伴う騒音レベルは、計画地の敷地境界において、「騒音規制法」（昭和 43 年 6 月、法律第 98 号）に基づく規制基準に適合すると予測され、かつ、工事期間中の一時的な影響であることから、影響は軽微であると考える。 したがって、事後調査項目から除外する。
		資材運搬等の車両の走行	予測の精度が確保されているとともに、資材運搬等の車両の走行に伴う騒音レベルは、道路端において環境基準を満足するものと予測され、かつ、工事期間中の一時的な影響であることから、影響は軽微であると考える。 したがって、事後調査項目から除外する。

表 13.1-2(2)　事後調査項目から除外する項目及びその理由

環境影響評価項目	影響要因の区分	影響要因	除外する理由
振動	工事	建設機械の稼働	予測の精度が確保されているとともに、建設機械の稼働に伴う振動レベルは、計画地の敷地境界において、振動規制法に基づく規制基準に適合すると予測され、かつ、工事期間中の一時的な影響であることから、影響は軽微であると考える。 したがって、事後調査項目から除外する。
		資材運搬等の車両の走行	予測の精度が確保されているとともに、資材運搬等の車両の走行に伴う振動レベルは、道路端において、「振動規制法」（昭和 51 年 6 月、法律第 64 号）に基づく要請限度を下回ると予測され、かつ、工事期間中の一時的な影響であることから、影響は軽微であると考える。 したがって、事後調査項目から除外する。
	存在・供用	施設の稼働	進出企業の業種については不確実性を伴うものの、本事業において、負荷が大きくなると見込まれる業種を想定して予測を行っており、施設の稼働に伴う振動レベルは、計画地の敷地境界において、「埼玉県生活環境保全条例」（平成 13 年 7 月、埼玉県条例第 57 号）に基づく規制基準を下回ると予測され、かつ、工事期間中の一時的な影響であることから、影響は軽微であると考える。 したがって、事後調査項目から除外する。
		自動車交通の発生	進出企業の業種については不確実性を伴うものの、本事業において、負荷が大きくなると見込まれる業種を想定して予測を行っており、自動車交通の発生に伴う振動レベルは、道路端において、「振動規制法」に基づく要請限度を下回ると予測されることから、影響は軽微であると考える。 したがって、事後調査項目から除外する。
悪臭	存在・供用	施設の稼働	進出企業の業種については不確実性を伴うものの、本事業において、負荷が大きくなると見込まれる業種を想定して予測を行っており、施設の稼働に伴う臭気指数は、計画地の敷地境界において、「悪臭防止法」（昭和 46 年 6 月、法律第 91 号）に基づく規制基準を下回ると予測されることから、影響は軽微であると考える。 したがって、事後調査項目から除外する。
水象	存在・供用	造成地の存在	造成地及び施設の存在による河川等の流量、流速及び水位の変化の程度については、「埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例」（平成 18 年 3 月、埼玉県条例第 20 号）に則り、雨水流出抑制施設を設置することから、雨水排水量が石川川の許容放流量を上回ることはなく、石川川の流下能力の範囲に収まると予測されることから、影響は軽微であると考える。 したがって、事後調査項目から除外する。
		施設の存在	

表 13.1-2(3)　事後調査項目から除外する項目及びその理由

環境影響評価項目	影響要因の区分	影響要因	除外する理由
土壌	工事	造成等の工事	計画地内の産業廃棄物埋設区域の埋設廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年 12 月、法律第 137 号）に定める特別管理廃棄物の判定基準及び「環境基本法」（平成 5 年 11 月、法律第 91 号）並びに「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年 7 月、法律第 105 号）に定める土壌の汚染に係る環境基準以下であることから、土壌汚染の発生や拡散の要因とはならないと予測され、さらに、計画地内の土地の改変や形質の変更を行うにあたっては、事前に「土壌汚染対策法」（平成 14 年 5 月、法律第 53 号）及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づく必要な調査及び届出を行うことから、仮に土壌の汚染が確認された場合においても、関係法令に基づき、適切に対策を講じる計画であることから、影響は軽微であると考える。 したがって、事後調査項目から除外する。
自然とのふれあいの場	工事	建設機械の稼働 資材運搬等の車両の走行 造成等の工事	予測の精度は確保されているとともに、工事期間中の一時的な影響であることから、影響は軽微であると考える。 したがって、事後調査項目から除外する。
史跡・文化財	存在・供用	造成地の存在	埼玉県及び桶川市の関係部署と連携しつつ、文化財の保護上必要な措置を講じる計画である。試掘調査により埋蔵文化財の可能性の高い範囲については、造成工事に先立ち埋蔵文化財調査を実施する計画であり、川田谷陣屋の本丸跡が存在する可能性が極めて高いことが確認された範囲について、地下部の改変を制限する計画とすることから、影響は軽微であると考える。 したがって、事後調査項目から除外する。
日照阻害	存在・供用	施設の存在	進出企業により建設される建築物については不確実性を伴うものの、地区計画により、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度を定める計画であり、地区計画に基づき設定した建築物による長時間日影の及ぶ範囲は限られると予測され、かつ、建築物により生じる日影は、「建築基準法」（昭和 25 年 5 月、法律第 201 号）に基づく日影規制値を満足すると予測されることから、影響は軽微であると考える。 したがって、事後調査項目から除外する。
電波障害	存在・供用	施設の存在	進出企業により建設される建築物については不確実性を伴うものの、地区計画により、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度を定める計画であり、地区計画に基づき設定した建築物によるテレビ電波受信障害予測範囲は、限られた範囲に収まると予測され、かつ、本事業に起因する障害が発生した場合は、受信状況に応じて適切な対策を講じることから、影響は生じないと考える。 したがって、事後調査項目から除外する。

表 13.1-2(4)　事後調査項目から除外する項目及びその理由

環境影響評価項目	影響要因の区分	影響要因	除外する理由
廃棄物等	工事	造成等の工事	既存施設の撤去に伴う廃棄物、樹木の伐採に伴う廃棄物、埋設廃棄物の撤去に伴う廃棄物については予測の精度が確保されており、建設工事に伴う廃棄物については不確実性を伴うものの、地区計画に基づき設定した建築計画に基づき予測しており、工事中に発生する廃棄物は、発生抑制を図るとともに、「建設リサイクル推進計画 2020」（令和2年9月、国土交通省）に示された再資源化率等の達成基準値を目標として、リサイクルの推進を図り、リサイクルの難しい品目については適切に処理する。 したがって、事後調査項目から除外する。
	存在・供用	施設の稼働	施設の稼働に伴い進出企業により発生する廃棄物については、不確実性を伴うものの、負荷が大きくなると見込まれる業種を想定して予測を行っており、進出企業に対して、廃棄物の排出抑制や分別、リサイクルの推進等の融資・啓もうを図り、リサイクルの難しい品目については適切に処理する。 したがって、事後調査項目から除外する。
温室効果ガス等	工事	建設機械の稼働	予測の精度は確保されているとともに、本事業の実施にあたっては、燃費基準達成建設機械の使用に努め、省燃費運転の周知・徹底するといった環境の保全のための措置を講じる。 したがって、事後調査項目から除外する。
		資材運搬等の車両の走行	予測の精度は確保されているとともに、本事業の実施にあたっては、資材運搬等の車両は低炭素型車両の使用に努め、ドライバーにエコドライブを周知、徹底するといった環境の保全のための措置を講じる。 したがって、事後調査項目から除外する。
		造成等の工事	予測の精度は確保されているとともに、本事業の実施にあたっては、企業用地内は 20%以上の緑化率で緑化（緩衝緑地、公開緑地公園を含む）することにより、温室効果ガス吸収源の創出に努めるといった環境の保全のための措置を講じる。 したがって、事後調査項目から除外する。
	存在・供用	施設の稼働	施設の稼働に伴い進出企業により発生する温室効果ガスについては、不確実性を伴うものの、負荷が大きくなると見込まれる業種を想定して予測を行っており、進出企業に対して、省エネ型照明や省エネ型設備の積極的な採用や、中長期的な温室効果ガス削減の目標を定め、温室効果ガスの排出量の削減に努めるよう指導するといった環境の保全のための措置を講じる。 したがって、事後調査項目から除外する。
		自動車交通の発生	施設の稼働に伴い進出企業により発生する温室効果ガスについては、不確実性を伴うものの、負荷が大きくなると見込まれる業種を想定して予測を行っており、進出企業に対し、低炭素型車両の採用に努め、ドライバーにエコドライブを周知、徹底するよう指導するといった環境の保全のための措置を講じる。 したがって、事後調査項目から除外する。

13.2　事後調査の方法等

(1) 大気質

本事業の供用時における施設の稼働に伴う大気質の影響を把握するために事後調査を行う。

なお、事後調査を実施するのは、施設の稼働が定常状態となる時期（供用開始 3 年後を目安とする。以下同じ。）において、進出企業が有害物質を大気中に放出する業種であった場合とし、その他の業種の場合は事後調査の対象としない。

1) 施設の稼働に伴う大気質への影響

① 調査内容

(ｱ) 大気質の状況

施設の稼働に伴い大気中に放出される有害物質の状況を調査する。

調査対象とする有害物質は、進出企業の業種によって決定する。

(ｲ) 気象の状況

風向・風速、気温及び湿度の状況を調査する。

(ｳ) 対象事業の実施状況

予測条件とした、以下の項目を調査する。

・施設・排出ガスの条件

・排出源の位置

(ｴ) 環境の保全のための措置の実施状況

「第 11 章　環境の保全のための措置」に記載した環境の保全のための措置の実施状況を調査する。

② 調査方法

(ｱ) 大気質の状況

現地調査により、有害物質の濃度を調査する（表 13.2-1 参照）。

(ｲ) 気象の状況

現地調査により、風向・風速、気温及び湿度を測定する（表 13.2-1 参照）。

(ｳ) 対象事業の実施状況

現地確認及び関連資料の整理により調査する。

(ｴ) 環境の保全のための措置の実施状況

現地確認及び関連資料の整理により調査する。

表 13.2-1　調査方法（大気質：供用時）

調査内容		調査方法
大気質の状況	有害物質等（ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン）	「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」（平成9年2月、日環境庁告示第4号）に定める測定方法に基づき測定する。
気象の状況	風向・風速、気温及び湿度	「地上気象観測指針」（平成14年3月、気象庁）等に定める方法に基づき測定する。

③ 調査地域・地点

大気質の状況の調査地点は、予測地点とした計画地周辺の 4 地点の近傍の測定可能な地点とする（表 13.2-2 参照）。

気象の状況は、計画地内で測定可能な 1 地点とする。

対象事業、環境の保全のための措置の実施状況の調査地域は、計画地内とする。

④ 調査期間・頻度

大気質及び気象の状況の調査期間・頻度は、施設の稼働が定常状態となる時期に、2 季各 1 回、平日 24 時間の調査を実施する（表 13.2-2 参照）。

対象事業の実施状況の調査は大気質及び気象状況の調査と同時に実施し、環境の保全のための措置の実施状況の調査は供用開始後に適宜実施する。

表 13.2-2　調査地域・地点、調査期間・頻度（大気質：供用時）

調査内容		調査地域・地点	調査期間・頻度
大気質の状況	有害物質等（ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン）	予測地点とした計画地周辺の4地点（№1～№4）とする。	調査期間：施設の稼働が定常状態となる時期とする。 調査頻度：2季（夏、冬）各1回、平日24時間とする。
気象の状況	風向・風速、気温及び湿度	計画地内の1地点とする。	

(2) 騒音・低周波音

本事業の供用時における施設の稼働に伴う施設騒音の影響、自動車交通の発生に伴う道路交通騒音の影響を把握するために事後調査を行う。

1) 施設の稼働に伴う騒音・低周波音の影響、自動車交通の発生に伴う道路交通騒音の影響

① 調査内容

(ｱ) 騒音・低周波音の状況

環境騒音の状況、道路交通騒音の状況を調査する。

(ｲ) 対象事業の実施状況

予測条件とした、以下の項目を調査する。

- 音源の位置
- 建物外壁面の条件
- 企業用地内走行経路
- 発生集中交通量
- 自動車交通量

(ｳ) 環境の保全のための措置の実施状況

「第 11 章　環境の保全のための措置」に記載した環境の保全のための措置の実施状況を調査する。

② 調査方法

(ｱ) 騒音・低周波音の状況

現地調査により、環境騒音及び道路交通騒音を調査する（表 13.2-3 参照）。

(ｲ) 対象事業の実施状況

現地調査により、発生集中交通量及び自動車交通量を調査する（表 13.2-3 参照）。

そのほかは、現地確認及び関連資料の整理により調査する。

(ｳ) 環境の保全のための措置の実施状況

現地確認及び関連資料の整理により調査する。

表 13.2-3　調査方法（騒音・低周波音：供用時）

調査内容		調査方法
騒音・低周波音の状況	環境騒音	「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年 9 月、環境超告示第 64 号）に定める「環境騒音の表示・測定方法（JIS Z 8731）に基づき L_{Aeq}、L_{A5}、L_{A50}、L_{A95} を測定する。
	道路交通騒音	
対象事業の実施状況	発生集中交通量	ビデオ撮影画像の解析、又は現地でハンドカウンターを用いて、時間別、車種別（大型車・小型車・自動二輪車）を計測する。
	自動車交通量	ビデオ撮影画像の解析、又はハンドカウンターを用いて、方向別、時間別、車種別（大型車・小型車・自動二輪車）を計測する。

③ 調査地域・地点

騒音・低周波音の状況の調査地点は、環境騒音は予測地点とした計画地周辺の 4 地点の近傍の測定可能な地点とする（表 13.2-4 参照）。道路交通騒音の状況は、予測地点とした関連車両の主な走行ルート上の 5 地点とする（表 13.2-4 参照）。

対象事業の状況のうち、発生集中交通量は、企業敷地の出入口とする（表 13.2-4 参照）。自動車交通量の状況の調査地点は、道路交通騒音の調査地点と同様とする（表 13.2-4 参照）。

対象事業の状況のその他の項目及び環境の保全のための措置の実施状況の調査地域は、計画地内とする。

④ 調査期間・頻度

騒音・低周波音の状況の調査期間・頻度は、施設の稼働が定常状態となる時期に、1 回平日 24 時間とする（表 13.2-4 参照）。ただし、進出企業の稼働状況にあわせて、休日も稼働する場合は休日も調査する。また、日中のみ稼働する場合は、昼間 16 時間（6～22 時）の調査とする。

対象事業の実施状況の調査は騒音・低周波音の状況の調査と同時に実施し、環境の保全のための措置の実施状況の調査は供用開始後に適宜実施する。

表 13.2-4　調査地域・地点、調査期間・頻度（騒音・低周波音：供用時）

調査内容		調査地域・地点	調査期間・頻度
騒音・低周波音の状況	環境騒音	予測地点とした計画地周辺の4地点（№1～№4）とする。	調査期間：施設の稼働が定常状態となる時期とする。 調査頻度：1 回、平日 24 時間とする。 （ただし、進出企業の稼働時間に合わせ、休日も稼働する場合は休日も調査する。昼間のみ稼働する場合は昼間 16 時間（6～22 時）とする。）
	道路交通騒音	予測地点とした関連車両の主な走行ルート上の 5 地点（№1～5）とする。	
対象事業の実施状況	発生集中交通量	企業敷地の出入口とする。	
	自動車交通量	道路交通騒音の調査地点と同様とする。	

(3) 水質

本事業の工事中における造成等の工事に伴う水質への影響、供用時における施設の稼働に伴う水質への影響を把握するために事後調査を行う。

1) 造成等の工事に伴う水質への影響

① 調査内容

(ｱ) 水質及び流量の状況

石川川の水質及び流量を調査する。

(ｲ) 対象事業の実施状況

予測条件とした、以下の項目を調査する。

・産業廃棄物埋設区域の施工状況
・造成工事、地盤改良工事等の実施状況
・沈砂池の設置状況
・沈砂池からの排水の水質

(ｳ) 環境の保全のための措置の実施状況

「第 11 章　環境の保全のための措置」に記載した環境の保全のための措置の実施状況を調査する。

② 調査方法

(ｱ) 水質及び流量の状況

現地調査により、石川川の水質（浮遊物質量、水素イオン濃度、健康項目）及び流量を調査する（表 13.2-5 参照)。

(ｲ) 対象事業の実施状況

沈砂池からの排水の水質（浮遊物質量、水素イオン濃度、健康項目）及び排水量については、現地調査により調査する（表 12.2-5 参照)。

その他の項目については、現地確認及び関連資料の整理により調査する。

(ｳ) 環境の保全のための措置の実施状況

現地確認及び関連資料の整理により調査する。

表 13.2-5　調査方法（水質：工事中）

調査内容		調査方法
水質及び流量の状況	石川川の水質 ・浮遊物質量（調査期間①、②） ・水素イオン濃度（調査期間①、②） ・健康項目（調査期間①のみ）	水質 「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月、環境庁告示第 59 号）に定める測定方法とする。
	石川川の流量（調査期間①、②）	
対象事業の実施状況	沈砂池からの排水の水質 ・浮遊物質量（調査期間①、②） ・水素イオン濃度（調査期間①、②） ・健康項目（調査期間①のみ）	流量（排水量） 流速計を用いて流速を測定し、計測する流路の流水断面から流量を算出する方法（JIS K 0094 に期待された方法）とする。
	沈砂池からの排水量	

注）工事期間については表 13.2-6 参照

③ 調査地域・地点

水質の状況は、計画地に流入する石川川上流の水路 2 地点と、予測地点とした石川川の 2 地点とする（表 13.2-6 参照）。

対象事業の状況のうち、沈砂池からの排水の水質は、沈砂池の排水口とする（表 13.2-6 参照）。

その他の対象事業の状況、環境の保全のための措置の実施状況の調査地域は、計画地内とする。

④ 調査期間・頻度

水質の状況の調査期間・頻度は、埋設産業廃棄物の撤去工事の期間中に 1 回（降雨時）、造成工事及び幹線水路工事（二工区、三工区）の中層混合改良による地盤改良工事中に各 1 回（降雨時）とする（表 13.2-6 参照）。

対象事業の実施状況の調査は、水質の状況の調査と同時に実施し、環境の保全のための措置の実施状況の調査は工事中に適宜実施する。

表 13.2-6　調査地域・地点、調査期間・頻度（水質：工事中）

調査内容		調査地域・地点	調査期間・頻度
水質及び流量の状況	石川川の水質	計画地に流入する石川川上流の水路2地点及び現地調査を実施した石川川の2地点とする。	調査期間①：埋設産業廃棄物の撤去工事の期間中とする。 調査期間②：造成工事及び幹線水路工事（二工区、三工区）の期間中とする。 調査頻度：各 1 回とする。（日降水量 30㎜ 以上の降雨時）
	石川川の流量		
対象事業の実施状況	沈砂池からの排水の水質	沈砂池の排水口とする。	
	沈砂池からの排水量		

2) 施設の稼働に伴う水質への影響

① 調査内容

(ｱ) 水質及び流量の状況

石川川の水質及び流量を調査する。

(ｲ) 対象事業の実施状況

予測条件とした、以下の項目を調査する。

・進出企業の業種、雇用人数
・「水質汚濁防止法」に基づく特定施設及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づく指定排水施設の設置状況
・石川川へ排水する処理水の水質及び排水量

(ｳ) 環境の保全のための措置の実施状況

「第 11 章　環境の保全のための措置」に記載した環境の保全のための措置の実施状況を調査する。

② 調査方法

(ｱ) 水質の状況

現地調査により、石川川の水質（生物化学的酸素要求量、浮遊物質量、全窒素、全燐、水素イオン濃度）及び流量を調査する（表 13.2-7 参照）。

なお、施設の稼働が定常状態になる時期において、進出企業から石川川に排水される処理水に、健康項目の物質が含まれる場合は、その物質も調査対象とする。

表 13.2-7　調査方法（水質：供用時）

調査内容		調査方法
水質の状況	石川川の水質 ・生物化学的酸素要求量 ・浮遊物質量 ・全窒素 ・全燐 ・水素イオン濃度 ・健康項目（進出企業から排水される処理水に含まれる場合）	水質 「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月、環境庁告示第 59 号）に定める測定方法とする。
	石川川の流量	流量（排水量） 流速計を用いて流速を測定し、計測する流路の流水断面から流量を算出する方法（JIS K 0094 に期待された方法）とする。

(ｲ) 対象事業の実施状況

現地確認及び関連資料の整理により調査する。

(ｳ) 環境の保全のための措置の実施状況

現地確認及び関連資料の整理により調査する。

③ 調査地域・地点

水質の状況は、計画地に流入する石川川上流の水路 2 地点と、予測地点とした石川川の 2 地点とする（表 13.2-8 参照)。

対象事業の状況、環境の保全のための措置の実施状況の調査地域は、計画地内とする。

④ 調査期間・頻度

水質及び流量の状況の調査期間・頻度は、施設の稼働が定常状態となる時期に、4 季各 1 回とする（表 13.2-8 参照)。

対象事業の実施状況の調査及び環境の保全のための措置の実施状況の調査は、供用開始後に適宜実施する。

表 13.2-8　調査地域・地点、調査期間・頻度（水質：供用時）

調査内容		調査地域・地点	調査期間・頻度
水質 の状況	石川川の水質	計画地に流入する石川川上流の水路2地点及び現地調査を実施し、予測地点とした石川川の2地点とする。	調査期間：施設の稼働が定常状態となる時期とする。 調査頻度：4 季各 1 回とする。

(4) 地盤

本事業における造成地の存在に伴う地盤への影響を把握するために事後調査を行う。

1) 造成地の存在に伴う地盤への影響

① 調査内容

(ｱ) 地盤の状況

地盤沈下の状況を調査する。

(ｲ) 対象事業の実施状況

予測条件とした、以下の項目を調査する。

・造成計画

(ｳ) 環境の保全のための措置の実施状況

「第 11 章　環境の保全のための措置」に記載した環境の保全のための措置の実施状況を調査する。

② 調査方法

(ｱ) 地盤の状況

関係資料（計画地境界における水平変異、垂直変異の観測結果）の整理により調査する（表 13.2-9 参照）。

表 13.2-9　調査方法（地盤：工事中）

調査内容		調査方法
地盤の状況	圧密沈下量	関係資料（計画地境界における水平変異、垂直変異の観測結果）の整理による。
	地盤の変形	

(ｲ) 対象事業の実施状況

現地確認及び関連資料の整理により調査する。

(ｳ) 環境の保全のための措置の実施状況

現地確認及び関連資料の整理により調査する。

③ 調査地域・地点

地盤の状況の調査地点は、軟弱地盤への盛土範囲とする（表 13.2-10 参照）。

対象事業、環境の保全のための措置の実施状況の調査地域は、計画地内とする。

④ 調査期間・頻度

調査期間は、盛土工事着手前、盛土工事中、盛土工事完了後（地盤の安定性が確認される時期まで）とし、工事の進捗に合わせ適宜実施する（表 13.2-10 参照）。

対象事業の実施状況の調査は地盤の状況の調査と同時に実施し、環境の保全のための措置の実施状況の調査は工事中に適宜実施する。

表 13.2-10　調査地域・地点、調査期間・頻度（地盤：工事中）

調査内容		調査地域・地点	調査期間・頻度
地盤 の状況	・圧密沈下量 ・地盤の変形	軟弱地盤への盛土範囲とする。	調査期間： ・盛土工事着手前 ・盛土工事中 ・盛土工事完了後 （地盤の安定性が確認される時期まで） 調査頻度： ・盛土工事着手前：1 回とする。 ・盛土工事中：1 日 1 回とする。 ・盛土工事完了後：適宜とする。

(5) 動物

本事業の工事中における建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行、造成等の工事に伴う保全すべき動物種への影響、供用時における造成地の存在に伴う保全すべき動物種への影響を把握するために事後調査を行う。

1) 建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行、造成等の工事に伴う動物への影響

① 調査内容

(ｱ) 保全すべき動物種の状況

現地調査において計画地周辺での営巣が確認された保全すべき動物種（オオタカ）及び公開緑地公園内に移設する保全すべき動物種（ヒラマキミズマイマイ、ドブシジミ）の生息状況を調査する。

(ｲ) 対象事業の実施状況

予測条件とした、以下の項目を調査する。

・施工計画
・緩衝緑地帯及び公開緑地公園の施工状況
・保全すべき動物種の移設の状況

(ｳ) 環境の保全のための措置の実施状況

「第 11 章　環境の保全のための措置」に記載した環境の保全のための措置の実施状況を調査する。

② 調査方法

(ｱ) 保全すべき動物種の状況

現地調査により保全すべき動物種の生息状況を確認する（表 13.2-11 参照）。

なお、オオタカの調査方法については、専門家の指導助言を仰ぐものとする。

表 13.2-11　調査方法（動物：工事中）

調査内容		調査方法
保全すべき動物種の状況	オオタカの生息状況	計画地を高利用域に含む既知の営巣地について、周辺からの任意観察による繁殖状況の確認をする。計画地を高利用域に含む営巣地で繁殖が確認された場合は、営巣地のカメラ監視を追加する。 なお、オオタカの調査方法については、専門家の指導助言を仰ぐものとする。
	ヒラマキミズマイマイ、ドブシジミの生息状況	任意採集調査による。

(ｲ) 対象事業の実施状況

現地確認及び関連資料の整理により調査する。

(ｳ) 環境の保全のための措置の実施状況

現地確認及び関連資料の整理により調査する。

③ 調査地域・地点

保全すべき動物種のうち、オオタカの調査地域・地点は、現地調査で確認された既知の営巣地及び周辺とする。ヒラマキミズマイマイ、ドブシジミの調査地域・地点は、移設地とする（表 13.2-12 参照）。

対象事業の状況、環境の保全のための措置の実施状況の調査地域は、計画地内とする。

なお、オオタカの調査地域・地点については、専門家の指導助言を仰ぐものとする。

④ 調査期間・頻度

保全すべき動物種のうち、オオタカの調査期間は、着工前から工事の完了後の施設の稼働が定常状態となる時期までとし、任意観察の調査頻度はオオタカの繁殖期に月 1 回、営巣地のカメラ監視は、オオタカの繁殖期の日中に原則毎正時とする。ヒラマキミズマイマイ、ドブシジミの調査期間は、移設後から工事中とする。調査頻度は、移設後の半年程度は毎月、その後は工事中に年 1 回とする（表 13.2-12 参照）。

対象事業の実施状況の調査は保全すべき種の状況の調査と同時に実施し、環境の保全のための措置の実施状況の調査は工事中に適宜実施する。

なお、オオタカの調査期間・頻度については、専門家の指導助言を仰ぐものとする。

表 13.2-12　調査地域・地点、調査期間・頻度（動物：工事中）

調査内容		調査地域・地点	調査期間・頻度[注 1)]
保全すべき動物種の状況	オオタカの生息状況	計画地を高利用域に含む既知の営巣地及び周辺	調査期間：着工前から工事の完了後の施設の稼働が定常状態になる時期までとする。 調査頻度：任意観察は、オオタカの繁殖期（1 月～7 月[注 2)]）に月 1 回、カメラ監視[注 3)]はオオタカの繁殖期（1 月～7 月）の日中に原則毎正時[注 2)]とする。
	ヒラマキミズマイマイ、ドブシジミの生息状況	移設地	調査期間：移設後から工事中とする。 調査頻度：移設後の半年程度は月1回とする。その後は年1回とする。

注 1）オオタカの調査期間・頻度については、専門家の指導助言を仰ぐものとする。
注 2）ただし、繁殖が確認されなかった場合は適宜判断する。
注 3）計画地を高利用域に含む営巣地で繁殖が確認された場合に実施する。

2) 造成地の存在に伴う動物への影響

① 調査内容

(ｱ) 保全すべき動物種の状況

保全すべき動物種の生息状況を調査する。

(ｲ) 対象事業の実施状況

予測条件とした、以下の項目を調査する。

・土地利用等の状況

・緩衝緑地帯及び公開緑地公園の整備状況

・自動車交通量の状況

(ｳ) 環境の保全のための措置の実施状況

「第 11 章　環境の保全のための措置」に記載した環境の保全のための措置の実施状況を調査する。

② 調査方法

(ｱ) 保全すべき動物種の状況

現地調査により、保全すべき動物種の生息状況を確認する（表 13.2-13 参照）。

なお、オオタカの調査方法については、専門家の指導助言を仰ぐものとする。

表 13.2-13　調査方法（動物：供用時）

調査内容		調査方法
保全すべき動物種の状況	オオタカの生息状況	現地調査で確認された既知の営巣地について、周辺からの任意観察による繁殖状況の確認。計画地を高利用域に含む営巣地で繁殖が確認された場合は、営巣地のカメラ監視を追加する。 なお、オオタカの調査方法については、専門家の指導助言を仰ぐものとする。
	その他の保全すべき動物種の生息状況	鳥類：ラインセンサス法、定点観察調査、任意観察調査（夜間調査含む） 爬虫類・両生類：任意観察調査 昆虫類：任意採集調査、ライトトラップ法、ベイトトラップ法 底生動物：任意採集調査、定性採集調査 【保全すべき動物種】 鳥類：ハチクマ、ツミ、ハイタカ、サシバ、ノスリ、カワセミ、チョウゲンボウ、ハヤブサ、オオヨシキリ、ホオジロ 爬虫類：ヒガシニホントカゲ、ニホンカナヘビ、アオダイショウ、ヒバカリ、 両生類：トウキョウダルマガエル 昆虫類：ヒナバッタ、ハネナガイナゴ、ザイツカウンカ、リンゴクロカスミカメ、コガムシ、コチャバネセセリ 底生動物：コシダカヒメモノアラガイ、ヒラマキミズマイマイ、ドブシジミ

(ｲ) 対象事業の実施状況

現地確認及び関連資料の整理により調査する。発生集中交通量及び自動車交通量の状況については、騒音の項目の事後調査結果を利用する。

(ｳ) 環境の保全のための措置の実施状況

現地確認及び関連資料の整理により調査する。

③ 調査地域・地点

保全すべき動物種のうち、オオタカの調査地域・地点は、現地調査で確認された既知の営巣地及び周辺とする。その他の保全すべき動物種の調査地域・地点は、計画地及びアクセス道路の境界から約 200m の範囲とする（表 13.2-14 参照)。

対象事業の状況、環境の保全のための措置の実施状況の調査地域は、計画地内とする。

なお、オオタカの調査地域・地点については、専門家の指導助言を仰ぐものとする。

④ 調査期間・頻度

調査期間は、施設の稼働が定常状態となる時期の 1 年間とする。調査頻度は、分類群に応じた適切な時期とする（表 13.2-14 参照)。

対象事業の実施状況の調査は保全すべき種の状況の調査と同時に実施し、環境の保全のための措置の実施状況の調査は供用開始後に適宜実施する。

なお、オオタカの調査期間・頻度については、専門家の指導助言を仰ぐものとする。

表 13.2-14　調査地域・地点、調査期間・頻度（動物：供用時）

調査内容		調査地域・地点	調査期間・頻度[注1)]
保全すべき動物種の状況	オオタカ	既知の営巣地及び周辺	調査期間：施設の稼働が定常状態となる時期の1年間のオオタカの繁殖期（1月～7月[注2)]）とする。ただし、繁殖が確認されなかった場合は適宜判断する。 調査頻度：任意観察は、オオタカの繁殖期（1月～7月[注2)]）に月1回、カメラ監視[注3)]はオオタカの繁殖期（1月～7月）の日中に原則毎正時とする。
	その他の保全すべき動物種	計画地及びアクセス道路の境界から約200mの範囲	調査期間：施設の稼働が定常状態になる時期の1年間 調査頻度： 鳥類は、5季（春、初夏、夏、秋、冬）各1回とする。 爬虫類・両生類は、4季（春、初夏、夏、秋）各1回とする。 昆虫類は、4季（春、初夏、夏、秋）各1回とする。 底生動物は、4季（春、夏、秋、冬）各1回とする。

注 1）オオタカの調査期間・頻度については、専門家の指導助言を仰ぐものとする。
注 2）ただし、繁殖が確認されなかった場合は適宜判断する。
注 3）計画地を高利用域に含む営巣地で繁殖が確認された場合に実施する。

(6) 植物

本事業の工事中における造成等の工事に伴う植物への影響、供用時における造成地の存在に伴う植物への影響を把握するために事後調査を行う。

1) 造成等の工事に伴う植物への影響

① 調査内容

(ｱ) 保全すべき植物種の状況

保全すべき植物種の生育状況を調査する。

(ｲ) 対象事業の実施状況

予測条件とした、以下の項目を調査する。

・施工計画

・緩衝緑地帯及び公開緑地公園の施工状況

・保全すべき植物種の移植の状況

(ｳ) 環境の保全のための措置の実施状況

「第 11 章　環境の保全のための措置」に記載した環境の保全のための措置の実施状況を調査する。

② 調査方法

(ｱ) 保全すべき植物種の状況

現地調査により保全すべき植物種の生育状況を確認する（表 13.2-15 参照）。

表 13.2-15　調査方法（植物：工事中）

調査内容		調査方法
保全すべき植物種の状況	保全すべき植物種の生育状況	移植地では、移植個体の生育状況及び生育環境を記録する方法とする。 計画地周辺の既知の保全すべき種の確認地点では、保全すべき種の生育状況及び生育環境を記録する方法とする。 【保全すべき植物種】 ウスゲチョウジタデ、アブノメ、カワヂシャ、ウリカワ、ミズオオバコ、サガミトリゲモ、イトトリゲモ、ササバギンラン、シュンラン

(ｲ) 対象事業の実施状況

現地確認及び関連資料の整理により調査する。

(ｳ) 環境の保全のための措置の実施状況

現地確認及び関連資料の整理により調査する。

③ 調査地域・地点

調査地域・地点は、移植地及び計画地周辺の既知の保全すべき種の確認地点とする（表 13.2-16 参照）

対象事業の状況、環境の保全のための措置の実施状況の調査地域は、計画地内とする。

④ 調査期間・頻度

調査期間は、施設の稼働が定常状態になる時期の 1 年間とし、調査頻度は年 2 回（夏、秋）とする（表 13.2-16 参照）。

対象事業の実施状況の調査は保全すべき種の状況の調査と同時に実施し、環境の保全のための措置の実施状況の調査は供用開始後に適宜実施する。

表 13.2-16　調査地域・地点、調査期間・頻度（植物：工事中）

調査内容		調査地域・地点	調査期間・頻度
保全すべき植物種の状況	保全すべき植物種の生育状況	移植地	調査期間：移植後から工事中とする。 調査頻度：移植後の半年程度は月1回とする。 その後は年2回（夏、秋）とする。
		計画地周辺の既知の保全すべき種の確認地点	調査期間：工事中とする。 調査頻度：年2回（夏、秋）とする。

2) 造成地の存在に伴う植物への影響

① 調査内容

(ｱ) 保全すべき植物種の状況

保全すべき植物種の生育状況を調査する。

(ｲ) 対象事業の実施状況

予測条件とした、以下の項目を調査する。

・土地利用等の状況

・緩衝緑地帯及び公開緑地公園の整備状況

(ｳ) 環境の保全のための措置の実施状況

「第 11 章　環境の保全のための措置」に記載した環境の保全のための措置の実施状況を調査する。

② 調査方法

(ｱ) 保全すべき植物種の状況

現地調査により保全すべき植物種の生育状況を確認する（表 13.2-17 参照)。

対象事業の状況、環境保全措置の実施状況は、現地確認及び関連資料の整理により調査する。

表 13.2-17　調査方法（植物：供用時）

調査内容		調査方法
保全すべき植物種の状況	保全すべき植物種の生育状況	移植地では、移植個体の生育状況及び生育環境を記録する方法とする。 計画地周辺の既知の保全すべき種の確認地点では、保全すべき種の生育状況及び生育環境を記録する方法とする。

(ｲ) 対象事業の実施状況

現地確認及び関連資料の整理により調査する。

(ｳ) 環境の保全のための措置の実施状況

現地確認及び関連資料の整理により調査する。

③ 調査地域・地点

調査地域・地点は、移植地及び計画地周辺の既知の保全すべき種の確認地点とする（表 13.2-18 参照)。

対象事業の状況、環境の保全のための措置の実施状況の調査地域は、計画地内とする。

④ 調査期間・頻度

調査期間は、施設の稼働が定常状態になる時期の 1 年間とし、調査頻度は、年 2 回（夏、秋）とする（表 13.2-18 参照)。

対象事業の実施状況の調査は保全すべき種の状況の調査と同時に実施し、環境の保全のための措置の実施状況の調査は工事中に適宜実施する。

表 13.2-18　調査地域・地点、調査期間・頻度（植物：供用時）

調査内容		調査地域・地点	調査期間・頻度
保全すべき植物種の状況	保全すべき植物種の生育状況	・移植地 ・計画地周辺の既知の保全すべき種の確認地点	調査期間：施設の稼働が定常状態になる時期の 1 年間とする。 調査頻度：年 2 回（夏、秋）とする。

(7) 生態系

本事業の工事中における建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行、造成等の工事に伴う生態系への影響、供用時における造成地の存在に伴う生態系の影響を把握するために事後調査を行う。

1) 建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行、造成等の工事に伴う生態系への影響

① 調査内容

(ｱ) 着目種の状況

着目種（オオタカ、キツネ、キジ、ニホンアマガエル）の生息状況を調査する。

(ｲ) 対象事業の実施状況

予測条件とした、以下の項目を調査する。

・施工計画

・緩衝緑地帯及び公開緑地公園の施工状況

(ｳ) 環境の保全のための措置の実施状況

「第 11 章　環境の保全のための措置」に記載した環境の保全のための措置の実施状況を調査する。

② 調査方法

(ｱ) 着目種の状況

現地調査により着目種の生息状況を確認する（表 13.2-19 参照）。

表 13.2-19　調査方法（生態系：工事中）

調査内容		調査方法
着目種の状況	オオタカの生息状況	動物の項目のオオタカの事後調査の結果を利用する。
	キツネの生息状況	フィールドサイン法、無人撮影法による。
	キジ、ニホンアマガエルの生息状況	任意観察調査による。

(ｲ) 対象事業の実施状況

現地確認及び関連資料の整理により調査する。

(ｳ) 環境の保全のための措置の実施状況

現地確認及び関連資料の整理により調査する。

③ 調査地域・地点

着目種のうち、オオタカは、動物の項目のオオタカの事後調査の結果を利用する。キツネ、キジ、ニホンアマガエルの調査地域・地点は、公開緑地公園とする（表 13.2-20 参照）。

対象事業の状況、環境の保全のための措置の実施状況の調査地域は、計画地内とする。

④ 調査期間・頻度

着目種のうち、オオタカは、動物の項目のオオタカの事後調査の結果を利用する。キツネ、キジ、ニホンアマガエルの調査期間は、公開緑地公園の整備後から工事の完了後の施設の稼働が定常状態になる時期までとする。調査頻度は、年 1 回（初夏）とする（表 13.2-20 参照）。

対象事業の実施状況の調査は着目種の状況の調査と同時に実施し、環境の保全のための措置の実施状況の調査は工事中に適宜実施する。

表 13.2-20　調査地域・地点、調査期間・頻度（生態系：工事中）

調査内容		調査地域・地点	調査期間・頻度
着目種の状況	オオタカの生息状況	動物の項目のオオタカの事後調査の結果を利用する。	
	キツネ、キジ、ニホンアマガエルの生息状況	公開緑地公園	調査期間：公開緑地公園の整備後から工事の完了後の施設の稼働が定常状態になる時期までとする。 調査頻度：年1回（初夏）とする。

2) 造成地の存在に伴う生態系への影響

① 調査内容

(ｱ) 着目種の状況

着目種及び関係種の生息状況、環境単位区分の分布状況を調査する。

(ｲ) 対象事業の実施状況

予測条件とした、以下の項目を調査する。

・土地利用等の状況

・緩衝緑地帯及び公開緑地公園の整備状況

・自動車交通量の状況

(ｳ) 環境の保全のための措置の実施状況

「第 11 章　環境の保全のための措置」に記載した環境の保全のための措置の実施状況を調査する。

② 調査方法

(ｱ) 着目種の状況

現地調査により、着目種及び関係種の生息状況、環境単位区分（畑環境、水田環境、樹林環境、市街地等）の分布状況を調査する（表 13.2-21 参照）。

表 13.2-21　調査方法（生態系：供用時）

調査内容		調査方法
着目種の状況	オオタカの生息状況	動物の項目のオオタカの事後調査の結果を利用する。
	キツネ、キジ、ニホンアマガエルの生息状況	哺乳類：フィールドサイン法、トラップ法（無人撮影法含む） 鳥類：ラインセンサス法、定点観察調査、任意観察調査（夜間調査含む） 爬虫類・両生類：任意観察調査 魚類：任意採集法 昆虫類：任意採集調査、ライトトラップ法、ベイトトラップ法 底生動物：任意採集調査、定性採集調査
	関係種の生息状況	
	環境単位区分の分布状況	航空写真判読と現地踏査による方法とする。

(ｲ) 対象事業の実施状況

現地確認及び関連資料の整理により調査する。

(ｳ) 環境の保全のための措置の実施状況

現地確認及び関連資料の整理により調査する。

③ 調査地域・地点

着目種のうち、オオタカの調査地域・地点は、現地調査で確認された既知の営巣地及び周辺とする。着目種のうち、キツネ、キジ、ニホンアマガエル、関係種、環境単位区分の分布状況の調査地域・地点は、計画地及びアクセス道路の境界から約 200m の範囲とする（表 13.2-22 参照）。

対象事業の状況、環境の保全のための措置の実施状況の調査地域は、計画地内とする。

④ 調査期間・頻度

調査期間は、施設の稼働が定常状態になる時期の 1 年間とする。調査頻度は、分類群に応じた適切な時期とする（表 13.2-22 参照）。

対象事業の実施状況の調査は着目種の状況の調査と同時に実施し、環境の保全のための措置の実施状況の調査は供用開始後に適宜実施する。

表 13.2-22　調査地域・地点、調査期間・頻度（生態系：供用時）

調査内容		調査地域・地点	調査期間・頻度
着目種の状況	オオタカの生息状況	動物の項目のオオタカの事後調査の結果を利用する。	
	キツネ、キジ、ニホンアマガエルの生息状況	計画地及びアクセス道路の境界から約200mの範囲	調査期間：施設の稼働が定常状態になる時期の1年間 調査頻度： 哺乳類は、4季（春、夏、秋、冬）各1回とする。 鳥類は、5季（春、初夏、夏、秋、冬）各1回とする。 爬虫類・両生類は、4季（春、初夏、夏、秋）各1回とする。 魚類は、4季（春、夏、秋、冬）各1回とする。 昆虫類は、4季（春、初夏、夏、秋）各1回とする。 底生動物は、4季（春、夏、秋、冬）各1回とする。
	関係種の生息状況		
	環境単位区分の分布状況		調査期間：施設の稼働が定常状態になる時期の1年間とする。 調査頻度：1季（夏又は秋）1回とする。

(8) 景観

本事業の供用時における造成地の存在、施設の存在に伴う景観への影響を把握するために事後調査を行う。

1) 造成地の存在、施設の存在に伴う景観への影響

① 調査内容

(ｱ) 景観の状況

主要な眺望景観の状況を調査する。

(ｲ) 対象事業の実施状況

予測条件とした、以下の項目を調査する。

・造成高さ、進出企業の建築物の状況
・土地利用等の状況
・緩衝緑地帯及び公開緑地公園の整備状況

(ｳ) 環境保全措置の実施状況

「第 11 章　環境の保全のための措置」に記載した環境の保全のための措置の実施状況を調査する。

② 調査方法

景観の状況は、写真撮影により調査する（表 13.2-23 参照)。

対象事業の状況、環境保全措置の実施状況は、現地確認及び関連資料の整理により調査する。

表 13.2-23　調査方法（景観：供用時）

調査内容		調査方法
景観の状況	主要な眺望景観の状況	写真撮影により調査する。

③ 調査地域・地点

主要な眺望景観の状況の調査地点は、予測地点と同様の地点とする（表 13.2-24 参照)。

対象事業の状況、環境保全措置の実施状況の調査地域は、計画地内とする。

④ 調査期間・頻度

主要な眺望景観の状況の調査期間は、施設の稼働が定常状態になる時期とする。調査頻度は 1 季 1 回とする（表 13.2-24 参照)。

対象事業、環境保全措置の実施状況の調査は、主要な眺望景観の状況の調査と同時に実施する。

表 13.2-24　調査地域・地点、調査期間・頻度（景観：供用時）

調査内容		調査地域・地点	調査期間・頻度
景観の状況	主要な眺望景観の状況	予測地点と同様の地点とする。	調査期間：施設の稼働が定常状態になる時期とする。 調査頻度：1季1回とする。

(9) 自然とのふれあいの場

本事業の供用時における造成地の存在、施設の存在、施設の稼働、自動車交通の発生に伴う自然との触れ合いの場への影響を把握するために事後調査を行う。

1) 造成地の存在、施設の存在に伴う自然とのふれあいの場への影響

① 調査内容

(ｱ) 自然とのふれあいの場の状況

自然とのふれあいの場として、石川川の河津桜の資源状況、周辺環境の状況、利用状況を調査する。

(ｲ) 対象事業の実施状況

予測条件とした、以下の項目を調査する。

・アクセス道路の整備状況

・自動車交通量

・発生集中交通量

(ｳ) 環境保全措置の実施状況

「第 11 章　環境の保全のための措置」に記載した環境の保全のための措置の実施状況を調査する。

② 調査方法

自然とのふれあいの場の状況は、写真撮影、現地確認及び関連資料の整理により調査する（表 13.2-25 参照）。

対象事業の状況、環境保全措置の実施状況は、現地確認及び関連資料の整理により調査する。

表 13.2-25　調査方法（自然とのふれあいの場：供用時）

調査内容		調査方法
自然とのふれあいの場の状況	石川川の河津桜の資源状況	写真撮影、現地確認及び関連資料の整理により調査する。
	石川川の河津桜の周辺の状況	
	石川川の河津桜の利用状況	

③ 調査地域・地点

自然とのふれあいの場の状況の調査地点は、アクセス道路と並行する区間の石川川の河津桜とする（表 13.2-26 参照）。

対象事業の状況、環境保全措置の実施状況の調査地域は、計画地内とする。

④ 調査期間・頻度

自然とのふれあいの場の状況の調査期間は、施設の稼働が定常状態になる時期とする。調査頻度は、河津桜の開花期を含む 4 季各 1 回とする（表 13.2-26 参照）。

対象事業、環境保全措置の実施状況の調査は、自然とのふれあいの場の状況の調査と同時に実施する。

表 13.2-26　調査地域・地点、調査期間・頻度（自然とのふれあいの場：供用時）

調査内容		調査地域・地点	調査期間・頻度
自然とのふれあいの場の状況	石川川の河津桜の資源状況	アクセス道路と並行する区間の石川川の河津桜とする。	調査期間：施設の稼働が定常状態になる時期とする。 調査頻度：4季各1回とする。
	石川川の河津桜の周辺の状況		
	石川川の河津桜の利用状況		

13.3　事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合の対応方針

事後調査の結果、環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合は、調査結果を検討し、必要に応じて影響要因を推定するための調査等を行う。その結果、環境影響が本事業に起因すると判断される場合は、改善のための措置等を行う。

13.4　事後調査の実施体制

(1) 事後調査書の提出時期

事後調査書は、施設の供用後に実施する調査完了後の適切な時期に提出することとする。

(2) 事後調査を実施する主体

事後調査は、都市計画決定権者である桶川市が主体となり実施する。

第 14 章　環境影響評価の受託者の名称、代表者の氏名及び所在地

第 14 章　環境影響評価の受託者の名称、代表者の氏名及び所在地

受 託 者 の 名 称：株式会社ポリテック・エイディディ
代 表 者 の 氏 名：代表取締役社長　山本　師範
主たる事務所の所在地：東京都中央区新富一丁目 18 番 8 号 RBM 築地スクエア